



出身国情報報告書

イラン

---

2009年8月6日

## 目次

---

### 序文

### 最新ニュース

2009 年 7 月 3 日から 8 月 6 日までの出来事

2009 年 7 月 3 日から 8 月 6 日までにイランが公表した報告書、又は閲覧された報告書

項目

### 背景情報

|                          |      |
|--------------------------|------|
| 1. 地理.....               | 1.01 |
| 地図 .....                 | 1.03 |
| イラン .....                | 1.03 |
| Tehran .....             | 1.04 |
| 2. 経済.....               | 2.01 |
| 3. 歴史.....               | 3.01 |
| 暦法 .....                 | 3.02 |
| 1979 以前 .....            | 3.03 |
| 1979 年から 1999 年 .....    | 3.05 |
| 2000 年以降.....            | 3.16 |
| 学生暴動 .....               | 3.25 |
| 議会選挙 – 2004 年 2 月 .....  | 3.41 |
| 大統領選挙 – 2005 年 6 月 ..... | 3.47 |
| 選挙 – 2006 年.....         | 3.53 |
| 選挙 – 2008 年.....         | 3.55 |
| 4. 最近の展開 .....           | 4.01 |
| 核開発.....                 | 4.01 |
| 大統領選挙 – 2009 年 6 月 ..... | 4.04 |
| 候補者.....                 | 4.05 |
| 抗議デモ .....               | 4.08 |
| 英国大使館職員 の 拘 禁 .....      | 4.15 |
| 5. 憲法.....               | 5.01 |
| 6. 政治制度 .....            | 6.01 |
| 政党 .....                 | 6.04 |

### 人権

|                       |      |
|-----------------------|------|
| 7. 概要.....            | 7.01 |
| 8. 犯罪.....            | 8.01 |
| Arazel va obash ..... | 8.01 |
| 9. 治安部隊 .....         | 9.01 |
| 概観 .....              | 9.01 |
| 警察隊.....              | 9.06 |
| 法秩序警備軍 .....          | 9.07 |

|                                                                                                     |              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| IRGCまたは Pasdaran (防衛隊) .....                                                                        | 9.08         |
| Qods 部隊 .....                                                                                       | 9.12         |
| バシジ .....                                                                                           | 9.14         |
| Ansar-e Hezbollah .....                                                                             | 9.16         |
| 国軍 .....                                                                                            | 9.18         |
| その他の組織 .....                                                                                        | 9.20         |
| 情報・治安省(MOIS) 及び Vezarat-e Ettela'at va Aminat-e Keshvar (VEVAK)<br>aka Ettela'at .....              | 9.20         |
| 恣意的逮捕と拘禁 .....                                                                                      | 9.22         |
| 拷問 .....                                                                                            | 9.24         |
| 超法規的処刑 .....                                                                                        | 9.29         |
| <b>10. 兵役 .....</b>                                                                                 | <b>10.01</b> |
| <b>11 司法 .....</b>                                                                                  | <b>11.01</b> |
| 組織 .....                                                                                            | 11.01        |
| 異議申立て .....                                                                                         | 11.09        |
| 独立性 .....                                                                                           | 11.10        |
| 公正な裁判 .....                                                                                         | 11.16        |
| 欠席裁判 .....                                                                                          | 11.19        |
| 保釈 .....                                                                                            | 11.21        |
| 判決の執行 .....                                                                                         | 11.22        |
| 刑法 .....                                                                                            | 11.23        |
| Qisas (同害報復) .....                                                                                  | 11.30        |
| 判事の知見 .....                                                                                         | 11.32        |
| 裁判所文書 .....                                                                                         | 11.37        |
| 召喚状 .....                                                                                           | 11.37        |
| 逮捕令状 .....                                                                                          | 11.44        |
| 報告 .....                                                                                            | 11.48        |
| 切断刑 .....                                                                                           | 11.49        |
| <b>12. 逮捕と拘禁 – 法的権利 .....</b>                                                                       | <b>12.01</b> |
| <b>13. 刑務所の現状 .....</b>                                                                             | <b>13.01</b> |
| <b>14. 死刑 .....</b>                                                                                 | <b>14.01</b> |
| 石投げ .....                                                                                           | 14.14        |
| <b>15. 政治的所属 .....</b>                                                                              | <b>15.01</b> |
| 政治的表現の自由 .....                                                                                      | 15.01        |
| 結社及び集会の自由 .....                                                                                     | 15.02        |
| 反対派グループと政治的活動家 .....                                                                                | 15.04        |
| Mojahedin-e Khalq Organisation (MEK/MKO) 又は People's<br>Mojahedin Organisation of Iran (PMOI) ..... | 15.05        |
| Rastakhiz Party 及び君主制主義者 .....                                                                      | 15.15        |
| Savak .....                                                                                         | 15.17        |
| Kurdish Democratic Party of Iran (KDPI) aka PDKI .....                                              | 15.18        |
| Komala .....                                                                                        | 15.22        |
| Partiya Jiyana Azada Kurdistan (PJAK) 又は Kurdistan Free<br>Life Party .....                         | 15.26        |
| <b>16. 発言の自由とメディアの自由 .....</b>                                                                      | <b>16.01</b> |
| 印刷メディア .....                                                                                        | 16.04        |
| テレビ/ラジオ .....                                                                                       | 16.07        |
| インターネット .....                                                                                       | 16.09        |
| 学問の自由 .....                                                                                         | 16.11        |
| ジャーナリストの扱い .....                                                                                    | 16.12        |

|                                              |              |
|----------------------------------------------|--------------|
| ブロガーの扱い.....                                 | 16.17        |
| <b>17. 人権のための施設と組織、活動家.....</b>              | <b>17.01</b> |
| <b>18. 汚職.....</b>                           | <b>18.01</b> |
| <b>19. 宗教の自由.....</b>                        | <b>19.01</b> |
| 概要.....                                      | 19.01        |
| 宗教人口統計.....                                  | 19.08        |
| 法的枠組み.....                                   | 19.09        |
| 背教者 (イスラム教からの改宗).....                        | 19.12        |
| 背教法案.....                                    | 19.15        |
| 転向者の訴追.....                                  | 19.20        |
| スンニ イスラム教徒.....                              | 19.25        |
| キリスト教徒.....                                  | 19.29        |
| キリスト教への改宗.....                               | 19.33        |
| ユダヤ教徒.....                                   | 19.36        |
| ゾロアスター教徒.....                                | 19.37        |
| シバーマンダ教徒.....                                | 19.40        |
| バハーイ教徒.....                                  | 19.42        |
| Ahl-e Haq (Yaresan).....                     | 19.53        |
| スーフィー教徒.....                                 | 19.55        |
| <b>20. 民族.....</b>                           | <b>20.01</b> |
| 概要.....                                      | 20.01        |
| クルド人.....                                    | 20.02        |
| アラビア人.....                                   | 20.10        |
| バルーチ族.....                                   | 20.13        |
| アゼリー人.....                                   | 20.16        |
| カシュガイ族.....                                  | 20.19        |
| <b>21. レズビアン、ゲイ、同性愛者及びトランス・ジェンダーの人々.....</b> | <b>21.01</b> |
| 概要.....                                      | 21.01        |
| 法律上の権利.....                                  | 21.05        |
| 証拠及び懺悔.....                                  | 21.08        |
| 法律の執行及び処刑.....                               | 21.11        |
| Social Protection Division.....              | 21.35        |
| 政府当局の扱いと態度.....                              | 21.41        |
| 社会の扱いと態度.....                                | 21.45        |
| トランス・ジェンダーと性転換者.....                         | 21.49        |
| <b>22. 障害.....</b>                           | <b>22.01</b> |
| <b>23. 女性.....</b>                           | <b>23.01</b> |
| 概要.....                                      | 23.01        |
| 法律上の権利.....                                  | 23.05        |
| 政治的権利.....                                   | 23.14        |
| 社会経済的権利.....                                 | 23.19        |
| 婚姻.....                                      | 23.22        |
| ‘Sigheh’ 又は一時的な婚姻.....                       | 23.25        |
| Mehriyeh.....                                | 23.30        |
| 姦通.....                                      | 24.34        |
| 離婚.....                                      | 24.39        |
| 服装規定.....                                    | 23.50        |
| 職場における女性.....                                | 23.56        |
| 教育.....                                      | 23.60        |

|                            |              |
|----------------------------|--------------|
| 女性に対する暴力.....              | 23.61        |
| 女性の権利組織に対する政府の鎮圧 .....     | 23.65        |
| 名誉の殺害 .....                | 23.75        |
| 健康及び福祉.....                | 23.78        |
| 人工中絶 .....                 | 23.78        |
| <b>24. 児童.....</b>         | <b>24.01</b> |
| 概要 .....                   | 24.01        |
| 基本的な法律情報 .....             | 24.04        |
| 法的な権利 .....                | 24.09        |
| 裁判及び刑罰上の権利 .....           | 24.11        |
| 児童に対する死刑 .....             | 24.19        |
| 児童養護及び保護.....              | 24.28        |
| 児童に対する暴力.....              | 24.36        |
| 教育 .....                   | 24.37        |
| 健康問題 .....                 | 24.46        |
| 売買 .....                   | 24.50        |
| <b>25. 売買.....</b>         | <b>25.01</b> |
| <b>26. 医療問題 .....</b>      | <b>26.01</b> |
| 概要 .....                   | 26.01        |
| 薬物 .....                   | 26.05        |
| 薬物中毒 .....                 | 26.06        |
| 不法薬物の状況.....               | 26.07        |
| HIV/AIDS – 抗レトロウイルス療法..... | 26.17        |
| 精神健康 .....                 | 26.22        |
| <b>27. 活動の自由 .....</b>     | <b>27.01</b> |
| イラン国外の亡命者／反体制派.....        | 27.15        |
| <b>28. 海外避難民.....</b>      | <b>28.01</b> |
| <b>29. 市民権及び国籍.....</b>    | <b>29.01</b> |
| <b>30. 偽造及び不正取得文書.....</b> | <b>30.01</b> |
| <b>31. 出国及び帰国 .....</b>    | <b>31.01</b> |
| <b>32. 雇用の権利.....</b>      | <b>32.01</b> |

## 附録

付録 A: 事件年表

Annex B – Political organisations

Annex C – Prominent people

Annex D – List of abbreviations

Annex E – References to source material

## 序文

- i この出身国情報報告書(COI Report) は、庇護/人権関連の決定プロセスに関与する職員の利用に向けて、英国国境庁(UKBA)の COI 局が作成した。同報告書は、イギリスで請求される庇護/人権申請において最も共通して提起される問題について、全般的な背景情報を提供する。報告書の本文には 2009 年 7 月 2 日時点で利用可能な情報が掲載される。「最新ニュース」の項にはさらに、2009 年 7 月 3 日から 8 月 6 日までにアクセスされた事件及び報告書に関する簡略な情報を掲載する。この報告書は 2009 年 8 月 6 日に公表された。
- ii この報告書は広い範囲の公認外部情報源から作成された資料を総括したものであり、UKBA の意見又は政策を一切含むものではない。報告書に掲載されるすべての情報は本文全体にわたって、最初の情報源の出典資料に帰属し、庇護/人権関連の決定プロセスに取り組む職員が利用できるようになっている。
- iii 同報告書は庇護及び人権申請で提起される主な問題に焦点を当てた特定の出典資料を簡潔に要約することを目的とする。詳細な調査或いは包括的調査を意図したものではない。詳細な説明については、関連する出典文献を直接検討するとよいだろう。
- iv COI 報告書の構成及び形式は、特定問題に関する情報への迅速な電子アクセスを必要とし、必要な主要項目を直接閲覧するために目次頁を利用する UKBA の意思決定者、並びに申請提示担当官が使用する様式を反映している。重要な問題はたいていの場合、専用の項目で多少とも掘り下げて取り上げられる他、他の項でも簡単に言及される場合がある。従って報告書の構成にはいくつか反復する箇所がある。
- v この COI 報告書に掲載される情報は、情報源の文献から特定できるものに限定される。特殊な話題に関連するすべての局面を網羅するために全力を尽くしているが、必ずしも関連情報を入手できるとは限らない。これにより、同報告書の掲載情報が実際に記述される範囲以上のことを含意すると解釈してはならないことが重要である。例えば、特殊な法律が可決されたという記述がある場合、記述がない限り有効に実施されたと解釈されてはならない。
- vi 上述の通り、この報告書は信頼できる多くの情報筋が作成した資料の総括である。報告書を取りまとめるに当たっては、異なる出典文献ごとに提供された情報間の矛盾を解決する試みは行われなかった。例えば、出典文献ごとに、記載される個人、場所及び政党名の訳語や表記が異なることはよくあることである。COI 報告書は表記の一貫性を生むのではなく、情報筋の出典文献で用いられた表記を忠実に反映することに主眼を置いている。これと同様に、数字もそれを提供した出典文献ごとに異なることがあるため、出典元の本文通り単純に引用した。「原文通り」という用語は本書では、引用された本文の誤った表記又は誤字を示す目的でのみ使用した。つまり、その使用は、資料の内容に関する意見を含意するためのものではない。

- vii 報告書は実質的に過去 2 年間に発行された出典文献に基づいている。ただし、直近により近い文献では入手できない関連情報を掲載するという理由から、それより古い出典文献が一部掲載された可能性もある。出典はすべて、この報告書が発行された時点で関連があるとみなされた情報を掲載するものである。
- viii この COI 報告書及び添付する出典資料は公文書である。COI 報告書はすべて、内務省ウェブページの RDS 欄上で公表されており、本報告書に関しては、出典資料の大部分がパブリックドメインで常時閲覧できる。同報告書で特定される出典文献が電子形態で閲覧可能な場合は、それに関連するウェブリンクがアクセス歴の日付と共に記載される。官庁又は購読サービスが提供する文献等の、アクセス可能性の低い出典文献の複製は、要請に応じて COI から入手することができる。
- ix COI 報告書は庇護受入国上位 20 カ国について定期的に公表される 21 位以下の庇護受入国に関しては、運用上の必要に従って COI 重要文献が作成される。UKBA 職員も情報要請サービスに常時アクセスし、特定の調査を要求することができる。
- x COI 局はこの COI 報告書を作成するに当たって、利用可能な出典資料の正確かつ偏りのない要約を提供することを目指した。この報告書に関する意見又は出典資料の追加に関する提言は常時受け付けており、以下の通り UKBA まで送付されたい。

#### 出身国情報部

UK 国境庁

Apollo House

36 Wellesley Road

Croydon CR9 3RR

United Kingdom

電子メール: [cois@homeoffice.gsi.gov.uk](mailto:cois@homeoffice.gsi.gov.uk)

ウェブサイト: [http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country\\_reports.html](http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country_reports.html)

#### 国別情報独立諮問団体

- xi 国別情報独立諮問団体(IAGCI)は、UKBA の出身国情報資料の内容について UK 国境庁の主任調査官に勧告を行う意図で 2009 年 3 月に同調査官によって設立された。IAGCI は UKBA の COI 報告書、COI の重要文書その他の出身国情報資料に関するフィードバックを歓迎する。IAGCI の職務に関する情報は、同調査官のウェブサイト <http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk> で閲覧可能である。
- xii この職務過程において、IAGCI は選定された UKBA の COI 文書を見直し、この文書に特定したより一般的な勧告を行う。IAGCI 又は国別情報諮問会議 (2003 年 9 月から 2008 年 10 月までに UKBA の COI 資料を調べた民間組

織)が見直した COI 報告書及びその他の文書の総覧は、  
<http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk/>で入手できる。

- xiii 注意：IAGCI の役割は UKBA の資料や手順を支持することではない。同団体が検討した一部の資料は、猶予のない上訴（NSA）リストに指定若しくは指定が提案される国に関係する。かかる場合は、同団体の職務はある特定の国を NSA に指定する決定又は提案、若しくは NSA のプロセス自体に関する決定若しくは提案に賛同する含意を示すことと解釈してはならない。

#### 国別情報独立諮問団体の連絡先

Office of the Chief Inspector of the UK Border Agency  
4<sup>th</sup> floor, 8-10 Great George Street,  
London, SW1P 3AE

電子メール：[chiefinspectorukba@homeoffice.gsi.gov.uk](mailto:chiefinspectorukba@homeoffice.gsi.gov.uk)

ウェブページ：<http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk/>



## 最新ニュース

---

### 2009 年 7 月 3 日から 8 月 6 日までの出来事

8 月 6 日 選挙に敗れた穏健派大統領候補 Mehdi Karubi は、Mahmud Ahmadinejad が大統領就任を果たした後、この数時間は街頭抗議行動を許可し軍による制圧を控えるよう話した。

RFE/RL, (Reuters) イランの大統領候補 Karubi が街頭抗議行動を許可するよう要求。2009 年 8 月 6 日

[http://www.rferl.org/content/Irans\\_Karubi\\_Says\\_Street\\_Protests\\_Should\\_Be\\_Allowed/1793698.html](http://www.rferl.org/content/Irans_Karubi_Says_Street_Protests_Should_Be_Allowed/1793698.html)

アクセス日付 2009 年 8 月 6 日

Mahmoud Ahmadinejad の 2 期目の大統領就任式は、通常は出席が予定される議員、有力聖職者その他の重要人物が欠席する中で取り行われた。

The Independent, テレビ放送の中止と欠席者続出で Ahmadinejad の宣誓就任式は台無しに。イラン大統領の就任に対し Tehran では「独裁者に死を」の声がやまない。2009 年 8 月 6 日

<http://www.independent.co.uk/news/world/middle-east/tv-blackout-and-boycott-mar-ahmadinejads-swearingin-1767919.html>

アクセス日付 2009 年 8 月 6 日

8 月 5 日 Mahmud Ahmadinejad はイラン大統領として 4 年任期の 2 期目の就任宣言を行い、「協力的」国家を目指すと述べた一方で、政権に対する「軽視、妨害及び侮辱は容赦しない」意向を示した。

宣誓就任式が行われた Tehran 中心部の議事堂周辺では、数百人の対立派支持者が結集し、建物への接近を阻む機動隊やバシジ民兵を取り囲んだ。

RFE/RL, Ahmadinejad の第 2 期宣誓就任式、2009 年 8 月 5 日

[http://www.rferl.org/content/Ahmadinejad\\_Sworn\\_In\\_For\\_Second\\_Term/1792824.html](http://www.rferl.org/content/Ahmadinejad_Sworn_In_For_Second_Term/1792824.html)

アクセス日付 2009 年 8 月 6 日

8 月 4 日 最高指導者 Ayatollah Ali Khamenei により承認された Mahmud Ahmadinejad 大統領の大統領就任からわずか数時間後に、Tehran では数百人もの市民が抗議に詰め掛け車のクラクションを鳴らしながら「独裁者に死を」と唱和した。

RFE/RL Ahmadinejad の大統領承認後に Tehran で抗議行動発生  
[http://www.rferl.org/content/Tehran\\_Protests\\_After\\_Ahmadinejads\\_Confirmation/1792284.html](http://www.rferl.org/content/Tehran_Protests_After_Ahmadinejads_Confirmation/1792284.html)

アクセス日付 2009 年 8 月 5 日

8 月 3 日 「イラン野党党首で選挙に敗れた大統領候補 Mir Hossein Musavi, は今のところ無党派の立場を保っている。しかし、強硬派が暴走する場合はこの姿勢が変わる可能性がある。Mahmud Ahmadinejad 大統領は現在、Musavi と Mohammad Khatami 元大統領の逮捕と訴追を正式に要求している。

RFE/RL 大物の裁判が続く中、強硬派は Musavi と Khatami の逮捕を要求。2009 年 8 月 3 日

[http://www.rferl.org/content/As\\_Mass\\_Trial\\_Continues\\_Hardliners\\_Demand\\_Arrests\\_Of\\_Musavi\\_And\\_Khatami/1791647.html](http://www.rferl.org/content/As_Mass_Trial_Continues_Hardliners_Demand_Arrests_Of_Musavi_And_Khatami/1791647.html)

アクセス日付 2009 年 8 月 4 日

- 8 月 1 日 「イランでは現在元副大統領、閣僚及び議員を含む多数の政府高官が法廷に立たされている。これは 1979 年のイラン革命以来初めてである。イラン国営 IRNA 通信は 8 月 1 日の開廷時点で法廷に立った被告の人数を特定しなかった。しかし、準国営 Fars 通信によれば、物議を醸した 6 月 12 日の大統領選挙後の街頭抗議行動への関与容疑で審理を受けた被告は 100 人を超えるということである。」

RFE/RL 選挙後の暴動を理由にイランの著名な革命派が出廷、2009 年 8 月 1 日  
[http://www.rferl.org/content/Prominent\\_Iranian\\_Reformists\\_Go\\_On\\_Trial/1790377.html](http://www.rferl.org/content/Prominent_Iranian_Reformists_Go_On_Trial/1790377.html)

アクセス日付 2009 年 8 月 2 日

- 7 月 30 日 「Neda Agha Soltan の没後 40 日の追悼記念と選挙後の他の暴動犠牲者の追悼を Neda の墓で行うために、野党は党首を含む数百人が Tehran 市内の Behesht Zahra に集まった。Mir Hossein Musavi 大統領候補も出席したが、警官隊は同氏を強制退去させ、その後抗議行動参加者を逮捕した。」

RFE/RL, Neda を悼む追悼者が Tehran Cemetery に集結、2009 年 7 月 30 日、  
[http://www.rferl.org/content/Mourners\\_Gather\\_To\\_Honor\\_Neda\\_In\\_Tehran\\_Cemetery/1789075.html](http://www.rferl.org/content/Mourners_Gather_To_Honor_Neda_In_Tehran_Cemetery/1789075.html)

アクセス日付 2009 年 7 月 31 日

- 7 月 28 日 「イランの最高指導者 Ayatollah Ali Khamenei は、論議を呼んだ大統領選挙以来複数の被拘禁者が拘束されているとされる Kahrizak 拘禁施設を閉鎖するよう命令した。この命令は有力穏健派とその支持者に燦ぶる不満、特に Mahmoud Ahmadinejad の筆頭副大統領任命について護憲評議会が直面する異論を軽減するための措置と見られている。」

RFE/RL, (Reuters) | イラン Khamenei が拘禁施設の閉鎖命令を出す、2009 年 7 月 28 日

[http://www.rferl.org/content/Irans\\_Khamenei\\_Orders\\_Closure\\_Of\\_Detention\\_Center/1787271.html](http://www.rferl.org/content/Irans_Khamenei_Orders_Closure_Of_Detention_Center/1787271.html)

アクセス日付 2009 年 7 月 28 日

- 7 月 27 日 「保守派閣僚の重鎮を解任したことを受け、Mahmoud Ahmadinejad 大統領は月曜日、これに報復するイラン保守強硬派から激しい反発を受けた。」

The Daily Telegraph, Mahmoud Ahmadinejad、強硬派の反発を浴びる、2009 年 7 月 27 日

<http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/middleeast/iran/5919705/Mahmoud-Ahmadinejad-faces-hardline-revolt-in-Iran.html>

アクセス日付 2009 年 7 月 27 日

- 7 月 21 日 改革派のウェブサイトの報告によれば、1979 年改革の父と呼ばれ、今回選挙で敗退した改革派候補 Mir Hossein Mousavi の支持者である Ayatollah Khomeini の孫 Hassan Khomeini は、Mahmoud Ahmadinejad の就任式出席を避けるため、イランを出国した。

Ayatollah Khomeini の孫の護憲評議員が大統領就任式を避けて出国、2009 年 7 月 21 日

<http://www.guardian.co.uk/world/2009/jul/21/iran-khomeini-ahmadinejad-inauguration>

アクセス日付 2009 年 7 月 21 日

- 7 月 17 日 「イランの最有力聖職者の 1 人 Hashemi Rafsanjani は、問題の大統領選挙後に発生した暴動の対処についてイラン政府に対する抗議演説を行った。この演説によって抗議行動が高まり、取締りが強化される結果になった。」  
The Guardian、イランの危機: Rafsanjani 政治体制を批判、2009 年 7 月 17 日  
<http://www.guardian.co.uk/world/2009/jul/17/iran-crisis-friday-prayers>  
 アクセス日付 2009 年 7 月 17 日
- 7 月 16 日 「顧問弁護士によれば、イランの安全保障を脅かす行動についてイラン当局に告訴され拘禁中の最後の英国大使は、今週のできるだけ早い段階で保釈されることが決まった。」  
The Financial Times、イランは拘禁中の最後の英国大使の釈放を決定。2009 年 6 月 28 日  
[http://www.ft.com/cms/s/0/cf6c83ee-71dc-11de-b7e1-00144feabdc0.dwp\\_uuid=36de51b2-4611-11de-803f-00144feabdc0.html?nclink\\_check=1](http://www.ft.com/cms/s/0/cf6c83ee-71dc-11de-b7e1-00144feabdc0.dwp_uuid=36de51b2-4611-11de-803f-00144feabdc0.html?nclink_check=1)  
 アクセス日付 2009 年 7 月 16 日
- 7 月 14 日 「国营通信の報道によれば、イラン当局は火曜日朝、イラン南東部の Zahedan 市内の刑務所で反体制スンニー派ムスリム 13 人に絞首刑を執行した。」  
The Daily Telegraph、イラン当局、反体制スンニー派ムスリム 13 人に絞首刑執行、2009 年 7 月 14 日  
<http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/middleeast/iran/5829475/Iran-executes-13-Sunni-Muslim-rebels.html>  
 アクセス日付 2009 年 7 月 14 日
- 7 月 10 日 「焼けつく暑さで土埃が立ち込める Tehran 市内が夕闇に暮れると、機動警察隊と強硬派民兵は警棒や銃、催涙ガスを使って中心部を埋め尽くす数万人の抗議行動者を撃退した。」  
Times Online、Tehran で機動隊と民兵が無防備な抗議者を撃退、2009 年 7 月 10 日  
[http://www.timesonline.co.uk/tol/news/world/middle\\_east/article6675448.ece](http://www.timesonline.co.uk/tol/news/world/middle_east/article6675448.ece)  
 アクセス日付 2009 年 7 月 10 日
- 7 月 9 日 「目撃者の話では、1999 年の学生暴動記念集会の禁止令を無視し、抗議行動に参加しようと Tehran 大学周辺に集結した改革派支持者およそ 250 人に対し、イラン警官隊は催涙ガスを使用し空中に威嚇射撃をして排除した。」  
Radio Free Europe/Radio Liberty、イラン警察が改革支持者を排除、2009 年 7 月 9 日  
[http://www.rferl.org/content/Iranian\\_Police\\_Disperse\\_ProReform\\_Protest/1773257.html](http://www.rferl.org/content/Iranian_Police_Disperse_ProReform_Protest/1773257.html)  
 アクセス日付 2009 年 7 月 10 日
- 「イラン強硬派政権は昨日、Tehran 市内で新たな抗議行動に遭遇した。警察は威嚇射撃と催涙ガスを使って数千人の市民を通りから追い払った。」  
The Daily Telegraph、警官隊が抗議行動者に発砲。2009 年 7 月 9 日  
<http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/middleeast/iran/5788925/Police-fire-shots-on-Iranian-protesters.html>  
 アクセス日付 2009 年 7 月 10 日

「イランの人権冒涇を象徴する不当な収監により亡命した学生 Ahmad Batebi は、1999 年学生暴動記念日に新たな暴動を呼び掛けた。」

[The Daily Telegraph](http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/middleeast/iran/5789372/Exiled-Iranian-student-Ahmad-Batebi-the-face-of-1999-protest-urges-anniversary-unrest.html), 1999 年学生暴動の中心的人物であったイラン人亡命学生が記念日の運動を呼び掛ける、2009 年 7 月 9 日

<http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/middleeast/iran/5789372/Exiled-Iranian-student-Ahmad-Batebi-the-face-of-1999-protest-urges-anniversary-unrest.html>

アクセス日付 2009 年 7 月 10 日

7 月 7 日 「イラン野党党首は争点の 6 月選挙後に国が陥った『治安状況』を批判した。

[BBC News](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/8137718.stm), 非難を浴びたイランの『治安状況』、2009 年 7 月 7 日

[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle\\_east/8137718.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/8137718.stm)

アクセス日付 2009 年 7 月 10 日

7 月 6 日 「国営テレビの報道によれば、イラン最高指導者 Ayatollah Ali Khamenei はイランの国政干渉に対し西側諸国に警告を発した。」

[Radio Free Europe/Radio Liberty](http://www.rferl.org/content/Khamenei_Warns_West_Not_To_Interfere_In_Iran/1770314.html), Khamenei イランへの干渉について西側に警告、2009 年 7 月 6 日

[http://www.rferl.org/content/Khamenei\\_Warns\\_West\\_Not\\_To\\_Interfere\\_In\\_Iran/1770314.html](http://www.rferl.org/content/Khamenei_Warns_West_Not_To_Interfere_In_Iran/1770314.html)

アクセス日付 2009 年 7 月 10 日

7 月 5 日 「先月実施された争点の大統領選挙後数日間の中にイラン当局が執行した一連の処刑について報道熱が高まる中、1 人の弁護士が、抗議行動への参加により現在拘禁中の数人の弁護活動において進行中の訴訟に関する洞察を報道記者に提供した。」

[The Jerusalem Post](http://www.jpost.com/servlet/Satellite?cid=1246443716992&pagename=JPost%2FJPArticle%2FPrinter)、イラン人弁護士、誤った自白で依頼者は解放されると表明、2009 年 7 月 5 日

<http://www.jpost.com/servlet/Satellite?cid=1246443716992&pagename=JPost%2FJPArticle%2FPrinter>

アクセス日付 2009 年 7 月 10 日

「拘禁中の在 Tehran 英国大使館のイラン人職員 を担当する弁護士によれば、依頼者は『治安違反行為』罪で起訴された。Abdolsamad Khorramshi 弁護士によれば、依頼者は現在 Evin 刑務所に収監中で、間もなく審理が始まる予定だということである。」

[Iran Focus \(AP\)](http://www.iranfocus.com/en/iran-general/british-embassy-employee-in-iran-charged-18255.html), 在イ英国大使館職員が起訴される、2009 年 7 月 5 日

<http://www.iranfocus.com/en/iran-general/british-embassy-employee-in-iran-charged-18255.html>

アクセス日付 2009 年 7 月 6 日 accessed 6 July 200

7 月 3 日 「あるイラン人有力聖職者は、国民間の亀裂に更なる緊張を与えた運動として、選挙後の暴動扇動容疑で起訴された英国大使館職員の裁判は金曜日に行われることになったと話した。イランで強大な影響力を誇る護憲評議会議長 Ahmad Jannati が Tehran 市内の祈祷で語ったところによれば、『大使館はこの事件の近くにあり、数人の職員が逮捕された。当然ながら職員は裁かれることになり、既に自白が提示された。』英国政府によれば、当初イラン当局に拘禁された職員 9 人のうち現時点で 7 人が釈放された。」

[Iran Focus \(AFP\)](http://www.iranfocus.com/en/iran-general/iran-to-put-british-embassy-staff-on-trial-18243.html), イラン当局、英国大使館職員の審理を開始、2009 年 7 月 3 日

<http://www.iranfocus.com/en/iran-general/iran-to-put-british-embassy-staff-on-trial-18243.html>

アクセス日付 2009 年 7 月 4 日

## 2009年7月3日から8月6までにイランが公表した報告書、又は閲覧された報告書

### Foreign Policy Centre <http://fpc.org.uk/>

ゆりかごから墓場まで: イランにおける子供処刑に関する報告書、2009年6月30日  
<http://fpc.org.uk/fsblob/1063.pdf>

アクセス日付 2009年7月1日

### OpenNet Initiative <http://opennet.net/>

イランにおけるインターネットフィルタリング、2009年6月16日  
[http://opennet.net/sites/opennet.net/files/ONI\\_Iran\\_2009.pdf](http://opennet.net/sites/opennet.net/files/ONI_Iran_2009.pdf)

アクセス日付 2009年7月10日

### Reporters sans Frontiers <http://rsf.org/>

リアルタイムで説明する報道の自由侵害、2009年8月5日  
<http://rsf.org/Press-freedom-violations-recounted.html>

アクセス日付 2009年8月6日

### Amnesty International <http://amnesty.org>

当局の引締め強化によりイランで絶え間なく発生する逮捕者と犠牲者、2009年7月23日

<http://www.amnesty.org/en/news-and-updates/news/arrests-deaths-continue-iran-authorities-tighten-grip-20090722>

2009年8月5日

### Freedom House <http://freedomhouse.org>

世界の自由 2009 イラン編、2009年7月16日

<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2009&country=7627>

アクセス日付 2009年8月6日

### Minority Rights Group Internatioal <http://minorityrights.org>

世界における少数派の状況 2009、イラン、2009年7月 Iran, 16 July 2009

<http://www.minorityrights.org/7948/state-of-the-worlds-minorities/state-of-the-worlds-minorities-and-indigenous-peoples-2009.html>

アクセス日付 2009年8月6日

上記以外の報告書はUNHCRの refworld database: [www.unhcr.org/refworld](http://www.unhcr.org/refworld) 及び欧州出身国情報ネットワークデータベース [www.ecoi.net](http://www.ecoi.net) で入手可能である。

## 背景情報

### 地理

- 1.01 「イラン・イスラム共和国はアジア西部に位置し、北をアゼルバイジャン及びトルクメニスタンと接し、西をトルコ及びイラクと接し、南をペルシャ(アラビア)湾及びオマーン湾岸と接し、東をパキスタン及びアフガニスタンと接する。」 (Europa、アクセス日付 2009 年 5 月 22 日) [1a] (位置、気候、言語、宗教、国旗、首都) 国土面積は 160 万平方キロメートル (636,295 平方マイル)である。(US State Department (USSD) 背景説明、2008 年 3 月) [4u] (地理) 「気候はこの国の極端な要素の 1 つである。夏は 55°C (131°F) を記録したこともあるが、冬場は高地が多いため -18°C (0°F) 以下になる。」 [1a] (位置、気候、言語、宗教、国旗、首都) 首都は Tehran 市で、人口は 1200 万から 1500 万人と推定される。(FCO Country Profiles – イラン、2008 年 5 月 7 日) [26d] 総人口は 7050 万人と推定される (2007 年の推定)。 [4u] (国民)
- 1.02 主要言語はペルシャ語(Farsi)で、国民のおよそ 50%の母国語である。国民の 58%はペルシャ語方言を含むペルシャ語を話す。国民の 26%がトルコ語、9%がクルド語、2%がルーリーの後、1%がバルーチ(パローチ)語で、1%がアラビア語、さらに 1%がトルコ語を話し、残りの 2%はこれ以外の言語を話す。(USSD 背景説明、2008 年 3 月) [4u] (国民) (Europa、アクセス日付 2009 年 3 月 22 日) [1a] (位置、気候、言語、宗教、国旗、首都) 「(縦横比 4 対 7)は緑、白及び赤の幅の異なる 3 色の横帯で構成され、中央にイスラム・イラン共和国の国章(アラーの言葉を図案化したもの)が描かれている。赤帯と緑帯の上下には「アッラーフ・アクバル」 (「神は偉大なり」)の言葉が白字のクーフィー体で 11 回記されている。」 [1a] (位置、気候、言語、宗教、国旗、首都)

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)



## 地図

## イラン

- 1.03 イラン: <http://www.un.org/Depts/Cartographic/map/profile/mideastr.pdf> [10a]  
<http://www.un.org/Depts/Cartographic/map/profile/iran.pdf> [10am]



## Tehran

- 1.04 <http://mappery.com/map-name/Tehran-Iran-Map> [131]

目次に戻る  
 出典リストへ



## 経済

### 2.01 2009 年 6 月 15 日付けの Congress Research Service の資料、イランの経済状況: 米国政策問題が提示する国内経済情勢の概観によれば、

「2000[会計]年度以降、イラン経済は年平均実質経済成長率 6.4%前後の実績を示してきた。2007 年度の実質[国内総生産]GDP の年平均成長率は 7.8% に達した... 近年の経済成長は優先部門への公共投資、金融財政政策の拡大、信用市場と民間消費の成長拡大に牽引されたものである。最近の国際石油価格の高騰にもかかわらず、石油・天然ガス部門の経済成長への貢献はわずかであった。石油経済は低生産量と不十分な投資という憂き目に遭った。イランに対する米国及び国連による経済制裁に貧弱な国内事業環境が加われば、イランの公共投資が低迷する可能性がある。2008 年後半の国際石油価格の下落、国内経済政策の失敗、及び最近の世界的経済不振を乗切するための石油歳入基金の漸減により、イランの経済成長は 2009 年と 2010 年は低下すると予想される。

「イラン経済は長引く二桁インフレによって成長を阻まれている。中東及び中央アジアの石油輸出国全体が高いインフレに見舞われているが、イランは其中でも高い方である。イランの平均消費者物価指数(CPI)に基づくインフレは、2007 年度は 17.1%に達し、2008 年度には 28.0%に上昇すると予測される。一部の予測では、イランのインフレ率は今や 30%を超えているとされる。イラン国民は、米、鶏肉及び卵等の基礎食料や住宅価格の値上げが引き起こした実質賃金の目減りに苦しんでいる。インフレの影響を最も強く受けたのは貧困層であった。2005 年の大統領選挙で Ahmadinejad 現大統領を支えたのは農村地域の貧困層である。国内の経済困難にもかかわらず、2008 年 3 月 14 日の議会選挙では Ahmadinejad に対する支持はわずかに減少しただけだった。

「インフレ上昇に寄与した内的要因には、政府の経済拡大政策と消費需要の高まりが挙げられる。外的要因には、イランに対する経済制裁と食品及びエネルギー輸入価格の上昇が挙げられる。今のインフレ率は、Ahmadinejad が銀行貸付金利を過去のインフレ率まで抑制する努力を行った結果であった。中央銀号はこの引上げにはんたいした。国際石油価格及び他の商品価格の低下により、インフレ率はここ数カ月間で落ち着くと見られている。

「失業率は依然として高く、2008 年には 12.5%に達する見込みである。一部の観測筋は、実際の失業率はイラン政府が報告した数字よりも高いという意見で一致している。2002 年には、イラン国民の少なくとも 5 分の 1 が貧困ラインを下回った。イランは若年層が確保されていて、毎年およそ 750,000 人の新たなイラン人労働力が労働市場に参入し、新規雇用創出という圧力で政府を苦しめている。若い技能労働者及び知的労働者の海外移住は今もイランの頭痛の種である。IMF の報告によれば、イランは世界で最も『頭脳流出』率の高い国である。」 [78c] (p4-5)

### 2.02 2009 年 3 月 19 日に更新された Foreign and Commonwealth Office のカントリープロファイルイラン編では以下のように報告された。

「GDP (2006) : 184 億 5000 万米ドル

「国民 1 人当たり GDP (2008) : 52 億 4700 万米ドル

「GDP 成長率 (2006): 4.7%

「インフレ: (推定) 11.2%

「失業率: (推定) 11%

「基幹産業: 石油生産は輸出収入のおよそ 80%、政府収入の 50%を占める。  
その他の主要貿易部門は、ガス、石油化学製品、鉱物、農産物、自動車生  
産、鉱物性生産品、金属加工及び食品加工である。」 [26d]

2.03 2009 年 6 月 30 日現在の為替は 1 ユーロ 16,299 リアール (IRR)であった。  
[40a]

雇用の権利も参照のこと。

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 歴史

- 3.01 1935 年まで西側には古くからペルシャとして知られ、かつては独立した大帝帝国を誇ったイランの古代国家は、幾度となく王朝の交代を繰り返し、その領土は数世紀にわたって目まぐるしく変化してきた。7 世紀にアラブ人に侵略され、その後セルジューク・トルコ及びモンゴルの侵攻を受けるなど幾度も権力拡大抗争の渦中に巻き込まれた。しかし、イランはどのような時にも国家的同一性を回復し、政治的にも文化的にも他国と異なる存在として発展をしてきた。(Europa、2009 年 5 月 22 日アクセス) [1a] (近代史) (USSD 背景説明、2008 年 3 月) [4u] (歴史)

## 暦法

- 3.02 「イラン暦(別名ペルシア暦又はアフガン暦)は現在イラン及びアフガニスタンで用いられている太陽暦である。これは規則性よりも観測を重視する暦法で、Tehran の宇宙観測結果から正確に算出される春分点を基準に一年が始まる。」(Iran Chamber Society、2009 年 2 月 6 日アクセス) [58] 「イラン暦は 3 月 21 日に始まり、最初の 6 ヶ月が 31 日、次の 5 ヶ月が 31 日で最後の月が 29 日 (4 年に 1 度は 30 日)になる。この体系は紀元後 622 年の預言者ムハンマドのメッカからの聖遷に関係するが、イスラム暦と異なり太陽年を基にする。対応するグレゴリ暦は、イランの日付に 621 年を加算して求められる。イラン年 1387 年は 2008 年 3 月 21 日から始まった。」(Economist Intelligence Unit カントリープロフィール、2008 年 10 月 1 日) [24a] (p2)

日付をイラン暦からグレゴリオ暦に変換するには、以下のリンクを参照のこと。

[http://www.iranchamber.com/calendar/converter/iranian\\_calendar\\_converter.php](http://www.iranchamber.com/calendar/converter/iranian_calendar_converter.php) [58]

## 1979 以前

- 3.03 「イラン近代史は 1905 年の国家主義者による王朝廃止運動の蜂起と 1906 年の立憲君主制に始まった。1908 年の油田発見はその後のイランの歴史と発展における重要な要因になるとされた。1921 年、ペルシア・コサック旅団のイラン人将校 Reza Khan が政権を掌握した。1925 年、カジャール朝を失脚させると、皇帝に即位しパフラヴィー王朝を確立し、Reza 皇帝としておよそ 16 年間支配した。Reza 皇帝はイランの近代化及び政教分離政策を強行し、部族と地方に対する権限を回復した。第二次世界大戦中、(英ソ)連合軍はイランとナチスドイツとの緊密な関係に懸念を示した。1941 年 9 月にイラン西部が英ソ連合軍によって占拠されたのを受け、Reza 皇帝は退位に追い込まれた。その後息子の Mohammad Reza Pahlavi が皇帝に即位し、その支配は 1979 まで続いた。」(USSD 背景説明、2008 年 3 月) [4u] (歴史)
- 3.04 「1978 年、悪名高い保安・情報機構の虐待行為を含む、王朝体制をめぐる政教対立から発生した国内暴動が革命に発展した。この革命は国家主義者、イスラム教徒、マルクス主義者その他の反皇帝派勢力を含む複数の集団で構成された。」(USSD 背景説明、2008 年 3 月) [4u] (歴史) 1978 年半ば過ぎ

の時点で、反皇帝派左翼及び自由主義政党、さらにイスラム主義活動家を含む反皇帝派勢力の抗議デモ及びストライキは全国に広がった。最も有力な反皇帝派勢力は、1964年に反体制派活動で追放され、当時フランスを拠点に活動していた、王朝政治に強く反対する原理主義者でシーア派ムスリム指導者 Ayatollah Khomeini の支持者であった。(Europa、2009年5月22日アクセス) [1a] (近代史)

## 1979年から1999年

3.05 「暴動の悪化により、1979年1月、皇帝は国外退去を余儀なくされた。Khomeini は2月1日に Tehran 入りすると、11日に事実上国家指導者に就任した。革命暫定政府と協力して国家統治を行う意図で、15人構成の Islamic Revolutionary Council が結成され、4月1日に、イランはイスラム共和国として宣言され、*Wali Faqih* [ *Veli-ye Faqih*、文字通り「イスラム法学者」による統治]、[隠れたイマーム派指導者である12代目イマームの不在の間、指導者の義務を遂行する] 宗教指導者に最高権力が授与された。これは当初 Khomeini であったが、1982年12月に実施された選挙で専門家会議又は *Majlis-e Khobregan* が任命された。これは8年を任期とする86人のシーア派聖職者で構成され、次期最高指導者を選出する機関である。1980年の暫定政府退陣後、1981年に大統領が辞任し、1981年10月に次期大統領と首相が暗殺され、その後の大統領選挙で Hojatolislam Ali Khamenei が勝利し Mir Hussein Moussavi が首相に任命された。(Europa、2009年5月22日アクセス) [1a] (近代史)

3.06 1980年9月、紛争中の Shatt al-Arab 水路の利権を主張するイラクがイランに侵攻した。これは明らかにイラク軍の急襲による勝利を期待したものであった。イラン軍はこれに強く抵抗し1982年初めに反撃に転じた。これにより両国の戦争は長期的な消耗戦に発展し、1988年8月になってようやく停戦が発効した。和平交渉は Shatt al-Arab 水路、戦争捕虜の交換及び国境内の駐留軍撤退をめぐる論争で暗礁に乗り上げた。この交渉プロセスは1990年9月にイラクの Saddam Hussein 大統領が湾岸戦争の前段階においてイランとの正式な和平協定と外交関係の回復を求めた時点で、大きく前進した。(Europa、2009年5月22日アクセス) [1a] (近代史)

3.07 1989年6月3日、Khomeini 最高指導者が死亡し、*Wali Faqih* として Ali Khamenei が後継した。同氏はその地位に関する憲法的要請に応えるという大義名分で、最高指導者という聖職者階級に一気に上りつめた。1989年7月の大統領選挙で、Ali Akbar Hashemi Rafsanjani は「形ばかりの」対立候補者に圧勝した。また、国民投票の有権者も憲法改正案を支持した。最も重要な改正案は首相の廃止とそれに伴う大統領の権限拡大であった。(Europa、2009年5月22日アクセス) [1a] (近代史)

3.08 US Library of Congress Federal Research Division (LOC/FRD) の2008年5月の報告書によれば、

「Ali Akbar Hashemi Rafsanjani (1989–97)の統治期間は、1992年までは改革派が議会の過半数を支配し、Rafsanjani の提唱した経済改革と近隣諸国との関係正常化を支持した。1992年と1996年の両議会選挙で保守派が議席の過半数を獲得すると、保守派はその立場を利用して Rafsanjani 政権が

支持した多くの改革案を弱体化又は却下する方針を徹底した。Rafsanjani を後継した Mohammad Khatami (1997–2005 在任) も同じ妨害に遭遇した。2000 年の議会選挙では改革派が過半数議席を獲得し、重要な次期改革法案を成立させた。議会の支配力失った保守派は、司法府及び官僚への影響力を利用して、その地位を脅かすと考える改革案を阻止しようとした。保守派は 2004 年の議会選挙で支配力を回復した。」 [79a]

- 3.09 二期目の満了後、Rafsanjani の後任として Sayed Muhammad Khatami が就任した。(Europa、2009 年 5 月 22 日アクセス) [1a] (近代史) 1997 年 3 月、同氏は、5 年任期の上院 Council to Determine the Expediency of the Islamic Order (議会と護憲評議会の意見が対立した場合に仲裁する機関) の議長に任命され、政治生活における重要な役割を維持した。[1a] (近代史)
- 3.10 1997 年 8 月、「改革主義者」とみなされ、イランの建築業界、知識階級、専門家、女性及び青少年団体から支持を集める Sayed Muhammad Khatami 大統領は 5 月の選挙で圧勝し、大統領に就任した。(Europa、2009 年 5 月 22 日) [1a] (近代史)
- 3.11 「[Khatami] 政権下では、様々な視点を示す民間新聞社及び雑誌社が設立され、政府当局は男女間の社会的行動に関する規制強化を緩和した。改革派は 1999 年の全国地方選挙で 80% の議席を獲得し、次の年には議会選挙で圧倒的多数を獲得した。」(FH、2008 年) [112c] 1997 年から 2005 年まで在任した Khatami は、開放的政治、報道の自由及び米国との緊張緩和の推進路線で周知である。(RFE/RL、2008 年 3 月 13 日) [42aj] これに対し、Khamenei 最高指導者は西側軍及び、特に米国とイスラエルとの文化交流を公然と非難する姿勢を維持した。西側諸国のコメンテーターは両者の異なる声明をイランの「穏健派」と「保守派」間の対立を示すものと説明した。(Europa、2009 年 5 月 22 日アクセス) [1a] (近代史)
- 3.12 Ayatollah Hussein Ali Montazeri は、最高指導者の支配に説明責任がないことに疑問を提示した。同氏は Ayatollah Khamenei の行動は越権行為であり、国民選挙に委ねるべきであり、現在の権限を縮小し、これまでの行動に関する国民批判に対し説明責任を果たし、明確にすべきだと述べた。同氏は、執筆を担当したイスラム共和国憲法を改正し、改革派党首 Mohammad Khatami 大統領の国軍及び治安部隊への指揮力を認めるべきだと提言した。イランの保守系新聞は Montazeri から Grand Ayatollah の聖職者称号を排除し、『単純思考の』聖職者と表現し、聖都 Qom において自宅監禁されたと説明した。同氏は 5 年後の 2003 年 1 月半ば過ぎに開放された。(BBC News、2003 年 1 月 30 日) [21cy]
- 3.13 1999 年、1979 年のイスラム革命で王朝が転覆して以来の長期にわたる国交断絶を経て、イギリスとイランは大使館レベルの外交関係を全面的に回復した。(BBC News、2002 年 9 月 24 日) [21y]
- 3.14 改革導入に向けた Khatami 大統領の努力は抵抗に遭い続けた。新聞の検閲問題は保守派議員と改革派議員の間で次第に対立の焦点になりつつあった。(Europa、2009 年 5 月 22 日アクセス) [1a] (近代史) この対立は暴力行為に発展した。[1999 年]7 月、Khatami 大統領と緊密な関係にある『改革派系』新聞 Salam 紙が発禁処分を受け、これに反発して Tehran 大学では小規模な



学生抗議デモが発生した。この抗議デモは全国的に拡大し、警察は暴力行使でこれに対応した。」学生集会は保守強硬派系自警団 **Ansar-e Hezbollah** との衝突で離散した。伝えられるところによれば、衝突を傍観していた警察は過剰な武力行使により学生寮を襲撃した。学生が窓から放り投げられたという報告もあった。翌日早朝に学生指導者が逮捕された。イラン当局のその後の発表によれば、学生 1 人が死亡した。[1a] (近代史)

- 3.15 「この大学襲撃に加担したという理由で、1 年の間に警察庁長官及び Tehran 警察署長が解任された他、警官 100 人が逮捕された。2000 年 7 月、元 Tehran 警察署長と 17 人の共同被告は警察の大学不法侵入罪で無実判決を受けた。警官 2 人は禁固刑を宣告されたが、比較的微罪の有罪判決であった。暴動関連罪の容疑で裁判にかけられた学生デモ参加者のうち、主謀容疑の指導者 4 人が死刑を求刑されたが、2000 年 4 月に禁固 15 年に減刑された。45 人は拘禁中で 20 人は無罪になった。」(Europa、2009 年 5 月 22 日アクセス) [1a] (近代史)

目次に戻る  
出典リストへ

## 2000 年以降

- 3.16 「2000 年の議会選挙は、2006 年を通じて続いた強硬派聖職者の激しい反発を助長した。投票から 4 年間にわたって、保守派系の司法府は 100 社を超える改革派系新聞を閉鎖し、数百人の自由主義のジャーナリスト及び活動家を投獄した。治安部隊は学生抗議活動の拡大を弾圧した。議会では重要な政治及び経済改革が承認されたが、護憲評議会によって却下された。」(FH、2008 年) [112c]
- 3.17 2000 年 8 月、Khorramabad で行われた学生集会で、改革派知識人 **Mohsen Kadivar** と **Abdul Karim Soroush** が警棒やナイフを振りかざす半官自警団によって講演を妨害された。その後、学生と自警団員の衝突に発展し、警官 1 人が死亡し、複数が負傷した。イラン当局は 150 人を逮捕した。(USSD、2001 年 2 月) [4h]
- 3.18 2000 年 11 月、4 月にベルリンで行われた会議中にイランの政治家について言ったとされる発言について、調査ジャーナリスト **Akbar Ganji** の審理が行われた。同氏は 4 月、イランに帰国と同時に逮捕され、長期間の独房監禁を含めその後 6 カ月間拘禁された。**Ganji** は法廷で、収監中に殴打及び拷問を受けたと供述した。**Ganji** は過去に、治安部隊が行ったとされる反体制派及び知識人の処刑事件に **Rafsanjani** 前大統領が関与したとする記事を執筆したことがある。(USSD、2001 年 2 月) [4h]
- 3.19 イラン政府は 2001 年 9 月 11 日のテロ攻撃を激しく非難すると共に、**bin Laden** への攻撃において米国が空軍基地を使うことを許可する決定を下した。(CNN.com、2001 年 9 月 25 日) [14r] だがイランは、2001 年 10 月 8 日の米国によるアフガニスタン爆撃攻撃を公然と非難しながらも、水面下では米国に最低限の協力を行うと約束した。(RFE/RL、2001 年 10 月 22 日) [42am]



- 3.20 Khatami は 2001 年の選挙において得票率 78%で再選を果たしたにもかかわらず、保守派聖職者の支配を抑えようとしなかった。Khatami は、却下された改革法案を可決するための国民投票を要求する改革派議員の度重なる請願を聞き入れる代わりに、抗議デモを自制するよう公共の場で国民に繰り返し訴えた。改革運動の拡大において、Khatami は 強圧的体制に対する民主的姿勢について非難された。多くのイラン国民が政府主導改革に失望し、2003 年の地方議会選挙では記録的な投票率の低下を受けて、保守強硬派が圧勝した。(FH、2008 年) [112c]
- 3.21 2002 年初め、米国大統領が一般教書演説の中で、イランは大量破壊兵器を積極的に開発し、『テロを輸出している』とあからさまに非難し、イランをイラク及び北朝鮮と共に『悪の枢軸』の 1 つと言及したことによって、対米関係は急速に悪化した。(Europa、2008 年 12 月 8 日アクセス) [1a] (近代史) この発言はイラン上層部から極めて強い言葉で非難され、Khatami 大統領は米大統領を『戦争を挑発する者』と強く非難した。 [1a] (近代史)
- 3.22 2002 年 9 月、イラン政府は新たに指名された英国大使候補を受入れた。前候補者が保守派系新聞の中でユダヤ主義者のスパイと表され、イラン政府に否認されたことから発生した 8 カ月にわたる論争に終止符が打たれた。(BBC News、2002 年 9 月 24 日) [21y]
- 3.23 2002 年 9 月、Khatami 大統領は改革路線の障害を克服する意図で立案された新たな法案を議会に提出した。新法案の 1 つは、国家機関が憲法に反する越権行為を行った時に警告を発するよう大統領の権限拡大を要求するものだった。Khatami 大統領はここ数年、新聞の恣意的閉鎖や大統領支持者の投獄に抗議する警告を頻繁に発したが、この警告は無視されてきた。この法案には、護憲評議会の選挙立候補者選出権限を抑制する意図で立案された別の法案が含まれた。両法案は 2002 年末までに問題なく議会を通過したが、護憲評議会が承認する様子はなく、2003 年 4 月 1 日、この選出法案は修正を求めて議会に戻された。(BBC News、2003 年 4 月 2 日) [21ax] この 2 大法案は 2003 年 6 月 9 日までに護憲評議会に委託されたが、再び却下された。(Asia Times Online、2003 年 6 月 5 日) [46a] Khatami 大統領はこれに対し、次なる政治プロセスの公益評議会(最高評議会のこと)に法案を委ねるつもりはなく、この場合は遠回りだと述べ、(2004 年に予定される)次期議会選挙までに議会と護憲評議会の紛争が解決することを希望すると述べた。(BBC News、2003 年 8 月 13 日) [21bo]
- 3.24 「改革派の失策に対する国民の失望と、改革派政黨員の選挙候補者が護憲評議会にほぼ全面的に否認されたことで、保守強硬派は 2004 年 2 月の議会選挙において大勝利を果たすことに成功した。この勝利で勢いづいた護憲評議会は、国民の自由を抑制する方針に一気に移行した。これによって複数の改革派系新聞が発禁処分を受け、多数のジャーナリスト及び市民団体活動家が逮捕された。イラン当局は言論の自由の最後の避難所 – インターネットを攻撃した。
- 「2005 年 6 月の大統領選挙は、改革派の政治権力の最後の砦を吹き飛ばした。護憲評議会は支持層の厚い改革派候補者を否認することで反体制派の敗北を確実にした。一方では、政権交代を求める国民の願望が反映された形で Mahmoud Ahmadinejad Tehran 市長 が他の公認候補を押さえて二期目

当選を果たした。鍛冶工の息子である Ahmadinejad は質素な服装で、労働者階級に近い場所で生活を送っている。Ahmadinejad はイランでは 20 年余年ぶりの非聖職者の大統領として、高級官僚の腐敗を排除し、イランの石油収入を貧困層及び中産階級層に再配分するという公約に基づく政策を推進した。」(Freedom House、2008 年 7 月 2 日 [112c])

大統領選挙 – 2005 年 6 月 も参照のこと。

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 学生暴動

3.25 Immigration and Refugee Board of Canada (CIRB) の 2000 年 7 月の報告書によると、1999 年 7 月の学生デモに関与した理由で学生以外の者を含む一部の個人が依然として逮捕の危険にさらされており、警察は公開写真及び映像を使ってデモ参加者を特定しているようである。また、1999 年 7 月の抗議デモ参加者も逮捕される可能性があるということであった。しかし、逮捕された場合は、1999 年 7 月の抗議デモ以外の理由、例えば麻薬犯罪等で別件起訴される可能性が高いということである。 [2v]

3.26 2001 年 8 月の別の CIRB 報告書が述べたところによれば、

「Islamic Republic News Agency (IRNA) が伝えた 2000 年 12 月 12 日付けの Iranian Student's News Agency (ISNA) の報告書によれば 1999 年 7 月に Tabriz で発生した事件の関係者として拘束した学生 2 人を含む 5 人を釈放したということである (IRNA 2000 年 12 月 14 日)。この記事によれば、これは 1999 年 7 月に Tabriz で起こった事件の関係者として拘束された最後の学生集団で、Seyyed Ali Khamene'i イスラム革命最高指導者から恩赦を与えられたという。」 [2w]

しかしこの報告は、International Federation for Human Rights (FIDH) が 2005 年 2 月 11 日の第 61 回 UNCHR 会議で提出した仲介書の内容と矛盾していた。

「1999 年の抗議運動の関係者として、今も学生数十人が収監されている。Ahmad Batebi、Manoutchehr Mohammadi、Mehrddad Lohrasbi、Akbar Mohammadi、Farzad Hamidi 及び Peyman Piran である。学生結社の責任を問われ 1 年以上収監されている Heshmattollah Tabarzadi は、2005 年 1 月に禁固 14 年を言い渡された。もう 1 人の学生 Bina Darab-Zandanother は 2004 年 10 月に禁固 3 年半を言い渡された。2 人は拘禁条件に対し抗議し、その後 Tehran から 40km 離れた Karaj 刑務所に移送された。」 [56d] (p1)

3.27 2004 年 6 月の Human Rights Watch 報告書「棺の中の死体同然」によると、

「イランにおける民主主義改革に対する圧力は、現在の学生運動の先駆けとなった 1999 年の Tehran 大学学生抗議行動以降、ここ数年で劇的に変化した。抗議行動が始まったきっかけは有名な新聞社 Salam の閉鎖であった。警察隊が学生を襲撃し、多くの学生が殴打され、少なくとも 1 人が死亡し

た。Khatami 大統領は加害者の取調べと裁判を要求したが、有罪判決は一切下されなかった。1999 年事件の追悼記念日には、Tehran 大学を初め、全国の主要大学構内に毎年学生が集結する。この日は暴動と緊張状態がいつ起きても不思議でなく、最近では 2003 年 7 月に、当局は Tehran 大学構内に群衆が集結するのを阻止しようとした。[8j] (p32)

- 3.28 2003 年 6 月 10 日及び 11 日の 2 日間、さらにその後 10 日間にわたって数千人のイラン国民が街頭を占領した。表向きの理由は、イランの大学民営化案に対する抗議行動であった。市町村民が集結し、伝えられるところによれば、この抗議運動は激しさを増し、次第に政治抗議へと発展し政治指導者を批判するスローガンが唱和される事態になった。宗教指導者の親衛部隊は抗議デモ参加者の襲撃を開始し、最終的には急遽召集された警察隊との衝突が発生した。抗議デモはその後数日間にわたって次第に拡大し、デモ参加者を解散させるために Tehran's Special Forces (Nirou-ye Vijeh) が配置された。しかし、複数の報道によれば、Special Forces は民兵団に平和的デモ参加者の襲撃を許可し、一部の事例ではデモ参加者を解散させる目的で過剰武力が行使された。伝えられるところによれば、デモ参加者の中には、オートバイに乗り鉄棒をふりかざした見知らぬ人間に襲撃された者もいた。(Amnesty International、2003 年 6 月 26 日) [9w]
- 3.29 この抗議デモは、2003 年 6 月 11 日に国内全域で発生し、10 日にわたって続いた一連の暴動の 1 つであった。伝えられるところによれば、6 月 24 日に司法相 Abbas Ali Alizadeh が行った声明「司法府は首謀者を厳罰に処す」に従って、数 100 人が逮捕された。」[9w] 伝えられるところによれば、全国でおよそ 4,000 人が逮捕され、このうち少なくとも 2,000 人は 7 月半ば時点で依然拘禁中であった。このうち 65 人までが起訴されたが、罪状は公表されなかった。(Amnesty International、2003 年 8 月) [9x]
- 3.30 報告書によれば、この武力衝突中に逮捕された学生は極めて少なかった。これによって、問題の発端となった大学構内以外の場所でも抗議行動が行われたことが示された。幹線道路でクラクションを連発する抗議行動が少し遅れて発生したが、参加者の多くは一般市民であった。この多くは 1997 年以降の選挙で社会情勢が変わらないことに抗議を求める家族であった。(BBC News、2003 年 6 月 22 日) [21bj]
- 3.31 この抗議運動と前後して、国内全域でおよそ 4,000 人が逮捕された。逮捕者の多くは釈放されたが、まだ多くの学生が収監されている。(BBC News、2003 年 8 月 7 日) [21bj] この一部は 1999 年、2000 年及び 2001 年の学生抗議運動で逮捕されて以来、ずっと獄中生活を送っている。しかし当面の間は、どの学生組織も妨害を受けずに日常活動を行うことが可能な状況にあるようである。学生の政治離れは確実なものになった。政治情勢に変化の兆しが見られないことから、学生は政治に対する興味を失い、活動の中心は文化及び社会イニシアティブに移行しつつある。(2002 年 5 月 16 日から 7 月 6 日の CEDOCA Mission 報告書、) [43] (p17)
- 3.32 2005 年 10 月付けの記録の中で International Federation of Human Rights が述べたところによれば、

「Abbas Deldar は禁固 15 年を言い渡された[原文通り]。 Javid Tehrani は禁固 7 年を宣告され、4 年後に釈放されたが 2004 年 6 月に再逮捕された。 Peyman Piran (禁固 10 年) とその父親 Mostafa Piran (禁固 18 カ月) は 1 年以上拘禁されている。

「Akbar Mohammadi (禁固 14 年)とその兄弟 Manoutchehr Mohammadi (禁固 13 年)及び Ahmad Batebi (禁固 15 年) は健康上の理由で拘禁から 7 年後に釈放されたが、メディア機関と接触した場合は特に、いつでも再送還される可能性がある [原文通り]。これは Amir-Abbas Fakhrahar と Heshmattollah Tabarzadi にも当てはまる。後者の場合は、学生結社の責任で 2005 年 1 月に既に禁固 14 年の有罪判決を受けていたが、健康上の理由で 2005 年 8 月に釈放された。

「もう 1 人の学生 Bina Darab-Zand は 2004 年 10 月に禁固 3 年 6 カ月 の実刑判決を宣告され、現在勾留中である。」

「イラン当局が確認した限りでは、2005 年 9 月から 10 月にかけて 18 人の学生が逮捕された。しかし、逮捕者の名前[原文通り]と逮捕理由は公表されなかった。」 [56e] (p3)

### 3.33 2009 年 2 月 25 日に公表された US State Department の人権実践に関する国別報告書 2008 (USSD 報告書 2008)の述べたところによれば、

「3 月、30 歳の学生活動家 Ahmad Batebi が国外へ脱出した。治安当局は部分梗塞の治療という理由で、同氏の Evin 刑務所からの仮出所を許可していた。Batebi は 1999 年の学生抗議運動への関与により死刑判決を受けたがその後禁固 15 年に減刑されており、刑務官や治安当局者から鉄索で殴打され、歯を蹴られ、排泄物に無理やり顔を押し付けられたと話した。Batebi の話では、警察署員は数日間眠らせないように椅子に縛りつけ、切傷を負わせた上その傷口に塩を擦りつけた。[4a] (第 1 項 c)

### 3.34 CIRB の 2006 年 6 月 6 日の資料で報告されたところによれば、

「以下の情報は、2006 年 5 月 17 日の電話による取材でテキサス州を拠点とする Student Movement Coordination Committee for Democracy in Iran (SMCCDI) から提供されたものである。代表の話では、イランの学生活動家の状況はここ数年を通じて全く改善が見られなかった。活動家に対する弾圧は逆に『厳しさを増して』おり、現政権は学生活動家の処遇について『更に賢明』になってきた。同氏の説明によれば、純粋な反体制派が恩赦を受けることはまずないため、恩赦を受けた学生は通常、『もぐりの学生』かイスラム体制を支持する学生のいずれかだということであった (SMCCDI 2006 年 5 月 17 日)。同代表は大学構内に イラン兵を埋葬したことについて、治安当局は構内の敷地を聖地として確立し、埋葬された殉死兵に対する哀悼の意を重んじることで、学生活動家やいわゆる『反体制派』活動家に圧力をかける意図でこの戦術を利用したと説明した(同上)。」 [2ae] (p5)

### 3.35 2006 年 10 月 25 日付けの HRW の報告書 「イランは教育の権利を否定」で詳述されたように、



「イランの新学期が始まった 2006 年 9 月半ば過ぎ、一部の大学院生が、政府によって大学への入学登録が禁じられたことを知らされた。イラン政府は、政治的信念と見解を理由に、国際的な人権義務をあからさまに侵害し、学生から教育を受ける権利を剥奪している。登録許可を得るためには、『約束書』に署名を行い、学籍の取得又は継続の条件として政治と一線を画すことを約束しなければならないと通達された学生もいた。

「政府は 1 年にわたって、政府が禁じる政治活動、信仰、執筆物及び学生団体への加盟を意欲的に罰してきたが、これはそれに続く措置であった。大学規律委員会、司法府、科学研究技術省(SR&T Ministry)及び情報省を含む大学内外の公式機関は、学生活動家の取締り活動を主導した。University の監督機関も 19 の学生同人誌を発禁処分にした他、15 の大学の Islamic Students' Associations を解散させた。」 [8aa] (p1)

- 3.36 2007 年を通じて、学生活動と反体制主義の示威運動は依然として頻繁に発生した。2007 年 7 月 9 日の RFE/RL の報告によれば、

「イランの主な革命派学生団体に所属する学生の多くが現在国内で拘禁されている。この中には、仲間の学生の拘禁に抗議するストを主催した Office to Foster Unity (Daftare Tahkim Vahdat) に所属するイラン人青年 6 人が含まれる。

「第 8 回追悼記念日に、警察隊及び自警団員は Tehran 大学の学生寮を襲撃し、一斉逮捕を強行した。一部の批評家はこれを持続的政治弾圧の象徴とみなした。(RFE/RL、2007 年 7 月 9 日) [42s]

- 3.37 Freedom House が 2008 年報告書の中で述べたところによれば、

「2007 年 7 月、Amir Kabir University の学生団体が座込みを決行し、治安部隊はこれを解散させた。警察は学生を殴打の上、起訴のないまま拘禁した。2007 年を通じて、学生の同人出版社や学生団体はムスリム学生協会までも閉鎖された。Alumni Association of Iran も治安当局者の襲撃を受け、10 人が逮捕され、家宅捜査及び所持品の押収が行われた。9 月には、イランの主要学生組織である Office for the Consolidation of Unity の幹部 3 人と他の学生 5 人が国家安全保障を脅かしイスラム教を侮辱したとして有罪判決を受けた。」 [112c]

- 3.38 2007 年 10 月 8 日の RFE/RL の報告書によれば、

「今日、Mahmud Ahmadinejad 大統領が Tehran 大学で講演中に、数十人の学生が大統領とその支持者を批判するスローガンを同構内で唱える事件が発生した...大統領の講演前及び講演中に、活動家が一斉に『独裁者に死を』と叫んだ他、反 Ahmadinejad 体制を主張するスローガンを唱え続けた。解放精神を主張する学生は大学構内の反体制派運動弾圧について Ahmadinejad に批判的である。[2006 年] 12 月、Tehran の別の大学で行われた Ahmadinejad の講演は、爆竹を投げ込んだり大統領の写真を燃やしたりなどの学生の行為によって妨害された。

「当局者が反政府主義とみなす学生活動に参加した場合は、一部の学生は退学処分を受けるか公式記録のブラックリストに載せられた。」 [42t]

- 3.39 2007 年 11 月 8 日にイラン最大の改革派学生団体の広報担当者が Tehran で拘禁された。

「Office for Strengthening Unity (Daftar-e Tahkim-e Vahdat)の広報担当 Ali Nikunesbati が拘禁され、Tehran ではこの 10 日間で 6 人目の学生活動家である。この拘禁の前にも、[2007 年]11 月 4 日に学生指導者の Ali Azizi が拘禁された。イランで活動する人権擁護活動家及び学生団体は、大学や学生活動家に対する新生政府の抑圧と表されるものについて、懸念を示している。

「ここ数週間で、大学に対する抑圧に抗議する Tehran 市内の学生抗議運動が 3 件以上発生した。」 (RFE/RL、2007 年 11 月 8 日) [42u]

- 3.40 同報告書の続きによれば、

「[2007 年]12 月初めから 学生集会が次第に本格化してきた。しかし、こうした集会は、- Mahmud Ahmadinejad の Tehran 大学での講演中に - 学生が群衆の中で大統領の写真を燃やし『独裁者に死を』と一斉に叫んだ 1 年前から本格化した大衆抗議行動の波の一部であるように見える。これより過激でない場合も、5 月と 10 月に集会で、イラン当局は活動家の逮捕という形で対応した。

「[2007 年]12 月 4 日、Tehran 大学におよそ 250 人の学生が集結し、『自由と平等』、『戦争反対』などのスローガンを唱和した。このうち 20 人が逮捕され Tehran 市内の Evin 刑務所に送還された。学生の話によれば、一部の学生は釈放されたが、依然拘禁されている学生もいる。伝えられるところによると、翌日からこのような抗議運動が Hamadan 市、Isfahan 市、Mazandaran 市、Shiraz 市さらに Kerman 市まで広がり、学生は問題視されるイラン政府の核開発計画を公然と批判した。」 (RFE/RL、2007 年 12 月 9 日) [42v]

目次に戻る  
出典リストへ

## 議会選挙 – 2004 年 2 月

- 3.41 「イラン国民は 2 月 20 日に投票所に行き新たな議会を選出する。過去の選挙と同様に、この選挙戦は現与党改革派と、国の中枢機関を独占する最大野党強硬派とのイデオロギー対決になる。」

「改革派は議会の過半数を占めており Mohammad Khatami 大統領を長とする。一方保守強硬派は司法府、軍及び護憲評議会等の立法機関を支配している。保守強硬派は最高意思決定者であり最高指導者の Khamenei 最高指導者を長とする。(BBC News、2004 年 2 月 3 日) [21cf]

- 3.42 「護憲評議会は改革派候補者数百人に対し、2 月 20 日の議会選挙への出馬を否認し、これは政治危機を引き起こした. ...



「この動きは、厳格なイスラム的アプローチを維持したい保守派と、与党政権を支柱とし、自由化推進を望む改革派間の勢力争いの一環とみなされる。

「改革派は議会 **Majlis** を支配しているが、イラン憲法の下では、最終発言権は指名監督機関に与えられ、これは保守派の手中にある。

「イランは近日中に王朝政治を転覆させたイラン革命の 25 回目の記念日を迎える。保守派陣営は議会選挙で改革派が再び過半数議席獲得するのを阻止しようとしており、この日がいい機会になると考えた可能性がある。」  
(BBC News、2004 年 2 月 1 日 February 200) [21cg]

- 3.43 保守派は議会選挙で圧勝し、(EIU、2004 年 2 月 23 日) [24c] 総選挙の第 1 回投票で大躍進を果たした。保守派は 290 議席中 156 議席を獲得した。残り約 60 議席は第 2 回投票(2004 年 5 月)で決定する予定である。(BBC News、2004 年 2 月 25 日) [21ch] International Federation for Human Rights (FIDH) の 2004 年 7 月の報告書によれば、

「保守派は 2 月 20 日の議会選挙で勝利を収め、この勝利は 2004 年 5 月 8 日に行われた第 2 回投票で確定した。保守派は 290 議席 (Majlis) 中 195 議席を獲得した。革命派は現議会に 190 議席を保有する革命派はおおよそ 40 議席であった。新議会は 2004 年 5 月 27 日に正式に発足する。」 [56c] (p5)

- 3.44 Keesing の 2005 年 8 月の世界の出来事が報告したところによれば、

「6 月に大統領に選出された保守強硬派 Mahmoud Ahmadi-Nejad は、Seyyed Mohammed Khatami の後任として 8 月 3 日に正式に就任した。8 月 14 日、Ahmadi-Nejad 大統領は新内閣を Majlis に (一院制議会) に引入れ議会の承認を求めた。8 月 15 日の Financial Times によれば、同氏の候補者選出は『政治及び国際問題の最優先事項の保守化と経済政策の継続を示すものだった』。Ahmadi-Nejad 政権は Khatami 前大統領が実施した国際分野、政治分野及び文化面での改革措置を覆す意向を示した。 [17a]

付属書 Cを参照のこと。

- 3.45 2004 年 6 月の記事の中で Center for Contemporary Conflict (CCC) が述べたところによれば、

「2004 年 2 月 20 日に行われたイラン議会選挙は、イランに政治的变化をもたらす重要な転換点になった。1997 年 5 月の大統領選挙で圧勝した後に Mohammad Khatami が立上げた政治及び社会改革推進路線の終焉は決定的になった。Khatami の努力が失敗したことは明らかだが、次に何が来るかは予想がつかない。Khatami に反対する保守派野党は選挙で決定的勝利を収めたが、国民の支持率は極めて低く、実効的支配の可能性は依然として不確実である。これに加え、Khatami 政権の急進派による改革派活動は依然継続されており、保守派の今後にとって手強い問題になる可能性がある。つまり、2 月の議会選挙は Khatami 時代の終焉を顕著に示したが、その一方でイランの未来は依然として不確実な状態にある。 [72a]

- 3.46 2006 年 3 月の LOC/FRD 報告書の中で述べられた様に「保守派は 2004 年 2 月の選挙で過半数議席を獲得した。」 [79a] (p3)

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 大統領選挙 – 2005 年 6 月

- 3.47 CCC の 2005 年 8 月付け報告書によれば、

「過去数年間にわたってイランを注意深く見てきた観測筋は、2005 年 6 月の議会選挙が大きな変化をもたらすと予想した。民主的改革路線は 1997 年 5 月の Mohammad Khatami 大統領の選出と併行して出現したが、数年後から難航し、野党保守派の引き続く抵抗に遭って弱体化した。改革派は 1999 年の地方議会選挙、2000 年の議会選挙さらに(Khatami 大統領が再選された)2001 年の大統領選挙でも何とか大差を保って勝利したが、国内の政治状況においてもイラン国民に直接影響する社会経済状況においても、省庁機関に対する支配力を利用して有意義な改変を達成することはできなかった。この結果、イラン国民は Khatami 大統領と改革派に失望を抱くようになった。この状況は 2003 年の地方議会選挙と 2004 年の議会選挙に見事に反映され、投票率が大きく低下する中、改革派候補者は大敗した。Khatami の 3 期目の出馬は(法律上)不可能なため、観測筋の多くは改革派は次の選挙でも敗北し、投票率の上昇も望めないとする見方を強めた。」 [72b] (p1)

- 3.48 International Crisis Group の 2005 年 8 月 4 日付けの更新速報によれば、「出馬申請者は 1,000 人を超えたが、護憲評議会が承認したのはわずか 8 人であった。速報の続きによれば、

「12 人構成の護憲評議会が出馬を承認した 8 人の大統領候補者の中で、Mahmoud Ahmadi-Nejad は実際に最後まで最も選出の可能性が低いと思われていた。投票日の 1 週間前の時点で、同氏は世論調査でもほとんど注目されず、直前の出馬取消しの噂を否定するほどであった。選挙戦最終週に実施された調査では、中道派 (Hashemi Rafsanjani 前大統領)、保守派 a (Mohammed Bagher Ghalibaf 元警察庁長官)そして改革派 (元高等教育相 Mostafa Moin)の三つ巴戦になるというのが大方の見方であった。」 [84a] (p2)

- 3.49 CCC の 2005 年 8 月付け報告書によれば、

「保守強硬イスラム主義派の Mahmoud Ahmadinejad は、2005 年 6 月に実施されたイラン大統領選挙の第 2 回投票において、驚異的な勝利を収めた。多くの観測筋は Ahmadinejad の勝利をイランにとって重要な転換点と表現し、急進的かつ清教徒的な国内統治と非融和的外交政策という新たな時代が訪れると予測した。しかし一方では、イランの新大統領はその行動能力が制限される重要な政治的障害に直面すると見られているため、大統領がかかる抜本的変革の実行を可能にする方法及び程度について全く不透明である。」 [72b] (p1)

- 3.50 USSD 報告書 2008 の述べたところによれば、「2005 年、国際社会から自由と公正を欠くとみなされた大統領選挙において保守強硬派 Mahmoud Ahmadi-Nejad が勝利を収めた。」 [4a] (概要)
- 3.51 Economist Intelligence Unit が 2005 年 9 月に公表された同 Country 報告書 2005 の中で述べたところによれば、
- 「6 月の大統領選挙での Mahmoud Ahmadinejad の勝利は、内政問題に対する支配力回復を目指して－1997 年の改革派大統領 Mohammed Khatamin の選出直後から開始された－保守派の選挙活動が積み重ねられた結果であった。Ahmadinejad がイスラム共和制の理想に対する厳格な解釈によって、政治的、社会的及び経済的自由を抑制するのではないかという不安が国内外に広がっている。今後の方策がこの方向で講じられる可能性は高いが、Ali Khamenei 最高指導者は、野党を完全に締め出す危険－特に与党の動きに対抗して連合野党が結成される可能性－を意識しており、これを阻止することを要求するものと見られる。」 [24b]
- 3.52 2008 年 8 月、Ali Khamenei 最高指導者は「西側に対する大統領の『好戦的姿勢』を称え、4 年後の 2009 年選挙での再選を予測する見方を示した。果。(BBC News2008 年 8 月 24 日) [21c]

## 選挙 – 2006 年

- 3.53 USSD 報告書 2007 によれば、
- 「2006 年 12 月、専門家会議の選出、地方議会選挙及び議会選挙が行われた。これらの選挙は、護憲評議会が観点的背景で立候補者を不適格にするという、自由と公正に欠けるものだった。議会選挙では選挙管理委員会と護憲評議会によって、数百人もの出馬申請者が不適格とされた。この多くは改革派党员であった。2006 年 12 月の専門家会議選挙では出馬申請者 492 人のうちわずか 144 人が適格とされた。専門家会議の選挙では、最高評議会議長で実利を重視する保守派議員 Hojatoleslam Ali Akbar Hashemi-Rafsanjani がイラン憲法に定める有意な票差で最高得票数を獲得した。同報告書の指摘によれば、100 人もの立候補者が出馬申請を取り消し、女性申請者全員が宗教用語(『ijtihad』)の筆記試験で不合格になり立候補資格を失った。」 [4t] (第 3 項)
- 3.54 第 4 期専門家会議の開催日について批評した 2007 年 2 月 20 日の RFE/RL 報告書によれば、
- 「昨年 12 月の選挙は、上級聖職者と－最高評議会議長 Hashemi-Rafsanjani を初めとする－Mahmud Ahmadinejad 大統領のイデオロギー擁護者と目される Ayatollah Mesbah-Yazdi と連携する現在の政治的急進主義を嫌う創設時の議員で構成されるの取合せとみなされている。considered an ideological mentor of President [42p] (p1)

## 選挙 – 2008 年

- 3.55 Payvand's Iran News reported on 15 January 2008 that on 14 March 2008 Iran was to hold:

「議会選挙は... イラン大統領 Mahmoud Ahmadinejad の方針に関する国民投票のようなものだという見方が浸透している... 議会選挙はイランの権力界における出入りを示す目安でもある。

「金曜日の期限が過ぎた時点で、イラン政府上層部が発表したところでは、全 290 議席に対し、女性 590 人を含む 7,200 人が出馬を申請した。

「しかし、立候補者は 12 人構成の護憲評議会の承認を得なければならない。前回の選挙では、数千人の改革派申請者を失格させたとして批判された。」 [53h]

- 3.56 BBC News のイランタイムライン によれば、改革派立候補者が出馬を禁じられた 2008 年 3 月の議会選挙で、保守派が議席の 3 分の 2 以上を獲得した。保守派には Ahmadinejad 大統領とその対立的な外交政策を支持する実利主義の保守派議員が含まれる。 [21dc]

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 最近の展開

### 核開発

4.01 2008 年 6 月の BBC News カントリープロファイルの報告では、イランは核への平和的野心だと主張して、ロシアの協力の下に国内初の原子力発電所を建設中である。Ahmadinejad 大統領はイランには「核燃料を生産する「奪い得ない」権利があると確信しており、2006 年にウラン濃縮に成功したことが政府から公表された。[21da]

4.02 イランの国連常任大使 Mohammad Khazaee は「イランは核拡散防止条約（NPT）の締約国として、平和目的のための核技術開発を奪い得ない権利とみなしているため、原子力分野に幅広い人的資源と物質資源を投入した。」と述べた。同氏が続けて述べたところでは、

「核兵器不拡散条約(NPT) は国連機関の重要な目的と核エネルギーを平和的に利用する NPT 全加盟国の認定された奪い得ない権利を再確認したものである。」

「NPT の第Ⅳ条の下に、加盟国は核エネルギーの平和利用に向けて、設備、材料及び科学技術情報を可能な限り共有することを受諾した。」  
(Payvand's Iran news、2008 年 10 月 28 日 ) [53a]

4.03 しかし、Bush 米国元大統領が述べたように、核武装国イランは平和にとって「信じがたい程危険な」存在になると思われ、International Atomic Energy Agency を過去に無視したこともあり全く信用できない。国連安全保障理事会はイランに対し、核開発計画の一環としてのウラン濃縮を中止するよう要求し、EU と米国はこれを遵守しない場合は制裁措置も辞さないと脅迫した。国連安全保障理事会は、資産の凍結に加え、核開発研究への関与疑惑があるイラン企業及び個人の海外渡航禁止を含む、3 回の制裁措置を承認した。この制裁措置には、軍事用又は民生用のいずれかに利用する品目のイランへの輸出禁止も盛り込まれている。(BBC News、2008 年 6 月 10 日) [21db]

制裁措置 も参照のこと

目次に戻る  
出典リストへ

### 大統領選挙 – 2009 年 6 月

4.04 Carnegie Endowment for International Peace が 2009 年 6 月 2 日付けの記事 Ahmadinejad の不確実な未来: イランの大統領選挙の評価の中で述べたところでは、

「6 月 12 日、イラン国民は 1979 年以来 10 回目となる大統領選挙に一票を投じる。Mahmoud Ahmadinejad 現大統領の再選への賭けに、イラン屈指の 3 人の著名政治家が挑戦することになる。現大統領は影響力で勝る上、最高指導者 Ayatollah Ali Khamenei の強力な支持を得ており、再選に向けた準備は万端である... イランの選挙は自由さも公正さもない上予測不可能である。



しかし、**Ahmadinejad** の経済管理の失敗、外交政策の対立姿勢及び国民の自由弾圧が国内にもたらした悪感情はかなり深刻で、これによって 2 期目就任に失敗する初めての大統領になる可能性も十分にある。」 [12a]

## 候補者

### 4.05 Carnegie の記事 は候補者と選挙の行方を左右しそうな問題を記載した。

「**Mir-Hossein Mousavi** 前首相。『安定への回帰』を選挙スローガンに掲げる有力な野党候補。都市部の中流階級、専門職エリート、女性及び若年層有権者を支持基盤とする。**Mohammad Khatami** 前大統領の改革公約を引継ぐことを約束するが... 実際は保守穏健派である。

「**Mehdi Karroubi**。元国会会議長で唯一の聖職者党员。『ダークホース』的候補者である。政治方針は候補者の中で最も幅広く一政治囚の釈放、全国民の言論の自由、社会規制の緩和及び護憲評議会の改革を要求する一ただ 1 人の真の改革派である。

「**Mohsein Rezaii**。元革命防衛隊司令官。実利的保守派と表されることが多い。人望的に最も不利な候補者と言える...

「**Mahmoud Ahmadinejad**。最も強硬派の候補者で支持基盤は農村の中下層階級の伝統主義者や宗教団体である ... **Ahmadinejad** は、国営テレビ局の支配、政府基金の利用及び 2 つの選挙管理機関、内務省と護憲評議会との連携等、現職者の大きな強みがある。

「**Ahmadinejad** の記録は選挙の鍵を握る問題である。他の候補者は同氏の失敗を踏まえて基本方針を定義している。最も重要なのは 3 つの問題である。

「経済情勢– インフレ率 28%、住宅及び食料品価格の高騰及び高い失業率。政府は 13%とするが、実際は 20%の可能性がある...女性の役割– イランの選挙では初めて全候補者がこの問題に対する姿勢を明らかにしている。**Mousavi** と **Karroubi** はいずれも国会における女性の平等な権利を支持しており、**Karroubi** は女性閣僚の指名を約束する。これに対し **Rezaii** と **Ahmadinejad** は男女の上下関係の現状を支持する方針を示している。

「イランの対米関係– 各候補者とも交渉に賛同しているが、交渉の組立て方や最終目標についてはそれぞれ意見が異なる。

「[しかし]... 2 つの問題は盛り込まれていない – イランの崇高な権利として全候補者が擁護する核開発計画 – と政府組織を含むイスラム改革、イラン人の姿勢を反映する立場に対する公約である。」 [12a]

### 4.06 Amnesty International が 2009 年 6 月 5 日付けのニュースレポートの中で述べたところでは、

「6 月 12 日のイランの大統領選挙は、反体制派の差別、弾圧強化及び暴動による情勢不安を背景に行われる。」

「全女性候補者が出馬を禁じられた第 10 回大統領選挙の準備段階では、活動家や少数派コミュニティ構成員に対する恣意的逮捕や嫌がらせ、検閲、武力攻撃及び自爆テロが多数見られた...Amnesty International は、護憲評議会が「大統領としての適性を保証する」意図で全候補者を選別する、イランの差別的な出馬候補者選びプロセスに懸念を表明した。

「Amnesty International は 5 月 15 日付けの公式声明の中で、人種、肌の色、性別、言語、宗教、出身階級又は政治その他の意見だけを理由に申請者を出馬候補者から除外せず、女性立候補者 42 人が性別だけを理由に全員排除されるようなことがないように護憲評議会に勧告した。しかし、選出されたのは 4 人だけで、女性候補者全員を含め、それ以外の候補者は除外された。」 [9g]

4.07 website opencrs.com から入手した Congressional Research Service (CRS) の 2009 年 6 月 22 日付 報告書 *イランの 2009 年大統領選挙*の中で述べられたところによれば、

「改革派候補 Mir Hussein Musavi と Mahmoud Ahmadinejad 現大統領間の白熱した選挙運動を経て 2009 年 6 月 12 日、記録的な数のイラン国民が大統領選挙の投票所に押し寄せた。投票が締め切られて間もなく、内務相は Ahmadinejad 大統領が 62% の得票数で再選されたことを発表した。この発表後、不正投票と選挙違反の訴えが噴出し、これに刺激された有力改革派候補 Mir Hussein Musavi の支持者及びその他の有権者は、複数の主要都市で 1979 年のイラン革命以来稀に見る大規模かつ激しい民衆デモを行った。

「伝えられるところによれば、抗議行動は無許可の大衆集会に対する国の禁止令などお構いなしに、選挙後もずっと続いているということである。国内外のジャーナリストに対する規制措置、携帯電話網の遮断、一部のインターネットアクセスの制限、一斉逮捕、さらに抗議行動に参加した一般市民とバシジ民兵との衝突は世界の注目を集め、イラン政府の人権無視と人民の基本的自由に対する懸念が高まった。」 [78a] (概要)

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 抗議デモ

4.08 CRS の報告書の続きによれば、

「選挙結果の発表後まもなく、イラン内務省は無許可の大衆集会に対する禁止令を公布した。この警告にもかかわらず、抗議行動は Tehran を初めとする主要都市 — Mashhad、Tabriz、Shiraz 及び Isfahan など選挙後毎日のように続いているということである。テレビ報道でこの大衆抗議集会の範囲を知るのは困難だが、Tehran ではほぼすべての報告で数万人以上と指摘されている。Ahmadinejad 大統領を支持する反対デモも報告されたが、多くの推定では選挙結果への抗議デモに比べると規模はかなり小さい — 10,000 人未満と指摘されている。一部のメディア支局の伝えるところによれば、Ahmadinejad 集会の映像を修正して群衆規模を大きく見せようとしたということである。逮捕、負傷者及び死者の報告も立証は難しいが、世

界の注目は大きく、政府とデモ参加者間の対立が今後どのような形で収束するかに懸念が高まっている。

「伝えられるところによれば、選挙結果に対する大衆デモが発生した 6 月 14 日には、100 人以上の改革派支持者が逮捕された。その一部は釈放されたということである。6 月 14 日、イランの現警察署長 **Ahmadreza Radan** は、デモ参加者の逮捕について国営メディアに最新データを提供し、「選挙関連のデモ参加者の尋問の中で、共謀者と外国メディアの関係を追求する意向を明言した。」 [78a] (p7)

#### 4.09 同報告書の続きによれば、

「**Musavi** が選挙後初めて姿を現したのは、6 月 15 日月曜日に **Tehran** の革命広場で行われた集会で、これによって、予定された 6 月 13 日の記者会見に現れなかった際に流れた自宅監禁の噂に終止符がうたれた。抗議デモは平和的であったと伝えられ、警察は確認されなかったということである。平和的デモ行動が終結すると、集会の中心部から離れたバシジ詰所の焼打ちを企てる集団があると伝えられた。バシジ民兵は詰所の屋根から群衆に発砲した。この衝突で少なくとも市民 7 人が死亡したと伝えられ、その後の報告では他の死傷者が伝えられたが、正確な人数は分かっていない。

「6 月 15 日朝、**Tehran** 大学で衝突が報告され、伝えられるところによれば、学生が警察に石やブロックを投げ付け、警察車両に火を放ったとされる。警察は催涙ガスとプラスチック爆弾を使って抗議者を追い払った上、2 夜にわたって大学寮を襲撃したということである。**Majles** (国会)議長 **Ali Larijani** は襲撃を非難し、内務省に責任があると述べた。**BBC** は 6 月 17 日、この夜間の家宅捜査について報道した。**BBC** によれば、16 日夜、**Tehran** 大学の寮生が屋根の上で抗議の言葉を大声で叫び出した。これは『**Shah** の最後の数日以来見られなかった』光景であった。6 月 18 日、抗議者は穏やかな抗議行動を行い、数日前の抗議運動で死傷した仲間を追悼した。

「**Musavi** 以外の改革派指導者も、選挙結果に反対する抗議行動に参加した。**Mohammad Khatami** 前大統領の所属する穏健派聖職者政党 **Association of Combatant Clergy** は『この抗議行動が当たり前になるようであれば、政府の共和制の側面が損なわれ、国民の共和制に対する信頼が失われるだろう』と警告する声明を公布した。**Khatami** はまた、得票数を守れなかったことについてイラン国民に謝罪した。

「6 月 19 日、最高指導者 **Khamenei** は金曜礼拝で演説を行った。同氏はこの演説の中で、抗議行動を中止し、政治指導者はすべての暴力行為に責任を負うよう要求した。同氏は選挙違反の容疑の調査が完了したことを発表しなかったが、**Ahmadinejad** 大統領の支持を表明した上で、『投票数が 1100 万票も増えた...1 人で 1100 万票を改ざんするなどあり得ない。』と述べて、選挙結果の正当性の約束を改めて繰り返した。同氏は次にイギリスを初めとするイランの『敵』国を批判して次のように述べた。『世界各地に存在する我々の敵はこの完全勝利を、この決定的勝利を不透明な勝利と表現しようとした』 [78a] (p8)

#### 4.10 *Guardian* 紙の 2009 年 6 月 22 日付けの記事によれば、

「選挙後の混乱への米国、イギリス及び欧州諸国の挑発的な干渉に対するイラン政府の怒りの非難は **David Miliband** 長官その他の西側政治家によってあっさり打ち返された。しかし、毎日のように押し寄せる疑惑の波によってイラン政府との不安定な関係は既に緊張状態に近付きつつあり、これによって、重要な政策分野 – 特に、イランの核の野望を抑制する今後の活動に長期的悪影響が及ぶ可能性がある。

「イランの問題を西側に責任転嫁する策略的とも思えるやり方は今や本格化しており、この方針が何を指して準備されたものかはまだ定かではない。イギリスを初めとする欧州諸国大使館はイラン外相に何度も呼びつけては叱責された。**BBC** の放送はこれまで幾度も妨害され、支局特派員が追放されたこともある。**Mahmoud Ahmadinejad** 大統領は自身から注意を逸らそうとする明らかな意図で、**Gordon Brown** と **Barack Obama** に対し、『干渉的態度を改めるよう』直接警告した。」 [16a]

#### 4.11 2009 年 6 月 23 日付けの *Guardian* 紙の記事が報じたところでは、

「政府当局が選挙結果の無効を容認しなかったのを受け、イラン国営メディアは今日になって問題の大統領選挙の勝者 **Mahmoud Ahmadinejad** は、8 月半ばまでに宣誓就任式を行う予定であると報道した。国営イラン通信 **IRNA** によれば、『激戦となった第 10 回大統領選挙』に選挙に勝利した **Ahmadinejad** は 7 月 26 日から 8 月 19 日までの間に議会の前で宣誓就任式を行う予定である。」 [16b]

#### 4.12 同 *Guardian* 紙が報じた続きによれば

「イラン内務省は **Ahmadinejad** が勝者であり、投票数のほぼ 3 分の 2 を獲得したと宣言した。イランの国営テレビは、選挙管理本部長は今回の結果に満足していると伝えた。イラン国営英語放送 **Press TV** は、強い影響力を持つ護憲評議会の広報担当 **Abbas Ali Kadhodaei** の発言を引用し、『護憲評議会の調査の結果、今回の選挙で大きな不正や違反はなかった』と述べたと報道した。この結果、選挙結果は無効にならないと話した。

「この動きは、イラン治安部隊は昨日、『新政権に反対する抗議行動持続するようであれば、反体制派抗議デモ参加者との決定的かつ革命的対決』を辞さないと脅迫した後の出来事であった。**Revolutionary Guards** が与えた脅威は、保守派勢力が政治危機の回避に向けて直接介入する可能性を示唆するものだった。週末に複数の死者が出たにもかかわらず、昨日の抗議行動は中止されず、警察及び政府親衛隊のバシジ民兵部隊による暴力行使はますます激しさを増した。」 [16b]

#### 4.13 *Euronews* が 2009 年 6 月 23 日付けの記事の中で報じたところによれば、

「反体制派が不正を申立てる大統領選挙の抗議行動発生から数日後の[6 月 23 日] 金曜日、**Tehran** 市内の路上は比較的穏やかであった。しかし、外交の前線では論争が加熱しており、イギリスはイラン政府の行動の返礼として 2 人のイラン大使を国外追放した ... プロパガンダ戦も激しさを増している。イラン首脳部は選挙のマスコミ報道を通じてイランの情勢不安を刺激



したとして西側を非難した。国営テレビはこのテーマを取上げ、西側の報道に影響されたことを認める暴動参加者の取材を放映した。」 [18a]

4.14 Reuters が 2009 年 6 月 23 日に報じたところによれば、

「イギリス政府は[6 月 23 日]火曜日、イラン政府がイギリス人外交官 2 人を追放した返礼として、2 人のイラン人外交官を追放し、問題の大統領選挙以降、外交関係は最悪の状態に陥ったと述べた。Gordon Brown 首相の広報担当によれば「イランは外交的立場置反する行動を取ったとしてイギリス人外交官を非難した。大統領 – 俗に言うスパイ活動を利用して – 根拠がないとして罪を否認した。」 [5a]

4.15 Economist が 2009 年 7 月 2 日付けの記事中で述べたところでは、

「...暴動発生から数週間が過ぎ、国家はその権力を取戻した。大量の警察配備によって大衆抗議行動が勢力を削がれた一方で、目標を絞った検挙作戦、通信メディアへの脅迫と抑制は反対運動の組織化と維持の計画を挫折させた。しかし、不正行為に対する非難の声はイスラム共和制を支持する護憲委員会内部でも依然続いており、イランの強硬派は今後も正当性の立直しに奮闘することになるだろう。

「イランの最高指導者 Ayatollah Ali Khamenei と関係が深い聖職者が多数を占める指定機関の護憲評議会は、選挙違反の疑惑調査を担当した... 同評議会は 6 月 29 日、一部の再集計を含む調査の結果、不正行為の兆候は見つからなかったため、選挙結果に異議を唱える法的手段はこれ以上ないと発表した。親政府の報道支局は、再集計は Ahmadinejad 側の優勢を証明したとまで指摘した。大統領は自らの勝利ではなく、政権転覆を意図した敵の策略が打ち砕かれたことを宣言した。」 [22a]

4.16 同じ記事の続きによれば、

「...有力な改革派聖職者団体が出した声明は情勢の変化を示唆するものだった。この声明は抗議行動の権利を留保する一方で、イラン国民は抗議行動に大きな代償を払ったと述べ、緊張関係の悪化と街頭抗議運動は『解決策ではない』と警告した。Muhammad Khatami 前大統領及び Hashemi Rafsanjani を含む有力な改革派連合は、イスラム共和制への忠誠を改めて誓う姿勢を見せる一方で、和解交渉に向けた裏工作を進めた。

「一番多い時には 200 万人の抗議者が Tehran 市内の街頭に押し寄せた、数週間に及ぶ選挙後の暴動では、死者およそ 20 人、負傷者数百人に加え、多くの施設損壊などの代償が払われた。この多くは政府機関が関与したものだった... 1980 年以来最大規模の反政府主義者の予防的一斉検挙が行われ、数百人も一般市民が刑務所に送られた。これには著名なジャーナリスト、人権擁護活動家の他、改革派の党幹部多数が含まれた。党幹部の多くは前政権の高官であった。本格的検挙が始まると思われた状況の中で、イラン石油省の改革派支持者が保守強硬派に取って代わられた。著名な事業コンサルタント Bijan Khajepour 等の政治と無縁に思われる者までが拘禁された... 国営メディアはこぞって被拘禁者から引き出された自白を報道した。内務相も、その残酷な行動で頻繁に告訴される志願制自警団組織、バシジ



の民兵を装った武装サボタージュの陰謀を明らかにすると主張している。  
[22a]

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 英国大使館職員拘禁

4.17 Aljazeera.Net が 2009 年 6 月 28 日付けの記事の中で報じたところによれば、

「準国営報道機関 Fars の報道によれば、イラン当局は、在 Tehran 英国大使館職員 8 人を拘禁し、イスラム共和国で発生した選挙後の暴動への関与について告訴した。Fars は日曜日、情報筋を明かさずに『最近発生した暴動の中心的役割を担った在イ英国大使館職員 8 人が拘禁された。』とほうどうした。「同 8 人は最近起こった暴動に積極的に関与した。」「イラン当局は、争点の 6 月 12 日の大統領選挙後に国内を揺るがした街頭抗議デモと暴力行為を扇動したとして、西側諸国 – 主に英国と米国を非難した。英国側はこの非難を否定した。David Miliband 英外務相は逮捕を激しく非難した。」 [13a]

最近の出来事に関する詳細情報は、最近のニュースを参照のこと。最新ニュースは、[BBC News](#)、[Economist](#) 及び [RFE/RL Iran](#) でも閲覧することができる。

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 憲法

- 5.01 2008 年 12 月 8 日にアクセスした Europa によれば、「イラン・イスラム共和国の憲法草案は 1979 年 6 月 18 日に発表された。これは、8 月 3 日の国民選挙で選出された『専門家会議』に提出され、様々な条項について論議が交わされ、修正案が提示された。改正憲法は 1979 年 12 月 2 日及び 3 日の両日にわたって行われた国民投票で承認された。」 [1a] (憲法) 1989 年 7 月 28 日の国民投票では、元の最高行政官、つまり首相の地位廃止による大統領の権限拡大を含め、さらに 45 の改正案が承認された。 [1a] (憲法)
- 5.02 「憲法の条文によれば、イラン政府の形態はイスラム共和国であり、イスラム教の精神並びに倫理が政治、社会及び経済関係の土台となる。ペルシャ人、トルコ人、クルド人、アラブ人、バローチ人、トルコマン人その他の国民は完全に平等な権利を享受する。 [1a] (憲法)
- 5.03 また憲法の述べるところによれば、
- 「大統領は最高指導者に次ぐ国の最高責任者である。大統領は憲法を実施し、最高指導者に直接関わる問題を除き、行政府代表として行動する責任を負う... (第 113 条) 大統領は 4 年ごとに国民の直接選挙で選出される。大統領の 2 期連続再選が認められるのは 1 度だけである。」 [121] (第 114 条)
- 5.04 2009 年 5 月に公表された United States Commission on International Religious Freedom の 2009 年次報告書の述べたところによれば「イラン・イスラム共和国憲法は、イスラム教、特に 12 イマーム派 (シーア派) Jaafari School の教義を、国教とすることを宣言する。憲法の定めるところにより、憲法を含めすべての法規則はイスラム教の基準に従う。」 [86b]

目次に戻る  
出典リストへ

## 政治制度

- 6.01 2009 年 2 月 25 日に公表された US State Department の人権実践に関する  
国別報告書 2008 (USSD 報告書 2008)の述べたところによれば、

「イラン・イスラム共和国は人口約 7000 万人の立憲神政主義共和制で、主要な権力構造はシーア派ムスリム聖職者が支配している。政府の正当性は国民主権——抑制されているが——とイスラム革命の最高指導者の 2 つを柱とする。現最高指導者 Ayatollah Ali Khamenei は国民の直接選挙ではなく、宗教指導者機関、専門家会議にによって 1989 年に直接選出された。

Khamenei の命令は政府の立法、行政及び司法機関を支配する。同氏は軍の直接指揮者であり、国内治安部隊、司法機関その他の主要機関を間接的に掌握する。立法府は国民の直接選挙で選出される 290 議席のイスラム諮問評議会、マジュレスである。選挙で選出されない 12 人構成の護憲評議会は、マジュレスで可決したすべての法令をイスラム教義と憲法上の原則遵守について審査し、大統領及び議員候補の適格性についても審査する。[4a] (概要)

- 6.02 The USSD 報告書 2008 の続きによれば、

「自由かつ公正な選挙を通じて平和的政権交代を実施する国民の権利は憲法の定めるところであるが、選挙過程に対する護憲評議会の権限によってこの権利は実際的に剥奪されている。専門家会議は正式な国家元首である最高指導者を選出し、これを罷免できるのは同会議の投票だけである。専門家会議は 86 人で構成され、聖職者に限定される。任期は 8 年で護憲評議会(政府が任命する聖職者及びイスラム法学者 12 人で構成される機関)が認定した候補者一覧から国民投票によって選出される。選挙でに罷免することができる。国と宗教は分離されないため、聖職者の影響力は政府に浸透している。最高指導者は現大統領を除く大統領候補者も任命する。

[4a] (第 3 節)

- 6.03 2008 年 3 月の USSD 背景説明によれば、参政権は普通選挙権で 18 歳である。[4u] (政府) これは、The Immigration and Refugee Board of Canada の「イランのは普通選挙権で 18 歳以上の国民を選挙に適格とする」と一致する。[2af] 2008 年 12 月 8 日にアクセスした Europa によれば、ゾロアスター教徒、ユダヤ教徒及びキリスト教徒の代表 には規定が設けられている。

[1a] (憲法)

目次に戻る  
出典リストへ

## 政党

- 6.04 Library of Congress のイランのカントリープロフィールの報告によれば、

「政党は 1998 年から合法化されたが、正式な政治活動は velayat-e faqih 文字通り法学者による支配として周知の政治支配原則を受容する集団(宗教法学者)に限定される。忠誠は今でも特別な利害関係と資金供与が土台で、常に流動的である。1998 年、18 の政党が第 2 次 Khordad 同盟と呼ばれる幅広い同盟関係を結んだ。全員が Mohammad Khatami 大統領の政治及び経済政策案を支持する革命派議員であった。しかし 2000 年初め、ある経済政策

をめぐって同盟内で意見が対立し、同盟の実効性が阻害された。保守派有力政党が複数あるにもかかわらず、この時期を通じて保守派の結束はさらに強まった。2003年初め、有力な保守派系同盟として **Islamic Iran Builders Council** (通称 **Abadgaran**) が結成され、これが保守派を 2004 年議会選挙と 2005 年の大統領選挙の勝利に導いた。保守派は 2008 年の議会選挙でもその勢力を拡大した。」 [79a]

政治組織一覧は [付属書B](#)に掲載される。[政治的帰属](#)も参照のこと。

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 人権

### 概要

- 7.01 2009年3月26日に公表された Foreign and Commonwealth Office の 人権に関する年次報告書2008によれば、

「普遍的人権宣言は今年で60周年を迎える。この先駆けの1つは紀元前530年まで即位したペルシャ帝国のキュロス王による宣言『キュロスの円柱』であり、最も初期における人権憲章と呼ばれることもある。しかし、イランの近年の人権記録は悲惨な内容である。2008年を通じて、イランでは依然として青少年の処刑、人権擁護活動家を含む活動家への嫌がらせが発生し、活動家への非許容性が実証された。反体制派、野党又は組織的抗議という形の活動は厳しい弾圧を受けた。イスラム共和国に反する広告、『国家安全保障を脅かす行為』及び『違法集会の実施』等の容疑はますます多く見られるようになった。2008年1月の Human Rights Watch 報告書は、イラン人活動家を指して『安全保障の条項はあまりにも全般的で、誰彼かまわず拘禁し禁固刑を言い渡すことができる』と述べた。[26b]

- 7.02 2009年3月18日に公表された International Federation for Human Rights のイラン・イスラム共和国の人権状況によれば、

「2008年を通じて、イラン・イスラム共和国の人権状況は依然として極めて悲惨であり、2009年の最初の2カ月だけでも、広範囲かつ組織的な侵害行為が国内各地で確認された。この悲惨な記録はあらゆる領域、特に、人権擁護活動家その他の平和活動家の状況、少数派への抑圧及び死刑の行使において確認されている。[56h]

- 7.03 2009年1月15日に公表された Human Rights Watch の世界報告書によれば、

「Mahmoud Ahmadinejad 政権は反体制派を鎮静するための正当な手段として『国家安全保障』を引合いに出す姿勢を崩そうとせず、2008年を通じて政治活動家、学者及びイランにおける表現と結社の自由という権利を平和的に行使した他の活動家の逮捕数が急激に増大した。かかる個被拘禁者に対する拷問及び虐待の報告が多数見られた。最高指導者 Ali Khamenei に説明責任を負う司法府及び情報省は引き続き多くの深刻な人権侵害事件を担当した。2008年を通じて処刑者数は著しく増大した。」[8f]

- 7.04 2009年2月25日に公表された US State Department の人権実践に関する国別報告書2008 イラン編 (USSD 報告書 2008) によれば

「イランの劣悪な人権記録は更に悪化し、政府が関与する重大な侵害事件が引き続き多発した。政府は、自由かつ公正な選挙によって平和的に政権を交代する国民の権利を厳しく制限した。政府は青少年に対する刑事上の有罪判決であるとして、不正な裁判を行い多数の国民を処刑した。治安部隊は勾留死に加担した他、拷問を初めとする政治的動機に基づく暴力行為を行った。政府は投石、切断及び鞭打ち等の正式に認可された厳罰を執行



した。政府と連携する自警団は多くの暴力行為に関与した。刑務所の状況は依然として悲惨であった。治安部隊による個人の恣意的逮捕及び拘禁が発生し、多くの場合は隔離拘禁であった。治安当局は政治犯を拘束すると同時に、女性の権利向上活動家、民族少数派の権利活動家、学生活動家及び宗教少数派を集中的に弾圧した。司法の独立及び公平な公開裁判はほとんど見られなかった。政府は、言論、表現、集会、結社、移動及びプライバシーを含む国民の自由を厳重に規制し、宗教の自由については厳しい規制措置を制定した。公務員の汚職及び政府の不透明性には改善は見られなかった。女性、民族及び宗教少数派、同性愛者、更に人身売買被害者や反ユダヤ主義の唱道者に対する暴力並びに法的・社会的差別は依然として問題であった。政府は、結社の自由及び団体権・団体交渉権を初めとする労働者の権利を厳しく制限し、多くの組合幹部を逮捕した。児童就労は依然として深刻な問題であった。12月18日、UN General Assembly (UNGA) はイランに対し6年連続して『引き続き組織的人権侵害に対する深い懸念』を表す決議を採択した。」 [4a] (概要)

7.05 イラン・イスラム共和国の人権状況に関する2008年10月1日付けの国連事務総長の報告書によれば、

「イラン・イスラム共和国の1979年憲法では、広い範囲の人権及び基本的権利が保証されている。しかし実際には、十分な人権保護と各国家機関の独立した機能に対する対する重大な侵害が多数発生している...女性、大学生、教師、労働者その他の活動団体を標的とする人権侵害の増加を初め、否定的傾向もいくつか報告された。女性の権利向上活動家を含む人権擁護活動家に対する絶え間ない嫌がらせも報告された。民間メディアも厳しい取締りに遭い、多数の出版物が発行中止になった。... 1996年に創設されたIslamic Human Rights Commissionは、国の人権状況を監視する政府及び司法府の代表で構成される諮問機関である。この機関は、人権の促進及び保護に関わる国内機構の地位に関する原則(パリ原則)を遵守する組織、International Coordinating Committee of National Human Rights Institutionsの認可を受けた団体ではない。イラン・イスラム共和国はこれに加え、人権問題において国際協力と政府機関との連携を図るために人権本部を設立した。」 [10a] (p5)

7.06 2009年5月28日に公表されたAmnesty Internationalの2009年報告書イラン編によれば、

「治安当局は、表現、結社及び集会の自由を引き続き厳しく取り締まった。女性の権利その他の人権擁護活動家及び少数派の権利擁護団体の弾圧が行われた。多くの活動家が逮捕の上拘禁され、不公平な裁判で有罪判決を宣告され、海外渡航を禁じられたり会合を破壊されたりした。被拘禁者に対する拷問その他の虐待行為は一般的で、その関与はすべて免責されている。鞭打ち及び投石刑の宣告がいくつか報告された。知られるだけでも346人の国民が処刑されたが、実際数は恐らくこれより多いだろう。男性2人が投石刑に処された。処刑者には青少年8人が含まれた。」 [9h]

7.06 Congress Research Serviceの2009年7月2日付け報告書米国の懸念事項と政策対応(opencrs.comを介して入手)の述べたところによれば、

「[2009 年 6 月]の選挙後に暴動が発生するまでは、一部には反体制派を積極的に弾圧したことにより政府は統治力を確保したかに見えた。一部の観測筋員の意見では、選挙関連の不穏な状況が再燃して政府に脅威を与える可能性が残っているということである。多くの専門家は 6 月 12 日の選挙で Musavi 勝利し、自由の拡大を求めるこうした集団の要求が一部叶うことを確信していた...新政府は、元幹部職で構成される反体制派を特に懸念している。こうした反体制派は政府内部にも支持者を持つからである。その 1 人である Ayatollah Hossein Ali Montazeri は 2003 年 1 月に数年にわたる自宅軟禁から解放されたが、依然として厳しい監視下に置かれている。

Khomeini が有識者の保護及び聖職者支配の反対派の容疑を解いた 1989 年まで Khomeini の指名後継者であった Montazeri もいる。他の反体制派は主に人権と言論の自由について政府が実践してきた事例に対し、政府内部から異議を唱え白日の下に曝そうとしている。ジャーナリスト Akbar Ganji は政府の圧迫に抗議する意図でハンガーストライキを行った。同氏は、政府が「ならず者」治安警官について告訴した 1999 年の反体制派有識者の殺害に深くかかわった容疑で 2001 年に禁固 6 年を宣告されたが、2006 年 3 月 18 日に予定通り釈放された。」 [78b] (p11)

7.07 United Nations(UN)の批准と留保一覧では、イランは以下の条約の締約国と記録されている。

- 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (ICESCR);
- 選択的議定書を除く市民的及び政治的権利に関する国際規約 (ICCPR)
- あらゆる種類の人種差別撤廃に関する国際規約(CERD)
- 子供の権利条約 (CRC)[10ah]

7.08 しかし、イランは 1993 年以降、経済的、社会的及び文化的権利について報告をしなかった上、[10a] CRC に対しては署名及び批准の両方を留保し、武力紛争への子供の関与に関する選択議定書にも署名していない。[10ah] さらに、死刑廃止の目標を含む ICCPR の選択議定書にも署名しなかった。[10ah]

7.09 イラン・イスラム共和国の人権状況に関する国連事務総長の 2008 年 10 月 1 日付け報告書の続きによれば、

「イラン・イスラム共和国は条約機関に極めて非協力的であると記録された。イランは 10 年以上の間、経済・社会・文化的権利に関する委員会又は人権委員会に報告した実績がない。1993 年に採択された各機関の最終遵守事項は依然として実施されなかった...イラン・イスラム共和国は署名又は批准を概ね留保する習慣があり、これは条約に基づく人権保護の享受を妨げる大きな要因の 1 つであると条約機関から繰り返し指摘されている。」 [10a] (p18)

United Nations (UN) の Special Procedures Mandate Holders が作成した 1988 年以降のイラン視察一覧は、UN ウェブサイト: <http://www2.ohchr.org/english/bodies/chr/special/countryvisitsf-m.htm> で閲覧可能である。[10c]

目次に戻る  
出典リストへ

## 犯罪

### ARAZEL VA OBASH

- 8.01 Agence France Press の 2007 年 7 月 10 日付けの記事によれば「イラン警察は 5 月、低所得層の平和を妨害したと非難されたペルシャ語で『arazel va obash』と呼ばれる者、つまり『悪漢と悪党』を標的にした背徳弾圧に着手した。」 [61c]
- 8.02 Iranfocus.com の 2007 年 11 月 8 日付けの記事が述べるところによれば、「Tehran と Mashhad において 残忍な悪漢を意味するペルシャ語『arazel va obash』の一掃において逮捕された男性 19 人が絞首刑に処された。この刑は強姦犯、麻薬取引業者及び治安を乱す犯罪者に用いられる。」 [76a]
- 8.03 Arab Times Online の 2008 年 10 月 19 日付けの記事が報じたところによれば「イランの治安を妨害したとして有罪判決を受けた 9 人を聖都 Qom で公開鞭打ち刑に処した... この『残忍な悪漢』(ペルシャ語で『arazel va obash』) 9 人は、治安妨害罪でそれぞれ 74 回の鞭打ち刑と 1000 万リアル (1,000 米ドル)の罰金刑を受けた。[9 人]は集団乱闘に関与し車両 15 台のを損傷させたとして 10 月 10 日に逮捕された。) [71a]

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 治安部隊

### 概観

- 9.01 Durham 大学 Centre for Iranian Studies の Dr Reza Molavi と Dr Mohammad M Hedayati-Kakhki が実施した、COI Service の 2008 年 8 月のイラン出身国別報告書に関する、Advisory Panel Country Information (APCI) の 2008 年 9 月 23 日付 (APCI 報告書 2008) レビューの述べたところによれば

「イラン政府は広範囲にわたる国家保安・情報サービス網を管理する。国家保安機関は情報治安省、Basij Resistance Force、機密情報部門[Iranian Revolutionary Guards Corps] IRGC 及び警察隊の配備と国境警備を主な職務とする内務省の法秩序警備軍で構成される。各組織の上層部は細分化されており、複数の対立党派間に分散されているようである。イランの保安情報軍は極めて制限されており、政治運営の影響を受けることが多い。

「他の準軍事組織と内部部門を一本化する、イランの情報部隊を兼務する民兵組織の鍵を握るのは IRGC である。どの保安組織も政治指揮系統の最高機関である Supreme National Security Council (SNSC) に報告を行う。保安組織はそれぞれ、SNSC の異なる部門と特別な結びつきを保有しており、保安組織上層部の分裂現象は、SNSC に対する関係に反映されている。Ali Khamenei 最高指導者は 2006 年 5 月、Strategic Council on Foreign Policy と称する諮問委員会を設立した。この組織は様々な対外政策問題について最高指導者に助言するものである。この組織の含意は推測の域を出ないが、この組織が創設されたことで、イランの保安機関間には少なからず対立関係が存在するのではないかという警戒感が観測筋の間で広がっている。与えている。また、他の国家機関、特に警察部門は国家保安に対する統制力にばらつきがあると考えなければならない。他の治安組織がそうであるように、IRGC も警察にかなりの影響力を持つと考えらる。

「国家保安組織の実効性は明確ではなく、これを利用する政治的意思は容易に測り得ない。2006 年 5 月の Baluchistan の暴動後、警察は地域の部族勢力を抑える支配力を失った。」 [6a] (p7)

Jane's Sentinel の 2009 年 1 月 23 日付け国別リスク評価イラン編の述べたところによれば「entezamat (警察)と イランの準軍事及び民兵部隊は西側諸国の目には複雑な絵図に映る。国家保安防衛政策を担う組織の多重構造は、混乱と不和を示すもので確かに複雑ではあるが、無秩序ではない。」 [125e] (国家保安在外部隊)

- 9.03 2009 年 2 月 25 日に公表された US State Department の人権実践に関する国別報告書 2008 (USSD 報告書 2008) の述べたところによれば、

「法執行と治安維持の責任は、情報治安省(MOIS)、内務省の LEF 及び Iran Revolutionary Guard Corps (IRG)を含む複数の機関で分担される。バシジ並びに『Ansar-e Hizballah』(神の党を支持する者)は与党の保守過激派議員と同盟関係を結び、自警団として活動した。

「汚職と免責は問題であった。治安部隊は正規軍又は準軍事組織の別を問わず多数の深刻な人権侵害に関与したが、治安部隊の侵害事件を調査する透明なメカニズムはなく、これらを改変する政府措置の報告も確認されていない。」 [4a]

9.04 USSD 報告書 2008 の続きによれば「民兵組織では治安部隊に対する実効的支配力が十分に維持されていなかった。」 [4a] (概要)

9.05 USSD 報告書 2008 がさらに述べたところによれば、

「憲法では『『法に定める』場合を除き、名声、生命、財産(及び)住居は不法侵害から保護される』と述べられているが、政府はこの権利を日常的に侵害した。治安部隊は国民の社会活動を監視し、自宅及び職場に不法侵入し、電話での会話やインターネット通信を傍受した他、裁判所に認可なしにメールを公開した。親改革派ジャーナリストに対する脅迫目的の自宅及び職場への不法侵入、搜索又は押収事件に政府機関が関与した報告が広い範囲で確認された。

「自警団による暴力行為には、服装又は行動から『非ムスリム』とみなされた若年者の襲、一般住居への侵入、未婚男女の虐待及びコンサートの妨害などが挙げられた。その年を通じて、『非イスラム的服装』や『bad hijab』(スカーフ着用)に関する政府の弾圧行為が持続的に発生した。新聞報道によると、2008 年及び 2007 年の『不適切な髪形』又は髪が見えすぎるスカーフ着用で道徳警察が拘束又は拘禁した国民は 200 万人を超えた。2007 年に非イスラム的服装を理由に警察に殴打され顔面血だらけになった少女の映像が公開され、それ以降はこの事例での警察の武力行使は少なくなった。新聞報道によれば、Tehran 警察署長はこの少女は『自分で騒動を起こした』と述べた。また新聞報道によると、Qaemshahr 市北部の警察隊は 12 月、『悪魔的外観と不適切な服装』を公衆にさらしたとして 49 人を逮捕した。」 [4a] (セクション 1f)

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 警察隊

9.06 Jane's Sentinel によると、治安部隊(警察隊)の総兵力はおよそ 400,000 人であった。 [125e]

## 法秩序警備軍

9.07 2009 年 1 月 23 日に更新された Jane's Sentinel の述べたところによれば、

「[(Niruha-ye Entezami-ye Jomhuri-ye Islami 又は LEF)] は、警察隊、憲兵隊及び革命委員会を統合して 1991 年に創設され、法執行、国境警備及び治安維持等の複数の任務を与えられている。通常は内務省の直屬下に置かれるが、大統領が LEF 司令官に推す候補者は最高指導者の承認を受けなければならない。2007 年 11 月、LEF は国境警備隊の装備強化計画を発表した。この計画は、国境警備の強化及び対テロ集団活動の強化に役立つと思われる。LEF は密輸取締作戦や麻薬取引防止にも重要な役割を果たしている。



「LEF 所属部隊は重複する複数の任務を与えられる。LEF の **Social Corruption Unit** は、道徳に反する社会行動を扱う。しかし、LEF には **Edareyeh Amaken Omumi (Public Establishments Office)** と呼ばれる類似する部隊があり、国民が聞く音楽の種類、異性間の公共の場での行動、及び様々な形態のいわゆる猥褻行為に関係する。後者は、ジャーナリストの逮捕及び尋問事件からゆうめいになった。2005 年 10 月、LEF 司令官 **Esmail Ahmadi Moqaddam** 准将は、『社会治安の指標向上を指揮部隊の主要目標とする』と述べた。強硬派系の **Moqaddam** は 2005 年 7 月に **Mahmoud Ahmadinejad** から任命された。2007 年、LEF は『不適切な服装』に対する弾圧を開始し、大きな論議を呼んだ。

「LEF は情報及び対諜報部隊でもある。Tehran 軍事裁判所は 2000 年、複数の被拘禁者の虐待及び拷問について部隊の長を務める 司令官 **Mohammed Reza Naqdi** に禁固 8 カ月の実刑判決を言い渡した。2000 年 9 月、**Abdolhosein Ramexani** が同者の後任に任命された。

「イスラム系圧力団体と LEF は連携して行動することがある。この最も悪い事例は 1999 年 7 月に発生した、保守強硬派による Tehran 大学の学生抗議デモ襲撃事件であろう。この事件では当局が見張り役を務め、LEF 隊員と **Ansar-e Hizbullah** の圧力団体の員が学生寮を襲撃した。この襲撃事件により、その後 1 週間にわたって国内全域で激しい暴動が発生した。この一連の出来事は、1999 年 7 月までに、(LEF 内に) 新たな職種部門が出現したことを強調するものだった。1999 年の学生暴動は、LEF がバシジの支援を得て、これまで **Islamic Revolutionary Guards Corps (IRGC)** が果たした役割である、国内暴動の第一線防衛部隊になったことを強く示唆するものである。

「Khatami 政権の改革派議員の 1 人である **Musavi-Lari** 前内務相 は、LEF に対する統制力不足について不満を表明した。しかし、現内務相、大統領及び LEF 長官が政治同盟を結んでいることを踏まえると、この組織をどう監督するかに関する政府内の不一致が予測可能になる見込みは極めて低い。

「治安維持及びイラン国境警備は LEF の重要な役割である。LEF の司令官 **Moqaddam** 准将は 2008 年 8 月、イラン国境警備は治安に次ぐ LEF 最大の懸念事項であると話した。イラン政府は麻薬取引、密輸及び国家保安に脅威をもたらすとみなす個人の越境に対応する意図で、LEF にいわゆる『最新技術』を使用させ国境の治安強化に努めてきた。」 [125e]

## IRANIAN REVOLUTIONARY GUARDS CORPS OR PASDARAN

9.08 2009 年 1 月 23 日に更新された **Jane's Sentinel** のリスク評価イラン編、国家保安在外部隊の述べたところによれば、

「Pasdaran (防衛隊)の名で周知の **Islamic Revolutionary Guards Corps (IRGC)** は大きく分けて -地上部隊、航空部隊、海上部隊、バシジ民兵部隊及び **Qods** (特殊作戦部隊)で構成される。情報局もある。IRGC は文化的任務と軍事的任務を担う。文化的任務はイスラム革命の成果を保護することであり、軍事的任務は必要な時に正規軍を支援することにある。

「IRGC は政治的役割と軍事的役割の両方を担うため、国内の機密情報収集を含む国家保安の役割も担っている。この役割はイラク戦争の終結を境に重要性が高まった。IRGC と国家警察官の協力関係が制度化されたため、イラン・イラク戦争の戦闘員不足で制度化された IRGC を正規軍と同等の陸軍として扱うことが最善である。IRGC の民兵組織、バシジの国内暴動抑圧における役割は次第に高まりつつある。1990 年代を通じて、正規軍と IRGC はイランの経済状況悪化を訴える国民の抗議デモを抑圧する命令に一樣に抵抗した。例えば 1994 年 8 月には、Qazvin での抗議デモ参加者に発砲することを拒否した。しかし、バシジはその様な不安はなかった。1999 年と 2003 年の学生暴動を鎮圧するために、保守派聖職者はこの民兵組織を配置した。

「IRGC は独自の地上部隊、航空部隊及び海上部隊を保有する。IRGC は当初、君主制指向の正規軍の平衡力及び nezam (革命秩序) として結成され、聖職者幹部の直隸的存在であった。同防衛隊は 1986 年までに、独立した指揮系統と独立又は正規軍と連携した作戦実行能力を備え、兵力 300,000 人を超える大隊規模部隊に成長した。1982 年に聖職者直隸の地位を獲得したが、革命戦争後の改革- 特に、1989 年の Ministry Of Defence and Armed Forces Logistics (MODAFL) の創設 - によって、IRGC の組織的自律性は縮小された。IRGC は軍事改革の公布以降、参謀レベルでイラン正規軍の指揮下に統合された。しかしこのレベル未満では独立した指揮系統を保持しており、通常は独立部隊として演習を続けている。

「新しい制服と共に軍事階級制度も導入された。これは兵士、戦闘員、士官及び司令官の 4 つのカテゴリーに分類される。1991 年 9 月に、6 階級を除き、正規軍と同一の階級が合計 21 導入された。軍事訓練基準も向上した。イラン・イラク戦争のさ中、IRGC は軽武装兵を提供し、イラク陣地で『人海戦術』攻撃を展開した。この攻撃は恐ろしい数の死傷者を出したが、兵士の士気に重大な影響を与え、1988 年の時点で志願兵の徴兵が次第に難しくなっていた。IRGC の基礎部隊は大隊規模の旅団編成の分隊であり、一部の部隊は軽武装であったため、持続的作戦を実施する能力がなかった。

「1980-88 戦争の終結を境に、IRGC は影響力を失ったように見える。この組織は今も多くの国民に対し支配力を持ち続けているが、その数は急速に減少しつつある。

「IRGC の任務は国内の武器製造産業を支援し、自治国家を維持することに主眼が置かれている。これ以外にも、イランのスカッドミサイル全基の操作管理、化学兵器及び生物兵器の管理、及びミサイル及び大量破壊兵器 (WMD) の製造全般を任されている。

「IRGC の士官は最近になって、士官の間で新戦闘ドクトリンと呼ばれる教義の導入は、イスラエルや米国土官が『非対称的戦争』と呼ぶすべての攻撃に対抗することを意図したものだと発表し、敵軍の強大化による脅威を打ち砕くことを目指したものだと述べた。士官によれば、この教義は 2004 年 9 月の Ashura-5 軍事演習中に実証されたもので、大国との戦争で発揮できるイランの軍事的利点を特定し研究する努力であった。

「イラン政府はイランの深攻作戦能力を実証することでイスラエルと米国を抑止しようと試みた。2004 年 9 月、IRGC 司令官 Yahya Rahim-Safav 将軍は『この種の戦争原理は、イスラム共和国が今後遭遇し得る域外脅威という展望から構築されたものである。敵国がイランに網攻撃を開始する場合は、陸上国境に留まることは不可能で、陸上国境の外側から攻撃を受けることは敵も十分に理解している。』と述べた。

「2004 年 9 月 12 日から 18 日の軍事演習期間中、IRGC は空と地上からの連携攻撃、戦略的中距離ミサイル及び他の兵器や手法のの実効性を実証する試験を行った。

「2005 年 8 月、革命防衛隊を直接監督し、その最高司令官と定期的に会議を行う立場にある Khamenei 最高指導者は、対外戦争において精鋭軍が国家資源を無制限に利用すること、及び正規軍に対する絶対的優先を実践することを目指し、IRGC のための新しい指揮構造と軍事作戦を考案するよう IRGC 上層部に要求した。

「2007 年 10 月、米国政府は IRGC に対する経済制裁を発表した。この声明の中で、米財務省は、IRGC は『 WMD 搭載弾道ミサイル拡散を実行する意欲を公言した』と述べたのに続いて、『IRGC の弾道ミサイルの中には大量破壊兵器搭載型に改良可能なミサイルが含まれる。』と述べた。IRGC はシャハブ 3 の開発と発射実験に深く関わる政府組織の 1 つである。IRGC は 2006 年にイランの弾道ミサイル及び核開発計画の支援に利用できる洗練された高価な設備を調達しようとした。」 [125e] (国家保安情報部隊)

- 9.09 Jane's Sentinel の続きによれば「IRGC 部隊は各主要都市又は大都市圏から約 10km の範囲にある税関に頻繁に要員を派遣している。警護隊は通常、LEF、Highway Police その他の民間組織から独立して活動する。

[125e]

- 9.10 Jane's Sentinel は IRGC の総兵力はおよそ 175,000 人であると補足した。  
[125e]

- 9.11 APCI 報告書 2008 の述べたところによれば、

「IRGC には大規模な情報作戦・不正規戦部門がある。IRGC での兵力はおよそ 5000 人で、不正規戦任務を割当てられている。IRGC には 1 つの特務部隊とそれより小規模な補助部隊に匹敵する部隊があり、これらの部隊は、訓練と設備の点で特別な優先順位を与えられる。IRGC はこれに加え、様々な在外部隊を代理機関に用いてイランの対外不正規戦を可能にする上で重要な役割を果たす特殊な Quds 部隊も設置している。イラン最高評議会 (SNSC) は 1 月、イラクでのイラン軍活動を全面的に Quds 部隊の指揮下に置くことを決定した。SNSC はこれと並行して、Quds の兵力を 15,000 人に増員することを決定した。」 [6a] (p7)

## Quds 部隊

- 9.12 APCI 報告書 2008 の述べたところによれば、

「Quds の現在の兵力データは入手不可能である。al Quds 部隊は Qassem Soleimani 准将の指揮下にあり、多数の在外拠点で非国家主体を支援している。これにはレバノンの Hezbollah、ガザ地区及び西岸地区の Hamas and the Palestinian Islamic Jihad、イラクの Shi'ite 民兵部隊及びアフガニスタンの Shi'ites などがある。Al Qa'ida 等のスンニー派過激集団との協力関係も報告されたが、妥当な根拠で確認されたことはない。米国の専門家の多くの見方では、Quds 部隊はイラクに駐留する Shi'ite (及び恐らくは一部のスンニー派) 分子に大量の武器を流したとされる。これには、イラクで IED に利用される指向性爆薬材や、かかる装置及び赤外線トリガ機能の稼働に用いる武器組立て、銅スラグ、無線接続部品等の爆発成形弾に用いる最新部品が含まれる可能性がある。上記の装置はレバノンで使用されたものとはほぼ同じであり、一部は同一の無線周波数で運転されているように見える。指向性爆薬武器は出現するようになったのは 2003 年からだ、2005 年には重大な脅威になっていた。

「2007 年 1 月 11 日、Defense Intelligence Agency 長官は、米国 Senate Select Committee on Intelligence に対する証言の中で、イラン・イスラム共和国 Revolutionary Guard Corps の Quds 部隊はレバノンの Hezbollah 及びイラン MOIS と連携して一時的にテロ活動を指導した。」と述べた。[6a] (p8)

#### 9.13 2009 年 1 月 23 日に更新された Jane's Sentinel のリスク評価、国家保安在外部隊の述べたところによれば、

「伝えられるところでは、IRGC 傘下の Qods 部隊は外国のテロ活動を全面的に支配しているようである。Qods は多くの在外イラン大使館内に秘密部門として活動する事務局又は『部局』を設置している。これらがイランの情報作戦と統合されているかは定かではない。また、当該大使館のイラン大使が Qods 職員の活動を統制しそれに精通している可能性も不明である。しかし、複数の指摘によれば、作戦行動の大半は IRGC 並びにイラン外務省及び国家治安情報省(MOIS)内の事務局と連携しているということである」 [125e]

### バシジ

#### 9.14 APCI 報告書 2008 の述べたところによれば、

「IRGC は 1980 年に志願制の民兵組織の創設を監督し、バシジ抵抗軍(虐げられた国民の動員を意味する)と命名した。バシジは、全人民に自己防衛手段を提供する意図でコーランに従って任務を遂行することを政府に要求する、イラン憲法第 151 条により合法化される。バシジは兵力 1,000,000 人を超える民兵部隊であり、多くは高齢者、兵役を修了した青少年及び志願兵である。

「この部隊は地域的特徴で分散された指揮構造の中で組織される。同部隊は 740 個までの地域『大隊』を擁し、それぞれが 3 個又は 4 個の小部隊に分かれている。各大隊は 300 ないし 350 人編成である。ある情報筋によれば、2006 年 11 月に行われた訓練で、20,000 人構成のバシジ部隊が 4 個旅団に編成された。



「この組織の現役兵士の数が比較的少なく 90,000 人であり、有時の動員に依存する。IRGC の将軍によれば、2006 年 11 月の前半 2 週間に行われた軍事演習 (偉大なる預言者) で、バシジ抵抗軍の所属大隊 172 個が選抜された。同じ情報筋によれば、この部隊の主要任務は「国民の生活地域と他の都市を防護することであった。」

「バシジは 1980–1988 年に遡るイラン・イラク戦争時に殉教者の自爆攻撃を果たした歴史がある。現在の主要任務は、従来の軍事防御に備えて所属地域で支援活動を行うことと、市民蜂起を抑制することだと考えられている。また、自国民に起因する国内脅威の監視や『義勇民兵部隊』の役割を含む国家保安維持も重要な役割の 1 つである。バシジの訓練状態及び装備基準は低いと考えられている。バシジの配備状況に関して主要兵器系統は報告されなかった。バシジの指導部は IRGC の厳重な支配下に置かれており、所属民兵は厳格なイスラム規則を課されている。最近のイラン政府の見解は、バシジの任務がこれまでの領土防衛から『国内脅威に備えた防衛』に移行していることを示している。また、Mahmoud Ahmadi-Nejad 大統領の指揮下において、バシジの強化への関心が高まっているという報告もある。」 [6a] (p10)

- 9.15 2009 年 1 月 23 日に更新された Jane's Sentinel のリスク評価、国家保安在外部隊の述べたところによれば、

「志願制バシジ部隊は『虐げられた人民の動員』として知られる民兵組織である。その兵力は現役男性兵およそ 90,000 と予備兵最大 300,000 人で構成され、動員力は 100 万人まで可能である。この部隊は IRGC の指揮下にあり、多くは兵役を修了した若年者、男性及び高齢者である。同部隊は 740 個までの地域『大隊』を擁する。各大隊の兵力はおよそ 300 ないし 350 人でそれぞれが 3 個の中隊又は 4 個の小隊及び補助部隊に分かれている。これには元部族軍も含まれ、地域的特徴が強く反映される。多くは実戦的軍事訓練をほとんど又は全く受けていない。しかし、イラン政府は 1994 年の国民暴動以降、国家治安任務にこの志願制バシジ部隊を利用して、1994 年 9 月、政府は国内 19 地域で 100,000 人の男性民兵を庁兵士、暴動抑制と国家保安任務に向けて、これまでをはるかに超える訓練強化に着手した。イラン政府はこれに加え、正規兵の階級構造と従来の指揮系統及び規律を導入した他、国家治安任務に向けて特殊 Ashura (暴動防止) 大隊と Al-Zahra (女性大隊) 部隊を創設した。一部の報告が示唆するところでは、この大隊のうち 36 個は 1994 年に設立された。

「バシジの主要任務はこれまでは国家保安、イラン国民の活動監視、軍務以外の取締り活動及び地元の防衛任務に係る自警団的民兵部隊としての奉仕活動であった。」 [125e]

### Ansar-e Hezbollah

- 9.16 2009 年 1 月 23 日に更新された Jane's Sentinel のリスク評価、国家保安在外部隊の述べたところによれば、

「Ansar-e Hezbollah はイスラム過激派自警団である。この集団は、反イスラム神政体制派に厳格な政策を求める草の根活動であることを主張し、。



イスラム共和国の創設者 Khomeini 最高指導者が広めた理想を全面的に遵守する活動を推進する。実際的には、上層部及びその活動家の大半は保守強硬派の支配下にある国家機関と連携し、その資金援助を受けている。この集団は『社会腐敗の横行』について Khatami 政権を公然と批判し、1999 年以降の改革派系活動家に対する暴力的行為を革命の保護に必要なものと主張した。この集団は志願制イスラム民兵部隊のバシジと重複するところが多い。この集団は護憲評議会の強硬派幹部 Ayatollah Ahmad Jannati と連携し、Oppressed and Disabled Foundation を主な資金源とする一方で、退役軍人やバシジから党員を徴用していると考えられている。

「Ansar-e Hezbollah がよく知られるようになったのは、Tehran 市内の Allameh Tabatabai 大学の学生寮に乱入し、親改革派の学生を襲いその財産を破壊した事件後にその党員及び指導者が逮捕された 2003 年からである。その後、Ansar-e Hezbollah の党員 Said Asgar も 2000 年に元 Tehran City Council の改革派議員 Said Hajarian の暗殺未遂で有罪判決を受けたが、後日保釈された。

「Ansar-e Hezbollah 幹部は Ahmadinejad への忠誠を誓い、現政権の合法性と既存の政治社会規範に異議を唱える者である『偽善者を根絶する』ことを約束した。Ayatollah Ali Khamenei 最高指導者に深く傾注するこの集団は、2005 年 11 月の広報誌の中で、イランにおける『女性の不適切なスカーフ着用の害悪と忠誠心の欠如』は、イランに対する核攻撃の脅威よりも危険であると述べた。この集団の正式な広報誌 Ya-Lesarat は毎週発刊される。

「最近になって、この集団が主張するイランの国富を略奪しその責任を問われるべき『経済富裕国』を名指しするよう司法府に命令する活動が一部の党員によって推進された。2005 年 8 月、幹部集団の 1 つ Hamid Ostad は度重なる米国の脅威に対抗し、外国軍が侵攻する場合は、米国軍及び関係する世界全域への自爆作戦の決行を検討していると宣言した。この集団は 2007 年に、LEF の『不適切な服装』弾圧を公然と支持した。」 [125e]

- 9.17 USSD 報告書 2008 は、Ansar e-Hezbollah を民兵組織と説明した。[4a] (第 2 項 b) 総兵力はおよそ 5,000 人である (Jane's, 2009 年 1 月 23 日)。[125e] (国家保安在外部隊)

## 国軍

- 9.18 2009 年 1 月 23 日に更新された Jane's Sentinel のリスク評価、国家保安在外部隊の述べたところによれば、共和国軍の総兵力は 523,000 人で、陸軍 350,000 人、空軍 30,000 人、海軍 18,000 人及び IRGC 125,000 人で構成される。[125f]
- 9.19 2009 年 5 月 14 日に更新された CIA ワールドファクトブックによれば、軍の所属部隊には以下があった。

「イラン・イスラム共和国正規軍(Artesh):イラン・イスラム共和国陸軍・海軍・空軍 (Niru-ye Hava'i-ye Artesh-e Jomhuri-ye Eslami-ye Iran、現在結成中の航空防衛司令部 IRIAF)、Islamic Revolutionary Guard Corps (Sepah-e Pasdaran-e Enqelab-e Eslami, IRGC)の地上部隊、海上部隊、航空部隊、

Qods 部隊 (特殊作戦部隊) 及びバシジ 部隊 (人民動員軍)、法秩序 警備軍 (2008)。」 [111] (軍事)

## その他の組織

### 情報・治安省(MOIS) 及び Vezarat-e Ettela'at va Aminat-e Keshvar (VEVAK) aka Ettela'at

9.20 2009 年 1 月 23 日に更新された Jane's Sentinel のリスク評価、国家保安在外部隊の述べたところによれば、

「情報・治安省(MOIS)はイランの情報及び国家安全保障機関である。この機関は、国内はもとより外国の反体制派勢力を撃退する責務を有する。イランの一部の情報機関は、外交的行為を装ったイラン人反乱分子に関する組織的情報収集活動の一部として、外国を拠点に活動するものもある。MOIS は反体制武装組織 Mujahideen e-Khalq (MEK) 及び組織と同盟関係にある政治団体 National Council of Resistance of Iran (NCRI) を特に重視している。君主制主義者、イラン系クルド人及び左翼集団も MOIS の監視下に置かれている。周知のように MOIS はイランを脅かす隣人で、シーア派ムスリムを多く抱えるイラクの動向を重視している。2003 年の米国侵攻以前は、MOIS と Saddam Hussein 政権転覆を目指すイラク人反体制派集団 Iraqi National Congress との癒着が指摘された。対諜報活動は MOIS の任務の 1 つであり、MOIS は 2007 年 2 月、イラン国境域で活動する親米及びイスラエル諜報部員 100 人を特定したと主張した。

「MOIS は当初の名称 SAVAMA (Ministry of Intelligence and National Security、ペルシャ語で Sazman-e Ettela'at va Amniyat-e Melli-e Iran)の方が一般に知られており、皇帝の下に活動し、1979 年のイラク革命時に解散した SAVAK (National Intelligence and Security Organisation、ペルシャ語で Sazeman-e Ettela'at va Amniyat-e Keshvar)の後身である。SAVAK の上層部は Khomeini 体制が政権を掌握した後に処刑された。しかし、一部のアナリストが信じるように、元 SAVAK 職員は、左翼集団及びイラクの Baath 党に関する精通した知識を理由に新たな情報機関に登用された。1981 年から 1988 年のイラン・イラク戦争では、同情報機関と Intelligence Directorate of the Islamic Revolutionary Guards Corps (IRGC)間で激しい対立が展開された。IRGC は独自の諜報局を維持し続ける意向を決定した。これに対し SAVAK は主に外国を拠点とし政府の支配下で活動したため、今後主要公務組織の一部、つまり国家省庁として活動する方針を決定した...MOIS は、現在 Gholam Hossein Mohseni Ejei が務める情報治安相を長とする。同氏は 2005 年の Mahmoud Ahmadinejad の大統領就任時に任命された強硬派である。イランの情報相を務める Ejei は、改革派 Mohammed Khatami の大統領在任機関に同職を務めた情報専門職員 Yunesi の後任である... 超保守的な考え方の持ち主で、聖職者特別裁判所の検察官の職歴を持ち、改革主義反体制派聖職者を標的にしたと言われる。同氏は、メディア機関の検閲役である報道評議会の委員も務める。

「この情報機関は幹部職員及び補助職員合わせておよそ 15,000 人を擁する。MOIS は全職員が民間人である点で SAVAK と異なる。同省の対外情報局は職員およそ 2,000 で、最優先事項をイラク、中央アジア及びアラ

ブ首長国連邦に関する機密情報収集とする。『解放運動組織』(ヒズボラやパレスチナ原理主義組織である **Palestinian Islamic Jihad** など)と連携する対外諜報局の一面も持っている。MOIS は国内では、民族問題及び宗派問題に取組み、聖職者コミュニティと政府高官の監視活動を行う。MOIS 上層部は観点的保守主義であり、極端な観念を持つイスラム主義者とみなされる者はほとんどいない... MOIS は 1980 年代にレバノンのヒズボラ武装集団に支援を提供した件で告訴されたことがある。これは 2005 年に米国で起こされたもので、1983 年に発生したレバノンのベイルート米国海兵隊基地に対するテロ爆破攻撃で死傷した米国人公務員 29 人とその家族に代わって、イラン政府と MOIS が訴えられた。原告側は MOIS と **Iranian Revolutionary Guards** 隊がヒズボラの攻撃実施に必要な『経済援助や技術支援』その他様々な支援を提供したと申立てた。[125e]

#### 9.21 USSD 報告書 2008 によれば、

「MOIS が政治囚の家族に圧力をかけ、海外報道機関との接触を禁止した上、電話での会話を阻止したという報告もあった。『反体制的広報活動』を行ったとして 3 月に欠席裁判で禁固 1 年を宣告された **Radio Free Europe** のジャーナリスト **Parnaz Azima** の話では、政府は、イランに戻り刑に服さない場合は 95 歳の母親の自宅を差押えると脅迫したという。」[4a] (セクション 1f)

### 恣意的逮捕と拘禁

この項目には治安部隊が全面関与した恣意的逮捕と拘禁に関する情報を記載する。

#### 9.22 USSD 報告書 2008 によれば、「恣意的逮捕及び拘禁は憲法で禁じられているが、この慣行は今も日常的に行われていた」[4a] (第 1 項 d) そして「2008 年を通じて恣意的誤認逮捕の報告が多数確認された。」[4a] (第 1 項 d) 2009 年 2 月 25 日に公表された UN Human Rights Council の Working Group on Enforced or Involuntary Disappearances の報告書は 2007 年 12 月 1 日から 2008 年 11 月 30 日までの事件を調査したもので、それによるとイランで発生した未解決の強制的又は非自発的失踪事件が合計 515 件に上り、イラン政府からは何の対応もなかった。[10f] (p42)

#### 9.23 USSD 報告書 2008 の続きによれば「2008 年を通じて政治的動機に基づく拉致誘拐事件が複数報告された。平服警官又は治安部隊員は、警告なしに頻繁にジャーナリストや活動家を逮捕し、家族との連絡を許可する前に数日の間隔離拘禁した。処刑された服役囚の家族はその死亡を通知されないこともあった。」[4a] (第 1 項 b)

### 拷問

この項目では治安部隊が全面関与した虐待及び拷問に関する情報を記載する。

#### 9.24 USSD 報告書 2008 によれば、「治安部隊は拘禁中の死亡に関与した上、政治的動機に基づくその他の暴力行為に加担した。」[4a] (概要)

9.25 2009 年 5 月に公表されたイランに関する Amnesty International 報告書 2009 によれば「被拘禁者に対する拷問及び虐待行為は日常的で、未決拘禁の長期化、弁護士及び家族の接見拒否及び伝統的な加害者免責によって助長された。少なくとも 4 件の拘禁中の死亡事件が報告された。この 4 件又は 2007 年に発生した他 2 件に関する個別調査の実施は確認されなかった。」 [9h]

9.26 APCI 報告書 2008 によれば、

「拷問の使用基準は、関連する決定時に存在した可能性がある容疑者の犯罪の重大度又は政治犯罪と刑事犯罪の区別に関係なく無差別化しつつある。」

「上記で述べた通り、拷問は日常的な尋問方法になりつつあり、様々な方法を駆使して引き出された強制的自白及び発言を同じ様に進んで受入れる裁判所の姿勢で証明された様に、容疑者の犯罪に関係なく適用される。 [6a] (p22)

9.27 USSD 報告書 2008 の続きによれば、

「拷問は憲法及び法律で禁じられているが、治安部隊や刑務所職員による被拘禁者及び収監者の拷問を伝える信頼できる報告書が多数確認された。

「刑務所内における拷問及び虐待行為の一般的な方法には、感覚遮断、殴打、同じ体勢での長時間監禁、被拘禁者に対する軍靴で蹴り、被拘禁者の腕や脚部の宙吊り、処刑の脅迫、煙草の押付け、睡眠剥奪及びケーブル線その他の道具を使った背中及び踵への強烈かつ反復的殴打を伴う独房監禁の延長がふくまれた。耳の殴打により聴覚の一部又は全部を損傷した収監者も報告された。また、目の周囲を殴打され、片目又は両目を失明したもののもいた。毒物の使用で病気になった者もいた。HRW によると、学生活動家は拷問及び虐待行為の対象になり易いということだった。 [4a] (第 1 項 c)

9.28 USSD 報告書 2008 の述べるところによれば、「2008 年を通じて、拷問又は刑罰の実行者と思われる個人に対し、政府はいかなる取調べも行わなかった。」 [4a] (第 1 項 c)

9.29 APCI 報告書 2008 の続きによれば、

「反政府主義と無関係の事例に当局が拷問の使用を許可及び希望したことを裏付ける最も有力な証拠は、恐らく政府当局の文書承認段階を前にした法案に起因するものだろう。

「起草法案には、背教による死刑を含む残虐かつ異常と認識される多くの刑罰が記載されるが、背教という非政治犯罪に最も関係が深い条項は第 225 条 10 で、それによると『先天的又は遺伝的の別に関わらず、女性への刑罰は終身刑で、刑の執行中は裁判所の指導下に置かれ、身体的苦難を受けなければならない。女性はこれにより正しい道に導かれ、棄教の撤回を奨励される。女性が撤回する場合は、直ちに釈放するものとする。』個所条項の注釈によれば、苦難の条件はイスラム法に従って決定される。」 [6a] (p23)

## 超法規的処刑

この項目は治安部隊による超法規的処刑に関する情報を記載する。

- 9.30      USSD 報告書 2008 の述べるところによれば、「政府及び諸機関が恣意的又は超法規的処刑に関与したことを示す報告が複数確認された。」 [4a] (第 1 項 a)

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)



## 兵役

- 10.01 2009 年 5 月 14 日に更新された CIA ワールドファクトブックの述べるところによれば、「登録年齢は義務兵役が 19 歳で、志願兵は 16 歳である。イスラム革命防衛隊の登録年齢は 17 歳、バシジ(人民動員軍)部隊は 15 歳である。徴兵義務は 18 カ月間で女性は兵役を免除される(2008 年)。」 [111] (軍事)
- 10.02 イラン人男性は 19 歳になる年の 3 月 21 日の時点で兵役適齢者となる。ただし、最低志願兵年齢は 16 歳である。伝えられるところによれば、軍組織の多くは最低限の訓練を受けた後 18 カ月間の軍務を終了した徴収兵で構成される。(Coalition to Stop the Use of Child Soldiers (CSC) のグローバルレポート 2008 イラン編、2008 年 5 月 20 日) [30a] 1998 年から 2000 年に経験した経済後退期に、大量の徴収兵は無駄が多く不必要とみなされた。2008 年に、徴兵期間は 2 年から 20 カ月間に縮小された。気候が厳しい地域の被徴兵者の兵役期間は 18 カ月に短縮され、国境軍事作戦に服務する徴収兵については 17 カ月間に短縮された。2003 年には、国内特定地域における徴兵期間が 17 ないし 20 カ月に短縮された。(Jane's Sentinel、2009 年 1 月 5 日) [125b]
- 10.03 2009 年 4 月に公表された Danish Immigration Service の報告書少数派、女性及び改宗者に関する人権状況、並びに出入国手続き、身分証明書、召喚状及び報告書の述べるところによれば、
- 「... イランでは兵役は国民の義務である。Attorney at Law の伝えたところによれば、兵役期間は一般的に 2 年間であり、男性にのみ義務付けられる。ただし、この期間は 20 カ月に短縮される可能性がある。40 歳未満の場合は、軍を離脱した者は帰還と同時に兵役を継続される。40 歳を超える者は兵役を要請されない。40 歳を過ぎた時点で軍を脱走又は忌避した者は、罰金刑及び恐らくは禁固刑を科せられる。これは恣意的裁定を基準とする。ただし、その個人が恩赦を受けた経験がある場合は、イランに帰国後に刑罰を受けることはない。Attorney at Law によると、兵役忌避者は刑罰対象になることがある。軍事法によれば、20 カ月間兵役義務を与えられ、これを忌避服する場合は、兵役期間は 24 ないし 26 カ月間に延長される。Attorney at Law が補足したところによると、「旧法」が適用される場合は兵役期間の延長ではなく、罰金数千米ドルが科せられる可能性がある。ただし、Attorney at Law によれば、最近の法改正の実践程度、つまり罰金又は兵役期間延長のいずれが適用されるかはまだ決まっていない。」 [86b] (p47)
- 10.04 War Resisters の 1998 世界報告書によれば、良心的兵役忌避は違法であり、代替奉仕活動の規定は定められていない。[25a] イランは、良心的兵役忌避の問題について UN Commission on Human Rights に宛てた 2002 年 4 月 24 日付け書簡の共同署名者に名を連ねているようである。その書簡によると、イランは良心的兵役忌避の兵役への普遍的適用可能性を認めないとする。(UN、2002 年 4 月 24 日[10q]

目次に戻る  
出典リストへ

## 司法

### 組織

- 11.01 Centre for Iranian Studies at Durham University の Dr Reza Molavi 及び Dr Mohammad M Hedayati-Kakhki が行った COI Service の 2008 年 8 月の COI 報告書イラン編に関する Advisory Panel on Country Information (APCI) のレビュー(2008 年 9 月 23 日付) (APCI 報告書 Report 2008) の述べたところによれば、

「イラン憲法第 156 条によれば、司法府は独立した権力であり、個人及び社会の権利を保護し、正義の実行を担うと共に、以下の義務を委ねられる存在であることを前提とする。

- 苦情、権利の侵害及び異議申立てについて調査し判断を下す。訴訟の調停。紛争解決。法が決定し得る検認事項において、必要なすべての決定及び措置を実施する。
- 国民の権利を確保し、正義と法の下での自由を推進する。
- 法の適切な執行を監督する。
- 犯罪の解明。起訴。処罰。犯罪の追究と刑罰及びイスラム刑法規定の制定。
- 犯罪の発生防止及び犯罪者の更生に向けた適切な措置の実施。T
- 」 [6a] (p13)

- 11.02 2009 年 2 月 25 日に公表された US State Department の人権実践に関する国別報告書 2008 (USSD 報告書 2008)の述べたところによれば、

「1979 年革命後、司法体制はコーランに基づくイスラム法源『Sunna』(預言者言行録)その他のイスラム法源遵守に向けて改正された。憲法上、司法府の長は最高指導者が選出する聖職者と規定される。最高裁判所長官及び検事総長も聖職者でなければならない。女性が特定種類の判事として職務に当たることは現在も禁止されている。」 (USSD 報告書 2008) [4a] (第 1 項 e)

- 11.03 USSD 報告書 2008 の続きによれば、

「裁判所には複数の系統がある。最もよく利用頻度が高いのは民事犯及び刑事犯罪を裁定する従来の裁判所と革命裁判所の 2 つである。革命裁判所は、国内外の治安への脅威、麻薬及び経済犯罪及び公務員の汚職等の、イスラム共和制の脅威になり得るとみなされる犯罪を審理する。聖職者特別裁判所は、護憲評議会内部の違背を審理する。軍事裁判所は軍務又は治安義務に関係する犯罪を調査する。報道裁判所は出版社、編集者及び作家に対する異議申立てを審問する。最高裁判所は、死刑判決の上訴などの一部の事件について審理を見直す権限をゆうする。」 [4a] (第 1 項 e)

- 11.04 Library of Congress の 5 月のカントプロファイルイラン編によれば、

最高司法権は最高裁判所で、その構成員は司法府代表が任命する。同代表は 5 年任期で最高指導者から任命され、大統領が司法相を選出する際の候

補者一覧の承認を行う。最高裁判所は名目上 33 箇所の支部を傘下に置き、最高裁判所長官が事件の割当てを行うが、2 つの支部以外は **Tehran** に集中している。最高裁判所は下級裁判所の法の執行を監督し、判例をまとめる他上訴裁判所の役割も果たす。国民裁判所は従来の民事訴訟と刑事訴訟を州及び地方自治体レベルで審理する。革命裁判所は政治犯罪及び国家安全保障に関わる事件を審理する。聖職者裁判所は裁判所制度から独立した存在で、最高指導者の直轄下にあり、観念的犯罪を含む聖職者の犯罪を扱う。かかる犯罪には、護憲評議会に許容不可能な宗教的戒律の解釈、及びジャーナリズム等の宗教外活動などがある。イランには治安部隊員及び政府高官を対象とする特別裁判所も設置されている。裁判所の判事はすべてイスラム法の専門家でなければならない。」 [79a] (p15)

11.05 イランにおける特定犯罪及び刑罰に関する 2005 Danish fact-finding mission (FFM) 報告書: 2005 年 1 月 22 日から 29 日の *Teheran* 及び *Ankara* 視察に関する 事実調査派遣団の報告書では、イランの裁判所が以下のように記されている。

「以下のような様々な裁判所がある

1. 国民裁判所: a) 刑事裁判所 b) 民事裁判所
2. 革命裁判所
3. 宗教裁判所
4. 軍事裁判所
5. 行政裁判所
6. 上訴裁判所
7. 最高裁判所

「同報告書がイランの裁判所における訴訟分野の配分について説明するように、国民裁判所は不義密通、同性愛、飲酒、改宗、服装違反などを扱う。

「革命裁判所は、国家安全保障、テロ犯罪、**Khomeini** 最高指導者及び最高裁判長官に対する不適切な発言、諜報行為及び麻薬取引を扱う。同報告書によれば、革命裁判所が扱う事件の 99% は麻薬関連犯罪である。

「宗教裁判所はイスラム聖職者及び他の宗教信者が法に違反した事件を扱う。

「軍事裁判所は、革命防衛隊、バシジ等の構成員を含む軍職員が法に違反した事件を扱う。

「上訴裁判所及び最高裁判所は控訴審の役割を果たす。

「どの出典資料においても、第一審裁判所で下された判決はすべて、上訴裁判所に上訴できることが強調されていた。これは欠席裁判で下された判決にも適用される。死刑判決その他の体刑が下された事件を含め、特に重要な事件はすべて最高裁判所の控訴審対象となる。死刑判決の場合は、上訴の如何に関係なくいかなる時も最高裁判所の審理を受けなければならない。一部の事件では、司法府代表は最高裁判所の決定を覆すことができる。

「第一審裁判所は全主要都市に設置されている。上訴裁判所は全州都に世知されている。最高裁判所は **Teheran** にある。

「第一審裁判所は 1 人の判事が担当する。上訴裁判所は 3 人の判事で平等に権限を分担し、最高裁判所の場合は、担当事件の性質によって判事の人数が変わる。」 [86a] (p6)

11.06 2008 年 12 月 10 日にアクセスした **United Nations** ウェブサイトの記事(日付不明)が述べたところによれば、

「1978 年以降、イランの司法体制は構造的組織改編により劇的に変わりつつある。現在のイランの裁判所制度の仕組みは以下になっている。

「最高裁判所は、法律の正確な実施と適正な適用の監督、及び司法手続きの統一性確保を責務とするイランの最高法廷である(憲法第 161 条)。司法府代表は最高裁判所判事と協議の上、最高裁判所長官候補を指名する。最高裁判所長官は資格の面でイスラム法の専門家でなければならない。

「行政裁判所。この裁判所は司法府代表の下に置かれ、民間人が提出した公的機関及び組織の行為に対する異議申立てを調査する責務を負う(憲法第 173 条)。

「上訴裁判所。これは国民裁判所及び革命裁判所が決定した事件の再審理を担当する第二審裁判所である。2001 年を見ると、216 の上訴裁判所で未決事件 345,746 件のうち合計 40,013 件が解決した。

「国民裁判所。この裁判所は第一審法廷として扱う裁判権を与えられ、民事訴訟と刑事犯罪を扱う 2 つの区分に分割される。2001 年を見ると、2,260 箇所の国民裁判所で 合計 4,377,160 件の事件が解決した。

「革命裁判所。革命裁判所は、反国家安全保障罪、麻薬、テロリズム、政府関連の横領、賄賂及び不当利得、イラン・イスラム共和国体制を揺るがすすべての行為などを含む様々な犯罪に対する裁判権を有する。革命裁判所で裁決された事件は上訴裁判所に控訴することができる。2001 年の時点で、国内 226 箇所の革命裁判所で審理が行われていた。

「軍事裁判所。この裁判所の職務は、国軍、警察及び **Islamic Revolution Guards Corps** 職員による、軍務又は治安業務に関わる犯罪を調査することである。軍事検察庁と軍事裁判所は司法府の所属組織でもあり、司法府を規制する同じ原則を遵守する(憲法第 172 条)。

「検察庁。国民裁判所及び革命裁判所法の最近の改正に基づき、国内各所の司法体制に検察庁が再導入された。検察庁は現在、あらゆる審理前審問を担当し、事件の委任は[原文通り]裁判所に犯罪の有力証拠がある[原文通り]。

「紛争解決評議会は、最近の法改正に基づいて設立された国内司法体制の新設機関である。この評議会は軽量の民事及び刑事事件を裁判所に委任する前に、調停を介して解決する責任を有する。



「軍事検察庁及び軍事裁判所も司法体制の構成要素であり、司法体制を規制する同じ原則に従う(憲法第 172 条)。」 [10d]

- 11.07 Khomeini 最高指導者は 1987 年に、国家政策に反対する聖職者の審判を行う意図で聖職者裁判所の創設命令を公布した。即決判決に主眼を置く **qisas** (同害報復) という新制度が確立された。1983 年、窃盗罪に対する断手刑、姦通及び女性の厳格な服装規定違反に対する鞭打ち刑及び不義密通に対する石打ち刑を含め、イスラム法の改正案が導入された。最高裁判所は 33 箇所の支部を有し、各裁判所は 2 人の判事で統括される。(Europa World Online、2009 年 5 月 22 日アクセス) [1a] (司法体制)

- 11.08 Amnesty International が 2006 年 2 月に報告したところによれば、

「2005 年 10 月、国民の平和的意見表示について罰することができる曖昧な表現の規定が記載される報道法の違反事件を審理する意図で報道裁判所が復活した。報道裁判所は 3 人の審査団と裁判所が選出する陪審員 1 名で構成される... 報道裁判所の復活後、ジャーナリスト及び新聞社の事件の審理が多数行われるようになり、一部の事件で執行猶予付き実刑判決が下された。」 [9f] (p8)

## 異議申立て

- 11.09 イラン・イスラム共和国の人権状況に関する 2008 年 10 月 1 日付の国連事務総長の報告によれば、

「救済手段を求める機会を国民に提供する制度的仕組みは他にもいくつかある。憲法第 174 条は、**National General Inspectorate** が司法府代表の監督下で、政府の行政機関による適切な法の執行と適正な法の実施を監督することを規定する。伝えられるところによれば、この組織は個々の異議申立てを処理する一種の行政監察官制度のようなものとされる。議会は憲法第 90 条の下に、行政府及び司法府又はその下部機関の行動に対し国民が書面で提出した異議申立てをを審理することができる。これ以外に、頻繁に発生する非司法的事件又は単純な事件を解決し、訴訟への一般傍聴及び国民の協力を助長する調停委員及び紛争解決委員会等の準司法機関がある。」 [10a] (p5)

目次に戻る  
出典リストへ

## 独立性

- 11.10 イラン憲法第 156 条によれば、司法府は独立した権力であり、個人及び社会の権利を保護する存在で、正義の実行を担うとある。(UN、2008 年 12 月 10 日アクセス) [10d]

- 11.11 USSD 報告書 2008 の続きによれば、

「司法は法の下では、行政府及び立法府から独立した存在であった。B しかし実際には、司法は行政当局及びイスラム主義を掲げる立法当局の影響下にある。憲法によれば、行政裁判所は司法府代表の監督下で政府高官、政府機関及び制定法に関する国民の苦情を調査する。実際のところ、一般



市民が政府を相手に訴訟を起こせる可能性は限られている。市民権又は人権侵害について政府に訴訟を起こすことは不可能であった。紛争解決評議会は、裁判所に委任する前に調停を介した軽度の民事及び刑事訴訟の解決に利用することができる。」 [4a] (セクション 1e)

11.12 イラン・イスラム共和国の人権状況に関する 2008 年 10 月 1 日付の国連事務総長の報告によれば、

「行政機能、立法機能及び司法機能間の分権は憲法の規定するところであるが、個々の独立機能及び人権保護能力に関しては多くの組織的制約がある。

「憲法第 57 条に定める三権分立に関係なく、現最高指導者 Ayatollah Ali Khamenei は 行政府、立法府及び司法府に加え、重要な政府機関を監督する (E/CN.4/2006/61/Add.3, para. 12)。この権限は憲法に定める複数の諮問評議会体制によって強化される。護憲評議会は最高指導者が任命する聖職者 6 人と司法府が任命する法学者 6 人で構成される。同評議会は議会を通過した法案について、それが憲法及びイスラム法に矛盾するとは考える場合はこれを否認する権限を有する。公益評議会は最高指導者の諮問機関の役割を果たすもので、国会と護憲評議会間に立法上の対立が生じた場合に調停に当たる権限を有する。専門家会議は総選挙で選出された聖職者で構成され、最高指導者の任命及び罷免の権限を与えられている。

「最高指導者は最高裁判所長官及び検事総長を任命する。イランの司法制度には 3 つの階層がある。一般民事裁判所及び刑事裁判所は上訴裁判所の監視下にあり、最高裁判所が上訴裁判所を監督する。この他に、行政裁判所、家庭裁判所及び少年裁判所等の異なるレベルの特別裁判所がある。さらに、反国家安全保障罪及び麻薬密輸罪を初めとする、特定区分の犯罪を審理する特別国民裁判所や革命裁判所がある。革命裁判所で下される決定は、禁固 3 ヶ月及び 500,000 リアルの罰金以下の宣告に関しては上訴可能である。特別裁判所は軍職員及び聖職者に関する訴訟を扱う。2003 年の査察訪問期間中、Working Group on Arbitrary Detention はかかる裁判所が法の下での平等原則に与える影響について懸念を示した。Working Group は特別裁判所の機能を一般裁判所に移管する機能を要求した。

「Working Group の記述によれば、司法体制の機能不全をもたらした 1 つの大きな理由は 1995 年から 2002 年までの検察官の廃止であった (E/CN.4/2004/3/Add.2 and Corr.1)。検察官は 2002 年に再導入されたが、その役割は依然として司法府の一部として司法府代表の監視下に置かれており、完全に独立した役割を果たしていない。」 [10a] (p4)

11.13 同報告書の続きによれば、「Iranian Bar Association は、弁護士独立を損なう可能性がある弁護士免許の並行交付 制度を確立する新規法案に対する懸念を表明した。(UN、2008 年 10 月 1 日) [10a] (p17)

11.14 2005 Danish FFM 報告書によれば、

「イラン司法部の国際問題担当 Mohammad Javad Shariat Bagheri 部長の報告によれば、司法制度は司法省を含む政府機関から独立している。司法体

制は Khomeini「最高指導者」の直接支配下にある。1999 年から、司法府代表は Mahmoud Hashemi Sharudi であり、いくつかの司法改革を実施した。例えば、2002 年には実質的な検察権限が再導入され、これまで何人かの州弁護士が指名された。[86a] (p6)

#### 11.15 Danish FFM 2005 報告書の続きによれば、

「イラン司法部の国際問題担当 Mohammad Javad Shariat Bagheri 部長の報告によれば、各裁判所の判事はいずれも、異なる 2 つの学歴のいずれか 1 方を持つ。1 つは一般的な大学の法学士資格であり、判事の約 90% が大学で法律を学んでいる。残りの 10% は神学校で専門訓練を受けている。判事はその学歴に関係なく、全員が 1 年間の司法修習課程を修了しなければならず、試験に合格して初めて実務に就くことがゆるされる。修習課程は正当な方法で裁判を実施する技能を修習生に教える意図で立案される。」

[86a] (p7)

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

### 公正な裁判

#### 11.16 イラン・イスラム共和国の人権状況に関する 2008 年 10 月 1 日付の国連事務総長の報告によれば、

「刑法及び刑事訴訟法は、正当な法的手続き及び公正な裁判を保証する意図で、様々な手続き上の保証を定めている。例えば、刑事訴訟法第 190 条は、被告弁護士も起訴状の十分な閲覧機会とそれを見直す時間を与えることを義務づけるが、一部の条項は国際人権基準を満たしていない。例えば刑事訴訟法第 33 条は、起訴手続きなしに被疑者を 1 ヶ月間拘禁することが認められている。この条項は今後改正される可能性がある。」 [10a] (p4)

#### 11.17 同報告書の続きによれば、「特に革命裁判所の審問では、刑事訴訟法第 128 条と弁護士選出法の注記 3 の極度に制限的な解釈により、判事の自由裁量で弁護士を排除する事例が見られた。」(UN、2008 年 10 月 1 日) [10a] (p17)

#### 11.18 USSD 報告書 2008 によれば、

「... 被告の公開裁判を受ける権利、推定無罪の権利、担当弁護士の選定権利、及びた重刑を伴うほぼすべての訴訟における上訴権は憲法及び刑事訴訟法の定めるところであるが、上記の権利は実際の裁判では尊重されなかった。裁決を下すのは審判団である。民事及び刑事裁判所には陪審制度はない。報道裁判所では、裁判所が特別に選出した 11 人構成の評議会が事件の裁決を行う。被告は原告と同席する権利を与えない上、政府が保有する証拠を閲覧することも許されなかった。」

「国連 特別代表(UNSR)を含む国連代表及び、恣意的拘束に関する国連作業部会、さらに民間人権組織は、刑事裁判における手続き的保護措置がないことに注目した。多数の人権擁護団体が、公正な裁判の国際基準を無視したとして革命裁判所の審理を非難した。革命裁判所の判事は司法制度に対する観念的責務を理由に選出された面がある。当局は多くの場合、「反革命的行動」、「道徳的腐敗」および「世界的傲慢さへの加担」などの不明

確な罪名で個人に有罪判決を宣告した。革命後の制定法で対応されない状況がある場合は、政府はイスラム法の知見と解釈に合わせて手続きを取るよう判事に助言した。わずか 5 分間の秘密裁判又は即決裁判も頻繁に行われた。自白強要を公にするために慎重に検討された裁判もあった。

「聖職者特別裁判所制度の合法性は引き続き論議の分かれる問題であった。聖職者の行った違反行為及び犯罪を審理する聖職者裁判所は最高指導者の監督下にあるが、憲法の定めるものではなく、司法体制と無関係に運営される。2007 AI 報告書によれば、被告は裁判所の指名する聖職者以外の代理人を立てる受けることは許されず、しかもこれらの聖職者は司法資格を義務づけられていなかった。AI の報告によれば、被告弁護士役を希望する聖職者から代理人を見つけられなかった被告が、法定代理人なしに裁判を受けた事例もあった。評論家が主張したように、この聖職者裁判所は反体制的思想の表明及び宗教分野以外の活動参加を理由に聖職者を糾弾する目的で使用された。」 [4a] (第 1 項 e)

下記の刑罰も参照のこと。

## 欠席裁判

11.19 Canadian Immigration and Refugee Board (CIRB)の 2006 年 6 月 20 日付け報告書の記述では、

「刑事訴訟法第 217 条によれば、治安罪に関する訴訟では、被告及び/又はその代理人が審理手続きに全く出廷しない場合は、裁判所は欠席判決を交付することが可能で、これが被告側に適切な方法で送達される時点で、当残ながら上訴が認められる。交付される判決の種類についての規制はないため、死刑判決の交付も含まれる。この点について明示的規定はないが、第 217 条の注 2 が適用される場合は、裁判所が被告に有罪判決を下す根拠がないという意見に達し、判決に向けて被告の審問が必要ないという決定に達した場合に限り、被告の欠席裁判を行うことができる。これ以外の場合は、審理手続きを完了させ最終判決を公表するために、被告の出廷が不可欠である。(2006 年 5 月 4 日)。」 [2ad] (p1)

11.20 APCI 報告書 2008 によれば、

「... 欠席判決の場合は個別の上訴期限があり、第 217 条による交付裁判所に 10 日以内ではない。欠席裁判の場合は、どの事件にも該当する上訴期限、つまり、刑事訴訟法第 236 条に基づく適切な上訴裁判所に 20 日以内が適用され、最初の 10 日間が終了するまでは実施されない。国外居住者の場合(居住先国で正式の登録されている場合は)は、上訴期限は 2 カ月間である。」 [6a] (p17)

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 保釈

11.21 2006 年 6 月 20 日付の Canadian Immigration and Refugee Board (CIRB)の報告書が述べたところによれば、

「保釈獲得には様々な方法がある。保証人、担保保証の提示又は銀行預金差押えにより獲得できる。イスラム法の下では、軽犯罪の場合は被告人の請求による釈放が認められている。

「保証人の場合は、保証する個人が裁判所に出廷し、裁判所の召喚状が要求する場合はいつでも被告を出廷させる個人的責任に承諾する意思を示す正式な宣言証書に署名しなければならない。他の方法の場合は、裁判所と司法省の特別基金間で預金口座又は銀行保証を提示する取決めが交わされる。保証の供与の場合は、権利証書又はそれに類するもの又は個人所有文書の原本を裁判所に預託することが義務付けられ、保証として提示された財産の取引実行は一切許されない。

「[身柄保証の方法で]保釈された個人が期日に出廷しない[場合は] ... 保証人は本人の資産から支払われるべき保釈金額を滞納した被告を出廷させるよう要求される。他の事件では、裁判所の担保になっている不動産又は資産が差押えられることになる。」 [2ad] (p1)

## 判決の執行

### 11.22 APCI 報告書 2008 によれば、

「民事裁判所及び刑事裁判所の別を問わず、一般裁判所による判決の執行に向けて、**Unit of Enforcement of Judgments** と呼ばれる部門が設立された。関係する地方裁判所長官は法に従って、同部の部長を兼任する。どの部も十分な人数の補助裁判人、職員その他の人員が配置されなければならない。一般裁判所及び革命裁判所が下した判決は、この司法機関を通じて執行される。この判決及び命令執行機関は執行手続きを全面的に実施し、巻頭することが許される。

「法的サービスを必要とする個人に法的助言及び指導を提供する意図で、監督下に置かれた各裁判所管轄地区に **Guidance and Assistance Unit** と称する部門が設立された。」 [6a] (p15)

目次に戻る  
出典リストへ

## 刑法

11.23 イラン・イスラム刑法は 1991 年に初めて可決され、最後に改正されたのは 1996 年である。(Compass Direct News、2008 年 9 月 23 日) [117b] これはイラン民法と併行して適用される。 [77d]

11.24 2009 年 4 月に公表された Danish Immigration Service の報告書 少数派、女性及び改宗者の人権状況及び出入国手続き、身分証明書、召喚状と報告等 (Danish Immigration Service 報告書 2009)によれば、

「刑法の解釈法が裁判長によって様々に異なるのは大きな問題である。イスラム法は Tehran その他の大都市よりも、厳格かつ伝統的な宗教色の強い地域で用いられることが多い。ただし、イスラム法に基づく判決が Tehran で交付される可能性が全くないわけではない。イスラム法をどう解釈するかは常に判決を下す個々の判事によって異なる。これは恣意的判決につな



- がり、1つの犯罪にどのような刑が下されるかは予想できない。[86b] (p24)」
- 11.25 同報告書の続きによれば「ある個人にどの法令集が適用されるかは予想できない可能性が高い。判決はイスラム法又は刑法又は報道法のいずれかを基準して下すことができる。」(Danish Immigration Service 報告書 2009) [86b] (p29)
- 11.26 Danish Immigration Service 報告書 2009 の続きを見ると、「イスラム法は刑法の広い範囲に適用されており、刑法に優先する法律である。刑法を適用する判事もいれば、イスラム法の適用を選択する判事もある。これは司法体制を予測不可能で恣意的なものにしている。」 [86b] (p10)
- 11.27 同報告書の続きによれば、
- 「イスラム法は全部ではないが刑法の広い範囲に適用されている。刑法が刑罰又は判決を記載しない場合は、判事はイスラム法を適用しなければならないと説明されている。イラン憲法によれば、判事は判決を公表しなければならない。イスラム法は他の法律に優越するため、判事は指針と解釈法の基準にしなければならないのはこの法律である。」 [86b] (p29)
- 11.28 Amnesty International は 2007 年 9 月 17 日の報告書 *Baluchi* 人少数派に対する人権侵害の中でイラン刑法の特徴を説明した。それによれば、
- 「国民はイラン法の下に、*hodoud* の罪 (イスラム法に定める神への冒瀆罪及び *Ta'zir* の罪 (イスラム法で規定されない任意の罪) で死刑を宣告されることがある。
- 「*hodoud* (固定刑) 罪の区分で死罪に値するのは、婚姻者の不義密通、近親相姦、強姦、未婚者の 4 度目の姦通、過去の犯罪ごとに刑罰を受けた場合の 3 度目の飲酒、過去の犯罪ごとに刑罰を受けた場合の 4 度目の男性間の挿入 (*tahfiz*) 以外の方法での同性愛行為である「肛門性交」、過去の犯罪ごとに刑罰を受けた場合の 4 度目の女性同性愛、非ムスリム男性とムスリム女性間の姦通、及び過去の犯罪ごとに刑罰を受けた場合の 4 度目の不義密通又は「肛門性交」の冤罪などが含まれる。
- 「『神への敵意』(『*moharebeh*』) 及び『地上の墮落』(『*ifsad fil arz*』) という曖昧な言葉で表現される罪で有罪判決を受けた個人に科し得る 4 つの刑罰の 1 つとして、*hodoud* 法は死刑を定めている。この言葉は刑法では『武力に訴えて治安及び自由に対する恐怖、不安又は侵害を引き起こすすべての者は *mohareb* 及び *mofsed fil-arz* (地上の墮落) 罪とみなされる」と記されている。他の条項を見ると、武器窃盗、追剥ぎ、イスラム共和国の転覆を目指す組織への加盟又は賛同、イスラム共和国の転覆を狙う陰謀とその目的のための武器製造は *mohareb* とみなされる。*ta'zir* 罪に関連する他の条項及び他の法律を見ると、諜報行為及び国家安全保障を害する組織の結成を含む *mohareb* とみなし得る他の状況が規定されている。地上の墮落は刑法の *hodoud* 条項では詳しく定義されないが、このカテゴリーに該当するいくつかの状況が指摘されている。これには汚職、横領、反復的麻薬行為、紙幣偽造、買占め及び不当利得行為などが含まれる。



「判事は特殊犯罪が極度に重大である場合は、それを理由に上記の犯罪区分の1つを適用し、それに対する刑罰として禁固刑その他の罰ではなく死刑を選択するをかどうかの判断に、幅広い自由裁量を与えられているようである。

「**hodoud** 罪は神への反逆罪とみなされるため、**ta'zir** つまり裁量刑と同じ方法では罪司法部代表の勧告に基づく最高指導者による恩赦は認められない。ただし、不義密通、挿入以外の方法での同性間性的行為「肛門性交」及び女性同性愛の訴訟では、本人が罪を自白及び懺悔(神の許しを公に請願)した場合は、担当判事は最高指導者の恩赦を求める、若しくは判決の執行を主張する権限を与えられる。」 [9b]

#### 11.29 イラン・イスラム共和国の人権状況に関する国連事務総長の 2008 年 10 月 1 日付け報告書によれば、

「恣意的拘禁に関する作業部会は、イラン刑法は多様な刑罰、つまり **hudud**(固定刑)、**qisas**(同害報復)、**diyah**(賠償金)、**ta'zir**(裁量刑)及び予防刑が適用される 5 つの犯罪区分を存置していると述べた。**Hudud** は神意への背罪であり、これに適用される刑罰には死刑、磔、投石、右手切断、再犯の場合は左足、鞭打ち、禁固及び追放などがある。**Qisas** は同害報復で、『目には目を』と広義に同意である。個人の生命又は身体的完全性に反する行為は被害者の決定に委ねられ、被害者は加害者が同じ処遇を受けること、若しくは殺人罪又は物理的傷害罪の場合は金銭的代償(**diyah**)を受けることを要求することが許される。**Ta'zir** は、イスラム法に定める刑罰ではなく国が適用する裁量刑が発生する犯罪である。

「死刑は不義密通、近親相姦、強姦、未婚者の 4 度目の姦通、3 度目の飲酒、過去の犯罪による前科、挿入 (**tafhiz**) 以外の方法での同性愛行為である「肛門性交」4 回、4 度目の女性同性愛、非ムスリム男性とムスリム女性間の姦通及び 4 度目の不義密通又は「肛門性交」の冤罪を含む、特定の **hudud** 罪に課せられる。また、4 つの可能な刑罰の 1 つである神への反逆罪 (**mohareb**)及び地上の墮落 (**mofsed fil arz**) にも 4 つの可能な刑罰の 1 つとして死刑が科せられることがある。**ta'zir** 犯罪区分の下では、死刑は『預言者の侮辱』(刑法第 513 条)にも科刑される。また、麻薬密輸や人身売買、殺人、諜報活動及び反国家安全保障罪にも死刑が適用されることがある。 [10a]

目次に戻る  
出典リストへ

#### Qisas (同害報復)

#### 11.30 Human Rights Watch が **qisas** に関する 2008 年 9 月 10 日付け報告書「イラン、サウジアラビア、スーダン、パキスタン及びイエメンにおける青少年の死刑廃止」の中で述べたところによれば、

「イランにおける青少年の処刑の大半は、**hadd** 罪又は意図的殺人によるものである。『被告に殺害意図はないが被告によって本質的に致命的な行為が意図的に実行される事件』を含む意図的殺人は、同害報復刑(**qisas-e-nafs**)で罰せられる犯罪とみなされる [イラン刑法第 205 及び 206 条]。**Qisas** 事件では裁判及び判決の実施の責任は司法当局にあるため、イラン法ではこうした事件は民間当事者 2 者間の民事紛争として扱われ、国が紛争

の解決に当たる。被害者遺族は同害報復の請求、加害者への恩赦請求若しくは同害報復の請求を許す代償として賠償金請求を行う権利を保有する。

[8c] (p8)

11.31 同報告書の続きによれば、

「イランでは多くの犯罪、とりわけ、預言者の侮辱、特定の薬物犯罪、殺人及び不義密通、近親相姦、強姦、姦通、飲酒、挿入 (tafhiz) 以外の方法での同性愛行為である『肛門性交』、女性同性愛、『神への背罪』 (mohareb) 及び『地上の墮落』 (mofsed fil arz) に死刑が存置されている。」 [8c] (p8)

死刑も参照のこと。

## 判事の知見

11.32 Radio Free Europe / Radio Liberty の 2007 年 4 月 23 日付け記事によれば、「イランの法律は矛盾することが多く、その解釈は依然として少数の法律家又は宗教当局—この事件では最高裁判事の領域になっている。」 [42ah]

11.33 International Federation for Human Rights (FIDH) の 2009 年 4 月 28 日付け報告書『イラン/死刑: 国家テロ政策』によれば、「判事は...様々な事件において独自の『知見』を基準に判決を下す権限を与えられている。このため、投石その他の判決の多くは、『判事の知見』を基準に下される。これはイスラム刑法の文面に従って違法である。」 [56i] (p39)

11.34 2009 年 4 月の FIDH 報告書の続きによれば、

「IPC [イスラム刑法] が姦通／不義密偵ではなく窃盗又は殺人を証明する 1 つの手段として『判決の認識』を規定したことは注目すべき点である。ただし、Khomeini 最高指導者は、不義密偵及び姦通関連事件に、自身の知見を利用する権限を判事に付与した(Tahrir ul-Vassileh、第 4 巻、P 197)。同書によって、2007 年に 2 人姉妹に投石刑が執行された...」 [56i] (p39fn)

11.35 2009 年 6 月 5 日にアクセスした女性の処刑及び投石刑廃止に向けた世界推進運動のウェブサイトによれば、「投石刑の判決は証人又は自白に基づいて下されるのではなく、判事の『知見』又は『直感』が基準となる。イスラム刑法第 105 条では、判事が確たる証拠ではなくその直感に従って判決を下すことを認めている。この結果、不義密通事件の大半[原文通り]は公正な審理が行われない。」 [115]

11.36 Iran Focus の 2008 年 2 月 8 日付けウェブサイトに掲載された事件に『判事の知見』の一例が見られる。それによると、「『不義密通』の判決は、映像証拠及び審問期間に取られた姉妹の証言に基づき、判事の『知見』により一方的に立証された。」 [76d]

目次に戻る  
出典リストへ

## 裁判所文書

### 召喚状

## 11.37 APCI 報告書 2008 によれば、

ある個人を裁判所に呼び出すためには召喚状を発行しなければならない。これは、いずれも正確には法律用語で『召喚状』と訳されるペルシャ語の『Ekhtariyeh』(『裁判通知』と訳されることもある)及び『Ehzariyeh』の形式になる。

「上記はいずれも、被告に出廷の上特定の申立てに抗弁する機会を与えるものであるため、同じ目的を果たす同じ性質の文書である。いずれも、訴訟の提出後に訴訟裁判所から発行され、被告の名前、訴訟番号、裁判所とその部局、被告の名前と住所及び一定の期日又は一定の期間内の出廷に関する必要指示事項が記載される。文書の写しは被告又は家族には送達され、送達日を示す担当廷吏及び受取人の署名が付記されなければならない。被告への送達後、被告が通達を受け、抗弁の機会を与えられたことを証明する意図で、原本は召喚状及び異議申立て書の送達を証明する『送達受領書』と共に裁判所に提出される。

「つまり、いずれも被告に自発的出廷と異議申立てに対する抗弁の機会を提供するものであるため、『Ekhtariyeh』と『Ehzariyeh』には法的性質及び役割についての相違はない。ただし、『Ekhtariyeh』は通常、何れかの個人が被告の審理中に行う審問のために裁判所に召喚される場合に用いられる。これに対し『Ehzariyeh』は裁判所が被告の裁判を行う意図を持ち、審理前の最後の自発的出廷機会を被告に与える場合に用いられる。

『Ehzariyeh』の発行後に出廷を拒否する場合は、逮捕令状が発行され、その個人が行方不明の場合は欠席判決が行われることになる。」 [6a] (p19)

## 11.38 同じ問題について Danish Immigration Service 報告書 2009 が述べたところでは、

「弁護士の説明では、召喚状は民事、刑事及び革命裁判所から発行される。西側大使館(3)が確認したところでは召喚状には様々な種類があり、検察局が召喚状を発行することもある。

「弁護士の話では、ある個人が召喚状に応じない場合は、その個人は召喚要請に対し司法当局に抗弁する義務を規定する法律に違反したことになる。召喚要請に応じない場合は、その個人の起訴が確定したとみなされる。これは被召喚者の理由によって異なる場合がある。弁護士の補足説明によれば、召喚要請を受けた後で調査段階でイランを出国した個人は、その者が召喚状を受領後に当局に報告しなかったという理由だけで必ずしも帰国と同時に起訴されることはない。

「西側大使館(3)によれば、召喚に応じない個人は当局の捜査対象となる。召喚要請後に当局に報告しない個人に対する対応については、大使館は確認していない。

「弁護は、召喚状を違法に取得することは簡単で、召喚状に書かれた情報を削除し、別の内容を書き加えることで召喚状を改ざんすることも可能であると述べた。」

「弁護士の話によれば、召喚状はテキストメッセージ(sms)及び電子メールで送付することができる[原文通り]。テキストメッセージの利用に関しては、文書は受取者に送付するテキストであることを証明するように提示されなければならない。」 [86b] (p43)

#### 11.39 Danish Immigration Service 報告書 2009 が民事訴訟について述べたように、

「西側大使館(3)によれば、民法に基づく違法行為で告訴された個人は召喚命令を受ける。被告訴人が召喚に応じない場合は、その個人は再度召喚を要請されることになる。弁護士の話では、民事訴訟の召喚は原告が裁判所に提訴した時点で民事裁判所又は支部から発行される。召喚状を送達された個人は 5 日以内に回答しなければならない。召喚命令が官報に公表される場合は、その個人は 30 日以内に召喚に応じなければならない。召喚された個人が出廷しない場合は、裁判所は判決を下すことができる」 [86b] (p43)

#### 11.40 Danish Immigration Service 報告書 2009 の記述によれば、

「西側大使館 (3)の説明によれば、刑事犯罪行為の被疑者は、刑法に従って召喚される。弁護士によれば、ある個人が刑事訴訟の召喚を受ける場合は、その個人は 3 日以内に当局に報告しなければならない。ただし、官報に召喚が公表される場合は、その個人は 10 日以内に当局に報告しなければならない。刑法の下に召喚され、それに応じない場合は、その個人の捜索を行い、逮捕状を発行することができる。

「西側大使館(3)が補足したところでは、裁判所の召喚に応じない個人は、有罪が確認されれば不在判決で禁固刑を宣告されることがある。この宣告に対しては、10 日から 20 日以内であれば控訴することが許される。」 [86b] (p43-44)

#### 11.41 Secret Service が発行する召喚状について Danish Immigration Service Report 2009 が述べたところによれば、

「西側大使館 (3)の話では、Secret Service が発行する召喚命令の場合は規定形式がなく、電話を介して通知されることもある。Secret Service が文書で送付することはめったにない。Secret Service の召喚命令に応じない個人は捜査対象になる。かかる事態に置かれた個人の処遇は大使館の知るところではない。」 [86b] (p44)

#### 11.42 Danish Immigration Service 報告書 2009 は召喚状について以下のように説明した。

「Attorney at Law によれば、召喚状は空欄部分で構成される書式である。裁判所又はその要請部局は、手書きで召喚状に記入することになっている。最近では、これに加えコンピュータで作成した召喚状を発行する裁判所もある。西側大使館(3)の話では、召喚状は常に手書きで記入され、召喚要請者にはその写しだけが送達される。

「Attorney at Law の説明によれば、召喚状はすべて登録番号が付記される。イランの弁護士は、召喚状がシステムに登録されているかどうかをこの番号で確認し、召喚状の信憑性について確証を得ることができる。弁護士は



召喚状の番号を用いて、発行日、訴訟番号、裁判所の種類(民事裁判所、刑事裁判所又は革命裁判所)、及び召喚状を発行した裁判所の支部番号について情報を得ることができる。訴訟番号は左上に記載される。最上部中央には法廷番号が記入され、右上には日付が記載される。召喚状はほとんどの場合 **A5** サイズの用紙である。

「召喚状は必ず押印が付されるが、署名は任意である。印には都市、氏名、裁判所及び担当部局を示す情報が記載されている。どの部局も個々に番号がある。都市はすべて数字の『1』で始まる。都市名は記載されず、その番号コードだけが記載される。**Attorney at Law** が補足したところでは、召喚状が「召喚状に[文字とそれに続く『/ xxxx』(数字)]については本文をご覧ください」という記述がある場合は、既に判決が下されており、当局は判決を執行できることを意味している。執行裁判所の場合は、召喚状の右上に[「文字については本文をご覧ください」]の一文が記載される。

「判決が下ると、執行部に送付される。執行部は判決に新しい番号を発行する。この段階であれば、被告がその決定に上訴できる場合でもイラン当局は判決を執行することができる。**Attorney at Law** の補足によれば、判決は 30 日以内であれば上訴できる。上訴裁判所が下す判決は執行可能である。被告は最高裁判所に上訴することが許されるが、これによって上訴裁判所の決定の実行が妨げられることはない。ただし、最高裁判所が被告に無罪判決を言い渡す場合は、上訴裁判所の判決は無効になる。」 [86b] (p44)

- 11.43 2000 年 9 月の **Danish** 事実調査使節団報告書 及び 2002 年の **Belgian** 事実調査使節団報告書が述べたところによれば、裁判所の召喚状の場合は、直接出廷することを求める召喚状は本人宛に送達される。関係者が宛先にいない場合は、召喚状は家族成員の 1 人に送達される。召喚状を受取れる者がいない場合は、裁判所に返送され、判事は関係者の逮捕を要請する適否を決定する。かかる決定は事件の性質によって異なるが、判事の書面による命令がなければ、逮捕することはできない。 [86c] (p22) [43] (p17)

## 逮捕令状

- 11.44 **Danish** 報告書の続きによれば、当該事件が革命裁判所の管轄に該当する場合を除き、国民裁判所は事件の種類を問わず逮捕令状を発行する権限を有する。同報告書は発行プロセスを以下のように説明する。まず、国民裁判所が関係者の逮捕を担当する関係警察署に逮捕令状を送付する。逮捕令状は送達ではなく逮捕者に直接提示される。令状はその後、発効した裁判所に返送される。逮捕令状の発行に用いる用紙は政府の特別印刷局で印刷される。この用紙は手書きで記入され、逮捕者について以下の情報が記載される。

- 氏名
- 住所
- 職業
- 父親の名前
- 身分証明書番号[86c] (p23) (ただし、**APCI** 報告書 2008 によれば、逮捕令状に身分証明書の詳細は記載されない。) [6a] (p19-20)



11.45 逮捕令状の記入が完了後、裁判所の押印及び署名が付される。この令状の対象となる逮捕者は 1 人だけである。通常の場合、逮捕状の発行理由は記載されない。(Danish Fact-Finding Mission、2000 年 9 月) [86c] (p23)

11.46 逮捕令状の発行又は送達について APCI 報告書 2008 が述べたところによれば、

「... 逮捕又は捜査権限として本人に物理的に送付又は手渡すというよりはそれを提示するという意味において、逮捕令状の場合は被告に『送達』されない。このため、当該書類として家族成員に送達できる召喚状と異なり、逮捕に先立って逮捕令状の原本を手渡すことを許可する法的形態というものはない。捜査令状の場合は、頭書に記載される個人に捜査時に手渡すことができるため、逮捕令状と捜査令状の区別も明記しなければならない。」 [6a] (p19-20)

11.47 2006 年 6 月 20 日付けの CIRB が述べたところによれば、

「たいていの場合、召喚状その他の関連通知を含む裁判所文書は、裁判所の事務局が発行する。被告の有罪判決を決定する裁判所の判決は、判事本人の署名が付記されなければならない。そうでない(特定の規定がない)場合は、裁判所職員(通常は、一般事務員)が通知に署名する。通知は司法省の送達局及び廷吏を介して送達される。廷吏は政府の職員であり、商業訴訟又は刑事訴訟の別を問わず、送達職員は民間からは採用されない。商業訴訟の場合でも、書類及び通知はすべて司法省送達局を介して送達しなければならない。」

「逮捕令状は被告の現住所に送達される。住所不明の場合又は被告が現住所に存在しない場合は、全国紙又は被告の居住地の地方紙に令状を公表する方法で適切な送達が発生する。家族が被告の所在を知らない場合及び通知/召喚状を被告に渡す意思がない場合は、逮捕令状を被告の代わりに家族に送達することはできない。原則的に [原文通り] 刑事訴訟の場合は、家族成員による代理送達は許容されない。被告の所在が分からない場合は、逮捕令状は被告の発見時及び発見場所に関係なく、逮捕する警察官に送付される。」 [2ad] (p1)

逮捕と拘禁 – 法的権利を参照のこと。

目次に戻る  
出典リストへ

## 報告

11.48 Danish Immigration Service 報告書 2009 の述べたところによれば、

「使節団は一定間隔での報告利用、つまりイラン当局への定期的な報告命令、例えば日次報告、週次報告、隔週報告などについて情報を求めた。召喚状の報告という概念は周知であるが、定期的な当局への報告という概念を詳述した出典はほとんどなかった。

「Attorney at Law の述べたところでは、警察その他の治安当局が定期的な報告を個人に命じた書類を見たこと、或いは、警察その他の治安当局への定期的な報告命令を受けた個人について聞いたことはないということだっ

た。しかし、警察が個人の自宅を訪問した事例は複数聞いたことがあると述べた。訪問を受けた個人は次に所在について尋問を受ける。このような訪問は警察官又は **Intelligence Service** によって行われる。 **Attorney at Law** の知る限りでは、司法府職員にはこうした訪問を実施する者はいない。**Tehran** のある国際組織 (1) によれば、イランに帰国した元 **MKO** 構成員は、帰国後しばらくの間、イラン当局への週次報告を命じられることがある。この組織は、報告期間及び帰国者が報告すべき当局並びに帰国者全員に対する報告義務の有無については知らされていなかった。**Mahdavi** の説明によれば、刑事犯罪で有罪判決を受けた個人は、当該個人が再び犯罪者になる可能性を管理する警察の義務を理由に、警察に対する定期的な報告義務を科されることがある。定期的な警察への報告を命じられた個人が報告を怠る場合は、報告義務の不履行を理由に処罰されることはない。**Mahdavi** の知る限り、釈放された個人がイラン当局への定期的な報告を命じられた具体的な事例はなかった。しかし同氏の補足によれば、警察は前科者には常に目を光らせているということである。」 [86b] (p44-45)

## 切断刑

- 11.49 2009 年 4 月の FIDH 報告書が述べたところによれば、「法の定めるところにより、[窃盗罪]の初犯に対する刑罰は右手の指 4 本の切断で、二度目は左足の切断である。」 [56i] (p12) 同報告書の続きによれば「右手切断及び左足切断」は *mohareb* 又は *mofsed-e fel-arz* で有罪判決を受けた者[イラン刑法第 183 条の武器を利用して恐怖をもたらし自由と治安を乱すすべての者]について起こり得る刑罰である。 [56i] (p12)

Radio Free Europe/Radio Liberty (RFE/RL) の 2008 年 1 月 7 日付け報告書の記録によれば、

「イラン南東部に住む有罪判決者 5 人に対し、めったに使われない切断刑が執行された。この切断刑はイラン南東部 **Sistan-Baluchistan** 州の州都 **Zahedan** で執行された。この男性 5 人は武器窃盗、人質行為及び警察への発砲の罪で有罪判決を宣告された。ただし正式な書類では『神への背罪』及び『地上の墮落』罪であった。イランでは切断刑は合法であるが、過去数年間を見ると、これが行使された報告は一件もなかった。」 [42aa]

- 11.50 2008 年 5 月に公表された、2007 年の出来事を網羅する **Amnesty International (AI)** 報告書 2008 の述べたところによれば「窃盗罪の有罪判決で少なくとも 8 人が断指刑又は断手刑に処された。」 [9a] AI の年次報告書 2009 によれば「鞭打ち及び切断刑が科刑及び執行された。」 [9h]

目次に戻る  
出典リストへ

## 逮捕と拘禁 – 法的権利

- 12.01 2009 年 2 月 25 日に公表された US State Department の人権実践に関する  
国別報告書 2008 (USSD 報告書 2008)の述べたところによれば、

「逮捕令状又は召喚令状は憲法及び刑法の義務付けるところであり、その記載によれば、逮捕者は 24 時間以内に起訴されなければならないとあるが、実際のところこの保護措置はほとんど発生しなかった。被拘禁者は起訴も審理もないままに、数週間又は数カ月間を過ごすことが多かった。イラン当局は多くの場合、被拘禁者を隔離拘禁し、家族との迅速な面会又は法定代理人との接見機会を拒否した。実際のところ、隔離拘禁には法で定める期限はなく、また拘禁の合法性を決定する司法的手段も存在しなかった。国は法の下に、特定の犯罪について貧しい被告に弁護士を提供する義務を負う。裁判所の規定する保釈金は、減刑の場合でも法外な金額に設定されている。被拘禁者及びその家族は、保釈金の支払いのために財産譲渡証書の提出を強制される。保釈金で釈放された被拘禁者は、財産の差押え期間も審理開始時期も通知されないことがあった。」 [4a] (第 1 項 d)

- 12.02 イラン・イスラム共和国の人権状況に関する国連事務総長の 2008 年 10 月 1 日付報告書が述べたところによれば、

「刑法及び刑事訴訟法では、法的手続き及び公正な裁判を受ける権利を保証する意図で、手続き上の様々な保証措置が定められている。例えば刑事訴訟法第 190 条では、被告弁護人が起訴状を閲覧する機会及び見直す時間を与えることが義務付けられている。しかし、一部の規定は国際人権基準を満たしていない。例えば刑事訴訟法第 33 条は、起訴手続きなしに被疑者を 1 ヶ月間拘禁することが認められている。この条項は今後改正される可能性がある。」 [10a] (p4)

- 12.03 Amnesty International が 2008 年 2 月 28 日付報告書『イラン：女性の権利擁護者の弾圧への抵抗』の中で述べたところによれば、

「逮捕後に起訴された女性の権利擁護者の多くは、曖昧な定義の反安全保障罪で告発された。こうした擁護者は、イランが署名した市民的及び政治的権利に関する国際規約(ICCPR)等の国際基準に違反する、イランにおける女性の権利の保護及び促進を求めるため、イラン当局はかかる罪状を有効に利用して、活動家に対する世界公認の言論及び結社の自由を制限した。

「女性の権利擁護者の権利侵害は止むことがなく、イラン当局は曖昧な定義の法律を利用して、警察その他の治安部隊が抗議デモ参加者に過剰な武力を行使することを容認及び助長し、拘禁中の虐待行為にも目をつぶっている。当局は人権擁護者から事実上法の保護を剥奪しており、女性の権利擁護を標的にして擁護者を処罰する。」 [9aah]

(恣意的逮捕と拘禁及び虐待に関する情報については治安部隊、(召喚状及び逮捕令状に関する情報については)[公正な裁判](#)及び[裁判所文書](#)の司法府関連項目、及び[刑務所の現状](#)も参照のこと。

目次に戻る  
出典リストへ

## 刑務所の現状

- 13.01 2009 年 2 月 25 日に公表された US State Department の人権実践に関する国別報告書 2008 (USSD 報告書 2008)の述べたところによれば、

「刑務所の現状は悲惨であった。受刑者の多くは、自白を引き出す目的で独房に監禁され、十分な食事も保健医療も与えられなかった。過密状態は重大な問題であった。イギリスを拠点とする International Center for Prison Studies の 9 月の報告書によれば、最大収容人数 65,000 人で建設された施設に 150,000 人の受刑者が収容されていた。受刑者の多くは、イラン当局は受刑者を故意に極寒に長時間さらしたと苦情を示した。

「Evin 刑務所を初めとする一部の刑務所は、反体制主義者に対する残酷かつ長期間の拷問で有名であった。イラン当局は国内の刑務所組織以外に『非公式の』秘密刑務所及び拘禁施設を管理しており、伝えられるところによれば、そこでは虐待行為が発生した。

「人権擁護活動家と国際メディアは、重罪犯と同じ棟に収容された政治囚の事例について報告した。12 月、『犯国家安全保障罪』で収監されたジャーナリスト Shahnaz Gholami は、殺人及び麻薬取引罪の受刑者監房に拘束されたことに抗議するハンガーストライキを決行した。成人受刑者の監房に収容された少年受刑者についても報告された。未決拘禁者が受刑者と同じ監房に収容されることもあった。

「政府は International Committee of Red Cross (ICRC)等の外部機関が刑務所現状を個別に監視することを許可しなかった。政府は 2007 年 9 月、過去 2 年で 2 度目となる外国人ジャーナリストの Evin 刑務所視察を許可した。Agence France-Presse (AFP)によれば、この視察期間中、Tehran の刑務所長 Sohrab Soleimani は Evin 刑務所の政治囚の存在を否定したが、複数のジャーナリストが聞いた話では、Evin 刑務所には『安全保障』違反罪の受刑者 15 人が収容されている。[4a] (第 1 項 c)

- 13.02 USSD 報告書 2008 の続きによれば「イラン当局は日常的に受刑者を独房に長期間監禁し、正当な法的手続き及び法定代理人を指名する権利を与えなかった。政治囚は他の受刑者に比べて拘禁中に拷問及び虐待を受ける危険性が高った。政府は国際人権組織が政治囚に接触する機会を許可しなかった。[4a] (第 1 項 e)

- 13.03 イラン・イスラム共和国の人権状況に関する 2008 年 10 月 1 日付けの国連事務総長の報告書によれば、

「Working Group on Arbitrary Detention は 2003 年 2 月 15 日から 27 日までの査察訪問中、従来の規律目的ではなく、個人的目的で独房監禁と『隔離』拘禁が国内各所で利用されていることに注目した(E/CN.4/2004/3/Add.2 and Corr.1, para. 54)。しかし、イラン当局は OHCHR に対し、かかる拘禁は例外的事例に限り許可され、刑事訴訟法に基づき殺人や諜報行為等の重罪に限られると話した。独房監禁期間は 1 カ月から 20 日間に短縮された。」 [10a] (p8-9)

- 13.04 Freedom House 2008 報告書の補足によれば「反体制派被疑者は多くの場合、諜報部局、IRGC、司法府幹部及び警察隊で構成される保安機構が運営する、諜報部局非公式の違法拘禁施設に収容される。かかる施設及び悪名高い Evin 刑務所では拷問の申立ては日常茶飯事である。」 [112c]
- 13.05 同報告書の続きによれば「政治囚の拘禁状態は悲惨である ... 刑務所の状況は劣悪なことで有名で、拘禁中の虐待及び死亡が日常的に発生する。」 [112c]
- 13.06 International Federation for Human Rights (FIDH) の 2009 年 4 月 29 日付け報告書 *イランにおける死刑: 国家恐怖政策* が述べたところによれば、拘禁中の死亡は、依然としてイランにおける極めて重大な懸念要因である。 [56i] (p5)

治安部隊、恣意的逮捕と拘禁及び拷問の小項を参照のこと。

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)



## 死刑

- 14.01 2008 年 9 月 10 日付の Human Rights Watch 報告書「イラン、サウジアラビア、スーダン、パキスタン及びイエメンの未成年者の死刑廃止」が述べるところによれば、

「イランは、大多数の犯罪、中でも、預言者の冒とく、一定の麻薬犯罪、殺人、そして姦通、近親相姦、強姦、密通、飲酒、『ソドミー』、男性同士で貫通なしの同性愛行為、レズビアン、神への敵意(*mohareb*)、及びこの世の墮落(*mofsed fil arz*)など一定の hadd 犯罪に対し、死刑を維持している。」 [8c] (p8)

- 14.02 上記報告書の脚注が追記するところによれば、

「あいまいな『神への敵意』や『この世の墮落』という犯罪の定義は、『武力に訴えてテロや恐怖を引き起こしたり、公安や自由を破ったりすること』、武装強盗、追いはぎ、イスラム共和国を転覆させようとする組織のメンバーや支持者であること、そしてこの目的のために武力を得て、イスラム共和国を転覆させようとするなどを含み、ただしこれらに限定されない。」 イスラム刑法第 81 条、126 条、133 条、183 条 [8c] (p8 fn)

- 14.03 イランは、「市民的政治的権利に関する国際規約」(死刑を廃止していない国は、最も重い犯罪に対してのみ死刑を科すことができると規定する)に加盟しているが、大部分は経済的性質を帯びた、非暴力的犯罪に対し死刑を言い渡した。加えて、イラン国会は、ポルノ映画製作に関わっている人々に対し死刑を宣告する法案を承認した。(Hands Off Cain 2008 世界報告書) [119c]

- 14.03 2006 年 6 月 20 日付の Canadian Immigration and Refugee Board(CIRB)の報告書が述べるところによれば、「死刑を宣告する所轄官庁は、この犯罪が起こされた管轄内の公開法廷である(現在、革命的法廷も含む)。一般に、公開法廷での判決は、特に、それらの判決又は有罪判決が、極刑をもたらす犯罪に関するものである場合を除き、最終のものである。」 [2ad] (p1)

- 14.04 International Federation for Human Rights(FIDH)の 2009 年 4 月 28 日付報告書「イラン/死刑：国家の恐怖政治」が述べるところによれば、「イラン・イスラム共和国では、裁判官は、犯罪に関連して通常選択する執行方法を決定する権力を有している。最も一般的な処刑方法は絞首刑である。他の特別な処刑方法には、姦通の場合に宣告される石投げによる死刑、強姦やソドミーに宣告されることもある首切りや断崖からの投げ捨てがある。」 [56i]

- 14.05 2008 年の出来事を対象とした 2009 年 5 月発表の Amnesty International の「年次報告書 2009」が述べるところによれば、

「18 歳未満の時に犯した罪で判決を下された、少なくとも 8 人の未成年犯罪者を含め、少なくとも 346 人が処刑された。当局が処刑の報告を制限したため、実際の総数はもっと多かったようである。処刑は、殺人、強姦、麻薬密輸及び汚職など、広範囲の犯罪に対して執行された。少なくとも

133 人の未成年犯罪者が、国際法に違反する処刑に直面した。多くのイラン人の人権擁護者が、この慣行の終結を呼び掛ける運動を行った。当局は、処刑は **edam**(処刑)というよりむしろ **qesas**(懲罰)であり、国際人権法では認識されていない区別であるとの理由で、殺人に対する処刑を正当化しようとした。1 月、新しい法律により、ポルノビデオを製作することに対し死刑又はむち打ちの刑を規定し、『背教』に対し死刑を規定する提案が国会で議論されたが、2008 年末までに立法化に至らなかった。」

「(2008 年)1 月、司法長官は、大部分の事例について公開処刑を廃止する命令を発し、また 8 月、司法職員は、石投げによる処刑が一時停止されていると述べたが、石投げによる死刑を宣告されていた少なくとも 10 人が、年末時点で依然死刑囚監房におり、そして 12 月に 2 人の男性が石投げにより処刑された。」

「12 月、イランは、死刑の一時停止を求める国連総会の決議に反対投票をした。」 [9h]

- 14.06 2009 年 3 月 26 日発行の Foreign and Commonwealth Office 「人権に関する年次報告書 2008」が述べるところによれば、

「私たちは繰返し、死刑の使用廃止をイランに求めた。にもかかわらず、イランでの死刑執行の総数は高水準のままである。国際的な推定によると、2008 年に少なくとも 320 人が処刑され、そして、イランは人口当たり処刑率が世界最高である。死刑の使用を取り囲む最も基本的で最低の基準の多くが、イランには欠落しているままである。処刑は公開の場で行われており、大量処刑の事例がある。7 月に 29 人が絞首刑にされ、11 月 26 日には 10 人が Evin prison で処刑された。石投げによる死刑や『高所からの投げ捨て』のような判決が、裁判官により続けて言い渡されており、また死刑は、姦通や同意の上の同性同士の関係に関し、法律書に残っている。」 [26b]

- 14.07 2009 年 2 月 25 日発行の US State Department 「人権実践国別報告書：イラン編」(USSD 報告書 2008)が追記するところによれば、「(2008 年)1 月 30 日、司法長官が直接、公開処刑を禁止した(長官が承認した場合を除く)にも関わらず、それは年間を通じて続けられた。」 [4a] (1 項 a)

- 14.08 2009 年 3 月 18 日付の FIDH 報告書「イラン・イスラム共和国における人権状況」が述べるところによれば、

「世界中に死刑を廃止しようとする機運がある中、イラン・イスラム共和国は、国際人権基準にあからさまに違反する状況で高水準の処刑を行い、国際人権法を無視する。2008 年に約 350 人が処刑されたと報じられた(2007 年の処刑数、317 人から着実に増加)。2009 年には、1 月 20 日及び 21 日に 22 人が殺人及び麻薬取引により、Tehran、Yazd 及び Isfahan で絞首刑に処された。しかし、死刑の宣告及び処刑数についての情報に加え、処刑方法や条件も当局が国家の秘密と見なしていることから、実際の数字はもっと多いであろう。」 [56h] (p5)

- 14.09 USSD 報告書 2008 が述べるところによれば、

「国際的報道によると、当局はこの1年、不公正な裁判(秘密裏に、又は適正手続きの基本原則に従わずに行われた裁判)を受け約240人を処刑した。亡命者や人権監視者は、恐らく麻薬取引など刑事犯罪により処刑されたと思われていた多くの人々が、実は政治犯であったと申し立てた。法律は、反対意見を刑事罰の対象とし、背教(イスラム教からの転換)、『国家安全保障に対する攻撃』、『高級官僚に対する暴力』、『Imam Khomeini の名声及びイスラム共和国最高指導者に対する侮辱的言動』などの犯罪に、死刑を適用した。」 [4a] (1項 a)

- 14.10 **Hands Off Cain 2008** 世界報告書が述べるところによれば、「イランの多くの処刑は薬物関連の犯罪に対してであるが、人権監視者は、薬物など一般の犯罪により処刑された者の多くが実際には政治犯であると思っている。」 [119c] この報告が続けて述べるところによれば、「2007年にイランで処刑された355人のうち、子供の犯罪者を含み少なくとも138人は、薬物関連犯罪で有罪判決を下された。」 [119c] 2008年10月1日付の、イラン・イスラム共和国の人権状況に関する国連事務総長報告書が述べるところによれば、「処刑が高い発生率で続いていることにより、引き続き懸念は残されたままで、最近の何ヵ月かにおいては処刑が急増していると報告されており、当局は、それらは麻薬取引に対抗する努力の一環であると主張している。例えば、2008年7月27日に29件の処刑があったと報告があり、18件が薬物関連犯罪に対してであった。」 [10a] (p9)

子供に対する死刑を参照。

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 石投げ

- 14.11 石投げの慣行は、有罪判決を受けた者を腰部まで(男性の場合)又は胸部まで(女性の場合)埋めて、打撃の衝撃でその者が死亡するまで、その者に石を投げつけるというものである。(HRW、2008年2月6日) [8ah]
- 14.12 2009年4月28日付の FIDH 報告書「イラン/死刑：国家の恐怖政治」(FIDH 報告書 2009)が追記するところによれば、
- 「実際、石投げに関し説明される状況は非常に詳細にわたっている。第102条は、『石投げが行えるように、男性は穴の中に腰の辺りまで埋め、女性は胸部まで埋めなければならない』と規定している。有罪判決を受けた者は両手も土中に埋められる。また第104条は、石の大きさを定めている。『石投げに使用する石は、1〜2回投げただけで有罪判決を受けた者が死ぬほど大きくてはならず、また石とは呼べないほど小さ過ぎてもいけない。』」 [56i]
- 14.13 FIDH 報告書 2009 が述べるところによれば、「政府から Majlis へ提出された刑法の原案において、石投げなどの肉体的刑罰は維持されている。」 [56h] 同報告書が指摘するところによれば、

「司法長官 **Ayatollah Shahroodi** は、2002 年 12 月、石投げによる処刑の執行猶予を発したが、それ以降少なくとも 7 件の石投げによる処刑が執行されている。2006 年 5 月、1 人の男性と 1 人の女性、**Abbas Hajizadeh** 及び **Mahboobeh Mohammadi** は、調査のジャーナリスト **Asieh Amini** が当初明かした情報によれば、**Mashhad** の **Behesht-e Reza** 墓地で石投げにより死刑になったという。この事例は、イランメディアでは報告されなかった。」

「2006 年 11 月、その時点の司法のスポークスパーソンは、イランで石投げが行われていることを否定した。しかし 2007 年 7 月、広く注目を浴びた別の石投げが行われた。**Ja'afar Kiani** は、**Takestan** の町にちかいある村で、同じく石投げの死刑に処された **Mokarrameh Ebrahimi** と姦通を行ったとの理由で、石投げの死刑に処された。この男女は 2 人の子供がいたが、11 年収監されていた。2002 年の停止措置に加え、司法長官による、**Kiani** の石投げによる処刑を特別に停止させる命令にも関わらず、石投げは行われた。」

「3 カ月後、**Secretary of Human Rights Head Quarters** の **Mohammad Javad Larijani** は、**Ja'afar Kiani** の処刑執行に関し、裁判官が下した決定は誤りであると非難した。それにも関わらず、同氏は、石投げの処刑の適切さを弁護し、且つ、それは、拷問や人権侵害の一種であることを否定した。

「2008 年 8 月 5 日、イランの司法スポークスパーソンは、石投げの処刑はもはや執行されないであろうと発表した。同氏はまた、最高指導者が、石投げの処刑を宣告された 2 人を許していると言い、他のもう 1 件の石投げの処刑は 10 年の収監に、別のものはむち打ちに減刑されたと報告した。同氏は、他の石投げの処刑は、**Amnesty and Pardon Commission of the Judiciary** により見直しがされていると指摘した。

「司法のスポークスパーソンが石投げの処刑の停止を発表したわずか 1 日前の 2008 年 8 月 4 日、**Supreme Court** は、**Shiraz134** での **Afsaneh R.** に対する石投げの処刑を支持した。」

「他の石投げの処刑は、2008 年及び 2009 年初頭に続けて宣告され執行された。」 [56i]

司法、刑法 も参照。

目次に戻る  
出典リストへ

## 政治的所属

### 政治的表現の自由

- 15.01 2009 年 4 月 30 日に更新された Jane's Sentinel の国別リスク評価が述べる  
ところによれば、

「イラン憲法第 26 条は、『... 独立原則、自由、国の結束、イスラム教の基準、又はイスラム共和国の根本に反しない限り、集団、社会、政治的又は職業上の連合の形成、及び、イスラム教が認められた宗教的少数派の 1 つに関するものかを問わず、宗教社会の形成』を認めている。1981 年の政党に関する法律は、政党とは何であるかを規定し、且つ機能しうる条件を定めた。そして、Ministry of the Interior からの認可を得ることに依存する政党の結成を行った。」

「1997 の 5 月に Mohammad Khatami が大統領に選出されて初めて、実際に政党が活発化した。現在、正式に認可されている政治組織の数は 100 を超えたが、全てが真の政治グループではない。」 [125g]

- 15.02 2009 年 2 月 25 日発行の US State Department 「人権実践国別報告書 2008」 (USSD 報告書 2008) が指摘するところによれば、

「憲法は、自由且つ公正な選挙を通じ、平和的に大統領や国会を変える権利を人民に与えている。しかし、選挙の過程で選ばれなかった代表者の当局は、実際厳しくこの権利を制限する。Assembly of Experts は、最高指導者、認められた政府代表者を選ぶが、その者は、議会投票のみで解任が可能である。議会は 86 人の議員で構成され、聖職者に限定されていた。彼らは 8 期務め、且つ Guardian Council(政府任命の、聖職者及び宗教法学者から成る 12 人のメンバーによる機関)が承認したリストから一般投票で選ばれた。国家及び宗教、そして政府に広がる聖職者による影響によって区別がなかった。最高指導者は又、現職大統領は除き大統領候補者の立候補を承認した。」 [4a] (3 項)

- 15.03 同報告書が述べるところによれば、

「(2008 年)3 月 14 日、国は Majles の選挙を行ったが、外部監視者は、自由でも公正でもないと思なした。Interior Ministry は、ほぼ 2,000 人の立候補者をはねつけた ... 資格をはく奪された候補者の大部分は、改革主義者と見なされた。保守主義者が議席の約 70% を獲得した。」

「憲法は政党の結成を認めているが、Interior Ministry は、憲法を具体化された政府制度を、イデオロギー上及び実践上堅持する政党に対してのみ許可を与えた。登録された政治組織は 240 以上あったが、大部分は小さな団体で個人に注目されることが多く、そして、全国的な人員構成ではなかった。Interior Ministry が認可した政党が、一般的に制限又は外部干渉なしに活動した。」

「Guardian Council の解釈によると、憲法は、女性及び、イラン出身でない、又はシーア派イスラム教以外の宗教の者が、大統領になることを禁止



した。女性は又、最高指導者として、或いは **Assembly of Experts**、**Guardian Council** 又は **Expediency Council**(**Majles** と **Guardian Council** の間で仲裁をし、又最高指導者のための協議会の役割を果たす責任を負う機関)のメンバーとして務めることも禁じられていた。10人の副大統領うち2人が女性であった。8人の女性が1年間 **Majles** で務めた。5つの **Majles** の議席が、宗教少数者として認められた者のために留保された。**Majles** の他の民族少数者には、アラブ人やクルド人がいた。内閣や **Supreme Court** に非イスラム教徒はいなかった。」 [4a] (3項)

- 15.04 2009年7月12日付の **Congressional Research Service** 報告書「イラン:米国の懸念と政策反応」において、2009年6月12日の大統領選挙に関する報告が指摘するところによると、選挙に立候補するべく登録した500人の候補者中、わずか4人、すなわち **Ahmadinejad** 大統領、**Mir Hossein Musavi**(主要『改革主義者』候補)、**Mehdi Karrubi**、及び **Mohsen Reza'i** が立候補を認められた。同報告書が述べるところによると、6月の選挙の投票率は以下のような状況であった。

「... 予想外に高く約 85%であった。3,910 万の有効(及び無効)票が投じられた。**Interior Ministry** は、投票終了 2 時間後に **Ahmadinejad** が勝利したと発表した。従来はその翌日に発表されている。得票総数は、2009年6月13日土曜日、以下のように発表された。」

「**Ahmadinejad** : 2,450 万票 - 62.6%  
**Musavi** : 1,320 万票 - 33.75%  
**Reza'i** : 678,000 票 - 1.73%  
 無効 : 409,000 票 - 1%  
**Karrubi** : 333,600 票 - 0.85%」 [78b]

- 15.05 選挙結果の発表を受けて、**Mssrs Musavi**、**Reza'i** 及び **Karrubi** は、

「...早過ぎる結果発表、いくつかの投票所での候補者監視役の出入り禁止、インターネットやテキストサービスの管理停止、及び選挙後の抗議の抑圧...に言及し、全くの詐欺であると主張、新しい選挙実施を求めた...抗議は6月13~19日を通して次第に高まったが、他の都市よりも **Tehran** においてはるかに激烈であった。そして政府治安部隊は、それらを鎮圧するためさまざまな数の軍隊を使い、公式のイランの声明によると 17 人の死者が出た。しかし、**Khamene'i** に選挙を無効にさせようという抗議運動の望みは、彼が広がった詐欺の申し立てに異議を唱え、暗黙のうちにどんなこれ以上の抗議に対しても弾圧すると脅す、6月19日の彼の主な金曜の祈りでの説教に粉々に打ち砕かれた。その弾圧は、6月20日の土曜日の抗議者に対して、政府メディアが、その日少なくとも 10 人殺されると報じ、はっきり見えた。しかし、**Musavi** はデモを続けることを求めたが、その行使も抑制され、抗議は6月22日までには弱まったようであった。イランへの、国際メディアやインターネットのアクセスに管制を敷こうとの政府の試みは続き、一部は成功し、そして有名な改革主義指導者 1,000 人を逮捕したが、現在までに大部分を解放していると主張した。」 [78b]

選挙後の状況は今もなお展開中である。詳細な情報については、最近の進展 及び 最新のニュース を参照。又、恣意的逮捕、拘留及び虐待についての情報に関しては政治制度及び治安部隊、及び演説及びメディアの自由も参照。

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 政治犯

### 15.06 USSD 報告書 2008 が述べるところによれば、

「政治的信念を理由に収監された人民の数に関し、正確なデータは入手できなかった。しかし、人権活動家は、その数字は何百かであると見積もった。詳細はほとんどわからなかったが、政府は、実際の「犯罪」が政治的であった際、麻薬取引など疑わしい刑事責任のある者を逮捕し、有罪判決を下し、且つ処刑した。政府は、「現政治体制に突きつけること」及び背教のような犯罪に関し、宗教的少数者のメンバーを起訴し、そして、国家安全保障に対する脅威を扱う場合と同様のやり方で、これらの事例の裁判を指揮した。」

「当局は政治犯に対し、刑期終了前に刑罰を停止したり、刑期を短縮して彼らを解放したり、休暇を延長したりすることもあったが、いつでも、刑務所に戻るよう命じることができた。これらの停止された刑罰は、その者たちに口止めをさせ脅すために使われることが多かった。政府は又、いつでも開くことが可能な法廷のファイルを留保することで、政治的活動家を抑圧し、そして尋問のために繰返し呼び出すことで、活動家たちを脅そうとした。非常に多くの監視者は、Tehran の検察官 Saeed Mortazav を、反対派政治家や評論家に対する最も悪名高い迫害者であると考えた。」

「当局は決まって、期間を延長して政治犯を独房監禁状態で拘留し、彼らに対し適正な法手続きは行わず、法的代理人への連絡もさせなかった。政治犯は又、拘留中拷問や虐待にあう大きなリスクがあった。政府は、国際的な人道主義に基づく組織による、政治犯への連絡を認めなかった。」 [4a] (1 項 e)

最近の進展及び最新ニュースを参照。

## 結社及び集会の自由

### 15.02 2008 年 11 月 21 日付の Freedom House 報告書「危機に瀕した結社の自由 - イラン」が述べるところによれば、

「憲法第 27 条は、平和的な集会の権利を付与するが、『イスラム教の基本原則に有害ではない公的な集会や行進...』に対するこの権利を制限する。デモを行うことに対する許可は、決まって活動家に対して否定され、そして、女性の権利の擁護者は、特に扱いにくく不規則に執行される過程を報告しながら、特定の差別を主張する。大学での開かれた議論や、コンサートなどの文化的行事における集まりは、Basij あるいは Ansar-i Hezbollah により攻撃されることが多い。抗議者、特に学生や人権を要求する民族少数者は、公の場での殴打や辱めに加え、決まった監視、脅迫、長い尋問期間、拷問や、窮屈で危険な状況での独房監禁などの収監といった危険に身をさらす

ことになる。抗議を組織化したとして非難された活動家は、外敵と共謀したとされ、テレビに映されて告白を強いられることが多い。」 [112e]

#### 15.03 USSD 報告書 2008 が述べるところによれば、

「憲法は、『イスラム教の原則に違反しない限り』集会や行進を認めている。実際、政府は集会の自由を制限し、且つ反政府抗議を妨害するため接近して集会を監視した。このような集会には、公でのエンターテインメントや講習、学生集会や抗議、労働者の抗議、女性集会や抗議、葬列、及び金曜日の祈りの集会などがあった。活動家によれば、政府は、集会の認可を統制する規則を独断で適用し、保守的なグループはめったに困難さを体験しないのに、政府に批判的と見られるグループは、認可が出されているか否かに関係なく嫌がらせにあう。」

「政府は、1年を通してずっと続けて、平和的なデモを禁止し又強制的に追い払ってきた。Ansar-e Hizballahのような自警団的組織も又、公に改革を訴えてデモを行った者たちに対し、嫌がらせをし、殴打し、そして脅迫した。彼らは特に学生を標的にした。」 [4a] (2項 b)

最近の進展、最新ニュース及び職業に就く権利も参照。

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

### 反対派グループと政治的活動家

#### 15.04 2008年3月のUSSD経歴メモによると、

「Islamic Republican Party(IRP)は、1987年に解党するまでイラン唯一の政党であった。イランには現在、政治活動に従事するさまざまなグループが存在する。イデオロギー路線に沿って発生し、又は同一性グループに基づいているものもあれば、メンバーを求め選挙への立候補者を推薦する、より職業的政党と同種のものもある。保守主義者は、Khatamiの時代、一貫して改革主義者の努力を妨害し、そして、2004年の7回目のMajlesの不備な選挙や、2005年の大統領Ahmadi-Nejadの勝利以来、権力への管理を強固にしてきた。」

「イラン政府は、MEK(カルト的テロ組織であるMujahedin-e Khalq、People's Mojahedin of Iran)(米国政府が、1999年に外国テロ組織のリストに加えた)People's Fedayeen、Kurdish Democratic Party of Iran(KDPI)、Party for a Free Life in Kurdistan(PJAK)及びBaluchi 反対派勢力グループJundallahなど、多くのグループ出身の武装した反対派と直面してきた。」 [4u] (政治状況)

### Mojahedin-e Khalq Organisation(MEK/MKO)又はPeople's Mojahedin Organisation of Iran(PMOI)又はHoly Warriors of the People

#### 15.05 2009年4月に発行されたDanish Immigration Service 報告書 「少数民族、女性及び改宗者に対する人権状況並びに入国及び出国手続き、IDカード、召集及び報告」 (Danish Immigration Service 報告書 2009)が述べるところによれば、

「Mojahedin-E Khalq(Mek)及び People's Mojahedin Organisation of Iran(PMOI)としても知られる MKO は、1965 年に結成されたイスラム教社会主義組織である。それは、Masud 及び Maryam Rajavi 夫妻が導いている。MKO は、米国及び EU など数カ国によりテロリスト組織に分類されてきた。2002 年、EU 加盟国は MKO の資産凍結を決定した。しかし、この決定は 2006 年 12 月、European Court of Justice が取り消した。MKO が依然として EU のテロのリストに載せられている一方(削除以降は下記参照)、本組織は 2008 年 6 月、英国のテロリストグループ嫌疑者リストからは削除された。」

「MKO は全国にメンバーや支持者のネットワークを有しているが、過去 30 年間、イランに対して武装闘争をしてきたため、多くのイラン人の間で不人気な組織である。この闘争により、多くの当局者や人民の生命が失われている。MKO はイランおよび他の国々でいくつかの空爆作戦など激しい攻撃を行ってきた。1980-1988 年のイラン・イラク戦争ではイラク側で戦い、MKO の兵士はイラン軍に対する大量自爆攻撃に使われた。多くの個々の MKO メンバーの活動は重要でないかもしれないが、MKO メンバーは、多くのイラン人には裏切り者と考えられている。」

「The MKO はその本部をイラクの Ashraf Camp に持っている。Ashraf Camp は、イラン国境の約 100km 西で Baghdad の北 60km に位置する軍事基地である。Saddam Hussein は、1980 年代に MKO に基地を与えた。2003 年のイラク侵攻後、多国籍軍は MKO を武装解除した。前 MKO メンバーに関してイラン組織によると、約 3,400 人の MKO メンバーである the Nejat Society が、依然 Ashraf Camp に住んでいるという。2003 年以降、これらのメンバーは、ジュネーブ会議により守られた人々であると考えられている。」 [86b] (p16)

- 15.06 2009 年 1 月 26 日付の Radio Free Europe / Radio Liberty 報告書 が指摘するところによれば、

「... 欧州連合は、Mujahedin-e Khalq Organization(MKO)を、テロリスト組織リストから削除することを決定した。その決定は、EU が、テロリストを示すものから組織を除外した初のこととなり、そして、People's Mojahedin Organization of Iran としても知られる MKO を解放し、ヨーロッパでのその活動を拡大することとなった ... 前米国政権は、1 月 7 日、MKO の外国テロリスト組織指定を再び宣言した。」 [42d]

- 15.07 2009 年 1 月 28 日に GlobalSecurity.org が指摘したところによれば、「英国政府は、EU 及び以前の英国の双方で MKO の指定を除外したのは、司法上のことであり政治的決定ではなく、その除外には反対したと主張する。」 [80h]

- 15.08 2009 年 1 月 23 日付で Jane's Sentinel が述べたところによれば、「本グループの武装組織は National Liberation Army(NLA)である。MEK は、National Council of Resistance of Iran(NCRI)として知られるイラン反政府グループ政治連合の本体である。本組織は、亡命中の 570 人をメンバーとし、本部がフランスの Paris にある暫定の議会であると主張する。」 [125c] (非国家武装グループ)



- 15.09 Jane's が追記するところによれば、「本グループは、Iran Liberation Movement の分派として 1965 年に設立されたが、戦略についての協議をして 5 年後の 1971 年まで、武装闘争をすることはなかった。NLA は 1987 年 6 月に設立された。」 [125c] (非国家武装グループ)
- 15.11 Danish Immigration Service 報告書 2009 が述べるところによれば、
- 「2003 年、Khatami 大統領は、過去の行為を懺悔する者は、それらが法に従って判断されるイランに帰還することが歓迎されると述べ、イラクにいる MKO の前メンバーに対する恩赦の提案を発表した。Khatami によると、その恩赦は MKO の指導者を保護するものではなかったという。」
- 「Nejat Society によると、約 500 人から 600 人の元 MKO メンバーが Ashraf キャンプから去り、2004 年から 2007 年の期間に自発的にイランに戻ったという。これらの帰還は訴追されておらず、民間人が不平を言えば、イラン当局のみが帰還について訴追するところであろうが、メンバーは、イラン当局や民間人との問題に直面してはいない。」 [86b] (p17)
- 15.12 本報告書が続けるところによれば、
- 「トルコの国際組織によると、懺悔をしてイラン政府と協力する元 MKO メンバーは、恩赦を与えられる。それでも目立ったメンバーは恩赦が与えられない。その組織は、MKO 帰還者が与えられる確信の種類がわからない。恩赦は、Ahmadinejad 大統領就任時以前に発表され、彼はそのことを認識していない。更に、恩赦は、どんな法律や規則にも規定されておらず、どこにも記録されていない...(p17)全ての国際組織がこの点で同意している訳ではないが、本組織は、一般的に、前 MKO メンバーがイランに帰還することは安全である、と思っていた。しかし、本組織が強調したのは、重大な罪を犯してきた指導者で構成される一団の人々は、帰還に関し、当局との厳しい問題に直面しそうであるということである。」 [86b] (p19)
- 15.13 The USSD 報告書 2008 が述べるところによれば、「政府は、テロリスト組織 Mujahedin-e-Khalq (MEK) など非合法グループに共鳴した嫌疑で、何人かの者を何年間も収監したと報じられた。」 [4a] (1 項 e)
- 15.14 2009 年 3 月 16 日付の Radio Free Europe / Radio Liberty 報告書が指摘するところによれば、「今年イラクが米国から Ashraf を引き継いで以来、その居住者の運命は拘留所にある。イラクのイスラム教シーア派指導者たちは、キャンプが閉鎖されることや、裁判のための MKO メンバーの指名手配リストが手渡されることを望む、Tehran と友好的である。」 [42n]

目次に戻る  
出典リストへ

## Rastakhiz Party 及び君主制主義者

- 15.15 2008 年 9 月 23 日付の、Centre for Iranian Studies at Durham University の Reza Molavi 博士及び Mohammad M Hedayati-Kakhki 博士が行った、2008 年 8 月の COI Service's Iran COI 報告書に関する Advisory Panel on Country



Information (APCI) による検討(APCI 報告書 2008)において述べるところによれば、

「君主政治への回帰についての支持は、さまざまなグループや組織の中で分かれている ...

「Babak Khorramdin Organization(BKO)  
Constitutionalist Movement of Iran - Frontline(Sazeman-e Mashrofeh Khahan-e Iran)  
Guardians of Eternal Iran(Negahbanane Iran e Djawid)  
Iranian Monarchist Council of Canada(Shora-e Saltanat Talaban-e Iran dar Kanada, IMCC)  
Iran Paad(Saltanat Taliban, Saltanat Talab)  
National Movement of Iranian Resistance(NAMIR)  
Organization of Kaviyani Banner(Kaviyani Flag, Derafsh-e Kaviani)  
The Imperial Iranian Guards(Rastakhiz of Iran Organization, Sazemane - Rastakhize Iran)  
Shahin」

「これらのうち、Iran Paad は、19 年ほど前に London で設立されていたと主張しており、その目的は、他の全ての君主制主義グループを、彼らのネットワークの一部になるよう招き入れる傘下組織を与えることであった。Iran Paad は、イランの内外両方に何千ものメンバーを有していると主張している。彼らは又、世界の他の国々のイラン大使館の外側でも起きるデモを組織しており、彼らの運動を公の目に留めさせようとしている。」 [6a] (p24)

15. Danish Immigration Service 報告書 2009 が述べるところによれば、

「西欧の大使館(3)が述べるところによれば、君主制主義者は、運動に関わる組織であれ個人であれ、イランでは影響がなく、それゆえ迫害されるリスクはない。『彼らは、単に与党政府に対する脅威であるとは考えられない』。別の西欧の大使館(1)が述べるところによれば、君主制主義グループは依然、イランの大学に存在する。(p20)... 君主制主義者は他の政治的敵対グループほど活動的ではないが、組織運動として今も存在する...国際的組織の知る限りでは、君主制主義者の活動の性質は、普通平和的である。例えば、君主制主義者は、2008 年 7 月イランで抗議行動を行った。午後 9 時、君主制主義者を支持する人々は、車のハイビームを点灯させ街中を走行するつもりであった。別の平和的なデモにおいては、君主制主義支持者は、白いシャツを着て某公園に向かうつもりであった。君主制主義グループは又、チラシを配りインターネットを通じて彼らのメッセージを広げる。彼らは特にイラン以外で、例えば 3 つのテレビ局を経営する米国では活発である。」 [86b] (p21)

## SAVAK

15. 17 2009 年 1 月 23 日更新の Jane's Sentinel が述べるところによれば、

当初は SAVAMA(Ministry of Intelligence and National Security; Sazman-e Ettela'at va Amniat-e Melli-e Iran)の略称の方が知られていた MOIS は、Shah の下で活動した諜報機関で、イスラム革命当時の 1979 年に解散した

SAVAK (National Intelligence and Security Organisation; Sazeman-e Ettela'at va Amniyat-e Keshvar) の後継である。Khomeini 体制が権力を掌握した後、SAVAK 高官は処刑された。しかし、左翼グループやイラクの Baath Party を細部まで知っているため、前 SAVAK の人材が新しい機関に雇用されている可能性は高いと考える識者もいる。1981-88 年のイラン・イラク戦争時、この機関と Intelligence Directorate of the Islamic Revolutionary Guards Corps (IRGC) の間で、激しい対立が進展した。IRGC は、自身の諜報機関の指導者の地位をずっと維持してゆこうと決めた。SAVAK は主として政府が抑圧する外側で活動したが、MOIS は、主流市民サービス組織の一部、省庁として活動しようと決定した。」 [125e] (治安外国部隊)

Ministry of Intelligence and Security (MOIS) 及び Vezarat-e Ettela'at va Amniyat-e Keshvar (VEVAK) aka Ettela'at も参照。

目次に戻る  
出典リストへ

### Kurdish Democratic Party of Iran(KDPI)aka PDKI

- 15.18 2009 年 1 月 9 日付の Human Rights Watch(HRW) 報告書「イラン：クルド地域における表現及び結社の自由」が述べるところによれば、

「左寄りのクルド人活動家は、1940 年代に Mahabad で Komala Party を結成した。1945 年 7 月、Komala は、その名前を Kurdistan Democratic Party of Iran (KDPI) と変えた。1984 年以降、その政党はイラクに基盤を置いている。1991 年、KDPI はイランでの武装活動を止めたが、その「自衛ユニット」は、イランによるイラクの Kurdistan への軍事進攻の間、イラン軍と衝突している。KDPI の指導者によるとこの政党は、イラン内部では武装活動、KDPI の事務局長である Mostafa Hejri が、つい 2008 年 7 月まで再び主張していた姿勢を実行していない。」 [8h]

- 15.19 2009 年 1 月 23 日付で Jane's Sentinel が述べるところによれば、その政党は Democratic Party of Iranian Kurdistan (DPIK) と呼ばれ、1945 年に設立、2004 年 7 月に Mustafa Hijri が事務局長に選任された。 [125c] (非国家武装グループ)

- 15.20 Danish Immigration Service 報告書 2009 が述べるところによれば、

「...Kurdish Democratic Party of Iran (KDPI) が作った CD、パンフレットや類似したものを保有していることで、Komala などのクルド人組織は、国家安全保障に反する活動と考えられる可能性がある。政治的活動に対するこの形の迫害は、イラン中で問題である。しかし、当局は、他の地域よりクルド地域や Tehran を注意深く監視している。」 [86b] (p9)

- 15.21 Freedom House が 2008 年 7 月発行の報告書「世界の自由 2008」で指摘したところによれば、「Democratic Party of Iranian Kurdistan (KDPI) のような、分離主義者願望の嫌疑をかけられているクルド人反対派グループは、残忍なまでに抑圧されている。」 [112c]

民族、クルド人 参照。

## Komala

- 15.22 2009 年 1 月 9 日付の Human Rights Watch (HRW) 報告書が述べるところによれば、

「1979 年の革命後、自らを Komala と呼ぶ別の左寄りの組織運動が、クルド人の独立を得ようとして、中央政府に対して武器を手に取り始めた。Komala は一方的に、1990 年代にその武器を捨てた。Komala 中央委員会メンバーである Hassan Rahmanpanah によると、そのグループは、政府当局がさまざまな活動家の平和的労働を抑圧する口実として、武装反対派の存在を利用しているのを認識した後、そのようにしたという。」

イラン政府はそれ以降、Komala メンバーや共鳴者による武装活動を主張してはいない。」 [8h]

- 15.23 2009 年 1 月 23 日付で Jane's Sentinel が述べるところによれば、そのフルネームは Kurdish Communist Party of Iran であり、他にも、Komaleh, Komala lidni Kurdistan (Council on Rebirth of Kurdistan) 又は Komalay Shoreshergi Zahmatkeshani Kurdistan Iran (the Revolutionary Organisation of the Toilers of Kurdistan)としても知られている。[125c] (非国家武装グループ)

- 15.24 Jane's が続けて追記するところによれば、「Komala は、2003 年のイラクへの軍事行動の際、米国の巡航ミサイル攻撃の標的であった、北イラクが本拠のイスラム教徒グループである Komala Islami Kurdistan (Islamic Society of Kurdistan)と混同してはならない。」 [125c] (非国家武装グループ)

- 15.25 Jane's が指摘するところによれば、「Komala の公式スポークスパーソン及び第一書記は Ebrahim Alizadeh である。Komala には、15 人の選抜メンバーで構成される中央委員会があり、3 ヶ月ごとに会議を開き、組織の仕事について協議を行っている。」 [125c] (非国家武装グループ)

## Partiya Jiyana Azada Kurdistan (PJAK) 又は Kurdistan Free Life Party

- 15.26 2009 年 9 月付の Human Rights Watch (HRW) 報告書が述べるところによれば、

「トルコでのクルド人独立と戦う反対派の組織運動で、トルコを基盤とする Kurdistan Workers Party (PKK)のイラン支所である現在の PJAK は、イラン政府との武装闘争を行っている唯一のグループである。大部分イラクの Kurdistan に基盤を置く PJAK は、イラン治安軍に対する多くの武装活動の責任を主張している。それに応じて、イランは、直近では 2007 年 8 月及び 2008 年 6 月、北イラクへの武力侵攻を開始した。KDPI などクルド人の政党は、PJAK とは関係がないと主張している。」 [8h]

- 15.27 2009 年 1 月 23 日付で Jane's Sentinel が述べるところによれば、

「PJAK はイランでの非常に多くの攻撃を主張し、イラン軍の標的に対する活動を続けることを約束しているが、戦場でイラン軍を攻撃できそうになかったり、外国の援軍なしには領地を管理できそうになかったりしてい

る... それにも関わらず、このグループは、武器の点で十分な資金を有し、大衆の支持があり、中期的には低水準での反政府活動を持続してゆける財源があるようである。」 [125c] (非国家武装グループ)

- 15.28 Jane's が追記するところによれば、PJAK は 2004 年設立で、その指導者は Abdul Rahman Hajji Ahmadi であった。[125c] Freedom House がその 2008 年の報告書で述べるところによれば、「隣接したイラクでのクルド人による自治により、イランのおよそ 500 万人のクルド人の中に、より大きな権利に対する動揺が生じている。過激分離主義グループである Party for a Free Life in Kurdistan (PJAK) は、2007 年に多くのゲリラ攻撃を指揮した。」 [112c]

民族、クルド人参照。

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 発言の自由とメディアの自由

- 16.01 2009 年 2 月 25 日発行の US State Department 「2008 年イランの人権実践 国別報告書、イラン編」(USSD Report 2008)が述べるところによると、

「イラン憲法は、『イスラム教の基本原則、或いは、大衆の権利に害を及ぼす』と思われる場合を除いて、表現の自由と出版の自由を与えている。実際には、政府は、言論や出版の自由を厳しく制限している。HRW は、この 1 年、当局が、組織的に表現と思想の自由を抑圧したと報じた。表現の自由のための基本的な保護規定が存在せず、自由な出版は、政府の、特に司法組織による強制的な手段によって、恣意的に支配されていた。この 1 年間、検閲、特に、自己検閲によって、情報の伝播が制約された。ジャーナリストは、その仕事のために、たびたび脅迫を受けた。」

「政府は、音楽の地下グループ(文化イスラム指導省のレコーディング許可を得られなかったグループはどれも)を叩き続けた。人権活動家によれば、10 月、ドバイ旅行から帰ろうとしていたラップ音楽のグループを、防衛隊が逮捕した。目撃者が、彼らが Evin 刑務所にいるのを確認したと報告した。ラップ音楽は、この国では禁止されている。BBC によれば、ラップ音楽は、その政治的、社会的、性的な歌詞のために、若い男性に、特に人気がある。

「12 月、テヘランで、検察長官は、2009 年の大統領選挙と結びついた犯罪に関連する、インターネットサイトやテキストメッセージを検閲する特別事務所を創設すると、公表した。[4a] (セクション 2a)

- 16.02 2009 年 4 月 1 日付の Freedom House 報告書『ネットの自由 2009-イラン』が述べるところによれば、

「イランのインターネット利用者、特に、当局に対し批判的な利用者は、インターネット活動をしていることで、定期的な監視や嫌がらせ、投獄の脅しを受けている。憲法は、限定的な思想と表現の自由を与えているが、実際には、無計画に施行した数多くの法律が、この権利を制限している。例えば、2000 年の新聞法では、イスラム原理、或いは、大衆の権利を害する意見の発表を禁止している。政府や司法組織は、批判的な意見を断罪するために、いつも、言葉のあいまいなこれらの法律を、引き合いに出す。2006 年の包括的コンピュータ犯罪法案が成立しておれば、多くのプロバイダーが、運営するサイトの内容から、犯罪性ありとされたであろうが、その法案が、国会を通過することはなかった。2008 年 7 月に提案された別の法案では、インターネット上で、違法行為や売春、背教を助長するコンピュータ犯罪には、死刑になるものもある。この法案は、最初の読会において、180 対 20、棄権 10 で採択され、年末の段階で、まだ検討中であった。」 [112f]

- 16.03 2009 年 3 月 1 日発行の Reporters Without Borders(RSF)のワールドレポート 2009 - イランが述べるところによれば、

「新聞に対する検閲の重要性が、どこにも示されないにも関わらず、1979 年の憲法と 1985 年の新聞法 (2002 年 4 月改正) のあいまいさのために、イランにおける検閲は決定的な力をもつまでになっている。憲法 24 条は、表



現の自由を、次のように定義している。『イスラム教の基や社会の道徳と対立するものでなければ、全ての出版は自由である。この条文の解釈や定義の詳細は、この憲法の責任である』。しかし、憲法は、宗教的な基礎について何の定義も持たず、又、社会の道徳という考えがどこまでを含むかについて何も述べていない。」 [38b]

## 印刷メディア

- 16.04 2008 年 4 月 29 日付の Freedom House 報告書「報道の自由 2008—イラン」が述べるところによると、

「憲法は、限定的な思想の自由と出版の自由を与えている。イスラム原理に反したり、大衆の権利を害する意見の出版を禁止する 2000 年の新聞法を始めとする数多くの法律が、出版の自由を制限している。政府は、批判的な思想を断罪するために、言葉のあいまいな法律を引き合いに出す。刑罰規定 500 条は、『どんな形であっても反国家の宣伝活動(...)に責任を負うものは 3 ヶ月から 1 年の禁固を宣告される』と述べる。しかしながら、この規定は、『宣伝活動』を定義していない。513 条では、侮辱についての定義が無いまま、罪が『宗教に対する侮辱』であると考えられると、死刑となるかもしれない、より軽い罪に対しては 1 年から 5 年の禁固刑となる。他の条文では、意図的に『大衆の心に不安や心配』を生んだと裁定された者や、『間違っただけ』を広めた、『真実ではない事実』を書いた、国家当局を批判したと裁定された者に対して、2 年までの禁固刑、或いは、74 回までのむち打ち、罰金を定める。」 [112d]

- 16.05 RSF の「ワールドレポート 2009」が述べるところによれば、

「2008 年に、30 の新聞が禁止され、うち 22 紙が、文化イスラム教指導省当局下の、新聞許可監視委員会の命令によるものであった。この委員会は、反メディア運動において、Mahmoud Ahmadinejad 政府が操る中心的手段となる組織である。禁止された新聞を、似た名前やロゴ、形式で、置き換えた新聞の発行を、即時に禁止できるとした新聞法 33 条を、委員会は頻繁に利用する。」 [38b]

- 16.06 2008 年 10 月 1 日付、Secretary-General to the United Nations のイラン・イスラム共和国における人権状況に関する報告書が述べるところによれば、

「書籍の検閲は、出版産業と作家を取り巻く環境に悪影響を与えるとして、制限されてきたと言われる。文化イスラム教指導大臣が、もし、書籍の出版者が、自己検閲をするようなことがあれば、それほど、不平を言う必要がなくなるだろうと言ったと、メディアで発言が取り上げられたように、イラン政府は、公然と、自己検閲を奨励しているように思われる。」 [10a] (p17)

ジャーナリストの扱い(下記)参照。

## テレビ/ラジオ

- 16.07 2008 年 4 月 29 日付の Freedom House の報告書「報道の自由 2008—イラン」が述べるところによれば、

「大都市の周辺地域では、新聞の配達が限定されているので、多くの市民にとって、ラジオとテレビが、新聞のような役割を果たし、**80%以上**の住民が、テレビからニュースを受け取っている。政府は、国内放送の全てを直接的に独占し続け、唯一の、公式の政治的な見解と宗教的な見解を放送している」。**[112d]**

**16.08 RSF の「ワールドレポート 2009」が述べるところによれば、**

「政府は、放送の独占を終わらせることを、依然として拒否し、それは自らの衛星放送法に、違反していることでもある。政府は、イランのジャーナリストが、国内ニュースを自由に放送するのを妨げているだけでなく、海外メディアをも封じている。**2008 年 12 月**、文化イスラム教指導省大臣、**Mohammad Hossein Safar-Harandi** は、イランのジャーナリストが、海外放送に協力することを全て禁止すると同時に、**BBC** の新しいペルシャ語放送を禁止した。**[38b]**

## インターネット

**16.09 2009 年 4 月 1 日付の Freedom House の報告書「ネットの自由 2009—イラン」が述べるところによれば、**

「...イラン体制は、インターネットやその他の電子技術を管理するために、世界で最も巧みな組織を操っている。インターネットは、イランでは **1995 年**に大学で使われ始め、インターネットカフェを通して、自由なニュース源や娯楽の入手を限られた孤立した人々へと急激に広まった。政府による、インターネット仲介者への検閲は、**2001 年**まで行われなかったが、今日、利用者は、ブロガーやネット上のジャーナリスト、活動家への脅迫や拘束、虐待に加えて、ネットやブログの内容の精査(特に国内の政治的なニュースや分析に関して)が目立つ環境の中で、インターネットを使用している。**1979 年**の革命の早期に始まった、出版の自由への規制同様に、イスラム共和国は、憲法や、新聞法、刑罰規定によって形作られた不透明で恣意的なイスラム道徳という概念の中に、インターネットの自由の制約を据えている。」 **[112f]**

**16.10 ネットの自由 2009 報告書が付け加えるところによれば、**

「**2006 年 5 月**、MCIT に、国家的な精査と監視の取り組みを一元化する意図で、ある役所が設立されたが、この取り組みは、依然として、完全には実現されていない。MCIT 周辺の役所は、インターネットを支配する実質的な強い力を維持しており、こうした存在—最高指導者たちや、テヘランの検察長官 **Saeed Mortazavi** の役所—は、ある一定のサイトやブロガー、ネット上の活動家を、勝手に標的にしている。**Mortazavi** はネット上のジャーナリストや活動家の拷問に直接的な役割を果たしていると見られている人物であるが、**2008 年 12 月**、彼は、インターネット犯罪のための『特別な部局』を設立し、その部局は、情報事業と共に サイトを閉鎖し政治的な発言や組織活動を監視するために働く」と公表した。」 **[112g]**

下記のジャーナリストの扱いとブロガーの扱い参照。

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 学問の自由

### 16.11 USSD 報告書 2008 が述べるところによれば、

「政府は、学問の自由を、厳しく制限した。2006 年、大統領 Ahmadi-Nejad は、世俗的で自由主義的な学者を大学から除去するよう訴えた。2006 年以来、複数の報告によって、何十人もの大学教授が、解雇され、退職を強制され、或いは、海外有給休暇を辞退したことが伝えられた。大学教授たちは、終身在職権を得るために、当局からの批判に耐えなければならなかった。

「大学入学許可は、政治化された。入学希望者は、標準試験に加えて、『性格テスト』をパスしなければならなかった。テストの中で、当局者は、政府のイデオロギーに批判的な入学希望者を排除した。Basij のメンバーは、入学試験の過程で、特典を与えられていた。2006 年、政治活動をする学生をランク付けするために、政府によって始められた『スター』システムは、依然として利用されていると、学生グループは訴えた。このシステムを通して、今後、大学から『反政府』は閉め出され、入学は許可されないであろうと、学生たちには思われた。」 [4a]

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## ジャーナリストの扱い

### 16.12 2008 年 4 月 29 日付の Freedom House 報告書「報道の自由 2008—イラン」が述べるところによれば、

「イラン司法部は、イスラム革命法廷、すなわち政府の転覆を企てたとされる容疑者を裁くための非常時法廷に対し、事件に言及しながら手続きに沿ってジャーナリストを訴え、頻繁に否定した。予防的抑制法 Preventive Restraint Act は、一時的な出版禁止のために、いつも、法的な手続き無しで使用される。

「ジャーナリストや出版者に対する訴追は、しばしば恣意的である。告訴や判決は政府に都合よく書かれ、裁判がたくさん溜まり、釈放が予想されると、保釈金が決まる。編集者や出版会社は、以前に有罪判決を受けたジャーナリストを雇うことが禁止され、又、多くのジャーナリストが、イランからの出国を禁止されている。逮捕やメディアの発表禁止が継続したことが、ジャーナリストの間で、自己検閲が広がることにつながった。」 [112d]

### 16.13 RSF の「ワールドレポート 2009」が述べるところによれば、

「2008 年には、少なくとも、60 人のジャーナリストが、召喚され、尋問され、有罪とされた。囚人の権利擁護の有力弁護人である Emadoldin Baghi は、2008 年 8 月に釈放され、又、テヘランの最高裁判所は、9 月、1 年の

投獄の後、Adnan Hassanpour に対する死刑宣告を破棄したが、ジャーナリスト Mohammad Sadegh Kabodvand と Mohammad Hassin Falahieh Zadeh は、未だに、極度に劣悪な状況で拘束されており、必要な医療を受けられない囚人もいる。」 [38b]

- 16.14 2009 年 2 月 10 日発行の Committee to Protect Journalists の報告書「報道に対する攻撃 2008—イラン」の述べるところによれば、

「人権や出版のグループによれば、1 年間、30 人以上のジャーナリストが捜査を受け、或いは逮捕され、或いは刑務所の中で時を過ごした。公表された数多くの報告では、当局が囚人の基本的人権を否定していると非難された。多くの場合、拘束場所は知らされず、裁判は秘密裏に行われ、弁護士への連絡は許可されなかった。深刻な慢性的な病気を抱えているにも関わらず、タイムリーな手当を日常的に得ることができなかった。」 [29a]

- 16.15 2009 年 6 月 26 日の Amnesty International 報告書によれば、

「(2009)年 6 月 13 日の、Ahmadinejad 大統領が選挙に勝ったという放送以来、イラン当局は、表現の自由を厳しく制限している。インターネットの利用は遮断され、或いは、著しく妨害されている。イランの出版界は、不満を伝える情報の出版を禁止されている。海外のニュースジャーナリストは街路から閉め出され、この国から追放された海外レポーターもいる。」 [9]

- 16.16 同記事は、次のように述べた。「何十人ものジャーナリスト、その中には大統領選挙の候補者 Mir Hossein Mousavi、或いは、Mehdi Karroubi のために運動していたものもいるが、彼らは、過去 2 週間、ほとんどどこか分からない場所に、拘束されていた。」 [9] RSF は、2009 年 7 月 2 日付のレポートで、2009 年 6 月 12 日以来の、当局による、ジャーナリストやブロガーに対する、数知れない逮捕や活動を列挙した。

ジャーナリストの扱いについての情報として、最近の展開と最新ニュース、RSF、Committee to Protect Journalists のウェブサイト参照のこと。

## ブロガーの扱い

- 16.17 「ネットの自由 2009」報告書が述べるところによれば、

「自己検閲は、特に政治的な問題について広がっており、多くのブロガーやジャーナリストは、ペンネームを使って書いている。イランのブログ領域やニュースサイトは、体制に受け入れられる限界に挑戦しているが、社会的に政治的に最も進歩的なサイトは、海外在住のイラン人によって、管理され、遂行されていることを指摘しておくことは重要である。大統領 Mohammad Khatami の下、出版が比較的自由であった、短命の時代以来、多くのネット知識人や活動家が、この国を後にしている。イランの最も有名なブロガーたち - Omid Memarian や Roozbeh Mirebrahimi、Shahram Rafizadeh - は海外の都市で書き、欠席のまま、禁固刑の判決を受けている。」 [112f]

- 16.18 「ネットの自由 2009」報告書が付け加えるところによれば、

「2004 年以来、当局は、合法、非合法の様々な形の嫌がらせで、ネット上の活動家に打撃を与えてきた。ますます多くのブロガーが、脅され、逮捕され、拷問され、独房に入れられ、医療を拒否され、一方で、正式に、裁判を受け、裁定されるブロガーもいる。Reporters Without Borders によれば、2008 年中に、2007 年より 7 人多い 17 人のブロガーが逮捕され、或いは尋問された。刑罰規定 514 条は、最高指導者に対する侮辱を、6 か月から 2 年の禁固刑を相当とし、500 条は、反国家の宣伝文配布については、3 か月から 1 年の禁固刑を定めている。ブロガーは、一般的に、これらの罪で訴追されるが、多くは、刑罰を避けるために、自己検閲を実践している。」 [112f]

上記ジャーナリストの扱いをも参照のこと。ブロガーの扱いについての最近の情報に関しては、最近の展開と最新ニュース、ウェブサイトのRSFとCommittee to Protect Journalists 参照のこと

目次に戻る  
出典リストへ



## 人権のための施設と組織、活動家

- 17.01 2008 年 11 月 21 日付の Freedom Houses 報告書「脅迫下の結社の自由—イラン」が述べるところによれば、

「NGO としての、登録や法的な必要条件は、制限が厳しく、一貫性が無く、強制的で、各省間で調整がとれていない。2003 年、内務省と主要 NGO が政府規制を改善し市民組織を支援するための法律を起草したが、国会は承認を拒否した。その代わりに、2005 年に、内閣政令が発令されたが、政府の NGO 監視活動は強化された。政令によって、登録は非常にスムーズになったが、NGO—大半が共同体を基にする社会奉仕組織—は、一層政府に監視され、政治活動への参加が一層禁止されることになった。

「Ahmadinejad は、NGO が『西洋』的現象で、国家の安全に対するリスクであると述べている。彼は、NGO の事業を、政府支配下のイスラム評議会を使って取り替えようとしており、さらに、Khatami の下で積み立てられた基金を引き出した。当局が権利を侵害しても、NGO に、裁判に頼る道はほとんど無い。表現の自由への厳しい侵害によって、市民グループは、公に政策を批判することや、政府の責任を問うことを妨げられている。例えば、刑務所状況の監視活動やバハーイ教少数派の組織的迫害などの監視活動は稀であり、それらの活動は激しい刑罰につながる。Ahmadinejad の選挙の後、イランで最も有名な 2 つの NGO が閉鎖された。それらはノーベル平和賞受賞者の Shirin Ebadi 率いる Center for the Defense of Human Rights と、Emad Baghi 率いる Organization for the Defense of Prisoners' Rights である。Baghi は、国家の安全に反する活動の罪で投獄されている。」 [112e]

- 17.02 2009 年 3 月 1 日発行の Reporters Without Borders(RSF)の「ワ 0 ルドレポート 2009 - イラン」が述べるところでは、

「...体制は、人権擁護者をも標的にする。2008 年 12 月 21 日、イラン警察は、組織が、内務省の『活動実践』許可を得ていないという理由で、弁護士でありノーベル平和賞受賞者 Shirin Ebadi 率いる Circle for the Defenders of Human Rights の事務所を閉鎖した。2002 年に Ebadi が創設したその組織は、イランのジャーナリストや人権活動家に無償の援助を行っていた。12 月 29 日、彼女の法律事務所が搜索された。」 [38b]

- 17.03 2009 年 6 月 30 日付、Radio Free Europe の一記事は、次のように記した。  
「6 月 12 日の、異議が出されている大統領選挙以来、イランでは、何十人もの、人権活動家や、知識人、市民指導者、野党活動家、学生、そして、ジャーナリストが恣意的に拘束された。また、不明ではあるが相当数の人々が、殺され、傷つけられている。」 [42y]

2009 年 6 月 12 日の大統領選挙に後続した事件のさらなる情報については、[最近の展開](#)と[最新ニュース](#)参照のこと

目次に戻る  
出典リストへ

## 汚職

18.01 2008 年 9 月発行の、2008 腐敗認識指数(CPI)において、Transparency International は、イランに CPI スコア 2.3 を付けて、世界腐敗ランキングで、180 カ国中 141 番と順位付けた。(CPI スコアは、公務員や政治家の中で観察された腐敗度を、企業人や国家情勢分析家などが評価したもの。スコアは、10(全く問題がない)から 0(非常に腐敗している)までの幅がある。 [62a]

18.02 Freedom House の報告書「世界における自由 2008」で述べられているように、イランは、2007 年以来、腐敗認識ランキングをすべり落ちてきた。「腐敗は、広がっている。硬派の聖職者支配層は、セメント企業や砂糖企業のような多くの経済部門を独占する免税機構の支配を通して、計り知れないほど富裕になっている。国際透明性機構の 2007 年腐敗認識指標の調査で、イランは、180 カ国中 131 と順位付けられた。」 [112c]

18.03 2006 年 4 月 3 日付の CIRB による報告書が述べるところでは

『国境公務員の賄賂と刑罰』

「テヘランの UNHCR 事務所との協議に基づいて、UNHCR 職員は、2006 年 3 月 31 日の書簡の中で、以下の情報を提供した。

「偽の旅行証書を持っていたり、又は、未解決の債務や軍務、法的義務のある人々、或いは、政治的な理由で、政府から追跡や疑惑を受けている人々が、無傷で、管理システムを通り抜けるために、イランの国境警備員に賄賂を渡そうとするということが、実際に起こりうる。リスクが高くなればなるほど、多くが支払われる。

「UNHCR 職員は、特に、南東の県 Sistan と Baluchistan で、より広がっていると述べた(2006 年 3 月 31 日)。

「この情報は、特に、第 7 回ヨーロッパ産地情報セミナーの 2001 年 6 月の報告書によって、裏付けられた。その報告書においては、イランには『確かに腐敗は存在する』とされ、又、出国を助けるために空港職員に渡される賄賂は、『個人的(原文のまま)ケース』である可能性が高い (UNHCR/ACCORD 11-12、2001 年 6 月 107)という主張があった。一方、同報告書において、出国手続きは、依然として、パスポートを忘れて名前や番号を照合できない者が出国することは、ほとんどあり得ないような状況であると述べられた。空港保安職員は、容疑者や指名手配犯のリストを持っており、出国希望者が、出発を遮られて保安省に問い合わせを命じられることは、珍しいことではない。一般的に、テヘラン空港での保安審査は、依然として、非常に厳しく、イラン政治犯罪危険人物登録者や有罪確定者が、合法的に、飛行機で出国することは不可能のようである。(前掲書)

「買収の刑罰に関して、UNHCR 職員は、『賄賂を受け取り現行犯で逮捕された国境や空港職員は、賄賂の総額に応じて重くなる罪が課せられる』と述べた(2006 年 3 月 31 日)。例えば、1,000,000 リアル(CAN\$128,18 [XE.com 3 Apr. 2006 年 4 月 3 日])以上の賄賂を受け取り有罪となった者は、

5～10年の禁固刑と、受け取った賄賂と同額の罰金、公職の永久禁止、そして74回のむち打ち刑を宣告されるであろう(UNHCR、2006年3月31日)。

「国際麻薬統制戦略報告書 2006 は、詳細は無いが、『賄賂の刑罰は、厳しいものである』(2006年3月)と伝えた。

「国際的な資料、又、国内資料は、イランで一般化している買収事件について、報告している(TI 2005年20月18日;前掲書、2003年10月7日; INCSR 2006、2006年3月; *Iran Daily*、2005年4月13日号)。国際透明性機構の腐敗認識指標(CPI)のスコアは、2003年から2005年の間に、多少の増加が見られる。2003年には、イランのCPIは3.0(10.0点中のスコア。10.0が最小の腐敗を示すスコア)で、全体の国別順位は78位であった(133国中)(TI 2003年10月7日)であったが、2005年には、CPIスコアは2.9で、国別順位は88(158ヵ国中)と記録された(前掲書、2005年10月18日)。

「US Department of State の国際麻薬統制戦略報告書 2006 は、薬物の違法売買に関する汚職が、以前考えられていた以上に深刻のようであると記し、又、そうした汚職は、下級から中級の法律の実施当局の中に起きるようであると記した(2006年3月、Sec. III)。その報告書は又、汚職事件が法廷において聞かれ、メディアの関心を浴びたと記し、又、アメリカ政府は、汚職を防ぐこうした注目すべき取り組みを支持すると述べた(INCSR 2006年3月、Sec. III)。

「2005年4月、*Iran Daily* は、経済汚職、特に、不法密輸が、近年、増えてきたと報告し、法的手段の起案を含む、この問題に対する政府の取り組みの概略を伝えた(2005年4月13日)。**[2z] (p6)**

- 18.04 2009年2月25日発行の、2008年イラン人権実践についての US State Dpartment 国別報告書(USSD 報告書 2008)では、序論において、政府高官の腐敗や政府の透明性の欠如が存在すると記した。同時に、1d 節では、腐敗と免責は、防衛隊の問題であると記した。**[4a]**

「法律には、政府高官の犯罪に対し、刑罰が定められている。しかし、政府は、効果的に、その法律を実施しなかったため、政府高官の腐敗は、『bonyads』(合弁企業を管理する慈善活動のための免税機構)を始めとする、政府の3つの全部局に、深刻な問題として残った。**[4a] (セクション 3)**

防衛隊参照のこと

目次に戻る  
出典リストへ

## 宗教の自由

### 概要

#### 19.01 2009 年 3 月 1 日発行の、United States Commission on International Religious Freedom(USCIRF)年次報告書 2009 年版が述べるによれば、

「イラン政府は、主に違反宗教を理由に、長期拘束や虐待、処刑などの苛酷な宗教の自由侵害に、今現在も関与し続けている。イランは、体質的に、宗教や心情を理由に、市民を差別する宗教立憲共和国である。過去数年間、宗教少数派、その中でも、スーフィー イスラム教徒や 福音派キリスト教徒同様、バハーイ教徒 に対する激しい暴力や嫌がらせ、拘束、逮捕、投獄など、イラン 政府の宗教の自由侵害の記録は、悪化している。2008 年 9 月、イラン 議会は、さらに踏み出して、死刑を始めとして、重大な刑罰をイスラム教から移す、刑罰規定の修正を採択した。政府の上級職員が反セム族風を強め、ホロコーストを否定するような脅しや行動を繰り返していることが、イランの ユダヤ人共同体の中に、恐怖感を増大させている。1979 年のイラン革命以来、宗教少数派共同体の多数が、迫害の恐れからイランから逃避している。反抗的なイスラム教徒もまた、迫害の対象である。」

[88b]

#### 19.02 2008 年 9 月 19 日発行の USSD「国際宗教の自由報告書 2008」は、2007 年 7 月 1 日から 2008 年 6 月 30 日までを対象とし、それが述べるによれば、

「調査期間において、この国における宗教の自由を尊重する姿勢は悪化し続けた。政府の言葉や行動は、ほとんど全ての非シーア派宗教グループ、特に、スーフィー イスラム教徒同様 バハーイ教徒や福音派キリスト教徒、ユダヤ人共同体の人々に対し、恐怖心を与えた。調査期間中に、宗教的信条を理由として、政府による投獄や虐待、脅迫、差別の報告が続いた。バハーイ教グループからは、恣意的な逮捕や大学からの追放、財産の没収が報告された。政府監督下の放送局や新聞社は、調査期間中、宗教少数派、特にバハーイ教徒に対する批判報道を強めた。

「憲法は、キリスト教徒やユダヤ教徒、ゾロアスター教徒を、「守られた」宗教共同体に位置つけているにもかかわらず、実際は、シーア派ではないそれらの人々は、実質的に社会的な差別に直面した。政府の行動は、宗教少数派に対する、脅迫的な雰囲気を生み出す一団の人々を支持し続けた。」 [4e]

#### 19.03 2008 年 9 月 19 日に発行の USSD「国際宗教の自由報告書 2008」が付け加えるところによれば、

「イラン憲法は、イスラム教が公式な国教であり、したがって従うべき教義は Ja'afari (Twelver) シーア派であると述べている。この国のイスラム教以前の宗教グループ、すなわち、ゾロアスター教徒やキリスト教徒、ユダヤ教徒を「守られた」宗教少数派と認める一方、憲法は「イスラム教の他宗派は完全に尊敬される」と定めている。しかしながら、憲法第 4 条は、



全ての法律や規則はイスラム教の基準に基づかなければならないと述べている。実際、政府は、宗教の自由を厳しく制限している。」 [4e]

- 19.04 USSD「国際宗教の自由報告書 2008」は、調査期間中に、宗教的な信条を理由とした、政府による投獄や嫌がらせ、脅迫、差別が続いたと述べている。

「スンニ派イスラム教徒を除く少数派宗教の人々は、裁判と安全の公的恩恵を妨げられ、また、学校長への就任を妨げられている。...バハーイ教徒を除いて、宗教少数派の人々は、政府の下級職員を務めることはできるものの、公的雇用への応募者は、イスラム教への信奉や知識を審査される。しかしながら、イスラム教の原理や法律を守らない政府職員は刑罰を科せられる。...法律によって、宗教少数派は、国会議員として選ばれたり、政府高官や軍幹部を務めることは認められていない。例外として、マジュリスの全 290 席の内の 5 席は宗教少数派のために当てられている(3 席はキリスト教グループの人々ため、1 席はイラン人ユダヤ教徒のため、1 席はイラン人ゾロアスター教徒のため)。...公式承認の少数派宗教の人々は、政府に登録する必要はなく、身分証明書に宗教は記載されない。しかしながら、共同体の、或いは、宗教的、文化的な行事や組織は、学校をはじめとして、厳重に監視された。...政府は、およそ、公式承認の宗教少数派グループが、それぞれの学校で、信奉を教えるための宗教教育を行うことを認めた。しかし、政府は、その権利をかなり制限した。」 [4e] (セクション II)

- 19.05 2009 年 2 月 25 日発行の US State Department 人権実践国別報告書 2008 (USSD 報告書 2008)が述べるところによれば、

「全ての宗教少数派は、特に、就職や教育、住居に関して、様々な度合いの政府容認の差別を受けた。2006 年 UNSR for adequate housing がこの国を訪れ、農村地域の土地、特に、バハーイ教徒を初めとする宗教少数派の所有地は、政府用に没収され、所有者は、公正には補償されなかったと報告された。相続法は、非イスラム教徒より イスラム教徒 に有利であった。.. 政府は、バハーイ教徒 を例外として、公式承認の少数派宗教が、信奉者のための宗教教育を行うことを認めたが、かなり制限したケースがあった。法律では、全てのイスラム教徒の 学生が、イスラム学の授業を受けなければならなかった。」 [4a] (セクション 2c)

- 19.06 2009 年 6 月 10 日付 Landinfo 報告書「イランにおけるキリスト教徒と改宗」(Landinfo 報告書 2009) が述べるところによれば、

「イランの宗教的伝統では、公的な領域で起こる罪と、私的な境界内で起こる罪は区別される。イスラム教冒涇の罪や、公的な領域における罪は罰せられなければならないが、一方、私的な領域で起きるものや、したがって、隠ぺいされたものは、大幅に許される。これらには、例えば、飲酒や禁止されている性的な関係、違法な映画や本や音楽の使用、宗教儀式が含まれる。民族的宗教的背景に関係なく、非常に多くのイラン人が、実際に、二つの生活をしている。一つは公的な領域で、もう一つは私的な領域で。私的な領域が私的なままであり、イスラム法や価値が、明らかに攻撃されたり冒されたりしない限り、一般的に、イラン当局は、市民の私的な領域には介入しない。」



「全ての 非イスラム教少数派は、一般的に、宗教の所属について、目立つことはない。法律に従う限り、少数派は、当局の注視を受けることなく、宗教儀式を行うことは、可能である。なぜなら、それは合法と考えられ、社会的に許される態度だからである。」 [33a] (p10-11)

#### 19.07 同報告が、又、述べるところによれば

「2005 年に、Mahmoud Ahmadinejad が大統領に選出された後、反体制であると疑われる全ての人々の状況は、悪化している。人権擁護派の人々(法律家、女性の権利のための活動家やジャーナリスト)や学生、クルド人 活動家、知識人、野党組織、職業組合の指導者などの全てが、特に、嫌がらせや逮捕、政治裁判、厳しい判決などの面で、当局の許容範囲が厳格になったと感じている。宗教少数派にとっても、全般的に政治的な状況は悪化している。特に、バハーイ教 信奉者に影響を与え、同時に、ユダヤ教徒が、大統領の非難演説や、脅迫的な言葉の的になることが増えてきた。」 [33a] (p12)

最近の展開 と 最新ニュースを参照のこと

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

### 宗教人口統計

#### 19.08 USSD「国際宗教の自由報告書 2008」が述べるところによれば、

「この国には、631,000 平方マイルの面積があり、7,160 万人の人口がある。全人口の 98%が イスラム教徒 であり、その中で、89%がシーア派、9%がスンニ派(ほとんどがトルクメン人アラブ人とバルーチ族、クルド人で、それぞれ、南西地域、南東地域、北西地域に住む)である。非イスラム教徒は、人口の 2%である。スーフィー イスラム教徒人口については、手に入る公式の統計がないが、200 万から 500 万の人々がスーフィー教 を信奉していると推計する報告がある。

「宗教組織による非公式の最新の推定によると、バハーイ教徒と ユダヤ教徒、キリスト教徒、シバーマンダ教徒、ゾロアスター教徒を合わせて、全人口の 2%になる。最大の非イスラム教少数派は、バハーイ教徒で、その数は 300,000 から 350,000 である。非公式の推定では、ユダヤ人共同体の人口は、25,000 から 30,000 である。

「U.N.の数字によれば、300,000 の キリスト教徒がこの国に暮らしており、その多数はアルメニア民族である。非公式の推定では、アッシリア人 キリスト教徒の人口は、10,000 から 20,000 である。福音派グループを始めとする プロテスタントの宗派もある。国外のキリスト教徒グループは、プロテスタント キリスト教共同体の大きさを、10,000 未満と推定しているが、多くの、プロテスタント キリスト教徒 が、密かに信奉していると伝えられる。シバーマンダ教徒は 5,000 から 10,000 を数える。政府は、シバーマンダ教徒 をキリスト教徒 とみなし、彼らは 3 つの公式承認の宗教少数派の中に含まれるが、シバーマンダ教徒は、自分たちをキリスト教徒とは考えていない。政府は、30,000 から 35,000 の、民族的には主にペルシャ人少数

派のゾロアスター教徒がいると見積もっているが、ゾロアスター教グループは 60,000 の信奉者がいると主張する。宗教少数派の人々は、かなりの割合で、移住している兆候があるが、移住の理由が、宗教的なものであるのか、あるいは全体的な厳しい経済状況に関連しているのかは、明確ではない。」 [4e] (セクション I)

### 法的枠組み

19.09 USCIRF の年次報告書 2009 年版が述べるところによれば、マジュリス (国会) の 5 議席は公式承認の少数派宗教に当てられている。2 議席はアルメニア人キリスト教徒に、1 議席はアッシリア人 キリスト教徒に、ユダヤ教徒とゾロアスター教徒に 1 議席ずつとなっている。」 [88b]

19.10 USCIRF の年次報告書 2009 年版が述べるところによれば、

「イラン憲法は、キリスト教徒と ユダヤ教徒、ゾロアスター教徒を、自由に神を崇拝することができ、彼ら自身の個人的な事情(例えば、結婚や離婚、相続)に関する自治権を持つ、守られた少数派宗教として、正式に認めている。にもかかわらず、イスラム教とイスラムの法と制度の卓越性は、非イスラム教徒の権利と地位を侵している。これらのグループの人々は、特に、教育や政府の役職、軍役に関して、法的な、又、その他の差別を受けている。非イスラム教徒は、公の宗教表現や説得活動にイスラム教徒を引き入れてはならず、ペルシャ語の宗教出版物の発行が制限されることもある。2004 年には便宜評議会が、イスラム教徒 と非 イスラム教徒男性の死に対して、同額の賠償金の徴収を是認した。バハーイ教徒と シバマンダ教徒の男性、全女性は法適用の見直しから除外されたままである。イラン法律によれば、バハーイ教徒の血は mobah であり、それは、バハーイ信仰の信者は、不純であるという理由で殺される可能性があることを意味する。」 [88b]

19.11 USSD 「国際宗教の自由報告書 2008」は次のように述べる。

「マジュリス 全 290 議席の内、5 議席が少数派宗教のために当てられているが、この例外を除けば、法律によって、宗教少数派が、選挙で選ばれて国会に出ることや、政府高官や軍における地位につくことは認められていない。これらの議席の内の 3 議席はキリスト教徒 の人々のため、その中の 2 つはこの国のアルメニア人キリスト教徒のための、1 つはアッシリア人 キリスト教徒のための議席である。ユダヤ人代表にあてられた 1 議席と、イラン人ゾロアスター教徒代表の 1 議席もある。スンニ派は、マジュリスに議席を持たないものの、国会内での役職につくことは認められている。スンニ マジュリス代表は、規模の大きいスンニ共同体から選ばれる傾向がある。宗教少数派の人々は、選挙することは認められているが、スンニ イスラム教徒を含む、全ての宗教少数派グループは、大統領に選ばれることから、締め出されている。」 [4e] (セクション II)

### 背教者 (イスラム教からの改宗)

19.12 2009 年 6 月 10 日付 Landinfo 報告書「イランにおけるキリスト教徒と改宗」(Landinfo 報告書 2009)が述べるところによれば、

「イスラム教徒内での改宗は背教者 - イスラム教の放棄 - の問題と関連する。歴史的な視点から、又、理論的な枠組みの中で見ると、伝統的イスラム法では、世界は、**Dar-al-Islam**、すなわちイスラム教徒の原理下の領域と、**Dar-al-Harb**、すなわちイスラム教徒との戦闘領域に分かれている。したがって、改宗は、第一に、イスラム教徒統一の放棄であり、イスラム教徒の歴史の中では、重大な反逆と見なされ、政治的反乱、又は対抗と結び付けられる。この考えは、なぜ、大多数のイスラム教徒の国々において、イスラム教徒に向けられたキリスト教徒の福音活動が厳しく制限されるかを説明する。」 [33a] (p8)

19.13 同レポートが、イランの法律に関連して述べるところによれば、

「背教は、現在のイランの刑罰規定で直接的に規定されている訳ではない。背教は、伝統的なイスラム法と宗教権威による法解釈との関連で考えられる。宗教権威による解釈は、法律と同様の法的権威を持つ。シーア法の、主となる特質は、シーア法が、創始者 **Ali** の継承者かつ身代わりであるイマームに与えた権威と能力にある。**Ali** とは予言者 **Muhammad** のいとこであり、義理の息子である。」 [33a] (p9)

19.14 2008 年 9 月 23 日付 Durham 大学 Centre for Iranian Studies の、Dr Reza Molavi と Dr Mohammad M Hedayati-Kakhki を責任者とする Advisory Panel on Country Information (APCI) の、COI Service 2008 年 9 月 Iran COI 報告書に関するレビュー (APCI 報告書 2008) が述べるところによれば、

「イラン刑罰規定 513 条によると、聖なるイスラム教、又は、**Prophet Mohammed**、又は、**Mohammed** の娘は当然としてどのイマームであっても、それらを侮辱する者は、その侮辱が、**Prophet Mohammed** の否定、すなわち **Saabolnabi**(背教に等しい)に達するまで過激であるとき、死刑によって罰せられる。他の場合は、その違反者は 1 年から 5 年の投獄を宣告される。

「国際社会からの望ましくない発言を避けるために、政府が、背教を告発する場合に、追加的な罪を利用していることが、最近の背教の告発情報が少ないことを説明するかもしれない。」 [6a] (p34)

## 背教法案

19.15 USCIRF の年次報告書 2009 年版が述べるところによれば、

「2008 年の始めに、イラン 国会は、イスラム教からの改宗に、死刑を始めとする重大な刑罰を課す新法を考え始めた。2008 年 9 月には、マジュリス内の委員会は、背教を表す言葉を拡大することを承認し、近い将来、全マジュリスを通過するであろう。イラン政府は、過去に、イスラム法の下で、背教に対して死刑の罰を適用しているが、明確には成文化されてはいなかった。もし法案が通過すれば、イスラム教からの改宗者、特にバハーイ教信仰の人々の命を、さらに危険にさらすことになるだろう。バハーイ教信者は、たとえ 4, 5 世代に渡る信奉者であっても、改宗者と見なされている。」 [88b]

19.16 Landinfo 報告書 2009 は次のように述べる。「新イラン刑罰規定では、新しい規定は、明確にイスラム教の放棄を禁止すると提案している。法案は、

数年間、継続審議となっていたが、2008 年 8 月、国会で採択された。護憲評議会では、まだ採択されておらず、新規定が効力を得るためには、それが、必要とされる。」 [33a] (p9)

- 19.17 法案に関して、2009 年 4 月 28 日付 FIDH 報告書「イラン／死刑、国家の恐怖政策」が述べるところによれば、

「背教、異端と魔女集団。法案の 225-1 条から 225-14 条は、これらの題目について検討している。背教者とは、イスラム教を否定し、不信心になったイスラム教徒である。背教者には 2 つの型がある。生まれつきの背教者とは、イスラム教徒の両親の下に生まれた者で、したがってイスラム教徒である。両親による背教者とは、非イスラム教徒の下に生まれた者で、成長した後にイスラム教に改宗し、その後に、イスラム教を否定したものである。どちらの型の場合も、死刑に当たるが、後者には、後悔のための 3 日間が与えられ、その場合、彼は、死刑を逃れるであろう。関連条項では、女性の背教者に対して‘前向きな’差別が押しつけられ、どちらの型でも終身刑が科せられるであろう。

「この条項によって、刑罰規定に、始めて背教罪が持ち込まれた。刑罰規定が適用されることになる法律には、背教に関する条項は何もない。にも関わらず、この条項がないことで、1981 年と 1988 年に、抵抗グループの大勢が、背教、或いは無神論の罪に関して処刑されるのが阻まれることはなかった。」 [56i]

- 19.18 FIDH 報告は加えている。「付属の刑罰同様、この法案の背教者の定義は、他の多くの定義と罰がそうであるように、例の本[Ayatollah Khomeini's book, Tahrir ul-Vassileh]からもたらされた。」 [56i]

- 19.19 2008 年 10 月 11 日付 Daily Telegraph 誌の一記事によれば、「イラン国会が、男性背教者に死刑を、女性背教者に終身刑を規定する刑罰規定案に対し、賛成の採決をしたと述べている。しかし、国会のもう一つの採決と、そして、Ayatollah の署名が必要であるため、新法は、依然として効力を持っていないと述べている。」 [134a]

## 転向者の訴追

- 19.20 USSD 報告書 2008 が述べるところによれば、「転向者は、シーア法によれば、死刑とされ得る。この年に、転向者に死刑が科せられた例は、報告されていない。」転向者の訴追に関して、Landinfo 報告書 2009 が述べるところによれば、

「実際には、転向者と断定されることは、非常に稀である。最後に、これが起きたのは、1990 年で、その時は、聖職者が、福音活動やスパイ活動などの転向活動を行ったとして、処刑された(Telegraph 2008)。しかし、1994 年には、身元不明の犯罪者によって、3 人の聖職者(その内 2 人が転向者)が、拉致され殺害された(Landinfo 2006)。2004 年には、1980 年にキリスト教に転向していた牧師が、キリスト教徒会議に関連して逮捕された。牧師は、軍の大佐であったが、転向者として裁かれ、無罪となった。しかし、牧師はキリスト教を信仰していることを、上官に隠していたために、



軍法違反の有罪判決を受けた。法律に従えば、イラン軍では、イスラム教徒だけが幹部になることができる。牧師は 3 年の禁固刑を宣告され、年金受給の権利は無効とされた。2005 年には、他の牧師が、路上で、身元不明の犯罪者にナイフで刺された。その傷のため、牧師は死亡した。」 [33a] (p12)

19.21 しかしながら、政府の転向者に対する姿勢は変化するかもしれない(政府の、反抗者とされたグループに対する立場の硬化に関する情報についての上記概要も参照のこと)。APCI 報告書 2008 は、次のように述べている。「近年、イラン政府や宗教指導層は、転向の割合が急激に加速している」と認識し、加速する転向が、イランの社会構造をますます脅かしているとなすようになっていく。」 [6a] (p33) 一方、USSD 2008 報告書は、次のように記す。「非イスラム教徒がイスラム教徒に転向を勧めることは違法である。権威者層は、活動的なキリスト教徒による転向活動を制限しようと、近年ますます警戒してきている。」 [4a] (セクション 2c)

19.22 2009 年 4 月 28 日付 International Federation for Human Rights (FIDH) 報告書「イラン／死刑、国家の恐怖政策」が述べるところによれば、

「近年、転向事件に関する報告は、ほとんど見られない。2008 年 12 月 21 日の報告では、Shiite の第 12 イマームであり、この論題に関する本の著者であると主張する Alireza Payghan という名前の男が、転向の判決を受け、12 月 18 日、Qom において処刑された。男は、2006 年 11 月に逮捕されており、悪意があるという情報やうわさが採択されて、転向者、又‘地上の汚れた人間’と認定されていた。政府系新聞 The daily Iran は、Payghan の主張については伝えず、単に、‘彼は、偶像崇拝を広めていたと’記した。2007 年、もう一人、第 12 イマームと主張する Darvish という名前の男が、Qom で処刑されていた。Ayatollah Khomeini の著作、Tahrir ul-Vassileh は、転向事件において、もっとも頻繁に依拠される原典である。」 [56i]

19.23 しかしながら、上記の事件は、FIDH 報告書が次に続けて述べているように、異端罪を根拠としていえることもできるであろう。

「異端。預言者であると主張する者は誰でも死刑の判決を受け、或いは、イスラム教徒の中で、異端信仰を生み、それに基づいて、イスラム教に有害な分派を作る者は、転向者とみなされ、死刑判決を受ける。キリスト教やユダヤ教、ゾロアスター教は、憲法によって認められており、この規定は少数派であるバハーイ教の信者に向けられていると思われる。バハーイ教徒は、1979 年の革命以来、現在もなお迫害を受け続けている。」 [56i]

19.24 CSW 2008 年 7 月「イラン・プロファイル」が述べるところによれば、「転向に対して死刑を求める評決は、まれであり、もし、ずっとそうであるにしても、強い重圧と深刻な人権侵害が、いつも起きており、公式のイスラム市民兵や先鋭グループによる超法規的殺人や暴力は、重大な懸念である。」 [116a]

下記の キリスト教徒 と バハーイ教徒 についても参照のこと

目次に戻る  
出典リストへ

スンニイスラム教徒



19.25 USCIRF の年次報告書 2009 年版が述べるところによれば、

「イスラム教少数派は、抑圧を受け続けている。公立学校でのスンニ派教育やスンニ派宗教情報は、スンニ派優勢地域においてさえ禁止されており、それと同様に、スンニ派聖職者の拘束や拷問を始めとする、広範囲な不当行為や宗教行為の制約を訴える イラン人 スンニ派指導者もいる。スーフィーやスンニ派イスラム教徒指導者は、情報安全局から、いつも、脅迫や嫌がらせを受けており、広範囲な公的な差別を訴える。スンニ派共同体は、いまだに、Tehran において、モスクを建設することができていない。イラン政府がスンニ派共同体に対し、特に、行政や司法の部局の幹部職などの政府職員の採用について差別しているという疑いがある。」 [88b]

19.26 スンニ派は、公式に承認された、イランで最大の少数派宗教である。歴史的宗教的な特性によって、他の非シーア派信者と区別される。少数派のスンニ派は、特定の地域(北西や南東の県)に集中し、多数派のシーア派とは異なる民族的な起源(クルド文化、バルーチ文化、etc)を持つ。スンニ派クルド族と スンニ派バルーチ族は、民族と宗教の二つの形の差別によって、迫害されてきた。(Freedom House, 2008 年 3 月 27 日) [112b]

19.27 USSD 「国際宗教の自由報告書 2008」が述べるところによれば、

「調査期間中、多くの スンニ派は、政府が自分たちを差別していると主張した。ほとんどの スンニ派は、民族少数派でもあるので、差別の原因が宗教なのか民族なのか見極めるのは困難であった。スンニ派は、100 万人以上の信者が住んでいるにも関わらず、Tehran にスンニモスクがないことを、顕著な差別の例として挙げた。スンニ派指導者は、スンニ派が圧倒的な地域においてさえ、スンニ派の宗教著作物や、公立学校でのスンニ教育が禁止されていると訴えた。又、政府高官の地位を得られないだけでなく、Kurdistan や Khuzestan のようなスンニ派が多数派を形成している県においても、政府任命の地位への代表権が少ないと主張した。

「スンニ派マジュリス議員たちは、政府による差別が、マスメディアや著作、出版物における反スンニ派宣伝活動はもちろん、特に、大使館や大学、その他の機関など、行政や司法部局における登用が少ないことにつながっていると断言した。」 [4e] (セクション II)

19.28 2009 年 1 月 15 日付 Human Rights Watch 報告書 2009 年版が述べるところによれば、

「9 月 30 日、最も著名なスンニ派聖職者の一人である Molavi Abdolhamid は、差別を始めとするスンニ派共同体の問題についての対応を誤れば、スンニ派の人々は、2009 年の大統領選挙に参加しないだろうと話した。Abdolhamid が政府に向けた重大な非難の中には、2008 年の Zahedan における二人のスンニ派聖職者の処刑、Kurdistan における二人のスンニ派聖職者の暗殺、Zahedan 近くの Abu-Hanifeh スンニ派宗教学校の破壊、この攻撃に抗議した 11 人のスンニ派の逮捕があり、それらは、政府の役職や軍隊、警察から、スンニ派市民を免職しようとする組織的な取り組みと結びついたものであるとした。」 [8f]

## キリスト教徒

## 19.29 USCIRF の年次報告書 2009 年版が述べるところによれば、

「イランにおけるキリスト教徒、特に福音派や他のプロテスタントは、嫌がらせや逮捕、厳しい監視、投獄の被害を受け続けている。近年、多くの人々が、この国から逃れたと伝えられている。報道によれば、イラン大統領 Mahmoud Ahmadinejad は、イランにおけるキリスト教の活動を止めるよう要請した。過去数年間、イランの権威者たちによる教会行事への攻撃やキリスト教信奉者や教会指導者の逮捕、教会信者への嫌がらせや脅迫などいくつもの事件があった。支援団体や人権団体によれば、前年、何人もの家庭礼拝の指導者が逮捕され、家の中で宗教活動に関わったとして尋問された。あるグループは、2008 年、およそ 73 人のキリスト教徒が、宗教を理由に逮捕されたが、短期間の拘束の後、ほとんどは解放されたと報告した。特に、信教を理由にした攻撃の場合、将来いつかの時点で再逮捕すると脅すために、イラン当局が、囚人やその信念に対する罪を破棄せずに、彼らを解放することは、よくあるやり方である。」 [88b]

19.30 Christian Solidarity Worldwide(CSW)の 2008 年 7 月版「イラン・プロフィール」が述べるところによれば、「アルメニア人やアッシリア人、カルデア人キリスト教徒は、少数派民族と少数派宗教としての公式の承認を得ているが、教育や政府、軍における地位への登用に関して、差別や制限を受けている。」 [116a] CSW は又、2009 年 6 月 15 日入手の、日付の無い「イラン・プロフィール」の中で、次のように報告している。

「教会やキリスト教徒訓練センターは定期的に監視されており、教会を非合法化させようとして、これらの施設は、イスラム教指導省(MIG)によって、多くが閉鎖された。アルメニア人とアッシリア人の教会は活動を許されており、というのは、かれらの宗教行為は、アルメニア語／アッシリア言語で行われ、又、政府からの、イスラム教徒とイスラム教徒転向者の教会行事への参加の禁止と福音活動の自粛要請を受け入れているためである。」 [116b]

## 19.31 USSD「国際宗教の自由報告書 2008」が述べるところによれば、

「キリスト教徒、特に、福音派は、嫌がらせや厳しい監視にさらされ続けた。調査期間中に、政府は、福音派キリスト教徒の活動を厳しく監視し、イスラム教徒の教会立ち入りを妨害し、教会を閉鎖し、キリスト教徒への改宗者を逮捕して、油断なく、改宗の禁止を守らせた。福音派信心会の人々は、身分証明書を携帯しなければならなかった。身分証明書のコピーは当局に提供しなければならない。礼拝者は、集会センターの外に公示された当局によって、身元のチェックを受けた。政府は、日曜日の福音派礼拝集会を制限し、教会事務局は、新メンバーを受け入れる前に、情報省とイスラム教指導省に通知するよう命令した。」 [4e] (セクション II)

## 19.32 Landinfo 報告書 2009 が述べるところによれば、

「当局との間の問題は、主に、イスラム教徒に向けられた福音活動との関連で起きる。イスラム教徒への福音活動を行ったり、例えば、キリスト教の出版物を手渡したキリスト教徒(キリスト教徒として生まれた者も、改宗

者も)は、職場や地域社会において問題を抱える危険がある。そのことが報告されれば、その人は、深刻な罪を問われる危険がある。教会指導者によれば、一般の信者が、就職や、大学への入学許可、パスポートの取得に際して、問題となることは非常に稀である。経験によれば、当局が、注視するのは福音派教会のリーダー層であり、当局が寛容でなくなるのは、大っぴらな福音活動や、場合によっては、聖職授与式などである。何年も、問題のない生活を享受していた改宗者が、牧師に任じられた途端、当局との問題を経験した。1990年代、この種の事件は、当事者教会とビザを発行した西側の大使館の間で、目立たないような合意によって解決された。イラン当局は、それを妨害することではなく、当事者たちが、家族とともに、合法的にイランを立つことを許した。

「福音活動に対する願望と当局の要求の間のバランスを崩すと『改宗教会』の指導者には難しい状況になる。改宗者は、イランが、キリスト教の福音活動を禁止し、宗教の変更はイスラム教への改宗だけが許されるイスラム共和国であるということを拒否しているので、ほとんどの改宗者が、かなりの問題を抱えた経験を持っている。このことは、福音活動を断念した、或いは、福音活動を好まない他の教会、そして、他のキリスト教徒に影響が及ぶことを恐れる他の教会との関係に問題をもたらす。しかし、紛れもなく、ずっと最大の問題であったのは、イラン当局が、イスラム教徒に対し教会を閉ざさせ、‘家庭礼拝’を行わせず、福音活動を終わらせるために、教会の指導者層に、厳しく長い重圧を与えてきたことであった。

「経験から見えるのは、当局がイスラム法を、恐怖として利用してきたことである。反抗的な教会指導者は、当局が望むだけで、当局が自分たちを訴追することが可能であるという事実と直面してきた。教会指導者たちは、当局の要求に応じることができなければ、警察であっても、キリスト教徒を『イスラム過激派』から守ることはできないと恐れてきた。短期間の逮捕、尋問中の脅し、襲撃、内部文書の押収、警告、何でもが起きた。イラン当局による、Tehranにおける、教会指導者を標的にした、最近の大規模なキャンペーンは2004年であった。それ以来、Tehranの教会は目立つことを控え、当局の要求に、より忠実に振る舞っている。教会指導者は又、当局が全ての活動を監視し、信者の身元、又、教会とつながりのあるものの身元の全てを知っていると、いくつもの場で話している。」 [33a] (p11-12)

## キリスト教への改宗

- 19.33 Christian Solidarity Worldwide (CSW)の2008年7月版「イランの宗教の自由プロファイル」が述べるところによれば、

「イスラム教からキリスト教への改宗者は、イランのキリスト教共同体の中で、最も攻撃されやすい。しかし、死刑は適用されず、主に改宗者で構成された、活気のある家庭教会や公の教会がある。改宗者は、信仰を続けることができ、他人と会うこともできるが、幹部だったり、キリスト教省につながっている者は、拘束や脅迫、投獄、超法規の暴力などの危険に直面する」 [116a]

- 19.34 CSWの2008年7月版「イランの宗教の自由プロファイル」が述べるところによれば、

「イスラム教からキリスト教への改宗者は、2005 年以来、再び、増加している。イラン警察は、背教者の短期間の拘束を続け、キリスト教の信仰を撤回し、キリスト教の行事への参加を止め、信仰を分かち合わない誓う文書にサインするように背教者に圧力を強めている。当局が、背教者を改心させるために、パスポートを没収し、法廷に訴えるように要求しているため、背教者が、国境で出国を拒否されているという報告が、増えてきている。法廷での尋問の間、死刑の罪や、旅行証書の取り消しなどの脅しで、信仰の撤回を強要されている。」 [116a]

- 19.35 Landinfo 報告書 2009 は次のように述べている。「キリスト教に改宗したイラン人 イスラム教徒の多くは、実際には、キリスト教徒の両親に生まれたキリスト教徒と同様な暮らし方をしている。改宗者は、目立たないように振る舞うことが、問題を避けるための必要条件であり、宗教儀式は、宗教共同体の境界内で行うこととし、又、信仰は、私的なものとして扱うことであり、そして、これは、ほとんどの人たちが行っていることである。」 [33a] (p11)

背教者(イスラム教からの改宗)も又参照のこと

目次に戻る  
出典リストへ

## ユダヤ教徒

- 19.36 USCIRF の年次報告書 2009 年版が述べるところによれば、

「ユダヤ人共同体の人々は、『事実か想像か』に関わらず、『イスラエルとのつながり』という理由で、常に迫害の標的になってきたが、反セム族風を進める公の政策が、イランで強められている。これまで、Ahmadinejad 大統領と他の有力政治家、そして聖職者の指導者たちは、ホロコーストを否定し、イスラエル 国家の抹殺を要求する公式発言を行ってきた。2008 年、正式に認可された反セム族 の宣伝活動が、政府声明や放送、新聞、本を始めとして、強まった。ユダヤのシンボルとともに、型にはまった悪魔のようなユダヤ教徒 像を描き、反セム族を説く漫画が、先年、出版された。」 [88b]

- 19.36 USSD 「国際宗教の自由報告書 2008」が述べるところによれば、

「政府は、ユダヤ教を公式承認の宗教少数派と認識する一方、この国のユダヤ人共同体は、調査期間中にも、公の差別を受けた。正式に認可された反セム族の宣伝活動が、政府声明や放送、新聞、本を始めとして、強まった。この国の全てのユダヤ市民がシオニズムとイスラエル国家を支持しているという、過激なイスラム教徒の想像と同調して、大統領の反セム族を唱える言葉が、ユダヤ教徒に敵対する気分を生み出し続けている。言葉の攻撃がシオニズムとユダヤ教、イスラエルの区別をあいまいにし、ユダヤ人共同体の今後の安全性についての懸念を強めている。

「2006 年のイスラエルとヒズボラの衝突を『シオニスト体制破壊』に向けたカウントダウンへの引き金として言及するなど、Ahmadi-Nejad 大統領は、2005 年の 8 月以来、悪意に満ちた反セム族 宣伝を続けている。調査期間中



にも、Ahmadi-Nejad 大統領は、シオニストが世界に浸透しているので、それを制止し、イスラエルと共に破壊しなければならないと、記者会見の中で、公に述べた。」

「Ahmadi-Nejad 大統領は又、ホロコーストの存在と調査について、いつも疑問を投げかけ、それは、ユダヤ人共同体に対する、いっそう敵対的な環境を作った。金曜礼拝の指導者たちは、大統領のホロコースト否定を支持し、その発言は『世界中のイスラム教徒の偽りのない言葉』であると伝えた。」

「政府は、政府メディアの中で、反セム族風を推進、許容した。しかし、いくつかの例外を除いて、ユダヤ 教礼拝に関する政府規制、すなわち干渉はほとんど無かった。政府は、ヘブライ語教育は認めていたが、ヘブライ語の図書、特に非宗教の図書の配布を規制し、ヘブライ語の教育を難しくしたと報告されている。さらに政府は、時間割を、他の学校と一致させるよう求めたため、ユダヤ人学校は土曜にも開けなければならない、それは、ユダヤ教の法を冒すものである。調査期間中、ユダヤ人共同体の指導者選挙に政府の干渉があったと報じられた。」

「ユダヤ市民は、自由に海外旅行をすることができたが、国民のイスラエル旅行についての一般的な規制に従わなければならなかった。」 [4e] (セクション II)

## ゾロアスター教徒

19.37 Time 誌 2008 年 12 月 9 日号の記事によれば、

「Tehran 大学のゾロアスター教徒医学生、Parva Namiranian によれば、イランにおけるゾロアスター共同体は、Persian poetry of the Shah Nameh を学び、宗教教育や式典を行うことで、一体性を保っている。イランにおいて、ゾロアスター教徒は、誇りある歴史を象徴しているので、受け入れられており、全てのイラン人は、宗教には構わず、ゾロアスター教の新年の祝い、Nowruz を、服を買い菓子を食べる口実として楽しんでいると、彼女は言う。Tehran のゾロアスター教寺院の最高層、Mehraban Firouzgary は、ほとんどのイラン人は、少数派ゾロアスター教徒を好意的に見ていると認めるが、ゾロアスター教徒の生き残りについて心配している。『ゾロアスター教徒は、イランに 3000 年以上生き続けてきた。しかし、今日、残された年月はあまりに少ない』と話す。」 [14a]

19.38 同記事が、改宗者について付け加えるところによれば、

「ゾロアスター教徒人口の収縮にもかかわらず、ゾロアスター教徒は、異教徒を交えた家族を認めるかどうか、単に、代々のゾロアスター教徒ではないものを受け入れるかどうかに関して、厳しく分断された。10 世紀、イスラム流入の期間、多数のゾロアスター教徒がペルシャ帝国から逃避し、インドが、他宗教の者との結婚はしない、多数派ヒンズー教を改宗させることはしないという条件の下で、避難を受け入れた。インド Mumbai のゾロアスター教学校長、Ramiyar P. Karanjia は、「改宗は、私たちの宗教の役割ではない」と主張する。しかし、UNESCO 発行の報告によれば、多数のゾロアスター教徒にとっての故郷インドでも、この共同体は、10 年ごと



の国勢調査ごとに約 10%ずつ減少している。今日、ゾロアスター教徒は、同じ宗教内の結婚を強力に奨励する、緊密な自己閉鎖社会となっている。」 [14a]

- 19.39 CSW の 2008 年 7 月版「イラン・プロフィール」が述べるによれば、  
「ゾロアスター教徒が公職の雇用機会を得ることは難しい。」 [116a]

### シバマンダ教徒

- 19.40 USCIRF の年次報告書 2009 年版が述べるによれば、

「未承認の宗教共同体シバマンダ教は、信者数 5 千から 1 万人であるが、過去数年間、当局は嫌がらせや抑圧を強めてきている。シバマンダ教徒共同体の人々が、社会的な差別とイスラム教への改宗圧力を受け、又、しばしば、高等教育の機会を拒否されたという訴えがあった。」 [88b] (p ?

- 19.41 USSD 「国際宗教の自由報告書 2008」が述べるによれば、

「シバマンダ教徒共同体は、他の少数派宗教が直面しているものと同様な、当局による嫌がらせと抑圧を受けたと伝えられた。前回の調査期間中に、シバマンダ教徒共同体の人々は、社会的な差別とイスラム教への改宗圧力を受け、又、しばしば、高等教育の機会を拒否されたという訴えがあった。」 [4e] (セクション II)

### バハーイ教徒

- 19.42 USCIRF の年次報告書 2009 年版が述べるによれば、

「バハーイ教徒共同体は、イランにおいて、長い間、特に厳しい宗教の自由への侵害を受けてきた。バハーイ教徒は信徒数が約 300,000 であるが、イラン当局から「異端者」とみなされ、背教者という背景による抑圧をうけていると思われる。1979 年以来、イラン政府当局は、イランの 200 人以上のバハーイ教の指導者を処刑し、10,000 以上の信者が政府や大学の職を解雇された。イランにおいて、バハーイ教徒は、礼拝場や学校、また、独立した宗教団体を作ることはできない。加えて、軍から除外され、財産相続権同様、政府の仕事や年金も拒否され、また、彼らの結婚と離婚も認められていない。神聖な場であるバハーイ教徒共同墓地や共同体の資産は、しばしば没収、或いは、転用され、多くの重要な宗教遺跡が破壊された。」

- 19.43 2009 年 4 月 28 日付け FIDH 報告書「イラン／死刑、国家の恐怖政策」が述べるによれば、

「バハーイ教信仰は、IRI 当局から、背教者の最も危険な形とみなされているがその一つの理由は、バハーイ教信仰が、19 世紀に、イランで始まったことにある。しかしながら、より重要なものは、創始者は神の使いであるという主張である。イスラム教以前に、ユダヤ教やキリスト教のような神性の宗教があったが、イスラム教は、Prophet Mohammad を究極の神の預言者とし、イスラム教を究極の神性宗教として認識する。バハーイ主義のような他の宗教は、人が作った宗教であり、したがって、異端同然である。先に記しているように、Ayatollah Khomeini の著書 Tahrir ul-Vassileh とイ

ラン憲法の両方が、バハーイ教徒を背教者とする迫害の根拠とされる。」  
[56i]

#### 19.44 USCIRF の年次報告書 2009 年版がさらに述べるところによれば、

「近年、イランのバハーイ教徒は、逮捕や拘束数の上昇や、個人の家や財産への攻撃など、酷い処遇に直面した。バハーイ教徒の財産は、没収されるか破壊され、多数のバハーイ教徒が嫌がらせを受け、尋問され、拘束、投獄され、暴力を受けた。2009 年 2 月、Semnan のバハーイ教徒の墓地が没収され、1 月には、Ghaemshahr のバハーイ教徒の墓地が破壊された。Yazd と、Najafabad 郊外のバハーイ教徒の墓地が、やはり破壊された。編集長が、大指導者 Ayatollah Khamenei によって任命されている、政府管理下の新聞 Kayhan の連載記事は、過去数年間、イランのバハーイ教信仰と共同体を中傷し、悪魔のように描いた。イラン当局は又、イランのバハーイ教徒共同体の全員の情報を収集し、彼らの活動を監視するまでになっている。過去に、政府のそうした情報収集命令を受けて、バハーイ教徒に対する抑圧の波が始まり、そのため、最新 2006 年の命令が、再び不安感を生み、バハーイ教信奉者の間で恐怖が高まっている。

「2005 年の始め以来、200 人近いバハーイ教徒が、勝手に逮捕され、現在も、30 人以上のバハーイ教徒が、宗教や信仰を理由に獄に残されている。それらの人々は法廷を待っているが、その他の人々は、90 日から数年の投獄の判決を受けた。これらの囚人の全てが、評決に対して上訴の手続き中である。罪状は、おきまりのもので、‘大衆の心や当局に不安感を引き起こした’や‘反体制の宣伝を行った’といったものであった。2008 年の 3 月と 5 月に、7 人のバハーイ教指導者 – Fariba Kamalabadi、Jamaloddin Khanjani、Afif Naemi、Saeid Rezaie、Mahvash Sabet、Behrouz Tavakkoli、そして Vahid Tizfahm – が逮捕され、Tehran の悪名高い Evin 刑務所に連れて行かれた。全員、イラン政府が知っていた、全国を統合した非公式のバハーイ教グループのメンバーである。これは、1983 年、イラン政府が、バハーイ教の全ての公式活動を禁止した後、バハーイ教徒共同体の教育や社会的な要請に応えるために設立されたものであった。2009 年 2 月、彼らは、スパイと、宗教的尊厳に対する侮辱、イスラム共和国への反抗宣伝活動の罪で告発されたが、それらは、死刑宣告もあり得る罪である。彼らの弁護人、2003 年のノーベル受賞者である Shirin Ebadi には、これまで連絡を取っていない。法廷は、すぐにでも開かれると示唆したイラン当局の声明にもかかわらず、未だに開かれず、日程も不明である。2009 年 3 月 4 月、Yazd において、数人のバハーイ教徒が逮捕され、Semnan と Sari、Shiraz のいずれかは、依然拘束されている。1 月、Ghaemshahr で、情報省の役人に家を襲撃された後、4 人のバハーイ教徒が逮捕された。1 月には、又、Tehran で、Ebadi とつながりのある人権組織で働いていた女性を含む、少なくとも 6 人のバハーイ教徒が、「宗教の尊厳に対する侮辱」の罪で逮捕された。Ebadi’s センターで働いていた一人を含む 5 人は、3 月、釈放された。そのセンターは、2008 年 12 月、当局によって閉鎖された。2008 年 12 月、Kish Island で、Canada から訪れていた 2 人を含む、少なくとも 8 人のバハーイ教徒が逮捕され、彼らの状況は不明である。

「過去からずっと、イランのバハーイ教徒は、大学に行くことを認められていなかった。印象的な事件は 2006 年秋、2006 年 – 2007 年の募集が、宗

教の所属を記すことを求めなかったため、数十年で初めて、300 人のバハーイ教徒の学生がイランの大学生と短大生として入学が認められた。しかしながら、後にバハーイ教徒であることが知れると、ほとんどが除籍された。学校年度 2007 年－2008 年の国立大学の入学試験に、1000 人以上のイラン人バハーイ教徒が応募したが、たった 77 人が入学を許されただけだった。数字の低さは、800 人ものバハーイ学生が、試験の数カ月後に、彼らの申請書に不備があったと告げられただけだったという事実に戻すべきと伝えられる。イラン政府は、バハーイ教徒は自由に大学に入れるという公式声明を維持しているが、昨年に関する報告では、バハーイ教徒が高等教育を得るのを妨げる政策が、今も効力を持っていることを示している。大学に入学している極少ないバハーイ教徒の内、7, 8 人が、彼らの信教が知られた途端、昨年の内に、除籍された。又、過去数年間、幼い小学生や中学生のバハーイ教徒が、悪口を言われ、イスラム教への改宗を押しつけられ、そして、宗教を理由に、追い出された子どももいた。」 [88b] (p?)

#### 19.45 USSD 国際宗教の自由報告書 2008 は次のように述べている。

「... 政府は、バハーイ教の信仰を教えたり、実践することを禁止し続けている。バハーイ教徒は、政府や軍の幹部の地位から締め出されている。

「政府は、**バハーイ教徒**は背教徒であると考え、バハーイ教徒を政治的な派閥と定義している。司法省は、バハーイ教徒が、自分たちをバハーイ教徒と認定さえしなければ、学校への入学を許されるであろうと述べ、又、バハーイ教徒は必ず、強く壮大な宗教的思想を持って入学しようとするとして述べている。公立学校のバハーイ教徒の子どもたちを、**イスラム教**へ改宗させようとしているという報告があった。

「前回の調査期間中の、バハーイ教の生徒の大学入学を認めるとした政策変更は、短期間で終わり、政府は、入学試験の登録のためには、バハーイ教の生徒に、自分の宗教をバハーイ教以外のものと確認するように求めるという以前の施策に戻った。バハーイ信仰の教義は、人の信仰を否定しないというものであるので、政府のやり方は、バハーイ教徒の国営の大学への入学を排除した。司法省は、もし、バハーイ教の信仰が知られたなら、入学許可審査の過程でも、学科の授業の間でも、バハーイ教徒は除外、又は除籍されなければならないと述べている。大学入学応募者は、イスラム教、又は、キリスト教、ユダヤ教のいずれかの神学の試験に合格することが要求されるが、バハーイ教信仰の試験はなかった。

「**バハーイ教徒**は、社会的な年金制度から除外されている。さらに、一般的に、怪我や犯罪被害の補償、財産の相続権も拒否されている。バハーイ教徒の結婚と離婚は公式には認められないが、政府は、民間の結婚確認書を結婚証明書として使用することを認めている。

「政府は、公式承認の宗教少数派が、共同体のセンターや、独立財政による文化的、社会的、運動競技や慈善のための団体を設立することを認めている。しかしながら、バハーイ教徒の共同体が、公の集会を行ったり、行政的な組織を維持することは、それらの施設が閉鎖されることによって妨害されている。」 [4e] (セクション II)

19.46 USSD 国際宗教の自由報告書 2008 が述べるところによれば、「... 調査期間中、バハーイ教徒の登記は、警察業務であった。」 [4e] (セクション II)

19.47 USSD 国際宗教の自由報告書 2008 が述べるところによれば、

「バハーイ教徒に対する幅広い規制は、共同体として機能する能力を、激しく浸食した。バハーイ教徒グループは、新ビジネスや再生ビジネス、売買認可の申請を、政府がしばしば拒否していると訴えた。政府は、バハーイ教徒に、信教を撤回して、虐待政策からの救済を受け入れるように、繰り返し圧力をかけた。

「バハーイ教徒は、自分たちの信仰を教えることも、儀式を行うことも、海外の信者仲間とつながることもできなかった。バハーイ教徒は、しばしば、シオニズム側スパイとして、告発された。部分的には、バハーイ教徒の世界本部がイスラエルに置かれているという事実に起因している。バハーイ教徒本部と連絡を取ったり、お金を寄付して捕まった場合、この罪は、より深刻なものになる。

「調査期間中にも、編集長が大指導者 Ayatollah Khamene'i に任命された政府系新聞 **Kayhan** の否定的中傷的な連載記事を始めとして、バハーイ教徒に対する公然とした攻撃が増え続けた。全国的な日刊紙 **Etemad** や数紙の地方新聞も、バハーイ教徒 に対する中傷的な記事を発行した。

「2008 年 4 月 Shiraz において、礼拝指導者が説教の中でバハーイ教徒と **Salafis** を非難することで知られていたモスクが爆発した後、**Kayhan** は、爆破への バハーイ教徒 の関与を示唆する礼拝指導者を取り上げた。5 月のニュース記事は、逮捕されたバハーイ教徒の処刑を求める金曜礼拝指導者 **Mashhad** を取り上げた。ラジオやテレビ放送も、逮捕されたバハーイ教徒と彼らの信仰を、ますます非難した。これらの報道は、バハーイ教徒共同体に対する疑惑や不信、憎悪を喚起する意図を持っていた。

「公立や私立の大学は、バハーイ教徒の 学生の入学許可を否定し続け、又、除籍を続けた。前回の調査期間中、政府は、バハーイ教徒の大学入学許可に反対する政策を、一時的に中断し、何人かのバハーイ学生の入学を許可した。しかしながら、宗教所属が明らかになった途端、これらのほとんどの学生は、除籍された。今回の調査期間には、政府は、バハーイ学生への大学入学許可を拒否する、以前の政策に戻った。

「信教の自由についての国連特別 報告者は、政府が、情報省や 革命指導部、警察隊に対し、バハーイ教徒に関する全ての情報を集めて、全軍司令部に提供するように求めた内部文書の存在を報告した。

「政府が、**Association of Chambers of Commerce** や関連組織からの情報を使って、バハーイ教徒 と彼らの商売や雇用に関するリストを編集したという報告があった。それらの組織は、建前としては独立しているが、政府の強い影響下にある。」 [4e] (セクション II)

19.48 USSD 国際宗教の自由報告書 2008 が述べるところによれば、



「United States の National Spiritual Assembly によれば、1979 年以来、200 人以上のバハーイ教徒が殺されており、15 人が行方不明であるが、死亡しているとみられる。

「国外のバハーイ教グループは、次のように訴えた。調査期間中、政府当局は、バハーイ教徒共同体の人々への嫌がらせや脅迫を強め、同情的な、近隣や、友人、同僚のイスラム教徒にまで嫌がらせを広げている。又、イラン 南部の Abadeh 市内の バハーイ教徒共同体は、特別に嫌がらせが増え、被害を受けた。

「政府は、信仰を理由に、バハーイ教徒を投獄し、拘束し続けた。政府はバハーイ教徒 を勝手に逮捕し、国家への反逆活動や虚言の流布に関連付けて、それぞれ、イスラム教刑罰規定 500 条と 698 条侵害の罪で告訴した。釈放とはならないことがしばしばあり、又、告訴された人々は、いつでも起こり得る再逮捕を恐れていると伝えられた。ほとんどの人は、高い罰金、又は、保釈金を支払った後に、ようやく解放された。

「2007 年 7 月 7 日から、2008 年 5 月 8 日まで、政府は、少なくとも 41 人のバハーイ教徒 を逮捕したと伝えられた。2008 年 3 月時点で、少なくとも 12 人が、まだ拘束されていた。その他の人々について、政府は、決して正式に告訴することはなかったが、保釈金を支払った後によりやく、彼らを解放した。保釈金は、財産証書の形であったり、個人的な保障や業務許可証と引き換えに解放された人もいた。

「又、二人の高齢の女性殺害を始めとする、依然未確認の襲撃者によるバハーイ教徒襲撃事件が報告された。2007 年 2 月 16 日、85 歳のバハーイ教徒の女性 Behnam Saltanat Akhzari が、家の中で覆面の侵入者に殺害された。翌日、77 歳のバハーイ教徒の 女性、Shah Beygom Dehghani が、覆面の侵入者に、家の中で暴行され、3 月 7 日死亡した。調査期間中に、何の告訴もなかった。

「2008 年 5 月 27 日、警備職員は、過去 15 年使用されてきた場所にもかかわらず、その場所に死体を埋葬した罪ということで、Isfahan の バハーイ教徒共同体の公務員 2 人と、同共同体のもう 1 人を逮捕した。調査期間の終わりの時点で、彼らは、Isfahan の刑務所に拘留されていた。

「2008 年 5 月 14 日、当局は、バハーイ教徒共同体の 6 人の指導者を、Tehran の自宅で逮捕し、分からない場所に拘束した。6 人の指導者、Fariba Kalamabadi と Jamaloddin Khanjani、Afif Naeimi、Behrouz Tavakkoli、Vahid Tizfahm は、バハーイ教共同体の全国統一組織のメンバーであった。バハーイ教国際共同体によれば、5 人が所属していたのと同じ組織のもう一人のメンバーMahvash Sabet は、5 月 5 日、Mashhad で逮捕された。」 [4e] (セクション II)

#### 19.49 USSD 国際宗教の自由報告書 2008 が述べるところによれば、

「政府は、1979 年の革命の後、バハーイ教徒共同墓地や、聖地、歴史的遺跡、行政的なセンター、その他の財産など、多くのバハーイ教徒 の財産を



没収し、何も返還していない。多くの財産は破壊された。バハーイ教徒は、彼らの宗教的な伝統によって、死人を埋葬し称えることを禁止された。

「一般に、バハーイ教徒の財産権は無視され、頻繁に、政府の嫌がらせや迫害の被害に会った。政府は、バハーイ教徒の家庭や事業所を襲撃し、バハーイ教徒の宗教的用具同様、多数の個人や事業所の財産を没収した。政府は、多数のバハーイ教徒の家を没収し、それを大指導者 Khamene'i の機関に引き渡したと伝えられた。政府は又、持ち主が、所有証明書を持っているにもかかわらず、バハーイ教徒の子どもたちの授業が行われている個人の家を没収した。2008年1月27日のケースでは、Basij 民兵のメンバーが、Abadehにあるバハーイ教徒の家族の家の一部を、ブルドーザー破壊したと伝えられた。

「バハーイ教徒共同体は、政府による、バハーイ教徒の個人財産の没収と、教育と雇用機会の拒否が、共同体の経済基盤を侵食し、生き残りを脅かしていると訴えた。2006年6月29日、U.N. Special 報告者 on Adequate Housing は、この国における公用徴収が、バハーイ教徒と他の民族少数派と宗教少数派の財産を、『異常に狙って行われてきた』ことを発見した。さらに、イラン革命法廷によって決定された多くの没収について、『悪の集団バハーイ教徒の財産没収[は]合法であり、宗教的に正当化される』と宣言されていると述べている。

「調査期間中に、当局が、バハーイ教徒の事業を閉鎖し、規制を設け、また、私企業の経営者にバハーイ教徒社員を解雇するように求めているという報告があった。」 [4e] (セクション II)

19.50 USSD 国際宗教の自由報告書 2008 が述べるところによれば、「政府は、宗教の所属を撤回することを交換条件にして、虐待的な政策から解放すると提案したと伝えられた。投獄されているならば、所属宗教の撤回は、解放の前提となるとした。」 [4e] (セクション II)

19.51 USSD 国際宗教の自由報告書 2008 次のように述べている。

「バハーイ教徒は職場において、政府の制裁がもたらした差別を受けた。Abadeh やその他の市の墓地が冒涇されたが、政府は、犯人を追跡し突き止め罰することをしなかった。

「国外のバハーイ教徒グループは、バハーイ教徒共同墓地の破壊と、Abadeh のバハーイ教徒の墓地で掘り出した死体の冒涇、Najafabad のバハーイ教徒共同墓地への攻撃を報告した。

「National Association of Chambers of Commerce が、バハーイ教徒の雇用についてデータを集め始めて以来、国中の様々な商売の中でバハーイ教徒の人々に問題が起こったと報告された。脅迫的なメモや、CD、テキストメッセージ、論文が送られるなど、バハーイ教徒への個人的な嫌がらせが増えてきた。学校におけるバハーイ教徒の子どもに対するいじめや、イスラム教おしつけの報告があった。バハーイ教徒の女子は特に、親と子どもたちとの間の緊張を高める意図で、学生や教育者の標的にされた。

「禁止されている **Hojjatiyeh Society** のうわさが繰り返されていることについて、いくつものグループから懸念が出された。**Hojjatiyeh Society** とは、第 12 イマーム(the Mahdi)の帰還を早めるために、イランからバハーイ教信仰を一掃することを目的に、1953 年に設立された秘密裏の宗教的経済的グループである。政府組織ではないが、内閣の多くのメンバーが **Hojjatiyeh** のメンバーであり、その団体の目的を推し進めるために、彼らの事務所が利用されていると信じられていた。しかし、そのグループが、調査期間中の数知れないバハーイ教徒の逮捕に、どんな役割を果たしているかは、何かあったかもしれないが、不明であった。多くのバハーイ教徒人権グループや放送局は、**Hojjatiyeh Society** の目標が、単なるバハーイ教徒の信仰ではなく、バハーイ教徒の絶滅そのものであると説明した。その上、そのグループの反バハーイ教徒志向は広がって、反スンニ派や反スーフィー活動を取り込んだと伝えられた。

「2008 年 5 月 26 日、政府系新聞 **Kayhan** は、‘バハーイ主義と戦う大衆行動の存在が、インターネット上の機構を通して、まもなく発表されるであろう’と伝えた。」 [4e] (セクション III)

- 19.52 2009 年 1 月 115 日発行の Human Rights Watch World 報告書 2009 は述べている。

「政府は、イランのバハーイ教徒共同体が、公に祈り、宗教活動が続けることを拒否し続けている。5 月 14 日、治安部隊が、罪状を告げることなく、6 人の指導的なバハーイ教信奉者とバハーイ教徒 全国統一グループのメンバーを逮捕し、Evin 刑務所に送った。5 月 5 日には、すでに、このグループの一人の仲間が逮捕されていた。これを書いている時点で、7 人全員が拘束されている。」 [8f]

上記の背教者 (イスラム教からの改宗) 参照のこと

### AHL-E HAQ (YARESAN)

- 19.53 Amnesty International の少数派クルド人への人権侵害に関する 2008 年 7 月のレポートは、次のように述べている。**Ahl-e Haq** は主にクルド人宗教であり、そのほとんどのメンバーは大都市 **Kermanshah** の中、又は、周辺に住んでおり、**People of the Truth**、或いは **Ali Illahis**、或いは **Yaresan** として知られる。レポートは次のように付け加えている。「彼らの信仰は、クルド人としての宗教的な一体感を与えているが、その信仰は、イスラム教義の側面を共有している。**Ahl-e Haq** は、イランの法律では認められず、儀式は禁止されている。マスコミを使って、彼らの信仰を議論することも禁止されている。」 [9e]
- 19.54 2009 年 1 月 9 日付 人権報告書 『イラン：クルド地域における表現と結社の自由』は、**Ahle Haq is** がゾロアスター教に根を持つ、一つのスーフィー種であると述べている [8h]

### スーフィー教徒

- 19.55 USCIRF 2009 年次報告書は次のように述べている。「前年を通して、スーフィー教徒の逮捕や嫌がらせは、著しく増加した。」 [88b]

- 19.56 USCIRF 2009 年次報告書 は次のように付け加える。「前年を通して、シーア派聖職者や礼拝指導者の数知れない逮捕があり、特に Qom では、説教や公式の発言の中で、国内のスーフィー教と スーフィーイスラム教徒の活動が非難されたという報告があった。さらに、政府がスーフィー教の完全な禁止を考えているという報告があった。」 [88b]
- 19.57 USSD 国際宗教の自由 報告書 2008 が述べるところによれば、
- 「情報安全局による、著名なスーフィー 指導者に対する嫌がらせや脅しが強まったのを始めとして、国内のスーフィー教徒と国外のスーフィー教徒団体には、スーフィー教徒共同体と宗教行為への政府の抑圧が強まっているという強い懸念があった。最近の調査期間において、政府の、スーフィーグループと祈りのための家(husseiniya)に対する政府の規制がより顕著になった。シーア派聖職者や礼拝指導者が、礼拝や公式の発言の中で、国内のスーフィー教と スーフィー教徒の活動を批判したという報告が、数知れないほどあった。」 [4e] (セクション II)
- 19.58 USSD International Religious Freedom 報告書 for 2008 は、新聞やシーア派聖職者の説教などにおける悪意に満ちた攻撃を始めとして、スーフィー イスラム教徒への抑圧的な宣伝活動が強まっていると述べている。 [4e] (セクション II)

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 民族

### 概要

20.01 4月28日付の International Federation for Human Rights (FIDH) 報告書「イラン／死刑：国家の恐怖政治」が述べるところによれば、

「イランには多数の民族が存在する。ペルシャ語とその様々な方言の話し手は最大の民族であり、人口の約 50%を形成しているとの説明もある。それに次いで、最大人口の民族はアゼルバイジャン・トルコ族 (人口の 25% 超)、クルド人(同 7-10%)、アラビア人 (同 2%)、バルーチ族 (同 2%)及びトルクメニスタン人(同 1%以上)となる。」

「憲法は、ペルシャ語、すなわちイランでのファルシ語が公用語であると規定している。また、ペルシャ語と並行して、メディアでは民族語及び現地語の使用や、学校ではそれらによる文学の授業も可能であるとしている(第 15 条)。しかし、実際は、さまざまな民族が常に、権利侵害に不平を言ってきた。大部分のクルド人、バルーチ族及びトルクメニスタン人は、スンニ派の何らかの分派の信奉者であり、結果、それらもまた宗教的少数派を構成している。Khuzestan 南西部に住むアラビア人は、大部分がシーア派教徒であり、一方、Bushehr 地区南部と Hormuzgan の住民は、大部分がスンニ派である。アゼルバイジャン・トルキ語族の話し手も又、主にシーア派教徒である。全て民族少数派内の動きであり、彼らの権利を尊重することを要求している。」 [56i]

### クルド人

20.02 2009 年に発行された Danish Immigration Service 報告書「少数民族、女性及び改宗者に対する人権状況並びに入出国手続き、ID カード、招集及び報告等(Danish Immigration Service 報告書 2009 など)が述べるところによれば、

「クルド人の人口は、イラン最大の民族少数派の 1 つである。国内のクルド人の数は、入手できる情報源によりかなり異なる。予測数は、7,050 万人と見積もられるイラン総人口のうち、500 万人から 1,200 万人となっている。イランのクルド人の圧倒的多数は、西部のトルコ及びイラク国境から北東部の Lake Urumieh までの西イラン山間地域に住んでいる。その面積は約 95,000 km<sup>2</sup>にわたっている。」

「クルド人として政治的に認識されている唯一の州は、Kurdistan 地区である。しかし、イラン人の Kurdistan と呼ばれることの多い地域は、中央部の Kurdistan 地区から北部の Western Azerbaijan 地区及び南部地域 Kermanshah 地区まで広がっている。」

「イラン人の Kurdistan 地区は、山、平原、村及び大きな都市中央部からなっている。クルド人の人口は主として、Kermanshah, Sanandaj 及び Mahabad という大都市部の内部と周囲に位置している。」

「イラン人の Kurdistan の経済環境はさまざまである。the Zagros 山脈に住むクルド人は主に、牧畜農業や、改良された部族経済組織での牧畜に依存している。平原のクルド人は村に住むことが多く、農業と、それほどではないが、牧畜に依存している。この地域の主要農作物は、タバコ、大麦、米及び小麦である。都市部に住むクルド人は主に、教師、商人及び小売店主で占められている。もちろん、クルド人の中には他の部門で働いている者もいるかもしれない。しかし、クルド人は、政府の高い地位で働いていることはないであろう。」 [86b]

- 20.03 2008 年 7 月付 The Amnesty International 報告書「クルド人少数民族に対する人権侵害」が追記するところによれば、

「...多くは Tehran のような大都市に転出したものの、主に West Azerbaijan、Kordestan、Kermanshah の諸州及び国内の西部や南西部にある Ilam に住んでいる。Sanandaj は Kordestan の行政の中心地である。北東イランの North Khorasan 州にもクルド人の地域社会がある。」

「クルド語は、Sorani と Kurmanji の 2 つの主要な方言に分別される。イランには、Gorani や他のクルド方言の話し手の小さな地域社会がある。大部分のクルド人はイスラム教スンニ派であるが、少数はシーア派である。イスラム前に根源を有する宗派の Yazidi がおり、Baha'i、Ahl-e Haq 及びスーフィズムの Qaderi 及び Naqshbandi の学校の教徒もいる。」 [9e]

- 20.04 Sorani Kurdish は、the Greater Zab の南部に住むイラクのクルド人、及び Kordestan Province に住むイランのクルド人が話す Sorani Kurdish は一般的に、アラビア語の筆記体を修正して書かれる。クルド人に現存する近代文学はたいてい Sorani である。なぜなら、最近では、他の国々においてよりもイラクで出版する機会が多いからである。(2004 年 2 月 18 日、Centre for Applied Linguistics) [23a]

- 20.05 2009 年 4 月 28 日付の FIDH 報告書「イラン／死刑：国家の恐怖政治」(FIDH 報告書 2009)が述べるところによれば、「民族主義者の動きは、長年にわたりイランのクルド人の州において強い。クルド族の中には、1979 年以来イラン中央政府と戦っているものもあり、地域自治権に対する要求は強い。彼らはこうして、他の民族と比較して最多数の死傷者を出してきた。」 [56i]

- 20.06 FIDH 報告書 2009 が追記するところによれば、

「数多くのクルド人反対派指導者が、海外の裁判なしの死刑の過程で命を失った一方で、文化的活動家やジャーナリストも厳しい抑圧にさらされている。多くは実刑判決を余儀なくされ、そして中には死刑を余儀なくされる者もいた。」

「ジャーナリストで文化的活動家の Adnan Hassanpoor は、2007 年 1 月に逮捕された。彼の友人、いどこであり、環境保護主義者である Abdolwahed (Hiwa) Butimar は、2006 年 12 月に逮捕された。彼らは 2 人とも、隔離されて数カ月過ごした後、2007 年 6 月神に敵意を抱いた(moharebeh)罪で死刑に処された。それ以来、彼らの死刑は 2 度支持されている。しかし、



Hassanpoor に関する死刑は 2008 年 9 月の終わり頃に無効にされた。  
Butimar に関する死刑は有効なままである。」

「2006 年 6 月に逮捕されていたクルド人教師で文化的活動家である Farzad Kamangar は、2 年間拷問にさらされ、その後 2008 年 2 月に死刑に処された。」

「各地の刑務所に収監され、2008 年 9 月にクルド族により発表された、Butimar と Kamanger は含まない 68 人のクルド人政治犯のリストによると、彼らのうち少なくとも 4 人が死刑に直面していることが示されたが、他の何人かの刑罰に関する情報は入手されなかった。」 [56i]

20.07 2009 年 1 月 15 日に発行された The Human Rights Watch World 報告書 2009 が述べるところによれば、「北西部の Azerbaijan 州や Kurdistan 州において、政府が、社会問題を中心とする NGO の活動など、アゼルバイジャン人やクルド人による文化的政治的活動を制限している。」 [8f]

20.08 2008 年 7 月付の Amnesty International 報告書「イラン：クルド人少数民族に対する人権侵害」が述べるところによれば、

「最近のクルド人活動家にとっての重要な瞬間は、イラン治安当局者が、Mahabad でクルド人反対派勢力指導者 Shawan Qaderi 他 2 人の男性を射殺した 2005 年 7 月であった。治安部隊は Shawan Qaderi の体をジープに縛り付け、街中死体を引きずった。これが、何年もの間の Kordestan での相対的な平和を打ち砕いた、暴力的抗議の火付け役となった。抗議は又、クルド人の権利を主張する者は標的となる、クルド人に対する国家による弾圧の新しい波の始まりも示した。」 [9e]

20.09 2008 年の出来事を対象とした 2009 年 5 月発行の年次報告書 2009 年版 (AI 報告書 2009) において、Amnesty International が述べるところによれば、

「武装集団のメンバーであり、PJAK の略称で知られる Kurdistan の Party for a Free Life が、イラン部隊を攻撃し続けた。拘束された多くのクルド人が、PJAK などの集団のメンバー又は支持であることの罪に問われた。教師 Farzad Kamangar のように、罪を否定し拷問を受け、不公正な裁判に従い死刑に処せられた者もあった。」

「クルド人の言語や文化などの権利に関し認識を高めようと提案を行った者たちは、逮捕され、不公正な裁判を受けた後刑務所に入れられた。」

「女性が、明らかに暴力にあっているという理由から、自分の体に火を付け多くは致命傷となる事件の数が高水準で続いているにも関わらず、当局は、女性を家族内での暴力から保護するという、長年の問題に取り組むための十分な措置を取ることに失敗した。」

「50 人以上の刑事被告人が、クルド人政治犯に対する死刑執行に抗議するため、又クルド人刑事被告人の市民権に対する敬意を求めるため、8 月から 10 月の間ハンガーストライキを続けた。」 [9h]

反対派勢力グループと政治活動家 及び宗教の自由についても参照

## アラビア人

20.10 FIDH 報告書 2009 が述べるところによれば、

「メンバーの多数が南西部の **Khuzestan** 州に住むアラビア人少数派は、他の民族同様 その文化的権利を否定され、革命の前後とも弾圧に直面してきた。1979 年の革命の数ヵ月後、政府によって鎮圧された戦闘が **Khuzestan** であり、多くのアラビア人が絞首台に送られた。」

「2005 年 4 月の **Khuzestan** での混乱により、疑惑のある裁判なしの死刑による何人かの者を含む多くのアラビア人が死亡した。その混乱は、当時の **President Khatami** 顧問、**Mr. Abtahi** により書かれたと言われている手紙が浮上した後、起きた。**Mr. Abtahi** がその信憑性を強く否定した 1999 年付のその手紙では、**Khuzestan** のアラビア人人口を、彼らをイランの他の地域へ移動させることにより減らすことを提案していた。その後、数個の爆弾が、**Khuzestan** の州都 **Ahvaz** のほか **Tehran** でも爆発し、多くの人々が死亡した。」

「7 人の男性が 2006 年 3 月 1 日にテレビに映り、爆発に関与したことで有罪であると言われた。彼らのうち 2 人がその翌日、絞首刑に処せられた。少なくとも他に 11 人の男性が死刑を宣告された。2006 年には、36 人のアラビア人が死刑又は非常に長い刑期を言い渡されていた。5 人は不公正な裁判の後処刑され、うち 2 人は人前においてであった。2007 年には、少なくとも 8 人が処刑され、他の 17 人は不公正な裁判の後、死刑を宣告された。」 [56i]

20.11 2009 年 2 月 25 日発行の **The US State Department** 人権実践告別報告書 2008、イラン編 (USSD 報告書 2008) において述べた:

「**Ahvazi Arabs of Khuzestan** の海外における代表者は、国内の南西部の 200 万人から 400 万人でなる地域社会が、アラビア語を勉強し話す自由がないことなど、抑圧と差別に苦しんでいると主張した。**Ahvazi** や人権グループは、その配偶者や幼い子供の拘束を含め、**Ahvazi Arab** の活動家への拷問や虐待を断言した。」 [4a] (セクション 5)

20.12 **The AI** 報告書 2009 が指摘するところによれば、「**the Ahwazi Arab** の地域社会のメンバー は、差別と認識されていること、特に資源入手に関して抗議を続けた。」 [9h]

## バルーチ族

20.13 FIDH 報告書 2009 が述べるところによれば、

「140 万人以上を数えると言われるバルーチ族は大部分が、パキスタンとアフガニスタン为国境とする南部の **Sistan-Baluchistan province** に住んでいる。2000 年代の初め以降、武装したバルーチ族グループで、**Jondollah** として知られる **People's Resistan Movement of Iran** が、イランでのより民主的な体制とスンニ派の全面的な権利実現という目的を主張しながら、イラン政府と戦っている。イラン政府の反応は非常に厳しいものである。」

「当局は、2006 年、Sistan 及び Baluchistan の Justice Department 長官に、Special Court for Clergy の前検事で前次長検事の Hojatoleslam Nekoonam を任命した。それ以降、死刑宣告と執行の数はその地域で著しく増加している。バルーチ族の多数は逮捕され、裁判にかけられ、その中には、裁判から数日以内に処刑されている者もいる。大部分は、麻薬密売、武装強盗、殺人及び誘拐で訴えられている。彼らのうち何人が、政府に対する反対勢力に関係しているのかは明らかでない。」

「2006 年 6 月、6 人が神への敵意及びこの世での腐敗の罪で処刑された。」

「前述の Qanbarzahi は、2007 年 5 月 27 日絞首刑にされた。彼は 17 歳であった 2007 年 3 月に、他の 6 人の男性と共に死刑宣告されていた。彼らは、その家族と、14 人の革命防衛隊が死んだ 2007 年 2 月のバス爆発の加害者とのつながりにより、拘留されていたと考えられていた。」

「登録 NGO である Voice of Justice Young People's Society の代表者、Yaqub Mehrnahad は、2007 年 5 月、Society in Zahedan の他の何人かのメンバーと共に逮捕された。彼は、その州の日刊紙 Mardomsalary の代表者でもあった。彼は 1 年超拘留されて過ごし、その間に死刑宣告され、その刑は支持された。彼はついに 2008 年 8 月 4 日死刑執行された。Mehrnahad は、Jondollah との共謀の罪で訴えられていた。戦うことはなく、拘留中弁護士との接触もできなかったと報告されていた。」

「Amnesty International は、2005 年に少なくとも 5 人のバルーチ族の処刑があったと記録した。2006 年には少なくとも 32 人で可能性があるのは 50 人以上、2007 年は 1 月から 8 月までで最多で 50 人であった。」

「2007 年 3 月、Parliament for Zahedan のメンバーである Shahriyari はインタビューで、Supreme 裁判所により 700 人の死刑判決が確定されており、Sistan-Baluchistan 地区で執行されるのを待っているのだと言った。」

「バルーチ族の人々の執行の記録を続けているウェブサイトでは、2006 年 12 月から 2009 年 3 月までで、176 人の裁判上及び裁判外の執行を記録している。」 [56i]

#### 20.14 AI 報告書 2009 が述べるところによれば、

「バルーチ族の地域では、Jondallah としても知られる武装グループ、People's Resistance Movement of Iran (PRMI) が散発的に政府軍と衝突した。6 月には、このグループは、15 人か 16 人のイラン国境の囚人の看守を捕捉した。1 人は解放されたが、PRMI は 10 月までに残りを殺した。当局は、疑いのある PRMI のメンバーと支持者に対し、厳しい措置を取った。」 [9h]

#### 20.15 The USSD 報告書 2008 が述べるところによれば、

「現地及び国際人権グループは、1 年を通して、バルーチ少数派に対する深刻な、経済的、法律的及び文化的差別を主張した。政府は、Sistan va Baluchistan 当局が、2007 年に少なくとも 50 人の拘留者を処刑したとの主

張を調査しなかった。Yaghoob Mirnehad など、バルーチーのジャーナリストや人権活動家は、恣意的逮捕、肉体的虐待及び不公正裁判に直面し、最後は処刑されることも多かった。」 [4a] (セクション 5)

## アゼリー人

### 20.16 USSD 報告書 2008 が主張するところによれば、

「国内人口の約 4 分の 1 からなる民族アゼリー人は、十分政府や社会に溶け込んでおり、又その数の中に最高指導者を含んでいた。しかし、アゼリー人は、学校でのアゼリー語禁止、アゼリー人活動家や組織者に対する嫌がらせ、そしてアゼリーの地名変更など、政府による民族上及び言語上の差別に不平を言った。また、アゼリー人グループは、イラン系アゼリー人の文化及び言語上の権利を主張したとのことで、投獄されている多くのアゼリー人政治犯がいると主張した。政府は、『イスラム国家に対する反逆』に関して、彼らの数人を訴えた。」 [4a] (セクション 5)

### 20.17 AI 報告書 2009 が述べるところによれば、「活動家は、アゼルバイジャン語、ツルキ語が学校で使用されること、及びアゼルバイジャン系イラン人が主に住む地域での政府のサービスを要求し続けた。数十人の活動家が、国際母語の日のデモに関連して、[2008 年]2 月逮捕された..」 [9h]

### 20.18 2008 年 7 月 26 日付の Radio Free Europe / Radio Liberty の記事において、イラン系アゼリー人少数派の、文化及び言語上の権利推進に関してよく知られている Vedul Asadi が、結婚 2 週間後、告訴されずに逮捕されたと報じられた。報告は続いた:「民族アゼリー人少数派は、イラン人人口の 25-33 % を占める。イランの憲法は、国内少数派の言語及び文化上の権利を与えているが、体制は、学校でのアゼルバイジャン語の教育を禁じ、又 Asad のような活動家に嫌がらせをし投獄した。」 [42m]

## カシュガイ族

### 20.19 日付不明の OldCarpet.com が主張するところによれば、

「カシュガイ族は、イランで 2 番目に大きなツルキ語族である(約 25 万人を数える)。いくつかのツルキ語を話す種族の連合であり、その領域は、Isfahan 州の Abadeh 及び Shah-Reza からイラン南部の Persian Gulf Coast まで広がる。カシュガイ族は、Shiraz の南、the Zagros の高地にある夏の牧草地と、Shiraz の北、低地の冬の牧草地の間を、羊やヤギの群れと共に移動する田舎の遊牧民である。」 [37a]

### 20.20 同じ情報源において、政府が、土地改革計画により彼らの牧草地を撤去しようとした 1962-1964 年、カシュガイ族が反乱を起こしたと述べた。(2008 年 12 月 5 日、OldCarpet.com アクセスによる) [37a] 2005 年 8 月 17 日、十分な住居に関心を持ち 2005 UN 報告書 について論評している Habitat International Coalition は、南カシュガイ族のような遊牧民は差別に直面し、従来からの牧草地が民間部門に売却されていると付け加える。 [39a]

- 20.21 主要なカシュガイ族には、Kashkooli, Sheesh Blocki, Khalaj, Farsi Madan, Safi Khani, Rahimi, Bayat 及び Darreh Shuyee があつた。(2008 年 12 月 5 日、OldCarpet.com アクセスによる) [37a]

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)



## レズビアン、ゲイ、同性愛者及びトランス・ジェンダーの人々

### 概要

21.01 2009 年 2 月 25 日発行の US State Department 人権実践告別報告書 2008、イラン (USSD 報告書 2008) が述べるところによれば、

「司法制度に関するボランティア・ユニット Special Protection Division は、道徳上の犯罪について観察し報告した。法律は、同性愛を禁止し罰していた。性行為に快く同意する成人同士のソドミーは、死刑に相当する重罪であった。HRW によると、同性愛行為に関する処刑の申し立ては 2006 年と 2007 年にあったが、知られている最後のそれに関する死刑は、2005 年に言い渡されたものであった。非イスラム教徒の同性愛への処罰は、その同性愛の相手がイスラム教徒の場合、より厳しかった。9 月 29 日、President Ahmadi-Nejad は同性愛を『社会の基礎を揺るがす好ましくない外国の行為』と称した。」 [4a] (セクション 5)

21.02 2009 年 5 月付の International Lesbian and Gay Association (ILGA) による 'State-Sponsored Homophobia' という表題の報告書 (ILGA 報告書 2009) は、男性及び女性にとって、同性同士の関係は違法であると意見を述べた。 [104] (p22)

21.03 FCO が 2008 年 4 月 20 日付の公式文書において述べるところによれば、

- ・ 「私たちは、イランの同性愛の扱いに懸念を抱いている。
- ・ 同性愛行為は違法であり死刑をもたらす。
- ・ 私たちは、近年、イランにおいて同性愛のみを理由に処刑された者を誰も知らない。
- ・ 私たちは、同性愛が、強姦や誘拐のような犯罪の嫌疑をかけられ、そして処刑されるという懸念を知っている。
- ・ 同性愛はイランで違法であり、同性愛者は経験による差別をするが、私たちは、同性愛者が組織的に迫害されているとは思わない。」 [26]

21.04 しかし、同じ情報源が述べるところによれば、

「イランにおいて人権の懸念や特定の事例、特に、同性愛のような慎重に扱うべき問題に関する情報を入手するのが、困難である可能性があることは何の意味もない。私たちの大使館のみが、正式な声明書やメディアの報告のような公に入手可能な情報、及び Tehran のゲイ社会との非公式な接触に基づいて、その状況に関して限られた判断をすることができる。これは決して、イランにおける全体的な同性愛の扱いに関する十分なイメージを与えるものではなく、結果として、やむを得ず私たちの判断は限られたものになる。」 [26]

### 法律上の権利

21.05 ILGA 報告書 2009 は、同性同士の肉体的行為に関連する 1991 年イラン刑法の記事、それらがどのように定義され証明されるか、そして相当する刑罰について掲げた:

## 「第2部：ソドミーに対する刑罰」

### 「第1章：ソドミーの定義」

「第108条：ソドミーとは、男性との性行為である。

第109条：ソドミーの場合、能動的な者と受動的な者の双方がその刑に服することとなる。

第110条：ソドミーに対する刑罰は殺人である。Shariaの裁判官は、どのようにその殺人を実行するのか決定する。

第111条：能動的な者と受動的な者の双方が、成人で、健全な精神状態であり且つ自由意志を有する場合、ソドミーは殺人を引き起こす。

第112条：健全な精神状態の成人男性が未成年者と性行為を行うと、行為者は殺され、受動的な者は、無理やりでない限り、74回むち打ちのTa'azirにさらされる。

第113条：未成年者が他の未成年者と性行為を行うと、いずれか一方が無理やりでない限り、双方とも74回むち打ちのTa'azirにさらされる。」

### 「第2章：法廷でのソドミー証明の方法」

「第114条：ソドミーを犯してしまったことに対し4回のむち打ちを告白することで、懺悔を行う者に対する罰が実証される。

第115条：(ソドミーを犯してしまったことに対し)告白されたむち打ちが4回に満たないと、「犯してしまった」という罪は伴わないが、告白者は、Ta'azir(軽い罪)にさらされる。

第116条：告白は、告白者が成人で、健全な精神状態であり、意志と意図を有している場合のみ、有効である。

第117条：ソドミーは、それを見ていたかもしれない、4人の公正な男性の証言によって証明される。

第118条：証言する男性が4人に満たない場合、ソドミーは証明されず、又、証人は、Qazf(悪意のある告発)に関して罪に服すものとする。

第119条：女性の単独又は男性1人をともにする証言は、ソドミーの証明にはならない。

第120条：The Shariaの裁判官は、慣習的方法により得た自身の知識に従い、行動することが可能である。

第121条：Tafhiz(太もも又は尻をこすること)に対する罪、及び登録なしで2人の男性が犯した同様のことは、2人それぞれに対し100回のむち打ちとなるものとする。

第122条：Tafhiz及び同様なことが、登録なしで3回のむち打ちが繰り返され、そして罰が各回に執行された場合、4回目に対する罰は死刑になるものとする。

第123条：血縁関係のない2人の男性が、必要がないのに1枚の覆うものの下が裸の状態で立っている場合、2人とも最多で99回のむち打ちのTa'azirにさらされる。

第124条：ある者が強い性欲を持って相手にキスすると、その者は60回むち打ちのTa'azirにさらされる。

第125条：Tafhiz及び同様のことを犯している者又は同性愛の男性が、証言者が証言を行う前に懺悔すると、その者の罪は取り消される。証言を行った後にその者が懺悔すると、罪は取り消されない。

第 126 条:ソドミー又は Tafhizis が告白により証明され、その後その者が懺悔すると、the Sharia の裁判官は、指導者(Valie Amr)にその者を許してくれるよう要求することができる。

### 「第 3 部：レズビアン」

「第 127 条: Mosaheqeh (レズビアン)は、性器を伴う女性による同性愛である。

第 128 条:裁判でのレズビアン証明の方法は、同性愛(男性による)を証明することと同様である。

第 129 条:レズビアンに対する刑罰は、各当事者に対する 100 回のむち打ちである。

第 130 条: レズビアンに対する刑罰は、成人で健全な精神状態であり、自由な意志と意図を有する者に対して実証される。注意:レズビアンに対する刑罰を行う際、イスラム教徒であるか非イスラム教徒であるかと同様な、行為者であるかその相手であるかという区別はない。

第 131 条:レズビアンの行為が、3 回のむち打ちが繰り返され、罰が各回執行された場合、4 回目に死刑宣告が発せられる。

第 132 条:証言者の証言が行われる前にレズビアンが懺悔すると、その罪は取り消される。証言後に懺悔すると、その罪は取り消されない。

第 133 条:レズビアン行為が行為者の告白により証明され、それに従いその者が懺悔すると、the Sharia の裁判官は指導者(Valie Amr)に、その者を許してくれるよう要求することができる。

第 134 条:2 人の女性が、必要がないのに 1 枚の覆うものの下が裸の状態で見えている場合、2 人は 100 回に満たないむち打ち(Ta'azir)の罰を受ける。罰が繰り返されるのと同様にそれが繰り返される場合は、3 回目は 100 回のむち打ちが行われる。」 [104] (p22)

- 21.06 国連難民高等弁務官 (UNHCR) / Austrian Centre for Country of Origin and Asylum Research and Documentation (ACCORD)、Berlin COI Information Seminar 報告書 2001 [3c] (p105) 及び NGO Mission for the Establishment of Human Rights in Iran (MEHR) [66a] など他の情報源もまた、いくらか翻訳は異なるが、同性同士の性的関係に法律上の規定を行っている上述のものと同様に、イスラム刑法の該当区分に言及した。The MEHR 版では、刑法は 5 巻に分かれていると指摘した(LGBT の者に影響のある法律の大部分は、第 2 巻の Haads – Shari'a の規定する刑罰—にある)。最初の 4 巻は 1991 年に批准され、第 5 巻(the Ta'azirat、すなわち Shari'a が規定していない刑罰)は 1996 年に批准された。[66a]

上述の刑法も参照。

- 21.07 Amnesty International 報告書、Sexual Minorities and the Law:2006 年 7 月に更新された A World Survey は、トランス・ジェンダーの者に関して、「ジェンダーの転換 (「性転換」)は合法、又は訴えられることがなく自由に行えるものである。出生証明を変更したり、ジェンダー転換後結婚したりするのは違法である。」と報告した。[9aam]しかし、2008 年 2 月 25 日付の BBC のニュースは、ジェンダー転換の手続き後、出生証明書上の個人の性を変更することは可能であると指摘した。[21ag]

下記トランス・ジェンダー及び性転換者の小区分参照。

## 証拠及び懺悔

- 21.08 Berlin European COI Information Seminar 報告書 2001 が述べるところによれば、

「証拠負担は非常に重く、同性愛者の密通や性交は証明するのは困難であろう。地方紙のいくつかの報告によると、同性愛者の処刑の例があるという。同性愛者の行為のみで処刑につながるかどうか、又はその者が他の罪でも訴えられるのかどうか確認されていない。しかし、証拠の水準/負担に関わらず、同性愛に対する刑罰は死であるということは、どんな判断においても非常に重要な要素である。重い証拠負担、相対的な許容範囲、又は、同性愛者を訴追する組織的な尽力がされていないということなどの議論に関して、死刑宣告の存在を骨抜きにすることは不適切であろう。主観的要素が不可欠である。」 [3c] (p105-106)

- 21.09 2005 年の実地調査任務からの Danish Immigration Service 報告書が述べるところによれば、

「刑法により、男性同士の同性愛は重罪であり、又、必要な証拠或いは告白があれば、死刑を招く恐れがある。[第] 114[条]に従い、必要な証拠は裁判官に対する告白、又は 4 人の男性の証言である。[第] 120[条]は又規定している ... 「裁判官は、一般的知識及び判断に基づく自身の知識に従い、決定することができるということ」 ...

「2 人の女性の、Teheran で長年にわたる裁判事例の経験を有する被告側弁護士は、裁判官に同性愛に関する詳細な知識があったなら、この知識は、裁断を下すための十分な証言になりうると報告した。

「Ankara の UNHCR は、裁判官の、同性愛の事例における裁判環境に関する知識は、十分な証拠になりうると報告した。」 [86a] (p10)

- 21.10 1998 年 2 月 1 日付の Canadian Immigration and Refugee Board (CIRB) からの情報によると、理論的に言えば、同性同士の行為はイスラム教により厳しく非難され、イスラム教の Sharia 法がイランにより採択された。ソドミーは、両者とも健全な精神と自由意志を有した成人であると考えられるのなら、死をもって罰せられる。[2j] それは、訴えられた者からの 4 件の告白、その行為を目撃した 4 人の公正な男性の証言(2008 年 3 月 28 日の HRW)、[8a] [2j] 又は、裁判官の「知識」のいずれかにより証明されなければならない。(AI、2007 年 6 月 20 日) [9aaf]

裁判官の知識についても参照

目次に戻る  
出典リストへ

## 法律の執行及び処刑

21.11 Foreign and Commonwealth Office (FCO)の 2007 年人権報告書において、FCO は、2006 年及び 2007 年において処刑は全く確認していないが、この問題を注意深く監視し続けるとしながらも、性行為に快く同意する同性同士の関係に関し、法律書上では死刑が続いていると述べている。 [26k] (p155)

21.12 2008 年 4 月 15 日付公式文書において FCO が述べたところによれば、

「私たちは、近年、イランにおいて同性愛のみを理由に処刑された者を誰も知らない。最近の Human Rights Watch の記者発表 (3 月 28 日付)は、イランにおいて合意の上の同性愛行為に関し、最後の文書での死刑宣告が 2005 年 3 月に下されたが、執行がなされたかどうかは知られていないことを示唆した。私たちはこれらの事例を確認することはできていない。私たちは、同性愛が、強姦や誘拐のような犯罪の嫌疑をかけられ、そして処刑されたかもしれない懸念を知っているが、再度このことが起きていることは確認できない。」

「イランは正式な執行件数を発表しないが、私たちの大使館からの印象は、当局は普通、実施された刑を、たとえ国際的批判を引き起こすと思われる事例であったとしても、発表又は確認する準備をしている というものである。しかし、このことが起きて、特に州地域では報告しないままになっていた可能性もある。」 [26l]

21.13 2008 年 3 月 28 日付の Human Rights Watch 報告書「Private Homes Raided for Immorality」が述べたところによれば、

「イランでの同意の上の同性愛行為に対し、最後の文書による死刑宣告が 2005 年 3 月に言い渡された。それらが執行されたかどうかはわからない。イラン内外の男女との広範囲なインタビューの際、 Human Rights Watch は、性的指向や性同一性に基づく広範な恣意的逮捕や拷問のパターンを文書化した。」

「西側の情報源は、同意の上の同性愛行為に対する嫌疑が、イランの司法制度における強姦の嫌疑に変えられていると示唆したが、 Human Rights Watch はこれに関して証拠はないとした。」 [8a]

21.14 2007 年 5 月 17 日付 Radio Free Europe/Radio Liberty (RFE/RL)の「Persian Gay and Lesbian Activist Urges Tolerance」という表題の記事によれば、

「イランで適用されるイスラム法により、同性愛は死をもって罰せられる。しかし、近年において、公式に同性愛の嫌疑をかけられている者については、わずか数件の報告事例しかない。」

「それでも Parsi [Toronto に本拠を置く、the Iranian Queer Organization の事務局長、Arsham Parsi]は、厳しい刑罰の亡霊が同性愛者の生命に影を落とす、と言う。」 [42ae]

Parsi は次のように続けた:

「... 同性愛者の場合、たとえ何も起きなくとも、彼らは常に恐怖に直面する。多くは、同性愛者に対する罰は法律書上においてのみで、適用されて



はいないと思っている。しかし、私たちはこれを受け入れない—私たちは、同性愛者は刑罰を受けているが、恐らく[これらの事例は]報告されないと思う。」 [42ae]

- 21.15 2006 年 10 月 5 日付の、HRW から Dutch Minister of Alien Affairs and Integration, Ministry of Justice の Minister Verdonk への「No Deportations of LGBT Iranians to Torture」という表題のレターが述べるところによれば、

「イランでの道徳への嫌疑に関する裁判は、カメラで撮られており、処刑の頻度の多さ(イランは、世界で 1 人当たり最高の処刑率である)に関する国際的な怒りにより、政府は、死刑の新聞報道について厳しい統制を行うこととなっている。これらの理由に関し、lavat [男性同士の性行為]に対する処刑の頻度を効率的に確認することは不可能である。」 [8ae]

- 21.16 2008 年 3 月 13 日付の「Gay Iranian deportation reviewed」という表題の記事における the BBC など多くの情報源、及びいくつかのゲイの人権をうたうグループは、Ayatollahs が 1979 年に権力を得て以来、4,000 人以上のゲイの男性とレズビアンが国内で処刑されてきたと報告した。しかし、この情報に関する元々の情報源は確認されていない。 [21ah]

- 21.17 1979 年以来、4,000 人のイランの同性愛者が処刑されてきたという主張に関して、2008 年 4 月、FCO が公式文書で述べたところによれば、

「1980 年代に非常に多数の人々(恐らく何万)が、正当な法手続きに対しほとんど又は全く敬意を表さないことが多いことによって、さまざまな政治的で道徳に関する「犯罪」のために処刑されたと思われる。これには、同性愛や背教行為のような、論議を呼ぶ違反行為に対する処刑が含まれてきたであろう。私たちは、何人の者が特に同性愛に対して処刑されてきたかについて、正確な数値を出すことはできないが、文書による証拠及び、私たちの大使館の、人権運動家やイランのゲイ社会のメンバーとの議論では、このような処刑は、1979 年の革命後最初の 10-15 年に行われていたであろうと示唆されている。私たちは、近年、同性愛のみを理由とする処刑について知らない。」 [26i]

- 21.18 この問題について、2005 年の USSD 報告書が述べるところによれば、

「Paris が本拠の International Federation of Human Rights によると、司法制度は積極的には同性愛の嫌疑について調査しなかつた。... 最近執行された同性愛者の報告はなかつた。しかし、そのグループは、同性愛者に反対する事例は追及可能であることを認めた。反対に、London が本拠の同性愛者人権グループ OutRage! は、4,000 人を超える同性愛者が、1979 年のイスラム革命以来国内で処刑されてきたと主張した。」 [4q] (p24)

加えて、San Francisco Bay Times のウェブサイト上の書込みで、2006 年 10 月 12 日発表、表題「Sweden to Deport Gay Iranian」の一部において述べたところによれば、

「4,000 人のイラン人同性愛者が革命以降処刑されたという主張が、イラン人亡命者ゲイグループ、Homan により出されている。主張に関する文書

はないが、その広範囲の調査により、イランがゲイを処刑することを確認していると、英国ゲイグループ OutRage! の Peter Tatchell が説明した: 「Homan は、LGBT の処刑に関するイランメディアの報告 及び、処刑又は私的なパーティで逮捕され、2 度と会うことがなく、処刑されたと推測されるゲイの友人がいた人々からの個人的レポートについて[の数字を基礎にしたの]であった。」

「彼らは、20-30 人かそれ以上の人々が 1 回の襲撃で逮捕され、その後永久にいなくなった事例について私に話してくれた。これは、大部分が 1980 年代前半においてであり、また 1980 年代後半にもあった。1980 年代だけで、何万人もの人々が、あらゆる類の理由により処刑された—大部分は学生と過激主義者であった。だから、4,000 人の LGBT が処刑されたとの考えは、ひどく見当違いのものとは思えない。」 [108]

- 21.19 多くの情報源が、2007 年 12 月の Makwan Mouloudzadeh の処刑について報告している。

2008 年 3 月 31 日付の HRW 記事、「問題は拷問である」が述べるところによれば、

「2007 年 11 月、Kermanshah で、20 歳の Makwan Mouloudzadeh は、7 年前数人の少年を犯したという偽の嫌疑により、死刑に直面した。彼の告訴人たちは告訴を取り下げた。イラン法により、彼が何らかの罪を犯していたという証拠は示されなかった。

「しかし、ヨーロッパの活動家たちは、彼を別の「ゲイ」犠牲者として乱暴に捕らえた。彼らは、「若いイラン人ゲイ」の赦免を願い、Ahmadinejad に対し大量の嘆願を行った。彼らの嘆願は、不注意なメッセージを送った: Makwan は、ある死刑に値する重罪ではなかったが、ヨーロッパは、彼を別の罪であると思った。12 月 5 日、Makwan Mouloudzadeh は、恐らくゲイでも強姦者でもなく、絞首台に行った。」 [8ac]

- 21.20 2008 年 4 月の The FCO の公式文書には、同性愛者に対する一般的リスクの点で、Makwan Moloudzadeh の事例の重要性に関して以下の論評を含んでいる。

「Makwan Moloudzadeh は、11 人の者をレイプしたこと、脅迫行為及びゆすりにより有罪判決を受けた。彼の不備のある裁判は、イランでの適正な法手続き、及び 18 歳以前に犯した犯罪に関し死刑を適用することについて、疑問を生じさせているが、私たちは、同意の上の同性同士の関係に関わった者のリスクについて、彼の事例は何ら新しいことを語っていないと思う。」 [26l]

- 21.21 『子供襲撃者 Makwan Moloudazdeh への処刑は正義のまがい物である』との表題の記事において、Amnesty International は、「21 歳の Makwan Moloudzadeh は、13 歳であった 8 年前、3 人の者を犯したとの申し立てに関し、lavat-e iqabi (アナルセックス) を行ったとのことで有罪判決を受けた」との 2007 年 12 月 6 日の事例を報告した。[9aae]

さらに記事は以下のように述べている。

「Makwan Moloudzadeh の裁判は大いに不備があった。申し立てをした犠牲者たちは、2007 年 7 月、Kermanshah の刑事法廷で行われた裁判過程で、又、西イランの Paveh で行われた法廷において、告訴を取り下げた。そして、以前は嘘を言っていたか『告白する』よう強いられたかのいずれかであると、述べたと報じられていた。Makwan Moloudzadeh に死刑宣告を行う際、裁判官は、Makwan Moloudzadeh を成人として裁判にかけられ、又、申し立てられた襲撃は、イラン法が扱える通りに行われていたという『知識』に依存した。」

「刑法第 120 条によると、男性同士のアナルセックスの事例では、裁判官は、『従来の方法により得た自身の知識に従い、判断を下すことが可能である。』」 [9aae]

- 21.22 Mouloudzadeh の処刑前、Human Rights Watch は、2007 年 11 月 3 日付の「Revoke Death Sentence in Juvenile Case」という表題の記事において、彼の事例を強調した。HRW は、2006 年に 3 人の男性が、Mouloudzadeh は 7 年前に彼らをレイプしたと警察に訴えたことを報告した。その際、警察は彼を逮捕し、頭を剃り、ロバで町中彼を見せびらかした。法定手続きの間、Mouloudzadeh は、彼が行った告白全ては偽物であり、そのことを裁判官は受け入れることを拒否したと主張した。 [8af]

- 21.23 2008 年 1 月 15 日付の、「Child Offenders Face 'Imminent Execution' on Death Row」という Radio Free Europe/Radio Li の記事によれば、

「... 最近のイランの報道によると、南イランの Fars において、同性愛者によるレイプで有罪判決を受けた 2 人の男性は、袋に入れられ、且つ断崖の頂上から投げ捨てられて死刑執行となった。」

「イランのイスラム Shari 法の形式によると、同性愛は死により罰を受け、裁判官は、高い所からの投げ捨てや、過去 30 年間その使用が報告されていない方法である、犯罪者が背にする壁の破壊など、5 つの方法から選択することができる。」 [42x]

- 21.24 2006 年 3 月 8 日付の、以前の HRW の記事が述べるところによれば、

「『イランでは同性愛行為の嫌疑をかけられた男女は、処刑される恐怖に直面する』。Human Rights Watch の Lesbian, Gay, Bisexual, and Transgender Rights Program の指導者、Scott Long は言った。『私たちは、罰として法廷により科された残忍なむち打ち、そして警察留置場での拷問や性的虐待などの虐待を文書化してきた』...」 [8ad]

- 21.25 2005 年 11 月 22 日、Human Rights Watch が報告するところによれば、

「先週の同性愛行為に関するイランの処刑は、生命や私生活の権利をひどく侵害する、ゲイ男性への虐待のあるパターンを強調する。」

「... 11 月 13 日の日曜日、半公式の Tehran 日刊紙 Kayhan は、イラン政府が、Gorgan の北の町にある Shahid Bahonar Square において、公に 2 人の男性 Mokhtar N. (24 歳) と Ali A. (25 歳) を絞首刑にしたと報告した。」

「政府は報じられたように、2 人の男性を 'lavat' の罪で処刑した。イランの Shari'a に基づく刑法は、lavat を、男性同士の浸透性及び非浸透性の性的行為であると定める。イラン法は、成人男性同士の浸透性の性的行為全てを、死刑で処罰する。男性同士の非浸透性性的行為は、死刑で処罰される犯罪が 4 回目となるまでは、むち打ちで罰せられる。」...

「... 『イラン政府のゲイ男性への虐待は、国際的人権基準を侮辱するものである。』」

「2 件の処刑に加えて、...他にも、近年、イランでゲイ男性への虐待及び処刑の事例がある。」 [8t]

報告は、さらに以下のように述べている。

「2005 年 3 月 15 日、日刊紙 Etemaad は、Tehran Criminal Court が、2 人の男性が同性愛行為を行ったことを示すビデオを発見したことを受け、彼らに死刑を宣告した。同紙によると、男性の一方が、相手の男性が性行為の見返りに行っていた金銭的支援を止めてしまうといけなから、予防措置としてビデオ撮影をしていたと告白した。その男性の告白に対応して、相手の男性が当局に呼ばれ、そして両方の男性とも死刑宣告された。死刑は両方の男性に宣告されたので、それは、彼らの性的行為に基づいていたようである。」

「これらの虐待により、イラン中に、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル及びトランス・ジェンダーの人々にとって、恐怖の雰囲気が形成されてきた。」 [8t]

21.26 2005 年 9 月 1 日付 RFE/RL の記事が、反同性愛運動の問題について報告するところによれば、

「イスラム法によると、同性愛は死刑に値する重罪である。7 月の 2 人のイラン人男性の処刑及び、更に 2 人のイラン人男性が、ゲイであるという理由で死刑囚監房にいるという現在の申し立てにより、イランで、反同性愛運動の主張をもたらすこととなってきた。しかし、同性愛は、イラン司法制度で捕まった人々に突きつけられた、嫌疑が連ねられた長いリストの単なる一部でしかなく、又、このような非難に値する人権記録がある国において、実際の嫌疑は、まれにしか現実と関係がない。... 最近のいくつかの事例は、この点で大きな注目を集めているが、それらは、未成年者への処刑に関する懸念により、暗い影が落とされているようである。最新の主張は、8 月半ばに Arak の街で、1 人の同性愛者が処刑されたこと及び、そこで更に 2 人の男性が、似た嫌疑で処刑を待っているということである。」 [42f] (p1)

記事は、絞首刑になった 2 人の男性の事例についてさらに以下のように報告する。

「2005 年 7 月、2 人の男性 – うち 1 人は未成年者と報告されている – が、13 歳の少年をレイプして有罪とされ、絞首刑となった。しかし、亡命者の情報源は、その 2 人、Mahmud Asgari と Ayaz Marhon への処刑は、彼らが同性愛行為を行ったことに関連していると主張した。Human Rights Watch は、司法長官 Ayatollah Mahmud Hashemi-Shahrudi への 7 月 27 日の書簡において、少年の犯罪者への処刑に関し懸念を表明したが、本事例の他の側面には何も言及しなかった。」 [42f] (p1)

- 21.27 2005 年 7 月 25 日付の IRIN News の記事も、同一事例について報告し、以下のように述べている。

「...7 月 19 日、イランの北東部 Khorasan province の州都 Mashad において、同性愛の嫌疑で、16 歳の Mahmoud Asgari と 18 歳の Ayaz Marhoni の審問

「Asgari は 13 歳の少年をレイプしたことで告訴されていた。しかし、Outrage [London が本拠のレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及び性転換提唱グループ] は、[彼らは]2 人ともが同性愛行為は死により罰せられるとは知らない」と主張しており、その 2 人の若者に対する同情を弱めるため、それらの申し立てがでっち上げられたと思っている、と言った。...『司法は自身の法律をでっち上げた』。Asgari の弁護士、Rohollah Razez Zadeh はそう言いながら引用し、イランの法廷は、子供たちに言い渡された死刑を懲役 5 年に減刑することになっていたが、国の Supreme Court は、絞首刑が進められるようにしたと説明した。... 少年たちは処刑前に 14 カ月拘置所に入れられ、ひどく 228 回むち打ちされた。彼らの拘留の長さは、1 年以上前、恐らく彼らが 16 歳くらいの時、いわゆる罪を犯していたことを示唆している。Outrage は、イランの人権運動家を引用しながら、4,000 人を超えるレズビアンやゲイが、1979 年のイラン革命以来 処刑されてきた可能性がある」と主張する。」 [75d]

- 21.28 2005 年の USSD 報告書もその処刑を確認している。

「7 月、2 人の十代の少年、1 人が 16 歳、もう 1 人が 18 歳であったが、公で処刑された。彼らは 13 歳の少年をレイプしたと告訴された。国外の多くのグループが、その 2 人は、同性愛を理由に処刑されたと主張した。しかし、裁判制度の透明性が不足しているため、具体的情報はなかった。11 月、国内の保守的なマスコミが、20 代の 2 人の男性は、lavat (男性同士の性行為と定義される)を理由に公で絞首刑にされたと報じた。その記事は又、彼らには誘拐やレイプなどの犯罪歴があるとも述べた。これらの男性が処刑されたのは、同性愛が理由であるのか他の犯罪が理由であるのか、判断することはできなかった。」 [4q]

- 21.29 2002 年 7 月 19 日の BBC の記事において、イランの新聞が、ある男性がレイプで有罪判決を下され、そしてそれから彼の甥を殺せば、袋に入れられ断崖から投げ捨てられることになると報じた、と述べた。その BBC の記事は、「活動家の中には、イランメディアは、レイプ犯及び児童性虐待犯として逮捕されたことがある同性愛者を言葉で描写する傾向がある、と不平を言う者もいる」と指摘した。 [21x]



- 21.30 2001 年 6 月 11-12 日、Berlin での ACCORD 7th European Country of Origin Information Seminar による報告書が述べるところによれば、

「... 法律学、証拠負担は、それにも関わらず、確かに同性愛への非難を用いてきた。更に、同性愛は、被告人に対し保持する他の攻撃の中でも、非難の 1 つとして言及される。例えば、同性愛への非難は、明らかに政治的[原文のまま]理由で訴追された 1996/97 年の Shiraz でのスンニ派指導者の事例のように、不公正な裁判で使用されてきた。ごく最近ではないけれども、他にも政治的事例はあった。」 [3c] (p105)

- 21.31 1998 年、カナダ人の IRB に相談された専門家の意見として以下のように述べられている。

「理論的に、同性愛者の行為は、イスラム教徒によりひどく責められるが、実際それは存在し、そして過去にあったが、大部分は寛大に扱われ、又、イスラム教が支配する国々で頻繁に発生している。... 実際、非難されるのは、イスラム道徳への公の犯罪のみで、従って、イスラム法は、攻撃に対する目撃者の役割を強調する。」 [2j]

同じ情報源は、警察は権利を与えられておらず、閉まったドアの「礼儀のベール」の後ろで行われる、どんな種類の同性愛行為も積極的には追及しないと述べた。(1998 年 2 月 1 日、Canadian Immigration and Refugee Board) [2j]

- 21.32 CIRB の情報源は、1998 年 2 月 1 日付で、イラン社会の中に、多くの異なる水準の同性愛行為があると考えられていることを示した。郊外地域では、'lavat' の性行為でさえ、社会的に、異性愛の性行為の代わりに償いの性行動であると考えられ、又実行者たちは同性愛者にならないように考えた。重要な攻撃的実践はソドミーであって、さもないければ、神の創造物の不自然な反転として、より特別にソドミーされるようにし、そして専門家の中には、「同性愛者」は、イランでは進んで受身の相手になるものと理解されていると考える者もある。[2j]

- 21.33 1999 年のカナダの IRB 報告書によると、4 人の公正な目撃者の証拠テストに普通失敗した事例のように、レズビアン事例はめったに法廷の前に出て来なかった。情報源は、公でのレズビアン行動は、イランでの女性同士の、受け入れられた社会的接触と区別することが不可能だと考えた。[2o] その情報源配下のように結論づけている。

「女性同士の性行動 musahaqa について、ほとんど何も知られていない。イスラム法はそれを婚外性交と考え、従って、姦通として全ての結果が既に説明された。それでも浸透されていないので、処罰は、理論的には、100 回のむち打ちに限られている。実際、レズビアン行動はたいいこっそり行われるため、比較的重要でないと思われる。」 [2o]

- 21.34 CIRB は、1998 年 2 月 1 日付の情報に関し要請があり、唯一の攻撃がソドミー/同性愛である事例での死刑使用に関する報告は、実証するのが極端に困難で、又、処刑されることはないだろうと考えられていると述べた。より頻繁にむち打ちすることは罰せられた。[2j]

目次に戻る  
出典リストへ

## Social Protection Division

21.35 USSD 報告書 2008 において述べた: 「司法のボランティア・ユニットである、Special Protection Division は、道徳に関わる犯罪を監視し報告した。」 [4a] (セクション 5)

21.36 2005 年 11 月 22 日、Human Rights Watch が報告するところによれば、

「2003 年 9 月、警察はグループの男性たちを、Shiraz の彼らの自宅の 1 つでの私的集会において逮捕し、数日間彼らを拘留した。逮捕された男性たちの 1 人 Amir によると、警察は、告白を得るために彼らを拷問したという。司法は、5 人の被告人を、「邪悪な集会に参加した」とのことで訴追し科料に処した。」

「2004 年 6 月、Shiraz のおとり警察官は、インターネットのチャットルームを通じて男性たちとの面談を設定し、その後彼らを逮捕した。警察は、21 歳の Amir を捕捉し 1 週間拘留したが、その間繰返し彼を拷問した。Shiraz の司法当局は彼を 175 回のむち打ちに処し、うち 100 回は直ちに行われた。彼の逮捕を受け、警備職員が Amir を規則的に監視下に置き、定期的に逮捕した。2005 年 7 月から同年の終わりに Amir が本国から逃げるまで、警察は、処刑が差し迫っていると Amir を脅した。」 [8]

21.37 Human Rights Watch は、2006 年 3 月 8 日付で、オランダ法務省 Alien Affairs and Integration の大臣 Verdonk 宛の、'Netherlands: Threat to Return Gay and Lesbian Iranians' という表題の書簡が述べるところによれば、

「...2004 年の終わり、国の司法は、自身の監督により、Setad-e Hefazat-e Ejtema'i すなわち Social Protection Division と呼ばれる、道徳に関わる犯罪を規制する新しいグループを実証し始めた。本組織 - 多くの類似グループと同様に、失業した元軍人の召集兵に誘いをかけ、職務に就かせる - は、『各々の近隣や地域の社会悪』と共に、『社会基準から逸脱した者』を抑制することを目的とする(イランマスコミに漏らされた連合の条項による)。2005 年 7 月、Qom の上席司法官は記者たちに、1,970 人を雇用している Social Protection Division のうち 210 ユニットが、その街中にボランティアが組成されていたことを公式に認めたと話した。これらの Division は、更なる措置を講じるために、『司法の訓練部隊』に対する重大な道徳に関する攻撃を報告するであろう。(2005 年 7 月、ISNA News Agency, 10 Tir 1384/1)」 [8a]

21.38 2007 年 7 月 18 日の International Gay and Lesbian Human Rights Commission (IGLHRC) のニュースリリースが報告するところによれば、

「2007 年 5 月、Iranian Queer Organization (IRQO) は、Esfahan の街の政府軍が、誕生パーティを急襲し、80 人以上の人々を逮捕していたことを初めて報告した。証拠は何も示されていなかったが、警察は明らかに、出席者がゲイであり、恐らくソドミーを行っていたと疑っていた。後に、警察は、無条件に逮捕者の大部分を解放したが、逮捕者中 17 人に相当な保釈金

を要求した。裁判官は、保釈金で解放した者の家族に、彼らはソドミーの嫌疑で裁判にかけられると話した。IRQO の報告や IGLHRC の調査によると、拘留者の中には、拘留の際にひどい拷問をされた者もいたという。最後の 2 年間、IGLHRC は IRQO と共に、自国から離れることを強いられ又難民申請をしている、多くのゲイのイラン人のための避難所を見つけようと努めてきた。彼らの多くは、恣意的逮捕、警察の残忍さに直面し、そしてゲイであることでむち打ちさえもされてきた。」 [99a]

- 21.39 2008 年 3 月 28 日付の、‘Private Homes Raided for Immorality’ という Human Rights Watch の記事は、イランの情報源が HRW に、2007 年 5 月の逮捕以来、警察が、逮捕された男性や、他に同性愛行為で嫌疑をかけられている者と関係のある人々に対し、監視、嫌がらせ及び虐待を強化していると話していることを報じた。記事は更に続き、警察は、2007 年 12 月、Esfahan で別の私的な集まりを急襲し、16 人の人々を逮捕、彼らに法医学的検査を行って 4 日後に解放したという。記事は更に、2008 年 2 月 28-29 日、3 つ目の個人宅が Esfahan 警察に急襲され、パーティに参加していた 30 人を超える男性が逮捕されたと報告する。彼らは、弁護士への連絡もせず、嫌疑なしでほぼ 4 週間収監され、同性愛行為の証拠を探すため、監察医にも照会されたと報じられていると、記事では述べている。[8a]

- 21.40 道徳に関する警察活動、急襲や、ゲイを標的とする内密の活動に関わる Social Protection Division, Special Units 及び自警団の問題に関して、FCO は、2008 年 4 月 28 日の公式文書が述べるところによれば、

「私たちは、これらのグループの活動に関し、これ以上の特別な情報は持っていない。私たちの大使館が、Tehran のゲイ社会の連絡先に話をした一手当り次第の同性愛嫌悪症の攻撃を恐れる者もいたが、政府団体の代表者が実行したであるとか、ゲイの人々を殴打、迫害又は陥れるという、公式な政府主導政策の結果であるという感覚はなかった。」

「最近の Human Rights Watch のプレスリリース (3 月 28 日) では、2 月 28-29 日、Esfahan の警察が個人宅でのパーティを急襲し、30 人以上の男性を逮捕したと主張した。同性愛行為を行っていた証拠を探すため、監察医にその男性たちを照会したと報じられた。私たちはこのことを確認できておらず、地元警察の行動のように思われる。EU は、これを取り上げ、次の人権 demarche の過程での更なる情報に関し、イラン当局に尋ねる予定である。」 [26]

目次に戻る  
出典リストへ

## 政府当局の扱いと態度

- 21.41 2005 年 9 月 1 日付の、「反同性愛運動はあるのか」という RFE/RL の記事が述べるところによれば、

「公式のイランの情報源は、時に同性愛行為に敵意を表すことがある。2005 年 3 月 7 日の政府のラジオでの解説では、西洋諸国でのゲイの結婚を批判した。Ayatollah Ebrahim Amini は、Qom での金曜日の祈りでの説教において、ゲイやレズビアンとの結婚は西洋文化の弱さを反映していると言っ

たと、2002年7月13日に政府のテレビは報告した。Ayatollah Ali Meshkini は、Qomでの金曜日の祈りでの説教において、同性愛に賛成であるという理由で German Green Party を批判したと、2000年4月29日に政府のテレビは報告した。」

「公式にそして実際に、イランでは同性愛者に対する差別があるのは明らかである。しかし、同性愛者への制度的な抑圧は問題であるように思われない。同性愛への最も近い死刑の事例は、レイプと関係したものである。しかし、官庁用語、イスラムの刑罰の形式としての懲罰制度(qesas)、そして国の恐ろしい人権記録により、いわゆる犯罪の真の性質を決めることがとても困難になっている。」 [42f] (p2)

- 21.42 2007年の UK Lesbian and Gay Immigration Group 年次報告書では、イランの大統領の見解である『イランでは、あなたたちの国のように同性愛者はいない。私たちはこの事実を経験していない。誰が、私たちがそれを経験しているとあなたたちに話しているのか、私は知らない』を引用する。President Ahmadinejad が、2007年9月24日 米国のコロンビア大学で、イランでの同性愛者に対する扱いに関する質問に答えた。」 [105]

- 21.43 2007年11月13日、Times は、Mohsen Yahyavi(イラン国会エネルギー委員会副委員長、すなわち Majles)の見解を報じた:

「彼は、『イスラム教によると、ゲイやレズビアンは許されないと説明した』。記録には書かれている。『彼は、同性愛がこっそりとしたものなら問題はないが、公然と行われるのなら処刑されるべきであると言った[彼は初め、拷問される、と言ったが、処刑される、と言い直した]。彼は、同性愛は人間の性質に反し、人間は再生産するためにここにあると論じた。同性愛は再生産しない。』」 [15i]

- 21.44 2007年の USSD 報告書において述べた: 「8月6日、検事総長は、最後の改革主義の主要日刊紙 Shargh の発行を禁止するよう命じた。2006年9月、Shargh に対し発せられた禁止措置は、5月14日に解除されたが、再度発行禁止となるまで、同紙が発行していたのは3カ月に満たなかつた。政府が同紙を発行禁止にしたのは、同紙が、同性愛活動家であることで訴追されている作家とのインタビューを掲載したことに対応してのことである、と報じられている。」 [4t] (セクション 2a)

目次に戻る  
出典リストへ

## 社会の扱いと態度

- 21.45 2007年5月17日付の、Radio Free Europe/Radio Liberty に関する「Persian Gay and Lesbian Activist Urges Tolerance」という表題の記事が報告するところによれば、

「イランでは性的問題はタブーと考えられており、同性愛に関し広範に誤った情報が存在する。多くのイラン人は、それを病気だと考えている。一部の人にとっては、男性同士の同性愛は小児性愛と同義である。」



「結果として、イランでは、ゲイやレズビアンは性的指向に関して自由でありえない。多くの者は感情を抑えられない。迫害を免れるための、性転換手術やホルモン療法の報告もある。家族が強く主張して、政略結婚や強制的な結婚に直面する者もある。」

「Parsi [Toronto を本拠とする Iranian Queer Organisation の事務局長、Arsham Parsi]は、知識不足及びイラン社会を支配する同性愛嫌悪症の文化により、同性愛者に巨大なプレッシャーがかかっていると主張する。」

[42ae]

- 21.46 UNHCR/ACCORD Berlin European COI Information Seminar 報告書 2001 の所見によれば、「同性愛は決して話されることはなく、従って隠れた問題であるが、実際、イランで同性愛者に出くわすことは困難である。Tehran には、同性愛者の集合場所として知られる特別な公園がある。」[3c] 2005 年の USSD の報告書で、同性愛者用として知られる集合場所があることを確認した。[4q] (p24)しかし、*New Internationalist* の 1992 年 3 月付『性的亡命者』という表題の記事では、インタビューを受けたイラン人は、公園は、民間人の服装の警察官や‘guardists’に、定期的に急襲されると主張した。[107]
- 21.47 2001 年の ACCORD の報告書は、さらに以下のように述べている。「しかし、さまざまな性的指向が問題を引き起こすかもしれない。それでも、同性愛は毎日交わされ、そして、これが、自身の 4 つの壁の中の閉まったドアの後方で行われる限り、又、人々が『衣裳倒錯』や同性愛を改宗させようとしめない限り、彼らは大部分無傷のままとなるであろう。」[3c]
- 21.48 2006 年 10 月 5 日付の HRW から Minister Verdonk への、‘No Deportations of LGBT Iranians to Torture’という表題のもう 1 通の書簡において述べた：「イランでは、社会的であると共に、『社会基準から逸脱した』行動への公式な精査が広がっており、政府の道徳に関する警察活動を支援するために、近隣の者に家族さえ加わって協力している。」[8ae]

目次に戻る  
出典リストへ

## トランス・ジェンダーと性転換者

- 21.49 2005 年 7 月 27 日付 *Guardian* の記事は、イスラム教の世界のほとんど他のどの場所とも対照的に、イランでの性転換手術は、最低 2,000 ユーロの支払いができるなら誰でも合法であり、必要な心理的基準を満たす来訪者を満足させると報じた。結果として、少年としての苦しい幼児期及び思春期の体験に耐えた女性、そして- 数は少ないが- 少女としての性的成熟に達した若い男性は、Tehran で見つけるのはたやすい。イランは、ジェンダー転換を求める東欧やアラブ諸国出身の患者にとり、磁石のようにさえなってきた。[16f] (p1)
- 21.50 2001 年の ACCORD 報告書による：「... North Tehran には、歩き回っている非常に多数の服装倒錯者もいる。更に、イランでは性転換が認められており、手術は頻繁且つ自由に行われている。」[3c]



- 21.51 2007 年 9 月 25 日付のもう 1 つの *Guardian* の記事が報じるところによれば、

「イランの今までで最も戦闘的な大統領 **Mahmoud Ahmadinejad** が、今週 **New York** で、彼の国には同性愛者はいないと断言して最新の論争を引き起こした際、彼は、詭弁又は単に望ましい考えをほしいままにしていたのかもしれない。 **Ahmadinejad** 氏が、イスラム社会に関する彼の考えは、排他的で反ゲイであると信じたいとする一方、性転換が寛大に扱われイランの神政主義制度により鼓舞されるという、逆説によりそれは弱められる。」

「イランには、非公式な予測でその人数は最多で 15 万人まで引き上がるが、公式統計に従うと 15,000 人から 20,000 人の性転換者がいる。イランは、タイを除き世界のどの国よりも多くジェンダー転換手術を行っている。」

「1979 年のイスラム革命の精神的指導者であった故 **Ayatollah Ruhollah Khomeini** が、ほぼ 25 年前に **fatwa** を人民に認可して以来、性転換は合法である。同性愛は罪であると考えられている一方で、性転換は、治療すべき対象である病気として分類されている。」

「政府は、性別に関する度を超えてお堅い姿勢に一致させ、その承認を目立たないようにしようとしているが、**Ahmadinejad** 氏が 2005 年に政権に就いて以来、国家的支援は現実を高まってきている。彼の政府は、手術に 2,250 ユーロの給付、又ホルモン療法にはそれを上回る資金援助をし始めている。又、それらの行われている外科手術が、自身の業務として始められるようにするため、最高で 2,750 ユーロの融資を行うことも提案中である。」 [16h]

- 21.52 2008 年 2 月 25 日付「イランの『性転換者の診断』」という表題の、BBC ウェブサイト上の記事が報じるところによれば、

「1979 年のイスラム革命の精神的指導者 **Ayatollah Khomeini** が、25 年前に『性転換者の診断』に関し **fatwa** - 宗教的布告 - を人民に認可して以来、性転換はイランでは合法である。」

「今日、イランは、タイを除き世界でどの国家よりも多くの性転換手術を行っている。」

「政府は、金銭的支援を必要とする人々に対し、手術費用を半分にまでする給付さえ行っており、性転換は、出生証明書において可能である旨認識される。」

「『イスラム教は、この問題で苦しむ人々に対する治療法を有している。彼らがジェンダーを変えたいのなら、道は開いている』。ジェンダー転換に責任を負う聖職者 **Hojatol Islam Muhammad Mehdi Kariminia** は言う。」

「彼は、『小麦を、小麦粉、パンと変えること』がそうでないように、手術も罪ではないと言う」

「それでも、同性愛は今も死により罰せられる。」

「『この議論は根本的に、同性愛者に関し論じることとは別個のものである。絶対的に関係ない。同性愛者は、不自然なことを又宗教に反してするものである』。Kariminia は言う。『このような行動は社会秩序を崩壊させるゆえ許されない、と私たちのイスラム法に明瞭に述べられている。』」  
[21ag]

記事は、さらに以下のように述べている。

「イランの多くの若者と同様に、Anoosh [21 歳の性転換者]は、自身の性同一性を、家族の希望、地域社会及び文化と調整することに苦勞した。彼は性転換する以前、イランの道德に関する警察により逮捕され、持続的に嫌がらせをされ、脅されたと言う。」

「彼のボーイフレンドも、彼らが街で通りかかった人々の 90%が不快なことを言ったので、彼が性転換を進めることに熱心であった。」

「『彼が女性の服装で出かけ、そして女性の外観をしていると、私は、彼は女の子なのだと自分自身を納得させやすい。関係が以前より良くなる』。彼は言う。」 [21ag]

記事は、さらに以下のように述べている。

「ドキュメンタリー映画の製作者 Tanaz Eshaghian は、Anoosh、Ali などイランの性転換者を撮影するのに何週間もかけた。彼女は、その少年たちの多くを手術に駆り立てるものの一部は、恥を避けようという願望であると思っている。」

「『もしあなたが、女性的傾向を持った男性であるなら、人はそれを、自然な或いは遺伝的なものとは理解しない。人はそれを、意識して汚くふるまっている人であると理解する。』」

「性転換者であると診察されることは、医学的狀態を言うのであり、道德上のことを言うのではない。」

「かつて、ある医者が診察をした –そして手術が進行中である– その性転換者は、公に異性の服を身につけるため、地元政府の役人から公式に許可を貰うことができる。」 [21ag]

- 21.53 2008 年 9 月 23 日付で、Centre for Iranian Studies at Durham University の Dr Reza Molavi 及び Dr Mohammad M Hedayati-Kakhki が担当した、2008 年 8 月の Advisory Panel on Country Information (APCI) review of the COI Service's Iran COI 報告書 (APCI 報告書 2008) が述べるところによれば、

「かつて、トランス・ジェンダーの者がジェンダー転換を経験した。その者は、合法的に適切なジェンダー - トランス・ジェンダーの男性の場合、男性、トランス・ジェンダーの女性の場合、女性 - になる。性転換手術及び新しい出生証明書の法的許可を得るため、申請者は、性同一性障害に関する医者の証明書を提出しなければならない。現在、性転換手術を求める患者に臨床的評価を行うことを認められている、精神科医及び臨床心理学

者が配置されている診療所は何カ所かある。手術後、出生証明書やパスポートなど法的書類全てが、それに従って変更される。」 [6a] (p54)

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 障害

22.01 2009 年 2 月 25 日に公開された米国 State Department の人権実践国別報告書 2008(USSD 報告書 2008)が述べるところによれば、

「障害者に対する差別は、法律により禁じられた。法律は、国家が資金提供する障害者のための職業教育を規定しているが、国内の報道によると、職業センターは都市部に限定されており、障害者の全人口のニーズに対応することができなかった。障害者が利用しやすくすることは、依然として大きな課題であった。」 [4a] (セクション 5)

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 女性

### 概要

- 23.01 2008 年 10 月 1 日付イラン・イスラム共和国における人権状況に関する事務総長の **United Nations** に対する報告書は、イランは、女性差別撤廃条約 (CEDAW) を批准しなかったと述べていた。[10a] (12 頁) 報告書は、さらに以下のように述べている。

「United Nations Development Programme Human Development 報告書 2007/2008 によると、イラン・イスラム共和国は、調査対象の 177 カ国のうちジェンダー開発指標が 94 位にランク付けされ、ジェンダーエン・パワーメント指数が 87 位である。国の地域間の性的格差が依然として存在する。

「イラン・イスラム共和国は、1990 年以来、女性の教育及び健康において重大な偉業を成し遂げてきたと報告されている。例えば、15 から 24 歳のグループにおける男性に対する女性の読み書き能力率は 87.9 パーセントから 98.6 パーセントに増加した。少女の小学校、中等学校及び第三次教育の入学率は 79.2 パーセントから 94.3 パーセントに著しく増加し、女生徒は全大学生の 64 パーセントを構成している。生殖に係わる健康管理を含む健康管理の利用がほぼ全体に普及した。前述のように、妊婦及び幼児の死亡率も明確に減少した。」 [10a] (12 頁)

- 23.02 2009 年 5 月に発表された 2008 年の出来事を包括する **Amnesty international** 年次報告書 2009 が述べるところによれば、

「女性は法及び実社会において存続する差別に直面し、女性の権利を求め運動は、国家抑制のための標的にされた。国会は、履行された場合、新たな居住制限を課すことにより自らの意思による大学教育の入学の権利を制限することになる法律について討議した。立法草案の中の婚姻に関する異論の多い条項は女性の権利運動家たちからの圧力により廃案になった。行政当局は、雑誌 **Zanan (Women)** を閉刊させ、女性の権利ウェブサイト妨害し、女性に対する法律上の差別の終焉を要求する **Campaign for Equality** のメンバー等、女性の権利運動家の平和的集会を混乱させた。

「2 月に、女性に対する暴力、その原因及び結果に関する **UN** 特別報告者は、政府が、2007 年に行われた単一の伝達に応答しなかったと報告した。11 月に、報告者は、女性の権利擁護者を抑圧したとしてイランを非難した。」

「下級裁判所によって懲役刑、そして少なくとも 2 つの事例において鞭打の刑を言い渡された約 10 人含む数十人の女性権利活動家が、彼らの平和的活動について拘束され、尋問され、裁判にかけられた。」 [9h]

- 23.03 **Ahmadinejad** のジェンダー政策の 2007 年 9 月の概要における **Center for Iranian Studies** が述べるところによれば：

「2005 年のイラン・イスラム共和国の大統領に当選以来、**Mahmud Ahmadinejad** の注目を集める声明は、単に国際的に怒りを喚起するだけで



なく、イランにおいても同様の状況である。彼の最も論議的となった国内声明の1つは国のジェンダー政策に関連してきた。」

全般的に、Ahmadinejad は女性の問題に対して偏見のない新しい考え方を表明しようとしてきた。大統領選挙運動中、女性の服装の取締りを発案しないという確約さえした。Ahmadinejad の約束は、女性の服装、混在及び女性の権利活動家に対する当局の周期的弾圧に直面して色あせている。」 [94a]

- 23.04 2009 年 4 月に英国 Foreign and Commonwealth Office (FCO) によって発行された人権年次報告書 2008 によると、「Ahmadinejad 大統領がイランの女性は「世界で最も自由である」と主張するにもかかわらず、女性は法律上の及び実際の、横行する差別に継続的に直面する。性別間差別がはびこっており、イランの法律により認可されている。...多くの場合、裁判官は性別間で差別し、姦通罪による石打の刑の判決は女性に不均衡に宣告されている。」 [26b]

目次に戻る  
出典リストへ

## 法律上の権利

- 23.05 2009 年 2 月 25 日に発表された米国 State Department の人権実践国別報告書 2008 (2008 年の USSD 報告書) が述べるによれば、

「憲法は、名目上女性に法律の下に平等の保護、並びにイスラム教に従って、全ての人権、政治的権利、経済的権利、社会的権利および文化的権利を与えている。しかし、イスラム民法及び刑法、特に家族法及び財産権法を扱うセクションにおける規定では女性に対する差別が存在する。1979 年の革命後間もなく政府は、家庭及び職場での拡大された権利を女性に与えた 1967 年家族保護法を廃止し、それを主として Shari'a の慣例に基づいた法律体系に替えた。」 [4a] (セクション 5)

- 23.06 2008 年の USSD 報告書は、女性は死刑判決を含む、犯罪に対して過度な刑罰を受け得ると述べた。 [4t] (セクション 5) 例えば、男性は妻が同意している相手であると確信している場合、姦通の行為で捕まえた妻を殺害したことについて刑罰を免れることができるが、同様の規則は女性には適用されない。 [4t] (セクション 5)

- 23.07 Berlin European COI Information Seminar 報告書 2001 によると、女性は、特に家族の問題及びに財産権の問題での、法的な慣例における差別に苦しんでいる。 [3c] (102 頁) これは女性に最も重大に影響を及ぼす部分である。法律的な救済を得ることは、特に大都市以外で生活する多くの女性にとって困難である。1998 年の UN 報告書によると、法律体系の下、女性は証明及び相続の平等の権利を与えられていない。 [10j] (3 頁) 法律は、7 歳までの児童の養育における取得権を女性に与えていて、その後は、父親に養育権が与えられている。7 歳になった後、異議が唱えられた場合には、児童の養育権は裁判所によって決定される。(2008 年 3 月 11 日、USSD) [4t] (セクション 5) 女性の証言は男性のものより価値が低く、その為男性の被告に対し

て論拠を証明することは女性にとっては困難である。(2008 年 1 月 25 日、AI) [9aad] (6 頁)

- 23.08 2008 年 10 月 1 日付イラン・イスラム共和国における人権状況に関する事務総長のUnited Nationsに対する報告は、家族内での女性の権利を一転させることになる家族保護法の草案に言及した。[10a] (13 頁) One Million Signatures Campaign、Meydaan Zanan及びKanoon Zanan Iraniを含む女性グループの約 100 名の女性指導者及び活動家によるキャンペーンは、Shirin Ebadi及びSimin Behbahaniとともに、イランの国会議員と面会し、彼らがその法案に対して反対であることを表明して、「この法案の最も異議のある 2 つの条項である第 23 条及び 25 条」を削除させるとともに、法案のフロアディスカッションを無期限で延期させた。また、イランの議会は法案をさらなる改定のために国会司法委員会に返送した。」(2008 年 9 月 23 日、Women News Network) [136a] 第 23 条は「第 1 夫人の同意を必要とせず、男性の財政能力を条件とした一夫多妻婚」を許可し、「第 25 条は妻へ支払われるMehr (結婚持参金)に税金を課している」(Mehriyeh セクションを参照のこと。)(2008 年 9 月 1 日、Women's Learning Partnership) [137a]

- 23.09 Berlin European COI Information Seminar 報告書 2001 によると、パスポート発行の質問は依然夫の許可を必要としている。

「パスポートに関しては、出国を希望する人がパスポートを申請するときには、通常、要件がチェックされる。そのうちの 1 つが夫の許可である基準が満たされていなければ、パスポートは発行されない。空港に着けば問題はない。女性が出国するための夫による特別な許可書は存在しないようである。」 [3c] (102 頁)

- 23.10 民法及び刑法における目撃者の証言、相続権、懲罰及び判決に関する女性の地位に加えて、継続される父親及び祖父により取り決められた若い少女の婚姻が述べられた。(1998 年 2 月、UN) [10b] 2004 年 5 月 10 日に、BBC News 報告において報告されたところによると、イランの外向型改革派の議会は男性に対する女性の平等な相続権を許可することになる法案を承認した。[21cp] しかし 2004 年の 6 月 22 日付報道の中で UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs によると、「...改革派が法案を通過させる可能性は小さくない。」 [75a]

- 23.11 2007 年 8 月 23 日の最新ニュースの中で、Amnesty International が報告するところによれば、

「イランの女性は法律の下、横行する別に直面している。彼らは政治参加の重要な部分から締め出され、婚姻、離婚、児童の養育権及び相続権において男性と平等の権利を有していない。」 [9aaa]

報告書が付け加えるところによれば、

「イランのジェンダー平等を求める運動をする活動家は、多数の最近の逮捕によって示されるように、表現及び結社の自由に対する権利の行使ができない。」

「逮捕された多くは、女性に対する法律上の差別の終焉のために活動するネットワークである Campaign for Equality の支持者である。」 [9aaa]

- 23.12 International Federation for Human Rights (FIDH) 及び World Organisation Against Torture (OMCT) が共同プログラムの枠組、Observatory for the Protection of Human Rights Defenders の中で 2007 年 9 月 3 日の時点で、42 人の女性の権利活動家が女性の権利の防御への関与のため起訴中であるか又は起訴されていたと報告した。 [56g] (1 頁)

- 23.13 2008 年の USSD 報告書が述べるによれば、「政府は医療を含む、ほとんどの公共の空間における男女隔離を実施し、女性が未婚の男性又は親戚ではない男性と公共の場で混在することを禁止している。女性は公共のバスで指定された部分に乗り、公共の建物、大学及び空港へは分離された入り口から入らなくてはならない。」 [4a] (セクション 5)

目次に戻る  
出典リストへ

## 政治的権利

- 23.14 2008 年 3 月 11 日に発表された米国 State Department の人権実践国別報告書 2007 が述べるによれば、

「女性は大統領又は特定の種類の裁判官になることはできない。(判決を課す権限のない顧問及び調査判事になることはできる。) 法律は専門家会議の志願者が特定の宗教的資格を有することを要求している。本要求事項を引用して、幾人かの宗教的指導者が専門家会議の選挙において女性の候補者に資格を与える支持をした。2006 年 12 月 2 人の女性が宗教的資格試験を受験したが、どちらも合格しなかった。」 [4t] (セクション 5)

- 23.15 国会及び他の政治事務所に非常に多くの女性が存在するが、大統領職及びより権力のある聖職者の地位である最高指導者になることは禁止されている。(2008 年 9 月 4 日、*International Herald Tribune*) [135a] しかし、国会の女性の代表者はわずかに 4.1 パーセントであり、政府及び意思決定の地位への女性の参加は制限的なままである。(2008 年 10 月 1 日、UN) [10a] (13 頁) 国会の議席を確保しているが、男性と同様の政治的権利を享受していない。(2008 年、FH) [112c]
- 23.16 女性の閣僚は存在しないが、9 人の副大統領の内 1 人が女性であり、幾人かの女性が高い地位を確保している。通年国会議員を務めた女性が 13 人存在する。(2008 年 3 月 11 日、USSD) [4t] (セクション 3)
- 23.17 2007 年 9 月の Center for Iranian Studies (CIS) 報告書には以下のように記載されていた。

「2005 年 9 月に、Ahmadinejad は在職就任後間もなく、Nasrin Soltankhah を女性の問題に対する顧問及び大臣ではないメンバーとして Tehran 市議会の議員に任命した。また Soltankhah は Center for Women and Family Affairs の局長に任命された。また、国会(Majlis)による彼の任命の承認における難局及び女性の組織からの要求から Ahmadinejad はもう 1 人の女性を

大臣ではない内閣メンバーに任命した。Fatemeh Javadi は Department of Environment. を率いる副大統領として任命された。」

「これらの任命時に、Ahmadinejad は「イランの女性は自由及び貞操を象徴」し、「彼らは政治的、社会的及び文化的意思決定に影響を及ぼすことができる」と述べた。しかし、彼は女性に堅実に内閣ポストを確保するとであると指摘せず、依然彼らは大統領職への資格がない。また、Ahmadinejad は 2004 年の 7 度目の Majlis 議員選挙において女性が議席を増やす努力をしなかったとの言及であると指摘しなかった。先の国会において 13 人が女性国会議員であったのに対して、(290 人の代表者で構成される)現行の国会には 11 人の女性が立法府議員に選出されたのみであった。」 [94a]

目次に戻る  
出典リストへ

## 社会経済的権利

23.18 1994 年のイラン・イスラム共和国の女性についての CIRB 研究論文によると、女性は仕事又は勉強をしてもよいが、学問のいくつかの部分では女性に対して閉鎖され、女生徒は男性教師から隔離され、社会的制約は彼らの機会を禁止している。」 [2d]

23.19 2002 年 8 月に、政府機関は「社会的規律」を維持する試みの一部として、25 歳未満の若者と同様に女性が中東の水ギセル、又は Narguileh を Tehran のレストラン及びカフェで吸うことを禁止した。」(2002 年 8 月 11 日、Reuters) [5ap] 2003 年の 1 月初旬に Tehran のサッカーチーム - Paykan - は、試合観戦のため女性にスタジアム入場許可し始めたと発表された。(Keesings, 2003 年 1 月) [17e]

23.18 2007 年 USSD 報告書によると：

「政府はほとんどの公共の空間での男女隔離を施行し、女性が未婚の男性又は親戚ではない男性と公然の場で混在することを禁止した。女性は公共のバスでは指定された部分に乗り、公共の建物、大学及び空港へは分離された入り口から入らなくてはならない。」 [4t] (セクション 5) (しかし、BBC は 2002 年 11 月に 2002 年路上に出た初の女性バス運転手を報告した。[21be])

23.20 2007 年の USSD 報告書が付け加えるところによれば、

「通年、政府は「非イスラム教の服装」又は「不完全なヒジャーブ」の取り締まりを強化した。6 月に警察本部長補佐官 Hossein Zolfaghri のによると、政府は男性及び女性に対して、全体で 2265 件をイスラム教の服装規定に不従順である罪での裁判のため判事へ起訴した。国内報道によると、通年政府は 527,000 人を超える人々に警告をし、20,000 人を超える人々を逮捕し、次いで条件付きで釈放した。警察は、これらの例で暴力を行ったことを否定しているが、暴力が行われた報告が存在する...」 [4t] (セクション 1f)

23.21 2008 年 USSD 報告書が述べるところによれば、



「政府は医療を含むほとんどの公共の空間での男女隔離を施行し、女性が未婚の男性又は親戚ではない男性と公然の場で混在することを禁止した。女性は公共のバスでは指定された部分に乗り、公共の建物、大学及び空港へは分離された入り口から入らなくてはならない。」 [4a] (セクション 5)

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 婚姻

23.22 2008 年 USSD 報告書は、「政府はイスラム教徒の女性と非イスラム教徒の男性の婚姻又はバハーイ教徒の婚姻を認めていない」と述べた。 [4a] (セクション 5)

23.23 2008 年の USSD 報告書によると：

「15 歳の男性は両親の同意なしに結婚することができるが、法律は、たとえ 18 歳以上であっても処女の女性は父親又は祖父の婚姻の同意或いは、裁判所の許可が必要であると述べている。簡素な宗教的儀式及び結婚の条件の概要を述べる民事契約の後、女性は男性イスラム教徒の妻になることができるとしたシーア派習慣法を基に、国のイスラム法において男性は 4 人までの妻を持つことと、**sigheh** での無制限の数の婚姻を許可している。このような妻たちは伝統的な婚姻と関連する権利を許されていない。政府はイスラム教徒の女性と非イスラム教徒の男性の婚姻又はバハーイ教徒の婚姻を認めていない。」 [4a] (セクション 5) 一時的な婚姻を参照のこと。

23.24 2008 年 6 月 10 日付 BBC News 記事は、婚姻はいくつかの地域では経済的困難にもかかわらず職務要件であり、多くの人々に結婚を延期させていると報告した。 [21f]

## ‘Sigheh’ 又は一時的な婚姻

23.25 2007 年 6 月 4 日付 *Guardian* の記事が述べるところによれば、「夫婦が数分間から 99 年間存続する結婚を確立するのを許可する **sigheh** の慣習がイスラム教シーア派の下、許可されているが、イラクにおける悪用に例えられてきている...**sigheh** の子供は嫡出として分類される。」 [16j]

23.26 2007 年 6 月 26 日付 An Inter Press News Agency の記事が一時的な婚姻を以下の言葉で説明するところによれば、

「主としてシーア派によって行われており、大半のスニ派では禁止されている一時的な婚姻の下では、男性が持つことができる一時的な妻の数についての制限は存在しない。スニ派の社会と違い、複数の恒久の妻を持つことはイラン人シーア派の間ではきわめてまれである。一時的な婚姻は、証人を確保すること、又はいずれかに登録することを必要としないが、公証をもって婚姻を登録することはいつでも可能である。」

「関与する当事者間の単なる同意及びアラビア語又は彼ら自身の言語でいくつかの文を述べることで一時的な婚姻がなされるには十分である。その



言葉が終わる前であっても、妻の同意なしに、夫は望めばいつでも婚姻を解除する執行権を持っている。」

「イランでの既婚男性及びよりまれに独人男性により広く行われている一時的な婚姻は、非常に敬虔な社会の間でも、伝統的なイラン社会によって、主に軽蔑されている。ほぼ全ての事例において、一時的な婚姻をする女性は離婚者又は未亡人である。処女の女性はこのような婚姻をするために父又は祖父の許可が必要であり、若い未婚女性が関連する一時的な婚姻は極度に貧しい人々の間を除いてきわめてまれである」

「通常の婚姻と異なり、一時的な婚姻は任意の財政的義務が男性には発生しない。男性は、婚姻中に求められた時又は終焉の時に、女性に結婚持参金として同意した金額を支払う義務を負うのみである。」 [100a]

- 23.27 2005 年 1 月 28 日に、2005 年 3 月改訂「イランの年譜」において UNHCR Ankara Country of Origin Information team によって以下のことが報告された。児童の権利に関する UN 委員会は、

「...イランの成年年齢は、少年は 15 歳、少女は 9 歳であり、これらの年齢を過ぎると【児童たちは】協定によって保護されない事実について深い懸念を表明した。また、この事が「強制的な」、早期の及び一時的な婚姻」に結果的になり得る」と委員会は述べた。[3k]

- 23.28 2007 年の USSD 報告書が述べるところによれば、

「簡素な宗教的儀式及び結婚の条件の概要を述べる市民契約の後、女性は男性イスラム教徒の妻になることができるとしたシーア派習慣法に準拠する、国のイスラム法において男性は 4 人までの妻を持つことと、無制限の数の婚姻(sigheh)を許可している。一時的な婚姻は任意の期間、継続することができ、時折売春によって利用される。当該の妻たちは伝統的な婚姻に関連する権利を許されていない。」 [4t] (セクション 5)

- 23.29 2008 年の USSD 報告書が述べるところによれば、

「売春は違法であるが、「sigheh」又は一時的な婚姻の合法的隠れ蓑の下で行われている。国際的な報道機関は売春を横行する課題として報告した。この問題は厳しい経済状況並びに、薬物使用者数及び家出児童数の増加によって一層悪化しているようである。3 月に Tehran 警察本部長の Reza Zarei は強制調査中に売春宿で発見された後、当局は彼を逮捕した。」 [4a] (セクション 5)

目次に戻る  
出典リストへ

## Mehriyeh

- 23.30 2004 年 10 月 28 日付 Austrian Centre for Country of Origin and Asylum Research and Documentation (ACCORD) による情報要求に対する応答は、mehriyeh の異型を Mahr / Mehr / Mehryeh / Mahrieh and Mahriyeh と列挙した。[133a]

- 23.31 同一の情報源は夫が結婚持参金を妻に支払うことを除いて、**mehriyeh** は結婚持参金と同様であると述べた。金は婚姻の間、いつでもそれを要求できる妻が所有するものであり、夫は支払わなくてはならない、又は禁固刑を言い渡されることになる。(2004 年 10 月 28 日、ACCORD) [133a]
- 23.32 B. Bagheri による「Tehrani の結婚式」の記事によると、：
- 「合意されるべき最も重要な詳細の 1 つは、「**mehriyeh**」を定めることである。これは離婚という不幸な場合に、将来の夫が妻に支払わなくては金銭上の賠償の金額である。**Mehriyeh** は離婚後に限定的な選択肢が存在する社会において女性にとってはかなり有効的な保険契約であることが判明した。**mehriyeh** の金額を定める過程は時折、大きな議論的、及び事務務的な交渉になり、時には一方(又は両方)が全ての中止を要求することにもなる。多くの上流社会及び近代的なイラン人の家族にとっては、高額な **mehriyeh** はステータスシンボルであるが、多くの敬虔で保守的な家族、並びに知識階級層は、**mehriyeh** をほんの名ばかりの小額又は聖典 **Ghoraan** (イスラム教の聖典 **Qoran**) の単なる模倣及び何粒かのイランクリスタル氷砂糖にすることで新たな婚姻が将来変わらないものであるという確信及び信条を表現する。砂糖は婚姻から意図され探求される甘味及び喜びを象徴するものである。」 [51]
- 23.33 1998 年 5 月 17 日付 **Sunday Times** において、イランの 1979 年の革命以降、イスラム指導者たちは大衆に子供を産み 20000 万人の軍隊を作るよう述べたと報告された。人口はその後 1 年につき 4 パーセントまで増大した。しかし、現在聖職者は **Koran** からの教義を基に避妊の概念を支持し、人口増加率は半減した。 [15a]
- 目次に戻る  
出典リストへ
- 姦通
- 23.34 1995 年の CIRB 報告書によると、1995 年 11 月に、**Majlis** によって採用されたイスラム刑法に基づいて、姦通罪が発覚されたもの(「証明責任」、すなわち、4 人の公正な男性、或いは 3 人の公正な男性及び 2 人の公正な女性の告白又は証言のいずれかによるこれは、さらに詳細に[50]で概要を述べられる)は、石打の刑執行を受けやすいことが判明した。夫が妻の姦通行為を発見した場合、夫は妻及びその相手を、法的責任を負うことなく殺害することができるが、他の女性と共にした夫を発見した妻は同様の権利を有していない。 [2b] 近年何件かの姦通罪による死刑執行の報告がある。(2008、FH) [112c] 2002 年 12 月 27 日の **BBC News** 報告によると、姦通罪の処刑のような石打の刑の一時凍結がなされるだろうと発表された。 [21ay] しかし、2007 年の **USSD** 報告書によると、石打の刑は依然として法的な処刑形態のままである。裁判の一時凍結が施行中であるにもかかわらず、通年石打の刑判決の報告事例が存在した。 [4t] (セクション 1a)
- 23.35 2007 年の **USSD** 報告書が述べるところによれば、

「死刑法は姦通罪の既決囚の石打の刑についての条項を含んでいるが、判事は 2002 年に当該判決を下すのを中止するよう指示された。通年、司法当局は Jafar Kiani という一人の男性に判決を実行した。権利団体は、国内には一大半が女性の一少なくとも 9 人が石打の刑を宣告されたままであると報告した。また、男性は、もし妻が同意の相手であると確証した場合、姦通の行為で捕まえた妻の殺害について罪を逃れることができるが、同様の規則は女性には適用されない。」

「7 月 5 日に、Chief Ayatollah Shahrudi 裁判官によって導入され施行中であった 2002 年の一時凍結を否定して、Qazvin 州の裁判官は Jafar Kiani に石打の刑を実施した。...9 月 30 日に、Khamenei 最高指導者によって任命された Human Rights Committee 長官 Mohammad Javad Larijani は、石打の刑を「裁判上の間違い」と呼んだが石打の刑の実施は拷問でも不均衡な処刑でもないという彼の見解を述べた。」 [4t] (セクション 1a)

### 23.36 2008 年の USSD 報告書が述べるところによれば、

「男性は妻が同意している相手であると確信している場合、姦通の行為で捕まえた妻の殺害について刑罰を免れることができるが、同様の規則は姦通を犯した夫を持つ女性には適用されない。女性は時折、姦通罪等の罪について死刑を含む不均衡な刑罰を受ける。法律は、石打の刑の犠牲者が脱走した時、放免を許されると規定しているが、男性は腰まで埋められるのに対して女性は首まで埋められるので、女性にとって脱走はより困難である。」 [4a] (セクション 5)

### 23.37 2008 年 2 月 8 日付 *Daily Mail* の記事によると、未婚の姦通罪を犯した者について刑罰は、死罪ではなく 100 回の鞭打の刑である。 [124a]

### 23.38 1998 年 5 月 8 日の CIRB 報告書によると、既婚者を姦通罪に誘惑しようとした時の処罰は判事の分別により鞭打の刑から死刑にまで及ぶ。当該行為の誘いを拒んだ既婚者は法的責任(通常は鞭打の刑)及び社会追放を課されることはない。 [21]

目次に戻る  
出典リストへ

## 離婚

### 23.39 CIRB 報告書「イラン・イスラム共和国の女性(1994 年 6 月)」によると、離婚は恒久の婚姻にのみ適用される。妻が離婚に同意しない場合、離婚を望む夫は離婚登録するために裁判所の許可を要求されるが、登録は裁判により阻止することはできず、遅らせることのみできる。夫は妻との離婚の理由を挙げることを要求されない。女性が離婚できる条件は婚姻した年及び結婚した時に施行されていた法律による。 [2d] 2002 年 12 月に BBC News は護憲評議会は 12 の特定の理由、例えば麻薬常用癖、禁固刑、感情的な不一致で、離婚を要求する権利を女性に与える法案[21bf]を承認したが、—これは完全な平等な権利を制定するものではないと報告した。特に農村地域では離婚女性は、自らが社会的に孤立していると感じ、財政的な困難に直面しうると報告した。(1999 年 2 月、EU Council) [19a] (19 頁)

23.40 2008 年の USSD 報告書が述べてところによれば、「夫が権利を認める契約書に署名した場合、彼の家族を扶養できない場合、或いは薬物中毒者、精神障害者、又は性的不能者である場合のみ、女性は離婚する権利を有する。夫は妻との離婚の理由を挙げることを要求されない。」 [4a] (セクション 5)

23.41 UNHCR は、2005 年 8 月の「2005 年 4 月のイラン国別報告書に関するコメント」の中で、恒久の婚姻における婚姻の取り消しと離婚の法律上の違いに関連する法的規定について以下のように詳説した。

「イラン・イスラム共和国の民法は恒久の婚姻の解消に係る婚姻の取り消しと離婚を区別した(第 1120 条)。他方が「発狂した」と証明される場合、夫婦のどちらか一方によって恒久の婚姻は取り消すことができる(第 1121 条)。女性は男性の以下の「欠点」、去勢、(婚姻が完成されないと規定された)性的不能、及び「夫の義務」が行えない程の男性生殖器官の切断、を根拠に婚姻を取り消す権利が与えられている(第 1122 条)。」

「男性は以下の欠点、子宮の突出、黒らい、らい病、膣と肛門との通路の結合、肢体不具であること並びに両目が盲目であることを根拠に婚姻を取り消す権利が与えられている(第 1123 条)。しかし、当該欠点は、以下に指定する場合を除いて、結婚の時点で存在しており、他の当事者が、結婚を取り消す理由として、当該「欠点」を挙げることを彼らに知らせていないものとする。婚姻の式前に当事者一方が他の当事者の「欠点」を認識している場合、彼又は彼女は当該「欠点」を根拠に婚姻を取り消す権利を失う。(第 1124-1126 条) 女性は、例え「精神異常」又は「性的不能」の状況が婚姻後、夫に起こった場合でも、当該根拠により婚姻を取り消す権利が与えられている。(第 1126 条) 婚姻の取り消しは離婚に規定された手続きに従う必要はない...。(第 1132 条) (4 頁)」

「婚姻を行った後、夫が性病を患った場合のための特定の規則が定められており、そのような場合には、扶養 (nafaqa) についての権利が継続している間夫との性行為を拒否する権利が妻に与えられている。(第 1127 条)」

「イランの民法によると、妻との離婚は夫が執行権を持ち、「男性は彼がそうしたいと望めばいつでも妻と離婚できる」(第 1133 条)」

「夫が妻の扶養費の支払いを拒否した場合、又は支払いできない場合、及び裁判所命令によるこのような費用の支払いの実施ができない場合、妻は離婚を要求することができる。このような場合、裁判官は夫を強制的に妻と離婚させることになる。(第 1129 条)」

「また、「婚姻の継続は困難で望ましくない状況の原因となることが裁判所に証明された時」、妻も離婚を求めることができる。当該場合において、裁判官は強制的に夫を妻と離婚させることができる。これが困難だと判明した場合は、裁判官は裁判所命令により夫婦を離婚させることができる。(第 1131 条)」 [3h] (5 頁)

23.42 2007 年の USSD 報告書によると、



広範に使用される模範の婚姻契約は、慣習により男性に与えられた特権を制限し、イスラム法の伝統的な解釈は、婚姻中に夫婦が取得した財産の分配の権利及びさらなる離婚手当についての離婚女性の権利を承認した。」

[4t] (セクション 5)

- 23.43 2006 年 3 月 21 日付イラン・イスラム共和国への派遣 (2005 年 7 月 19 - 31 日) においての十分な生活水準についての権利の構成要素としての十分な住居に関する特別報告者の報告書の中で、離婚及び財産についての状況は以下の様に詳説された。

「離婚の場合、男性が彼自身の意思とは別に特定の弁明のない下、離婚を申請した場合のみ、夫婦の財産は夫婦間で均等に分割される。彼が離婚の任意の法的な弁明を述べた場合、妻は財産の分配の権利を失う。家庭内暴力の事例であっても、妻が家を出た場合、これは住宅の放棄と考えられ、夫が離婚を申請しようと決心した場合、彼女の意思に反して使用され得る。」 [10ac] (21 頁)

- 23.44 離婚の時、女性が、養育件を取得するための 1998 年 11 月に通過した法律の下に、配偶者は不適當な父親であると証明し、適用されない場合、父親は伝統的に合法的な児童の養育権を有する。(1994 年 6 月、CIRB) [2d], [4t] (セクション 5) (1998 年 1 月 28 日、UN) [10b] Payvand News は 2003 年 2 月 8 日に調停役の最高評議会 が 7 歳までの児童の養育権を離婚したイラン人女性に承認することに合意した。イスラム教シーア派の法律に反するという理由で護憲者評議会により 2 度にわたり法案が打ち消された後、最高評議会 は国会に賛成した。離婚女性はすでに 7 歳までの娘の養育権を所有しており、新たな法律は同様の権利を男児に取り入れたものである。[53f]

- 23.45 2008 年の USSD 報告書が述べるところによれば、

「イスラム法の伝統的な解釈は離婚女性の分割した財産の一部についての権利及び離婚手当金についての権利を承認している。法律は離婚女性に 7 歳までの児童の養育権の優先を与えているが、再婚する離婚女性は児童の父親に養育権を与えることが強制されている。(父親が児童の面倒をみるのに不適當だと証明される場合を除いて)児童が 7 歳になった後、父親は養育権を得る。裁判所は異議が唱えられた場合には、養育権を決定する。」

[4a] (セクション 5)

- 23.46 UNHCR は、2005 年 8 月の「2005 年 4 月のイラン国別実態調査報告書に関するコメント」の中で、児童の養育権に関連する法的規定について以下のように詳説した。

「イランの民法によると、児童の養育権は父親が所有する。婚姻の取り消し又は父親の死亡の場合、「児童の人生の最初の 2 年間、母親が児童の養育権の優先を有するとするが、その後は児童が女兒でない場合、及び女兒である場合は 7 歳になった後は、父親が養育権を有する。」(第 1169 条)

「2003 年 11 月の法律の修正では、7 歳までの男児の養育権を保有することを母親に許可することを含めて、母親の養育権が拡大された。(2003 年 11 月 29 日、IRNA、イランの母親がより良好な養育権を獲得する) 母親は「精神障害」になった時、又は別の男性と結婚した時、児童に対する養育



権を失効する[原文では **looses** と記載されているが、**loses** の誤りと思われる]。

「しかし、母親は財政的に児童を扶養できると証明できない場合、児童の養育権を失効[原文では **looses** と記載されているが、**loses** の誤りと思われる]し得る。(2002 年 3 月、**Asylum Aid**、難民女性及び家庭内暴力：国別研究—イラン、24–25 頁). イランの家庭内暴力に関する **Asylum Aid** による報告書によると、

「従って、女性が子供を養育できる可能性は彼女の財政的な地位によってのみ決定されるものでなく、養育権を破棄する夫の同意によっても決定される。家庭内暴力の場合、この種の任意の承認は取得が困難になる可能性がある。(2002 年 3 月、**Asylum Aid**, p25).」 [3h] (頁 5)

- 23.47 報告書は、保護と後見の違いを強調するために、以下のことを付け加えている。

「イランの民法は保護と後見とを区別している。例え養育権が母親にある時も、「自然の」後見は父親(又は父方の祖父)に存続する。従って、児童が母親の養育にされていも、母親は児童の父親の許可なしでイラン国外に旅行できない。」(2001 年 6 月、第 7 回 欧州出身国情報セミナー、イラン国別報告書、**ACCORD**)[3h] (5 頁)

- 23.48 1998 年の 7 月の **CIRB** 報告書によると、離婚女性の立場及び離婚後のさらなる結婚は、**Ershad**(文化イスラーム指導省)に提起される「不道徳なふるまい」及び「姦通」のおそれについての告発を伴い得る。[2m]

- 23.49 **Los Angeles Times** の 2002 年 7 月の報告書によると、死刑に処罰され得る夫殺害の現象は男性支配の社会において上昇傾向である。その他、虐待及び制限的な離婚法が要因として挙げられる。[128a]

目次に戻る  
出典リストへ

## 服装規定

- 23.50 イランの刑罰の法律によってイランの女性は「公共でのイスラム教の服装」を着用することが要求され、(2007 年 9 月 14 日、米国、2005 年 4 月デンマーク 12) また従って、髪及び首を完全に覆い、体の線を見せない着衣を着用しなくてははいけない。(同書、2006 年 4 月 18 日、**Reuters**). 男性は半ズボンを着用してはいけなく、女性は髪又は足首を見せてはいけない。(2006 年 4 月 19 日、**RFE/RL**). 情報源は、服装規定の違反は、色のついたスカーフ又はぴったりした上着の着用、男性の「西洋の」髪型(2007 年 5 月 2 日、**RFE/RL** )、女性のゆったりとしたスカーフ又は肌を露出する短いズボンの着用(2006 年 4 月 20 日 **Guardian** 情報源、2006 年 4 月 21 日 **BBC**)並びに女性の化粧(2007 年 3 月 6 日、米国、セクション 1c)」(2008 年 1 月 10 日、**CIRB**)を含むと記述した [2ag]

- 23.51 「デンマーク 移民局 の報告書によると、イランの服装規定の法基準は「公共の場でイスラム教の衣類を着用しない女性は 2 日間から 2 カ月間の禁固

又は罰金の判決が下されるものとする」と規定する刑罰規定において見られる。」(2005 年 4 月デンマーク、12)他の情報源は服装規定を違反した人々は「服装規定に違反しないと誓約する陳述」に署名しなくていけないと述べている。(2007 年 5 月 RFE/RL) 又は、鞭打の刑 (2006 年 4 月 18 日 Reuters) 「及び／又は」罰金刑を (2006 年 4 月 18 日 Reuters) ...受ける可能性がある。」(2008 年 1 月 10 日、CIRB) [2ag]

23.52 「デンマーク移民局はイランの外務省の領事館長官が「服装規定はもはや厳格に施行されないと報告した」が、いくつかの他の情報源は、2006 年 4 月以来イスラム教の服装に関する規則の施行が前年より「より厳格である」として記述していると述べている。いくつかの情報源は夏季に先立つ取締まりは一般的であると指摘するが、それとはやや対照的に、最近の報告書は取締りが冬季にまで継続されてきたと指摘している。報告書は Tehran の警察が「乱れがある見なされる冬季服装」を標的にしており、当局は服装規定を施行する「冬季取締りを発令した」と指摘した。(2008 年 1 月 10 日、CIRB) [2ag]

23.53 2008 年 1 月 10 日付 CIRB 情報要求が付け加えられるところによれば、

「施行は、「不適切」な服装をした女性を乗せたタクシー事業団及び運転手、(2006 年 4 月 20 日、Guardian), 特定の種類の衣類を販売する商店 (2007 年 5 月 2 日 RFE/RL)並びに「西洋の髪型」を提供したり、まゆげの入れ墨を入れたり、及び男性のまゆげを抜く美容師の処罰を含む。」(2007 年 8 月 25 日 Guardian、2007 年 5 月 20 日、Reuters).

「2 つの情報源によると、新たな警察官が服装規定を施行するために任命された。(2006 年 4 月 19 日 RFE/RL、2006 年 4 月 21 日 BBC ). HRW は Basij militia 「政府の有志の準軍事的部隊」は「道徳運動」を施行することに関与していると報告している。(2007 年 5 月 17 日)Guardian は「事業を管理するための警察団体」である、Amaken-e Omoomi は理容師及び美容師を取り締まる責任があると報告している。」(2007 年 4 月 25 日).” [2ag]

23.54 2007 年 11 月 12 日の BBC 報告によると、イランの新聞は化粧をすること及びスカーフの代わりに帽子に被ることを含む、警察が標的にしている道徳的悪習のリストを出版した。また、警察は「退廃的な」映画、薬物及び酒を抑制することになると発言している。この年は少なくとも最近の 10 年間で、非イスラム教的ふるまい及び不適切なイスラム教の服装についての当局による最も過酷な厳しい取り締まりのあった一年であった。[21z]

23.55 2008 年の USSD 報告書によると、

「刑法は女性が公共の場に適切なイスラム教の覆い(hijab)をせずに現れた場合、彼女は鞭打の刑及び／又は罰金刑が下される。しかし、適切な hijab 又は処罰の明確な法的定義が存在しないため、女性は規律強化部隊又は裁判官の意向によって処罰される。報道又は映画における覆いをしない又は不謹慎な服装の女性の写真又は映像はたいていコンピュータで修正された。」 [4a] (セクション 5)

目次に戻る

出典リストへ

## 職場における女性

- 23.56 女性の職業の選択は、家族の利益に反すると考えた場合は妻の労働を阻むことができる夫によって決定されるが、彼は特別民事裁判所にこれを証明しなくてはならない (1994 年 6 月、CIRB) [2d] (2001 年 6 月、UNHCR) [3c] (2008 年 2 月 19 日、BBC News) [21cz] 女性労働者は特に確立した文化的態度の結果として、職場で困難を被り易い。(2003 年 8 月 2 日、BBC News) [21bq]
- 23.57 2003 年 10 月、改革以来初めて、200 人を超える女性警官が 1999 年以来訓練を積んできた Tehran の Kotar 連合体から卒業した。17 歳から 25 歳の彼らは柔道、フェンシング、小火器の使い方及び地雷の埋め方を含む徹底的な軍隊過程を受けた。(2003 年 10 月 4 日、BBC News) [21by]
- 23.58 2007 年 9 月の Center for Iranian Studies (CIS) 報告書において、以下の事が述べられている。
- 「...女性は政府の作業要員のほんの 14 パーセントを構成し、彼らは政権のたいてい熱心な支持者であり、時折は支配的中枢にいるものの親戚である....。イラン女性は中東において最も高度教育を受けているが、失業率は全体の 13 パーセントであり、女性の間では 22 パーセントを超えて、特に高い。」 [94a]
- 23.59 しかし、2008 年 1 月 2 日付 *Guardian* の記事が述べるところによれば、。
- 「University of Cologne のイスラム教の専門家である、Katajun Amirpur は、イランは依然として「少女は 9 歳で婚姻することができ、女性は婚前交渉の罪で処刑される可能性があり、裁判官又は大統領になることができず、サッカー場への入場を禁止されており、チャードルの着用が義務である」社会である、と指摘している。」
- 「同時に、作業要員の 3 分の 1 は女性であり、3 分の 2 の生徒は女性であり、女性の国会議員、医師、市長、警官、タクシー運転手が存在する。空手は最も人気のある女性のスポーツであり、97%の女性が読み書きできる。現実には、女性はひとときわ自信を持ったイラン社会のメンバーである。」 [16i]

## 教育

- 23.60 2008 年の USSD 報告書が述べるところによれば、
- 「女性は初等教育及び高等教育を受ける権利を有する。報告によると、大学生の 65%が女性であるが、政府は薬学及び工学技術の様な特定の分野での女性の大学入学許可を制限する割当の使用を認めた。また、社会的及び法律的抑制は彼らの専門的機會を制限した。女性は議会、市議会、警察官、消防士を含む、多くの分野の労働人口の中で表される。a World Economic Forum 報告書によると、男性の失業率が 10 パーセントであるのに対して、女性は 17 パーセントである。女性は大統領又は特定の種類の裁判官になる

ことはできない。女性は判決を下す権限のない顧問及び調査判事になることはできる。[4a] (セクション 5)

児童、教育を参照のこと。

目次に戻る  
出典リストへ

## 女性に対する暴力

- 23.61 2008 年の USSD 報告書によると、2 人の女性の証言は 1 人の男性のものに等しい。女性の殺害被害者の家族に支払われる賠償金は男性の場合に対して支払われる金額の半分である。[4a] (セクション 5) 女性の殺害被害者の家族に支払われる「賠償金」は男性の場合に対して支払われる金額の半分であり、たとえ「賠償金」をイスラム教及び非イスラム教徒の間で平等にするとする Majlis により通過された新たな法案が護憲評議会で承認されても、存続されることになる。2003 年 12 月 27 日に、法案が最高評議会によって承認された。(2003 年 12 月 29 日、Payvand News) [53b] 2007 年の USSD 報告書によると、全ての女性並びにバハーイー教徒の男性及び Sabean-Mandean 教の男性は改正された法律から除外されたままである。[4t] (セクション 2c)

- 23.62 2005 年 8 月の「2005 年の 4 月のイラン国別報告書に関するコメント」において、UNHCR が報告するところによれば、

「女性に対する暴力に対する UN 特別報告者、Yakin Erturk はイラン政府が女性に対する暴力を排除することになる人権を促進及び保護する国家行動計画を採択したと主張した。いくらか前進は見られたものの、イラン女性は家族内外で依然暴力に直面し、差別的な法律及び不公平な裁判体系によって彼らの権利を防ぐことが妨げられている、と Erturk は発言した。「差別的な法律及び 司法行政における機能不全は、結果として犯罪者を免罪し、女性に対する差別及び暴力を永続させている」と彼女は述べた。Erturk は、政府許可を受けたスイス訪問の後、3 月及び 4 月に Geneva で例年 6 週間、開催される、国連の Human Rights Commission のための仮報告書の中で批判を発した。」[3h] (3 頁)

「彼女は、「女性の人権擁護者を含む、政治的意見に対する逮捕及び「道徳的な違反」の罪での逮捕の横行、並びに公平な裁判を確保する保証条項を施行するための裁判システムの不履行によって苦しめられている」と発言した。また、Erturk は女性の権利を促進し、「女性に対する暴力を防止するための活動に従事する」行動的な女性法律家、ジャーナリスト及び学者の存在する市民社会の出現を見てきた。しかし、彼女は、「家族において女性は現行の法律が保護をほとんどしない身体的、性的及び精神的暴力に直面しているが、離婚及び児童の養育権は虐待された妻が取得するのは困難である。より広範な地域社会においては強姦罪の被害者は司法権を利用するには多くの障害に直面する。」と発言した。「女性は強姦罪を証明し損ねた場合姦通罪での処刑のリスクを負っていて、自己防衛で強姦罪したものを殺害した罪は死刑になり得る。(2005 年 2 月 8 日、Reuters, U.N. 専門家は女性の権利についてイランを非難している。死刑執行)」[3h] (4 頁)



- 23.63 「2006 年 1 月 27 日付イラン使節団の報告書における女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者によると、

「イランでは女性に対する暴力は性別間差別において認められていないが、以下 2 つの要因によって是認され永続させられる。(a) 男性優位の観念を根拠とする家長の価値及び姿勢、並びに (b) イスラム教法典の性的に偏った、強硬路線の解釈を根拠とする国家が促進する制度的構造。前者は普遍的及び歴史的に根拠を有する現象であるが、後者はイラン特有であって、国のジェンダー政治及び政策に根拠を置く。しかし、双方の要因は男性に公的な権限を与える法及び慣例を有する、男性支配の社会を象徴する。国家のジェンダー議論を指示する政府の政治理念は、イスラム共和国の女性が名誉と与えられるべき尊厳を有している[原文では **with** と記載されているが、**to** の誤りと思われる]ことを前提に基づいているが、この政治理念こそが女性軽視を合理化させ、彼女たちを差別させ、暴力の標的にさせている。さらに、それが抵抗を鎮圧させ、服従を強制する手段になっている。」

「個人的な意見並びに制度上の構造を形成するイスラム法の読会において高位聖職者は、保守的で性的に偏った解釈をする傾向がある。」

「これは政治的領域での強硬派と改革主義者の間での議論の分裂のようになってきた。第 6 回 **Majlis** は報告によると、イランのジェンダーの改革主義政治家の意見表明の転換点であった。この過程の中で...いくつかの肯定的な変化が法律及び司法行政において起きた。しかし、個人的範囲及び公共の範囲での女性の暴力への脆弱性を促進する性的に偏った条項及び慣例が依然として、標準的である。」 [10ad] (10 頁)

- 23.64 2008 年の USSD 報告書が述べるところによれば、

「強姦罪は違法であって、厳格な処罰の対象であるが、課題である。夫婦間での強姦罪は違法ではない。」

「配偶者虐待及び女性に対する暴力が起きた。2005 年のデータを使用した通年公表されている研究によると、調査年にわたり 27 パーセントの女性が身体的に虐待されていると報告した。家族における虐待は個人的問題と考えられ、公共で議論されることはあまりないが、この態度を変化させようとする努力が存在した。家庭内暴力は特に法律によって禁止されていないが、いくつかの民間のなシェルター及びホットラインが被害者を支援するために存在した。...国のセクシャルハラスメントの蔓延についての信頼性の高いデータは不足しているが、報道は望まない身体的契約及び言葉による嫌がらせが起きていると指摘した。男性と女性の間での身体的契約の状況におけるセクシャルハラスメントに取り組む法律が存在する。6 月に **Zanjan** の数千人の大学生が、大学職員による生徒のセクシャルハラスメントの主張を受けて異議を申し立てた。」 [4e] (セクション 2c)

### 女性の権利組織に対する政府の鎮圧

- 23.65 2007 年の USSD 報告書によると、女性の NGO の数は報告によると過去 10 年間にわたり約 130 から 450 に増大した [4t] (セクション 5)



- 23.66 2008 年 2 月 28 日付 An Amnesty International 報告書が述べるところによれば、。

「2007 年 4 月、Minister of Intelligence の Gholam Hossein Eje'i 大臣は、公然と女性の権利運動はイスラム共和国の「軟弱な転覆」を引き起こすための敵意のある陰謀の一部であると非難し、一女性の権利擁護者を厳しく退けると訓令した。それ以降、オランダの組織 Hivos の様な国際的な寄贈者からの支援を受ける女性権利団体及び他の NGO は閉鎖させられ、指導者及び職員はイランの治安当局に彼らの仕事や財政的な事情の質問を受けている。」 [9aah]

- 23.67 2008 年世界報告書における Human Rights Watch が述べるところによれば、「政府は女性の暴力被害者へ法的及び社会的支援を提供する非政府組織である。Rahi Institution の事務所を閉鎖した。」 [8ai]

- 23.68 Foreign and Commonwealth Office (FCO) の 2008 年の人権報告書が述べるところによれば、

「我々は、イランの性に基づいた差別を是正する運動を平和的に行っている、女性権利擁護者への拡大する抑制に憂慮している。女性の権利を求める運動をしているクルド人女性の Negin Sheykholeslami は 10 月から拘束され治療を拒否されていることが最近になって明らかになった。(イランで 100 万の署名を集め女性に対する法的な差別の終焉を要求する) Campaign for Equality に合意した多くの女性が「国家安全保障に反する行動」及び「体制に対する宣伝活動」の罪で嫌がらせに遭い、逮捕されている。2008 年末に幾人かの運動活動家が告訴又は裁判なしに拘束されたままであった。Esha Momeni という生徒は、彼女の論文で運動している活動家を詳細に記録したことで国家安全保障局に逮捕されていたことが最近、明らかになった。」 [26b] (143 頁)

- 23.69 2008 年 10 月 29 日付記事で、Human Rights Watch が述べるところによれば、「...裁判官は過去 3 年間にわたって 100 人を超える女性権利活動家を起訴し、特に One Million Signatures Campaign for Equality に関与した多くの他の女性権利活動家を継続的に拘束、威嚇し、旅行を禁じている。」 [8d]

- 23.70 2008 年 11 月 27 日付 UN News Centre の記事は、「女性の権利擁護者たちは非暴力的な活動の過程で嫌がらせ及び威嚇を含む、連続的な困難状況に直面していると、共同声明において 2 つの UN 特別報告者は発言している。「平和的なデモ参加者が逮捕され、拘束され、彼らの多くに下された禁固刑によって虐げられている。」と報告した。 [10e]

- 23.71 2008 年 9 月 3 日に Radio Free Europe / Radio Liberty が報告することによると、

「活動家は、2006 年に [One Million Signatures campaign] が開始されて以来、ほぼ 50 人(の女性権利活動家)が拘束されている、と発言しており、これを西洋の外交官は紛争のより広域な取り締まりの一部であるとみている。」 [42c]

- 23.72 2008 年 10 月 28 日付記事で Human Rights Watch が述べるところによれば、

「...裁判官は過去 3 年間にわたって 100 人を超える女性権利活動家を起訴し、特に **One Million Signatures Campaign for Equality** に関与した多くの他の女性権利活動家を継続的に拘束、威嚇し、旅行を禁じている。草の根運動は、女性に対する差別を是認している法律を撤廃するために、国中で 100 万人の署名を収集することでそれに対する理解を高めることを目的としている。」 [8d]

- 23.73 2008 年 9 月 19 日付記事において、人権のための International Federation が述べるところによれば、

「2008 年 9 月 2 日に、テヘラン革命裁判所は、2007 年 12 月に 1 日に逮捕し、それ以降 Evin 刑務所に拘束していた Ms. Parvin Ardalan, Ms. Nahid Keshavarz, Ms. Jelveh Javaheri 並びに 2007 年 11 月 18 日に逮捕し、それ以降 Evin 刑務所に拘束された Ms. Maryam Hosseinkhah は、イランの女性の権利を擁護する 2 つのオンライン、Zanestan 及び Tanir Bary Barbary に記事を書きこんだとして「国家に反した情報を発表した」罪で 6 カ月間の懲役刑の判決が下った。彼らは判決を上告した後、保釈された。」 [56a]

- 23.74 2008 年の USSD 報告書によると、政府は女性の権利を促進し、差別的な法の変更を要求する 2006 年に開始された「**One Million Signatures**」運動のメンバーに対してその抑圧活動を強化した。10 月 20 日に発表された報告書によると、UN 事務局長 Ban Ki-Moon は「女性の権利活動に対して前年のより厳格な取り締まり」について述べた。[4a] (セクション 5) されに述べるところによれば

「Parvin Ardalan、Nushin Ahmadi Khorasani 及び Sussan Tahmasebi を含む「**One Million Signatures**」運動の幾人かのメンバーが、執行猶予中であり、年末の外出禁止のままである。裁判所は国外旅行中にこれらの活動家と公然と話をした後、国内不在中に Fariba Davoudi に 1 年の禁固刑を判決した。」 [4a] (セクション 5)

目次に戻る  
出典リストへ

## 名誉の殺害

- 23.75 2005 年 8 月の「2005 年 4 月のイラン国別報告書のコメント」の中で UNHCR が論評するところによれば、

「名誉の犯罪がイランで起きていることが知られている。それはイラン民族よりも少数民族のアラブ人、クルド人及びアゼリ人の間で起こる。AFP 報告書によると、2003 年 3 月から 5 月の期間にわたって Khuzestan のみで「名誉の犯罪」の理由の下、家族によって、少なくとも 40 人の女性が殺害された。(2003 年 10 月 27 日、AFP,イランにおいて 2 カ月間で 40 を超える女性が名誉の殺害で殺された。)」「名誉の殺害」の危険に曝されている

女性に提案されている利用可能な保護形態の報告は存在しない。」 [3h] (4 頁)

23.75 2007 年の USSD 報告書が述べるところによれば、

「女性の問題に関する独立研究所 からの国に関する 2004 年報告書によると、名誉の殺害についての信用性のある統計データは存在しないが、西部及び南西部の州、特に Khuzestan 州 及び Elam 州において「過激な」名誉の殺害の証拠が存在した。犯罪者の処罰はたいてい短い禁固刑であった。」 [4t] (セクション 5)

23.76 2008 年の USSD 報告書が述べるところによれば、「通年の国内新聞に引用された警察によると、7 カ月間の間で 50 件もの名誉の殺害が報告されたが、公式な統計データは入手不可能である。犯罪者の処罰はたいてい短い禁固刑であった。」 [4a] (セクション 5)

23.77 2008 年 7 月の少数民族のクルド人に対する人権虐待についての Amnesty International 報告書は、「自己犠牲」は、クルド人居住地全体で起きている慣習であり、イランの他の地域より一般的である。いくつかの自殺と断言されたものは「名誉の」殺害を隠ぺいするために見せかけられたものであり得ると述べた。」 [9e]

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 健康及び福祉

### 人工中絶

23.78 2001 年 2 月の CIRB 報告書によると、人工中絶を行うことが合法である立場は法律上不明確であり、多くの医師は実施をしがらない。これは、地中海貧血症と診断された時の様に治療上必要である場合において、人工中絶を実施してもよいとする Ayatollah Ali Khamenei による fatwa とは無関係である。不法な人工中絶のクリニックが最近、起訴された。[2e]

23.79 2004 年 7 月 22 日の Feminist Majority Foundation からの報告書によると、

「火曜日(2004 年 7 月 20 日)にイラン議会は妊娠 4 か月目までの人工中絶を合法化する草案を承認した。法案によると、女性の生命が危機的である時及び／又は胎児が奇形である時のみ人工中絶を行うことができる。イランの Payvand News によると、また女性は人工中絶を受けるためには双方の両親からの同意が必要になることになる。法案草案が法律化するにはもう一つの議会投票がなお必要である。また、イランの保守的な護憲評議会が、条例全体を承認するように、法案も承認しなければ、それを法律化することはできない。1979 年のイスラム革命以来イランでは大半の理由での中絶は違法である。」 [73a]

23.80 2005 年 5 月 9 日付 Iran Focus News の報告書によると、

「イランの護憲評議会では、全ての法律制定を審査する強硬路線の団体が、限定な場合においての人工中絶を許可した非常に異議のある法律を却下し

てきた、と学生ニュース団体 ISNA は月曜日報告した。「知的又は肉体的ハンディキャップにより誕生後、両親に財政的負担を負わせる子供を中絶することは sharia(イスラム法)に反している。」との、国会の情報源を引用して、ISNA は発言した。イランの保守的で支配的な国会は先月(2005 年 4 月 12 日)—敬虔な生命の権利を要求する国会議員からの反対にあいながらも—胎児が知的又は身体的ハンディキャップを有し、家族に財政的な負担を負わせることになる場合、妊娠 4 カ月以内の人口中絶を許可することになると決定した。現在、妊娠により女性の生命が危機的であると証明された場合のみ、イランの女性は人工中絶の公式な許可を受けることができ、急速に発展したが、危険で不法な商売を生んでいる。地方の報道機関によると、毎年少なくとも 80,000 件の不法な人工中絶が行われているが、実際の数字はさらに高いだろうと信じる人もいる。現在、法律制定については修正のため国会に戻されることになるが、護憲評議会になお反対された場合、イランの最高仲裁機関の最高評議会が最終的な規則を作成することになる。」 [76c]

23.81 2005 年 4 月 12 日の BBC 報告書では、法案の下では双方の両親の同意を必要とするだけでなく、3 人に医師が、胎児が損傷を受けていると確認しなければいけないことになるだろうと述べている。この法案の下、例えば女性が強姦罪の結果として妊娠したとしても、彼女にはまだ中絶する権利がないことになる。既存の法律の下では、不法な人工中絶を行ったもの及び疑いのある女性は 3 年から 10 年の禁固刑を受ける可能性がある。 [21cs]

23.82 2005 年 5 月 9 日付 LifeSiteNews.com の記事は、「知的又は肉体的ハンディキャップにより誕生後、両親に財政的負担を負わせる子供を中絶することは sharia(イスラム法)に反している。」としてイランの護憲評議会は中絶制限を緩和する法案を却下したことを報告した。」 [57a]

医療上の問題も参照のこと。

目次に戻る  
出典リストへ

## 児童

### 概要

24.01 2009 年 2 月 25 日に公開された米国 State Department の人権実践国別報告書 2008(USSD 報告書 2008)が述べるところによれば、「児童の福祉を促進する政府の努力を評価する入手できる現行の情報がほとんど存在しない」。**[4a] (セクション 5)**

24.02 イランは児童の権利に関する UN 協定の調印国であるが、調印に際しても(「イラン・イスラム共和国は、イスラム教シーア派に不利になりうる条項及び規定を保留し、その批准に際して当該特定の宣言を行う権利を有する」)、批准に際しても(「イラン・イスラム共和国の政府は、イスラム法及び効力のある国際条例と相容れないいかなる規定又は条項も適用しない権利を確保する」)態度を保留している。イランを条約の精神に相容れないと考え、7 カ国の署名国がイランの保留に異議を唱えた。また、イランは武力抗争における児童の関与に関する任意の付随書にも署名していない。**[10ah]** 児童の権利についての委員会(CRC)へ提出された第 2 回定例報告書が、2005 年 1 月 20 日の第 30 回会議によって検討された時、彼らが認識するところによれば、

「児童労働の最悪の形態を禁止し、廃除のための迅速な行動に関する第 182 回 ILO 会議の締約国による 2002 年 6 月 8 日の批准を歓迎するが、委員会は、特にカーペット織りなどの伝統的な家業を含む、非公式なセクターでの児童労働に関与する、特に農村地域での 15 歳未満の非常に多くの児童への懸念を残した。また、委員会は、労働法の第 79 条は労働に従事できる最低年齢を 15 歳と定めているが、農業法を含む他の制定法では 12 歳と定めている、と述べている。」 **[10ag] (パラグラフ 68)**

24.03 2007 年 9 月 26 日にイランは、子どもの売買、子ども売買春および子どもポルノグラフィーに関する子どもの権利条約の選択議定書を批准したが、武力紛争への子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書には署名していない。**[10ah]**

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

### 基本的な法律情報

24.04 2002 年 1 月 16 日付 UN 報告書「イラン・イスラム共和国における人権状況」E/CN.4/2002/42によると、

「特別代表者は、報告によると聖書には児童及び犯罪法に関する 2 つの不愉快な条項が依然存在すると述べることになるだろう。1 つは犯罪責任年齢を結婚適齢期である、少女は(太陰暦による)9 歳で少年は(太陰暦による)15 歳と定めるものであり、このことは若者が成人の処刑を受けることを意味している。2 つ目は、被告が被害者の父親又は祖父でない場合、未成年者を殺害した成年者は死刑の対象になるが、父親及び祖父である場合、被告は diyah の支払いのみの対象になるとしている。特別代表者は、約定済みの新たな少年裁判法はこれ等の条項の両方を修正することになると期待してい



る。太陽暦は、太陰暦より 11 日長いため、これらの年齢に相当する英国人の年齢は、刑事責任の対象となるイラン人の年齢を下回ることもある。  
[132]」 [10p] (21 頁)

24.05 2005 年 3 月の UN 第 38 回会議 CRC 報告書が述べるところによれば、

「委員会は、15 歳から 18 歳の少年及び 9 歳から 18 歳の少女が協定の条項及び原則によって対象とされていないことを意味するため、成人年齢は、男子では 15 歳、そして女子では 9 歳の所定の思春期年齢に設定されていることに深い懸念を繰り返し示している。委員会は(少年は 15 歳のままであるのに対して)少女の婚姻年齢が 9 歳から 13 歳へ上昇したことを述べ、最小年齢がとても低いこと及び強制的な、早期の及び一時的な婚姻に関連する風習を深く懸念している。」 [10ag] (パラグラフ 22)

24.06 USSD 2008 が述べるところによれば、「法律は 13 歳未満の少女及び 15 歳未満の少年の婚姻には裁判所の承認を要求しているが、報告によると、農村部では多くの場合経済的理由により両親が子供を 10 代になる前に婚姻させることは珍しくない。」 [4a] (セクション 5)

24.07 Freedom House は、「投票はイランでは一般的であり、性別又は民族によって制限されていない。投票できる最低年齢は、長年の間わずか 15 歳であったが、2007 年 1 月に 18 歳に引き上げられた。」と述べた。 [112a]

24.08 2008 年 CIA ワールドブックは兵役の年齢及び義務は、強制的な兵役の年齢は 19 歳であるが、有志者は 16 歳、法執行部隊へは 17 歳、(人気のある動員部隊である)Basij Forces へは 15 歳となっていると述べている。強兵義務は 18 カ月であり女性は兵役を免除されている。 [111]

兵役も参照のこと。.

## 法的な権利

24.09 2007 年の USSD 報告書によると、

法律は児童による強制及び束縛労働は禁止しているが、児童労働は深刻な課題の様である。法律は 15 歳以下の未成年の雇用を禁止し、18 歳未満の未成年の雇用には制限を定めているが、政府は十分にこれらの法を執行していない。法律は児童が農業、家事使用人及びいくつかの零細企業での労働を許可しているが、重労働又は夜勤における女性および未成年の雇用を禁止している。これらの規制の施行に関する情報は存在しない。」 [4t] (セクション 5)

24.10 2008 年の USSD 報告書はさらに述べるところによれば、

「労働規則は児童を含む、全ての形態の強制労働を禁止しているが、このようなが起きたという報告書が存在する。法律は 15 歳以下の未成年の雇用を禁止し、18 歳未満の未成年の雇用には制限を定めているが、政府は児童労働に関係する法律の十分な施行せず、児童労働は深刻な課題である。法律は児童が農業、家事使用人及びいくつかの零細企業での労働を許可して

いるが、重労働又は夜勤における女性および未成年の雇用を禁止している。これらの規制の施行に関する情報は存在しない。」

「政府情報源によると、家族が労働を強制するため、3 百万人の児童が教育を受けることを妨げられている。非公開の情報源はこの数字はほぼ 5 百万であると主張している。2007 年イラン政府は報告によると、いくつかのストリートチルドレンのためのシェルターを開設した。報告によると、主要な都市部では露天商として労働する非常に多くの—特にアフガニスタン人及びイラン人の児童が存在する。多くのアフガニスタンの児童は誕生証明書又は身分証明書を欠いているため学校に出席できず、それらは報告によると、政府が不法な移民を抑制する目的で発行を拒否しているためである。」 [4a] (セクション 6)

### 裁判及び刑罰上の権利

- 24.11 2002 年 1 月 16 日付、UN 報告書「イラン・イスラム共和国における人権状況」、E/CN.4/2002/42 によると

「児童裁判の分野で積極的な発展が継続的に存在する。特別代表者は、2001 年 2 月に新たな児童裁判法制定を起草する委員会が発足されたとの通知されている。過去 2 年間にわたり、全ての少年裁判は児童の人権に関する協定及び関連する児童裁判についての関連する国際協定書において教練が与えられてきた。National Prisons Organization からのソーシャルワーカーは当該過程に参加してきた。現在いくつか州において少年裁判によって発表されている代替判決の実施例が存在する。」 [10p]

- 24.12 しかし、2005 年 3 月の UN 第 38 回会議 CRC 報告書が述べるところによれば、

「自分の子供又は息子の子供を殺害した父親は、母親に 3 分の 1 の賠償金を支払うことのみ要求されることを規定し、母親が公的な起訴をした場合は任意の処刑の対象になることを規定している刑罰法第 220 条に深刻な懸念を繰り返し述べている。」 [10ag] (パラグラフ 31)

- 24.13 2005 年 3 月の UN 第 38 回会議 CRC 報告書が記録するところによれば、

委員会は、締約国により実施され、(CRC/C/RESP/71) 係争のリストに対する応答の中で言及された多様な法的指標を述べ、児童裁判の設立に関する法案が閣僚議会で承認され、イラン国会に提出されたという、代理人から提供された情報を特に歓迎した。その法案は、とりわけ、18 歳未満の人による犯罪について死刑を廃止している。また、委員会は、本法案は法律化される前に護憲評議会にさらに承認されなくてはならないと述べている。 [10ag] (パラグラフ 8)

- 24.14 同じ報告書は以下のことを述べるために付け加えた。

「委員会は、既存の法律の下に、罪を犯した 18 歳未満の人々が体刑の対象になり得り、司法当局により体系的に課され、委員会は協定第 37 条(a)及び他の条項に全く相いれないと考える、手足の切断、鞭打の刑、又は石打の刑等の多様な種類の拷問或いは、他の残酷、不人情又は自尊心を傷つけ

る処遇又は処罰の対象になり得ることを深く遺憾に思う。(パラグラフ 45) 委員会は家族内での体刑を規定する条例について継続的に懸念した。全ての形態の児童の妨害及び虐待の禁止並びに児童虐待の事例の報告の義務を含める、児童及び青年の保護に関する新たな法律(2003)を歓迎するが、そこに陳述される例外は、児童に対する多様な形態の暴力を継続的に法的に許可する。より特に、非限定的な「正常範囲」内で児童を身体的に折檻する権利を両親に与えている、民事法の第 1179 条及び刑法第 59 条を含む、民事法及び刑法のいくつかの条項が除外された。委員会の見解では、当該除外は家族内外での虐待に貢献し、協定、特に第 19 条の原則及び条項に違反する。また委員会は特定の形態の児童又は孫の性的虐待は明らかに禁止されていないことの懸念を述べている。」 [10ag] (パラグラフ 47)

#### 24.15 UN 報告書が推断することによれば、

「委員会は、法律と対立し、18 歳未満の人々に関する法律、特に上記パラグラフ 8 に言及される児童裁判の設立に関する法案を改善させた締約国の努力を歓迎した。しかし、第 2 の定例報告書を検討している間に、その法案を鑑みて 18 歳未満で罪を犯した者の死刑執行、拷問及び他の残酷、冷酷又は自尊心を傷つける処遇又は処罰を停止するという声明を代表団が行ったにもかかわらず、締約国委員会の最初の報告書によって検討された以降も当該死刑執行及び虐待が継続しているという上記パラグラフ 29 に記載の情報を遺憾に思う。委員会は、とりわけ、統計学的なデータ、専門の児童裁判及び判事の制限的な使用、犯罪責任年齢の低さ、施設内処遇に至るまでの十分な代替判決の不足、並びに拷問及び他の残酷又は非人道的な処罰、特に死刑の施行にとりわけ反映される、児童裁判システムにおける既存の質の悪い法律を依然懸念している。」 [10ag] (パラグラフ 72)

#### 24.16 2007 年の USSD 報告書が述べるところによれば、

わずかな都市が少年院を有し、未成年は時折成人の暴力的な犯罪者と共に拘留される。UN Integrated Regional Information Networks(IRIN)によると、Tehran 少年院には平均年齢 14 歳の 300 人の少年及び 40 人の少女が存在するが、その中には 6 歳という若者もいる。裁判所費を支払う余裕のない両親を持つ児童は報告によると万引き、化粧又は別の性別との混在を含む些細な違反により収監されている。」 [4t] (セクション 5)

#### 24.17 United Nations ウェブサイト上の日付のない記事は、「18 歳未満の人を他の囚人から隔離するための 23 カ所の年少更生センターが存在する。」と述べている。 [10d]

#### 24.18 2005 年 3 月の UN 第 38 回 CRC 報告書は、「委員会は彼らの母親と共に刑務所で生活する多くの児童、並びに刑務所内で彼らが母親と隔離されている場合の生活状況及び彼らの管理の規則について懸念している」と記録した。 [10ag] (パラグラフ 51)

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 児童に対する死刑

24.19 2007 年の USSD 報告書 が述べるところによれば、

民法によると、18 歳未満の人々は特別な手続きなしに成人と同様に犯罪のため死刑執行を受けることがあり、成人と共に収監され得る。犯罪責任年齢は、男性は 15 歳で女性は 9 歳と定められている。市民権及び政治的権利に関する国際契約並びに児童の権利に関する協定の当事者として、国は 18 歳未満である時に罪を犯した者に対して死刑執行をしないことが強制される。しかし、通年、政府は報告によると 18 歳未満時に罪を犯した少なくとも 5 人を裁判し死刑の執行をした。」 [4t] (セクション 1e)

24.20 Foreign and Commonwealth Office の人権報告書 2008 によると、  
「国際的非難にかかわらず、イランは児童死刑執行の実行を継続し、Amnesty International によると、少なくとも 130 人の若い犯罪者がイラン刑務所内で死刑囚監房に依然存在する。2008 年少なくとも 7 名の犯罪者に死刑が執行され、そのうちの一人は執行時 18 歳未満であった。」 [26b]

24.21 2008 年 1 月 31 日付 RFE/LE 記事が述べるところによれば、

弁護士 Mohammad Mostafai は、Said Jazi という名の少年を含む、死刑囚監房にいる若者を擁護している。Radio Farda に話をした Mostafai は、18 歳未満の人の死刑執行は児童の権利に関する United Nations 協定への参加調印国としてのイラン自身の約束を破棄するものであると抗議した。」

「協定の第 37 条は、18 歳未満の人の死刑執行は非難されると、明確に主張している」と Mostafai は言った。「国会及び監視評議会での正当なプロセスを考慮すると、18 歳未満の時罪を犯した人の死刑執行は法的根拠を有していない。しかし不幸にも我々の国では未成年者が法的年齢になるのを待ちうけていて(次いで執行する)。

「イランの裁判官は定期的に未成年の死刑執行を發布していて、彼らが 18 歳になった後に執行しているが、犯罪者がなお未成年のうちに執行された事例も存在した。」

「全ての事例における世界中での死刑に反対する、Amnesty International は、イランで現在死刑に直面している児童犯罪が 80 人に達していると数え上げられる。また前年にそこで 5 人の少年犯罪者が執行されたと言っている。」 [42ag]

24.22 2008 年 9 月 10 日の Human Rights Watch 報告書「イラン、サウジアラビア、スーダン、パキスタン及びイエメンの少年死刑の終焉」は、イランの少年死刑執行の大多数は hadd 罪又は意図的な犯罪によるものであると述べている。(刑罰法を参照のこと) [8c] (8 頁)

24.23 報告書が継続的に述べるところによれば、

「2006 年 7 月にイラン国会は、少年犯罪者への死刑執行を終結させるものになると事務官が述べた少年犯罪調査法草案に対する最初の読会を開催したが、それは依然として裁判官に少年犯罪に死刑を判決できる権利を与えたままである。提案された法律の第 31 条(3)は 15 歳から 18 歳の少年犯罪者に対して死刑宣告又は終身刑を減少させ、少年更生院に 2 年間から 8 年間までに及ぶ



禁固刑を宣告するよう裁判官に許可しており要求していないものになるだろう。また、要求された法律の第 33 条は、裁判官が「被告の完全な精神的成熟が疑わしい」と判断された時のみ **qisas** 罪 及び **hadd** 罪の軽減が適用されるべきであると明確にしている。[8c] (8-9 頁)

- 24.24 **Hands Off Cain 2008** 世界報告書は、2007 年に少なくとも 7 人の少年犯罪者に、2008 年においては 2008 年 7 月 1 日現在、さらに 3 人に死刑が行われた述べている。[119c] 2008 年 6 月に 17 歳の少年が絞首刑され、8 月にはさらに 2 人の少年犯罪者が続いた。[21k] [21l]

- 24.25 2008 年 10 月 1 日付イラン共和国における人権状況に関する事務総長の **United Nations** に対する報告書が述べるところによれば、

「...非常に多くの少年死刑執行が依然実行されていると報告されている。**Amnesty International** は 1990 年から 2006 年の間にイラン・イスラム共和国は 22 人の児童犯罪者に死刑執行をしており、報告の期間中で全世界の児童死刑執行数の全件数(51 件)のほぼ半数を構成している。さらに、18 歳未満の合計 107 人の犯罪者が死刑を宣告され、現在それらの事例のうち 36 名が最終段階にあると報告された。イラン当局はこれらの数字に異論を唱え、長年にわたる少年死刑執行の減少傾向を指摘した...(11 頁) **diyah** が同意されるか、被害者家族によって赦免されない場合は少年犯罪者への **qisas**(本質的な懲罰)の下死刑判決の可能性が存在する。イスラムの法体系は、**qisas** を、裁判官又は任意の他の機関の決断によって覆すことのできない被害者家族の個人的権利であると考え。この関連において、イランの裁判官は **qisas** の件について国家の責任を除外している。」 [10a] (11 頁)

- 24.26 2008 年 11 月 4 日に **Human Rights Watch** は、「2008 年 10 月 30 日にイランは少年犯罪者を絞首刑にしたが、これはこの年 7 度目になり、「イラン当局が依然として少年に死刑執行をしていることに「断固否定」したほんの 2 日後であった」と報告した。報告書が付け加えるところによれば、

「死刑及びイランの人権陵辱に関する **UN** 事務総長の報告書の議論中の **United Nations** での声明においてもっとも最近では 10 月 28 日に、イラン政府は繰り返して少年犯罪者の死刑執行を否定してきた。10 月の初め、**UN** が児童の権利に関する年次討論会を開催した時、イラン裁判所の高官は、全ての少年犯罪者に対する死刑判の指令的な減刑を発表した。3 日後、同様の高官は **Associated Press** に指令は麻薬中毒の事例にのみ適用され、現在死刑囚監房にいる少年犯罪者のいずれにも影響しないだろうと話した。」 [8g]

- 24.27 2009 年 5 月に発表された、2008 年の出来事を包括する **Amnesty International** 報告書 2009 は 18 歳未満時に犯した罪で判決を受けた少なくとも 8 人が死刑執行を受けたと述べた。**Amnesty** は約 133 人の少年犯罪者が国際法に違反して死刑執行に直面していると報告した。[9h].

死刑を参照のこと。

## 児童養護及び保護

- 24.28 2008 年の **USSD** 報告書が述べるところによれば、



「政府が児童労働を含む児童虐待をどのように扱っているかを反映する入手可能な情報は少ない。虐待は個人的家族の問題として主として見なされ、国での児童虐待を防止するための **2005 UN Children's Fund** 活動の結果として前進の証拠が存在しなかった。**UN 統合地域情報ネットワーク**によると、児童の性的虐待はまれに報告された...報告によると **Tehran** 及び他の都市で露店商人として労働し、学校に出席していない、特にアフガニスタン人の非常に多くの児童が、しかしイラン人の児童もまた存在した。」[4a] (セクション 5)

**24.29** 2005 年 3 月の **UN 第 38 回会議 CRC** 報告書が述べるところによれば、

「委員会は締約国の報告書のパラグラフ **95** 及び **96** にその優先事項の 1 つが、法的形態での児童養子縁組の発展及びこれに関連するカウンセリング部門の作成 であるという情報を歓迎したが、里親又は **kafalah** 等の多様な形態の代替擁護のための明確な法的枠組み及び政治的枠組みの不足について懸念が依然存在する。養護施設のスタッフの不十分な監督、監視及び訓練の質と共に、長期間これら施設での滞在が強制され得る、多くの非嫡出児童の孤児、現在は養育院に擁護されている **Bam** 地震に起因した多くの長期孤児、及び麻薬中毒者の児童の一時的な保護について特に懸念している。また、一定の人数のこれらの施設出身の少女が婚姻可能な年齢(**13 歳**)に到達後間もなく結婚させられるという報告について懸念される。」[10ag] (パラグラフ **49**)

**24.30** イランの最初の報告書(1998 年 7 月 5 日、**CRC/C/41/Add**)は 2000 年 5 月・6 月会議において児童の人権に関する **United States** 委員会によって検討された。それには「文化的及び宗教的な結びつきによりイラン・イスラム共和国では児童の意思に反する両親と別離はめったに発生しないことは述べられなくてはならない。児童は両親に特別な愛着を持ちこの愛着は両親(例えば)による児童の虐待、麻薬取引、不道德な行動又は両親による育児放棄の関与などのまれな事例を除いて、通常状況下ではこの愛着は断絶されない。当該事例においては両親のいない児童は **NGO** であり慈善団体の **Welfare Organisation** によって管理される施設に保護される。イラン・イスラム共和国の裁判官は両親のいない児童の養育を目的とする施設の設立を計画している。」と述べられている。[10v]

**24.31** イスラム教の原則によると、いかなる理由であっても両親のそばに児童が居られない場合、彼又は彼女は親戚の一人に預けられ、両親の親戚がいない場合は、児童の住むことができる個人的な場所が存在する。

「a 託児所。これは幼児から **5 歳**までの両親のいない児童が保護され **24 時間**ベースで養育される場所である。地方のセンターが運営する **10** か所の託児所には **465** 人を超える幼児及び児童が存在する。」

「b 終日保護サービス複合施設。これは、法的な成人年齢に達し、出所の資格が与えられるまで、性別の分離及び **24 時間**サービスベースで **5 歳**を超える児童が養育されている都市保護サービス複合施設内の施設である。これ等のユニットで許容できる児童数の上限は **9** 人である。約 **500** 人の児童を保護する **38** カ所の当該ユニットが全国で存在する。」

「c 独立終日センター。これは児童の身体的、感情的および社会的ニーズを提供する目的で **Welfare Organisation** の直接的監督の下運営される、12 歳から法的な年齢までの児童のための独立施設である。これらの 24 時間ユニットの児童数の上限は 30 である。全国の当該独立ユニットの全体数は 19 カ所で、561 人の児童を保護している。」 [10v]

24.32 イランでは、彼ら自身の家族の他の一員と同じように **Welfare Organisation** の保護の下 3 人から 5 人の児童を育て養育することを自発的に申し出る家族もいる。里親の本方法は、大半が両親及び親戚のいない 13 歳までの少女に対するものである。**Welfare Organisation** に許可された保護者のいない約 10 歳から 14 歳の児童が、委託家族に保護され、家族環境の中で個性を育てることができる。1998 年までに 51 人の少女のために 5 家族が確立された。 [10v]

24.33 イラン政府の報告書に対する 2000 年 6 月 2 日の応答の中で、締約国の報告書 (CRC/C/41/Add.5) は報告についての委員会のガイドランに沿って作成されたが、委員会は報告書が本質的に形式主義であり、国内での児童の権利施行の普及状況について自己批判評価を示していないことを遺憾とした。さらに、委員会は「児童の権利を父親的温情主義の目から見ており、児童を人権の積極的な対象として見ていない。履行の包括的な法案、特に差別をしないこと及び児童、市民権及び自由の最善の利益の包括的な原則、並びに特殊な保護措置に関連する情報において重大な隔たりが存在する」と述べた。 [10w] (1 頁)

24.34 2005 年 3 月の UN 第 38 会議 CRC 報告書が述べるところによれば、

「委員会は特に Tehran, Isfahan, Mashhad, 及び Shiraz 等の都市部の路上で生活又は／及び労働する多くの児童について継続的に懸念する。締約国が問題の範囲及び性質に関する調査を提出できないことを遺憾に思い、制限的な収容力でありながらもこれらの児童を支援するために設立された 'Khaneh Sabz' 養育院, 'Khaneh Shoush' 養育院及び 'Khaneh Reyhane' 養育院として知られるセンターが閉鎖されたことを懸念する。アフガニスタン人の児童は政府当局に登録され、彼らの保釈の「条件」として政府当局が彼らの両親に本国送還の登録を要求している事実にかかわらず、路上生活をするアフガニスタン児童の一斉検挙及び逮捕の報告書に同様の懸念を示した。委員会は、可能な時はいつでも児童は両親と再会できるとした締約国の政策を歓迎し、これらの児童はさらなる支援のためセンターに召集され、警察が行う方法で逮捕されていないと締約国が確証したことを述べた。」 [10ag] (パラグラフ 64)

24.35 2005 年 3 月の UN 第 38 回会議 CRC 報告書は、「委員会は薬物乱用が増加し、中毒患者が低年齢化し、これに関する統計学的データが不足しており、及び 1997 年に開始されたプログラムが実施されてないようであるという報告を懸念している」と述べた。 [10ag] (パラグラフ 66)

目次に戻る  
出典リストへ

## 児童に対する暴力

24.36 2008 年 9 月 24 日付記事において Iran Human Rights Voice (IHRV) が述べる  
ところによれば、

「児童の権利を支援する多くの非政府組織は、近年中に児童虐待の事例が驚くべき割合で増加してきたと信じている。専門家は、増加傾向の主な原因として貧困の拡大及び家族基盤の危機を見ている。1386 年(2007 年)に児童保護組織 **Protecting the Rights of Children** によって公表された統計データによると、前年と比較して児童虐待は 3.5 パーセント増加した。統計データは組織によって作成され、社会の全体的な状況についての実際のデータの真実の反映ではない。社会問題の専門家である **Saeed Madani** によると、  
「1380 年(2001 年)に行われた調査では中等学校の 31 パーセントの生徒が何らかの形状又は形式で性的に悩まされたことがある。」他の都市での同様の調査では多様な形式の虐待の大きな割合が示された。それにもかかわらず、この分野で活動している人々は全ての形式の児童虐待に関する報告書の収集は文化的小および伝統的障壁によって目立たなくなっていると信じている。」  
[11a]

児童労働についての情報については雇用の権利を参照のこと。

## 教育

24.37 2008 年 6 月 24 日に入手したイランの教育に関する British Council の日付のない報告書が述べるところによれば、

「イランの初等教育はイラン憲法の下、義務である。一般的な規則として、初等教育、中等教育及び高等教育は無料であるが、民間の学校及び大学が存在し、授業料の請求を許可されている。政府の数字によると、95%を超えるイラン児童が、現在初等教育及び高等教育を受けている。全ての学校は男女別学である。イラン国内には 113,000 校を超える学校が存在し、1800 万人を超える児童を教育している。教育システムにはほぼ 100 万人もの教師が存在すると見積もられている。

「国の 6600 万の人口の 50%を超える人々が 25 歳未満であり、教育システム内の莫大な需要を作り出している。特に、高等教育後の課程への入学は非常に競争が厳しく、大学席は国家入学試験(Konkur)で勝ち抜くものであるとされている。イランの大学には現在 100 万人をはるかに超える生徒が課程を受けており、半数を超える学生は民間の大学にいる。イランには非常に多くの政府調査機関と共に 52 の国立大学及び 28 の医科大学が存在する。国全土に枝分かれる Islamic Azad 大学を含む、25 の民間の大学が存在する。」

「学年度は 9 月から 6 月の 10 カ月間(開校 200 日)に及ぶ。9 月—12 月、1 月—3 月及び 4 月—6 月の 3 期がある。」 [113]

24.38 また継続するところによれば、

「イランの学校教育は以下の周期に分割される。1 つの教育周期から次へと合格するための資格試験が存在し、国家試験が高等周期の各学年の終了時

に実行さる。特別の条項が、生まれつき才能があり特別なニーズの児童のため、並びに少数民族、難民[原文では **refuges** と記載されているが、**refugees** の誤りと思われる]及び社会教育のために、教育システム内に作成されている。

- 1) 幼稚園 (1年周期、5歳児童)
- 2) 初等教育 (5年周期、6-10歳児童)
- 3) 中等教育(ガイダンス)(3年周期、11-13歳児童)
- 4) 高等教育 (3年周期、14-17歳児童)
- 5) 大学前 (1年周期、18歳児童)

「幼稚園。これは非義務的であって 6 歳になると児童は自動的に初等教育へ進学する。」

「初等教育。6 歳児童は初等教育を開始し広範囲に及ぶ一般的教育を与えられる。5 学年の終了時に国家試験が存在し、ガイダンス周期に入学するために生徒は受験しなくてはならない。」

「中等教育／ガイダンス周期。この 3 年間も生徒に一般的教育を提供し、彼らに高等教育への選択について考えることを奨励する。生徒は中等教育に進学するためにはガイダンス周期の終了時に地域試験につかなくてはならない。」

「高等教育。高等教育は 2 つの分課に分割される。「学理的な」学問並びに専門的及び職業的学問。学究的又は「学理的な」分課は 4 つの科目領域から構成される。文学及び文化、社会経済学、数学および物理、実験化学。専門分課は構造上より職業指導的であり以下の 3 つの分野に分割される。技術、商業及び職業指導、農業。国家試験は本高等周期間の各学年度末に実施される。生徒は高等教育の 3 年間に多くの単元を修了し、高等教育免状 (**Diplom-e Mottevasseteh**) を授与されるためにこの期間に 98 単元を取得しなくてはならない。」

「大学前教育。より高等な教育課程に入学を希望する生徒は、終了時に「大学前証書」を取得できる、1 年の大学前過程を受けなくてはならない。次いで、これは非常に競争の厳しい国家入学試験 (**Konkur**) を受験する資格を生徒に与え、大学での席を得るためには合格は不可避である。」 [113]

## 24.39

2008 年 12 月 8 日に入手した **Europa** によると、初等教育は公式には義務的であり、6 歳から 10 歳の 5 年間は無料で提供されるが、農村部では完全には施行されていない。11 歳からの中等教育は 3 年間及び 4 年間の単位の 7 年間まで及ぶ。[1a](教育)2007 年の **USSD** 報告書は、国内の孤立した地域を除いて児童は 12 学年(11 歳まで義務)を通して無料で教育を受けられるということが判明した。[4t] (セクション 5) **British Council** は提供される教育の水準は、都市部及び農村部間、その上国内の異なる地域間でも不一致が存在すると述べている。2008 年の **USSD** 報告書は、11 歳までの初等学校は無料であり義務であるが、マスメディア及び他の情報源は農村部での少女の登録率は少年に対してより低いと報告したことを発見した。[4a] (セクション 5) 農村部の教員の不足を緩和するため、教育省は、徴兵された教員を非都市部へ派遣することと共に、特別農村部教員養成センターを設立した。



[113] 全ての教育はファルシ／ペルシャ語で行われ、少数民族の言語の使用はごくまれで最小限である。(2002年1月16日、UN)[10p] (16頁)

24.40 UNICEF「イランの国勢」が述べるところによれば、。

「教育の開発は積極的である。2001年には6歳を超える人口の識字率は80.4パーセント(男性85.1パーセント及び女性75.6パーセント)に到達した。また、都市部 - 農村部間の格差は約14パーセント(都市部の住民86.25パーセントに対して農村部72.4パーセント)までに減じた。しかし、イランの州間及び州内の顕著な差異が依然存在する。正味登録率97パーセントを上回り少女及び少年間でほぼ均一であった。」 [10af]

24.41 2008年12月8日に入手した Europa によると、2004及び2005年に、初等学校の登録は関連する年齢グループの95.2パーセントの児童を包括したが、中等学校での登録は適切な年齢グループの77.0パーセントを包括した。 [1a] (Education)

24.42 2008年12月8日に入手した Europa によると、Tehranの16校を含む、37校の大学が存在し、2005及び2006年に、約1,191,048人の生徒がイランの公共の単科大学及び総合大各に、また1,197,521人の生徒が Islamic Azad 大学に登録している。 [1a] (教育)

24.43 2007年の USSD 報告書は、政府は学問の自由を以下の様に制限したと述べた。

「政府の情報者は大学構内において一般的であった。さらに、政府が、Qom の大きな学校で公式な政府の立場に反対する授業を報告する学生通知者の広範なネットワークを管理していたという報告書が存在した...大学への入学は政治的に扱われ、全ての志願者は、当局職員が政府のイデオロギーに批判的な志願者を排除する「特性試験」に合格しなければならなかった。国家入学試験の成績にかかわらず、Basij のメンバーのために大学のいくつかの席が継続的に確保された。終身在職権を取得するに教授は行政機関の批判を控えなければいけなかった。」 [4t] (セクション 2a)

24.44 2005年3月の UN 第38回会議 CRC 報告書が述べるところによれば、

「委員会はイランの高いレベルの識字率並びに締結国の学校登録を増加させ中途退学率の減少するための施策を述べたが、全ての児童が初等教育に登録又は卒業していないことは依然懸念される。就労児童、路上で生活する児童、完全な児童個人用書類を持たない児童、特に二国に関係する両親を持つ難民児童は学校への入学を制限された。また、両親が行政機関に登録した場合、難民児童は現在、学校に登録のみされていること、及び難民児童の登録は現在、無料で提供されていないことが懸念されている。さらに、多くのバハーイ教の生徒は、彼らの宗教的な所属を理由に大学に許可されていないというという詳細に記録された情報について懸念される。

「また、委員会は、不平等な教育の機会に帰着する都市部と農村部の学校間での、及び最も発達が進んでいる州と最も遅れている州の学校間での、人的な及び物質的な設備の顕著な相違と共に、少年と少女の間で継続して存在する格差、貧困につながる農村部の学校の少女の高い退学率、農村部



の女性教師の不足、特に初等教育後に女子児童を家にとどめることになる家庭と学校間の長距離、並びに遊牧民族児童のための移動性のある学校の不足についても懸念する。」 [10ag] (パラグラフ 59-60)

- 24.45 Iranian Minorities' Human Rights Organisation (IMHRO)は2008年2月18日にイランの教育はファルシ語でのみ供給されていると報告した。組織は、そのことは結果として決められた年齢になる前に退学する多くの非ファルシ話者児童を生み、少数民族の識字率を大きく低下させていると述べている。 [109a]

バハーイ教も参照のこと。.

目次に戻る  
出典リストへ

## 健康問題

- 24.46 2007年のUSSD報告書は、児童は一般的に適任な医師の、費用面で利用可能であり、包括的であると見なされる、何らかの形態での健康管理を受ける権利を有すると述べている。 [4t] (セクション 5)

- 24.47 CIA World Factbookでの2008年の概算によると、全体の出生率は女性一人に対し出生児 1.71 人を示し、全体の幼児死亡率は出生児 1000 人に対し死亡者 36.93 人(出生児 1000 人に対し男性：死亡者 37.12 人、出生児 1000 人に対し女性：死亡者 36.73 人)である。 [111]

- 24.48 2008年6月19日に入手された UNICEF「イランの国勢」が述べるところによれば、

免疫予防接種の実施範囲は 90 パーセントを超え、ポリオはほぼ排除されている。85 パーセントを超える人口が公共医療施設を利用し、90 パーセントの出産が訓練を受けた医療従事者に付き添われている。妊婦死亡率は出世時 100,000 人に対し 37 人であると報告されている。女性のは破傷風トキサイド実施範囲はおよそ 80 パーセントを示す。中程度又は重度〔原文では **sever** と記載されているが、**severe** の誤りと思われる〕の低体重、消耗及び萎縮の罹患率は、それぞれ 11 パーセント、5 パーセント及び 15 パーセントである。2000 年、約 93 パーセント及び 73 パーセントの世帯がそれぞれ安全な飲み水及び衛生的なトイレを利用している。栄養不足は、特に農村部での不十分な所得分配及び不十分な福祉実施の結果として比較的高いままである。」 [10af]

- 24.49 2009年6月24日更新 UNICEF「イランの国勢」が述べるところによれば、。

「イラン人の健康状態は過去 20 年間にわたり向上している。イランは広範囲なプライマリヘルスケアネットワークの設立を通じて公衆健康予防サービスを施すことができた。結果として児童死亡率及び妊婦死亡率は大きく下降し、出生児平均余命は著しく上昇した。幼児死亡率(IMR)及び 5 歳未満児死亡数(U5MR)は、1970 年に 1000 人に対して 122 人の IMR 及び 1000 人に対して

191 人の U5MR であったのに比較して、2000 年には出生児 1000 人に対して 28.6 人及び 35.6 人へとそれぞれ減少した。」 [10af]

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 売買

24.50 2008 年 6 月 4 日の USSD 人身売買報告書では、次の事が述べられている。

「... 強制婚姻、商業的性的搾取並びに物乞い又は労働者の様な不本意な強制労働の目的でイラン児童は国際的に売買され、アフガニスタン児童はイランに売買されている。非政府情報源によると、またイラン人女性及び少女が商業的な性的搾取の目的のためにパキスタン、トルコ、カタール、クウェート、アラブ首長国連邦、フランス、ドイツ及び英国に売買されている。」 [4v]

24.51 USSD2008 が述べるところによれば、「女性国民は強制的売春の目的のために国内で売買された。強制的な商業的性的搾取並びに物乞い及び労働者の様な不本意な強制労働の目的でイラン児童は国際的に売買され、アフガニスタン児童は国内に売買された。」 [4a] (セクション 6)

売買を参照のこと。

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 売買

### 25.01 2008年6月4日のUSSDの人身売買報告書が述べるところによれば、

「政府は報告によると、有罪の密売人に対して多くの場合の死刑を含む、厳格な処刑を規定しているようである、人身売買との闘争についての 2004 年の法律を通して全ての形態の人身売買を禁止している。それでもなお、政府は報告のあった年にわたり、逮捕、起訴、有罪判決又は判決を通じての本法の執行証拠を公表していない。前回の報告書では国境警備員は売買罪に共謀している可能性がある」と指摘したが、イランは売買を容易にしていると信じられている政府当局に対する任意の懲戒行為の報告をしなかった。」 [4v]

### 25.02 2007 年の USSD 報告書によると、

「法律は人身売買を禁止している。しかし、外国の監視者によると、女性及び少女が该国からパキスタン、トルコ、欧州及びペルシャ湾岸諸国に性的搾取のために売買された。バングラディッシュ、パキスタン及びアフガニスタンからの少年が该国を通じてペルシャ湾岸諸国に売買された。アフガニスタン人の女性及び少女は性的搾取及び強制的婚姻のために该国へ売買された。また、性的搾取及び強制労働のための国内売買が起きた。政府は売買を排除するための最低限の基準に完全に従わなかった。」 [4t] (セクション 5)

### 25.03 報告書が継続して述べるところによれば、「...また政府は売春又は姦通の罪で何人かの売買被害者を逮捕し処罰したとの報告が存在した」。 [4t] (セクション 5) 2008年6月4日のUSSDの人身売買の報告書が付け加えるところによれば、「政府は報告によると、売買された直接の結果として犯した不法な行為で被害者を処罰した。例えば、被害者は報告によると婚姻外での性交渉と定義され、姦通罪の様な道徳的規範の違反の罪で逮捕され処罰された。」 [4v]

### 25.04 2008年6月4日のUSSDの人身売買報告書において以下の事が述べられている。

「イランは性的搾取及び不本意な隷属の目的のために売買される女性の起点、通路及び目的地である。借金を清算するため、イラン女性は、強制的売春及び強制的婚姻のために国内で売買されている。強制婚姻、商業的性的搾取並びに物乞い又は労働者の様な不本意な強制労働の目的でイラン児童は国際的に売買され、アフガニスタン児童はイランに売買される。また、民間の情報源によるとイラン人女性及び少女は商業的な性的搾取のためにパキスタン、トルコ、カタール、クウェート、アラブ首長国連邦、フランス、ドイツ及び英国に売買されている。」

「イラン政府は売買排除のための最低限の基準に完全に従わず、そのための意義深い努力をしていない。米国政府によるイランへの接触の不足は、国の人身売買問題及びそれを抑制しようとする政府の努力に関する完全なデータの収集の妨げとなっている。イランは売買に対する法律実施活動の

証拠を示さず、信頼できる報告書はイラン当局が売買の犠牲者を鞭打の刑、監禁及び死刑の執行で処罰していると指摘している。」 [4v]

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 医療問題

### 概要

26.01 2002 年 1 月付英国 Foreign and Commonwealth Office(FCO)からの情報によると、イランには 2 つの種類の病院、すなわち民間病院及び政府病院が存在する。政府病院で治療を受けるためには、雇用者が被雇用者の指示書の支払いをし、次いで彼らに助成金が支給される医療及び薬剤についての権利を与える社会保障体系に所属しなければならない。Tehran 並びに Shiraz 及び Isfahan 等の他のより大きな都市では評判のある病院が存在する。これらの病院では、大半が非常に経験豊富で国際的に養成された医師及び専門家が職員として勤めている。民間部門及び政府部門の両方において Tehran では広範囲的な専門家の治療が見られる。治療が国内では受けられないという複雑な医療状況のために、患者は、最高医療評議会に海外への医療費用支払いに対する財政的支援を志願することができる。最高医療評議会は資金提供の当該支援を割当てべきかを決定するために各事例を評価し調査する専門医師団で構成される。 [26a]

26.02 2006 年 9 月の World Bank 国別概況が述べるところによれば、。

「イランの保健の成果は過去 20 年間にわたって非常に向上してきており、現在、一般に地域の平均を上回っている。本成功の秘訣はプライマリヘルスケアへのイラン政府の強力な委託及び効果的な配達であった。1983～2000 年の期間に向けて 1980 年に採択されたイランの「マスターヘルスプラン」は、高度な病院を中心とした三次医療ではなく、基本的な治療及び予防サービスを優先し、特に貧しい地域の最もリスクの高い人口集団に厳格に焦点を当てた。さらに、優先事項の決定をすること及び上質なプライマリヘルスケアの効果的な分配の結果として、農村部の保健の成果は都市部のものとほぼ同一であり、胎児死亡率及び妊婦死亡率に関する成果は都市部と農村部の間でほぼ同一である」 [36b] (1 頁)

26.03 World Health Organisation の 2006 年 4 月のイランの国別概況が述べるところによれば、

「健康状態は 40 年間にわたり向上した。厚生医療教育省 (MOHME) はプライマリヘルスケア (PHC) に資金提供を行い、サービスの供給をしている。PHC の供給を確保するため保健ネットワークを確立する等の保健部門の最近の顕著な発展は、多様な保健指標の向上に帰着した。しかし、かなりの格差が依然として存在する。8 - 10% の人口は任意の保健体系に包括されず、直接支払いをしなくてはならない。低開発州(Sistan 州及び Baluchistan 州)での利用の制限及び低度のサービス可用性は国内の他の地域と比較して不十分な健康指標の結果となっている。」 [28d]

- 26.04 2007 年 5 月 8 日付 *Iran Focus* の記事は、医療供給の性別隔離を義務付ける 1998 年の国会法案は、各性別からの資格のある医師の数の不足を一部理由し、中止されたことを報告した。

「最も強い抗議は、隔離によって解雇されることになる」と述べた男性婦人科医から起きた。」

「イラン革命以来、イランの男子医科大学生は産科及び婦人科を専門化することを禁止されており、これらの分科で開業している男性医師は彼らの免許状を海外で又はそれ以前に取得した者のみである。」 [76e]

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 薬物

- 26.05 World Health Organisation によると、2002 年、大半の医療品は商標登録されていないラベル及び商標登録されたラベルのもとに、国内で入手可能である。[28b] 1998 年に考案された国家医療品政策／必須医薬品リストが存在する。必須医薬品リストは 2001 年に最後に更新された。(2005 年、WHO) [28e] また HIV/AIDS の商標登録されていない抑制薬が製造されている。(2003 年 2 月 13 日、BBC News) [21bb] FCO によると、米国 Food and Drug Administration により承認された、市販されていないこれらの医薬品は、医師の処方箋を提出することによって Red Crescent Society を通じて注文されることができる。イランで購入される薬剤の金額は英国の処方薬よりはるかに安価であり、料金免除されている。また、過去 10 年間にわたってイランの製薬産業は大きく発展した。医薬品の大半に最も重要な原料は海外から輸入され、次いで国内で医薬品が製造され包装される。再びこれは政府から助成金が支給される。また特定の種類の海外の薬剤には闇取引が存在し、当該薬剤の費用は薬局で容易に入手可能なものと比較してかなり高い。[26a]

## 薬物中毒

- 26.06 Centre for Harm Reduction 報告書 2002 によると、薬物中毒は犯罪と考えられるが、行政機関は薬物使用を医療問題として検討しようとしている。治療を受けている薬物使用者は虐げられず、専門家は治療を提案していない。診断、治療、薬剤及びリハビリテーションの費用は、承認された料金に従って支払わなくてはならないが、政府は支払いが不可能な者にはその費用を融資することになる。中毒者又は密売人であるかを見分けるのは裁判官によるものであり、例えば、陽性のアヘンのテストはその人が中毒者であることを示すが、そうでない所有者は商人として解釈される。[34]

## 不法薬物の状況

- 26.07 「隠れた流行」を再診する、HIV/AIDS の状況におけるアジアの薬物使用の状況評価、2002 年 1 月によると、



「世界で最大のアヘン製造国と国境を接するイランは、薬物製造地帯とペルシャ湾、トルコ、ロシア及び欧州の儲けの良い消費者市場とを連結する主要の橋となってきた」 [34] (100 頁)

さらに、

「現在、イランへの主要な売買ルートは過酷な気候状況及び高低のある山脈地帯である Khorassan 州, Sistan 州及び Baluchestan 州に見られる。密輸者の多くの境界争いが存在し、2000 年に全体で 1532 件の武装対立が起きた。過去 20 年間に 3000 人を超える警官が殉職し、1000 人が身体に障害を残した。2000 年、142 人の警官及び 904 人の薬物密売人が武装衝突で殺害された。」 [34] (101 頁)

- 26.08 イランで薬物使用が増加していて、国はますます脆弱になっている。薬物は一般に路上商人から買われ、民族学研究は人が都市の郊外地域の住まない建物、植物公園又は公園が薬物使用の一般の場所であると示している。煙草の様に巻き、吸われるアヘンは人々の自宅で隠れて使用される傾向があり、ハシーシは一般的に集団で使用される。 [34] (101 頁) 2007 年 9 月 17 日付 Amnesty International 報告書によると、イランには少なくとも 200 万人、或いは 350 百万もの薬物常用者が存在すると信じられている。Deputy Health Minister によると、中毒者は 1 年当たり約 8 パーセント増加している。 [9b]
- 26.09 「隠れた流行」を再診する HIV/AIDS の状況におけるアジアの薬物使用の状況評価、2002 年 1 月によると、
- 「1998 年の反麻薬法は、栽培、製造、消費、販売および分配を含む薬物管理の全側面を包括する。1997 年、本法は国内薬物問題により反応できるように修正された。犯罪責任年齢は 16 歳である。50 グラムまでのアヘン及び大麻の所有並びに密輸は 400 万リアルの罰金及び 50 回までの鞭打の刑になり得る。身体から発見された量により刑罰はより厳しくなる。量が 20kg を超えず犯罪者が密輸／分配／販売の未遂に終わった場合、死刑は終身刑及び 74 回の鞭打の刑に取り替えられ得る。薬物犯罪者の死刑執行は、通常、薬物犯罪を組織し薬物密売人を武装化させた薬物売買のリーダーに限られる。ヘロイン又はモルヒネの取引、販売或いは所持をしたものは全て多様な処罰を受ける、例えば 5 センチグラムから 1 グラムに対しては、現金で 200 万から 600 万リアルの罰金及び 30 回から 70 回の鞭打の刑である。」 [34] (104 頁)
- 26.10 中毒者又は密売人であるかを見分けるのは裁判官によるものであり、例えば、陽性のアヘンのテストはその人が中毒者であることを示すが、そうでない所有者は密売人として解釈される。 [34] (104 頁)
- 26.11 1998 年 12 月 1 日、米国、Keesings Record of World Events によると、米国の不法薬物の国際取引に貢献すると認識される国のリストからイランを除外した。しかし、米国はイランを欧州へ輸送されるアヘンの通過点として継続的に考える。 [17c]
- 26.12 CHR 報告書 2002 によると、厚生省に関連する共和国福祉機構は薬物使用者の治療及びリハビリテーションを管轄している。最近まで 1 つは女性用

センターである 12 の治療及びリハビリテーションセンターが国内に存在した。センターは超過密な刑務所の下部組織を有しているとして記載された。現在、これらのセンターは閉鎖され、新たな取り組みは外来患者の治療センターの導入である。[34]最近、民間セクターによっていくつかの治療施設が創立され、報道機関に広く広告されている。これらのクリニックを経営する人々の条件及び彼らの活動の結果は、依然十分に試験されていないままである。[34]

26.13 2005 年 6 月付報告において Beckley Foundation によると、

「1979 年イスラム共和国を建国した革命以降、断固とした反薬物運動が開始された。薬物所持で逮捕された人は、罰金刑、懲役刑及び体刑を受けた。死刑は深刻な薬物犯罪者に下された。これらの措置にもかかわらず、薬物使用及び薬物売買は継続的に増加し、イランはアフガニスタンからの薬物の主要な通過国になった。2002 年、イランは 4 分の 1 の世界のアヘン押収の原因となった。同時に、国内に 200,000 から 300,000 の薬物注射器が存在すると公式に見積もられているが、これは過小に評価として広く見られている。イランの薬物問題から受ける損害は、高いレベルの依存及び中毒、犯罪裁判体系の収容能力の緊張、薬物に関連した死亡の増加、注射器を使用する薬物使用者の間の高い HIV/AIDS 感染率を含む。イランでは法的取り締まりの限界の認識、及び薬物乱用の 医療的および社会的次元の重要性の認識が高まっている。これは結果として、薬物治療の向上及び損傷低減サービスの拡大を生んだ。」 [87a] (1 頁)

26.14 2007 年 9 月 17 日付 Amnesty International 報告書によると、

「イランの行政機関は薬物密輸者の活動を抑制するための試みとして国際共同体と協力している。ほかの計画では、Taftan と Mand の間のアフガニスタン及びパキスタンのイラン東部国境沿い 70km に沿って高さ 10 フィート厚さ 3 フィートの壁を建設中である。計画は、Baluchis が彼らの家族の絆を維持すること及び国境間の合法的な経済活動を行うことをより困難にするものになると非難して、パキスタンを含む Baluchis はそれを批判してきた。政府機関は、「軽減の権利」が維持できる壁の隙間を指摘した。また東部国境には地雷が存在すると信じられていて、2006 年 2 月、国務省は「我々の国境拡大並びに麻薬及びテロリスト売買に起因する問題により、我々の防御制度は地雷の使用を防御方法として考えている。」 [9b]

同じ報告書は以下のことを付け加えている。

「2006 年 8 月、...[Qasem Reza'i 准将 - 将官、次いで Rasoul-e Akram 基地でイランの法執行部隊の指令官を務めた] 司令官は、基地の主要な機能の 1 つは Hormozgan 州東部、並びに Kerman 州、South Khorasan 州 及び Sistan-Baluchistan 州の薬物密輸を抑制することであると述べた。彼は、「前進作戦基地がその地方に設立され、準軍事的[Bassij] キャンプが計画されており、友好的な民族に使用されることになる」と述べ、当局は「その地方の諜報部を強化したと強調した。」また、彼は幅 5m 及び深さ 4m の壕、電子監視、武装パトロールを用いて、パキスタンとの国境の 70km の拡張地帯を封鎖する計画を発表した。

「2006 年 11 月、Rasoul-e Akram 基地を訪問中に、薬物及び犯罪に関する UN 事務局(UNODC)の Antonio Maria Costa 事務局長は、UNODC はイランに 2200 万米ドルを寄付すると発表した。彼は、資金は薬物密売人に対する東部国境の強化が意図され、国のその地方の警察による諜報活動に供給されると述べた。」 [9b]

- 26.15 2007 年 3 月に公開された国際薬物管理戦略報告書において、以下の事が述べられた。

「アフガニスタンからの薬物が国民に到達するのを防止するイランの強力な公約の圧倒的な証拠が存在する。イランは本目標に到達するために努力をしながら、また薬物が西洋の市場への到達するのを防ぐ。イランは過去 20 年間にわたって 3500 人のイラン人警察が重武装した薬物密売人との衝突で殉職したと主張し、イランは 2005 年にさらに 56 人の殉職者を報告した。イランは禁止努力及び治療／予防教育を含む、薬物関連の活動に対して相当な金額を支出している。治療及び他の社会費用が含まれているかによって概算は毎年 250 - 300 万ドルから 800 万ドルまでに及ぶ。イランは潜在的薬物密輸者をイランの警官と対峙させ打ち砕くことができる地域に導くために一連の土工事、砦および深い溝を入念に作るのに 10 億ドルを上回って投資したと主張している。しかし、アフガニスタン及びパキスタンからの密売人はイラン東部国境沿いに大きな混乱を継続的に引き起こしている。イランの警備隊は東部の州の禁止活動に重点を置くことで過去数年の間で優秀な押収成績を上げてきた。

「イランは 1998 年 UN 麻薬協定の当事者であるが、法律は完全にその協定を順守していない。UNODC は、その法律を修正し裁判官を教育し、裁判所体系を向上させるためにイランと協働している。」 [95a] (1 頁)

- 26.16 2007 年 6 月 27 日付 Amnesty International 報告書「イラン、最後の児童死刑執行人」は、処刑について以下のことを述べている。

「死刑は 1989 年 1 月に発案され、1997 年に修正された反麻薬法で対象とされる犯罪に規定される。これらの犯罪は 5kg を超えるハシシ又はアヘン、或いは 30kg を超えるヘロイン、コデイン、メタドン又はモルヒネの密輸又は分配を含む。また、麻薬植物の栽培、アヘン及びハシシの常習的(繰り返される)所有、並びに薬物製造に使用され得る多様な化学薬品の製造又は供給の 4 度目の犯罪者は死刑を受ける。

「ta'zir 罪での処罰は恩赦を受けやすい。例えば、反薬物法第 38 条は、処罰を軽減されることができる理由が存在する場合、本法の下、宣告した死刑判決を Amnesty 委員会に送検することを要求している。さらに、ヘロイン、モルヒネ又はコカインの或いはそれらの派生物の所有物の累積が規定された量を超過する再犯者は、「地上の墮落」と見なされ、死刑にすることができる。すなわち、彼らの犯罪は、刑法のホドウドのセクションに基づいて墮落していると見なされうるため、容赦の余地がないようである。また反薬物法は薬物の武装密輸について死刑が規定されている。強く主張された武装薬物密輸者の死刑執行についての報告によると、少なくともいくつかの事例においては、特に述べられなかったが、犯罪者は「神に悪意

を持っている」、すなわちホドゥド罪と指摘されたようである。」 [9aac] (8 頁)

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## HIV/AIDS – 抗レトロウイルス療法

26.17 CHR 報告書 2002 によると、第 1 の AIDS 症例は 1986 年と特定された。  
 [34] 汚染された薬物注射器への暴露がイランの HIV 伝染の主要な経路である。民間の Tehran クリニックにいる HIV 陽性患者のうち、男性での HIV 感染の基本要因は汚染された注射器の使用であり、女性では HIV 陽性の夫との性的交渉であった。 [10ai]

26.18 UNAIDS Global HIV/AIDS 報告書 2007 によると、

「イランは該地域で注射薬物使用者のため最も高い HIV 有病率を匿っている。Tehran ドロップインセンターで試験を受けた男性注射薬物使用者のほぼ 4 分の 1 が HIV 陽性であったが、同市の 3 つの薬物治療センターを利用できるものは 15%いた。HIV 感染の主要な要因は刑務所内での、及び度重なる刑期中での汚染された注射器の使用である。」 [10ai]

また、継続するところによれば、

「刑務所内の HIV 有病率は 2005 年 100000 人口当たり 950 人と見積もられた。2002 年以来、防止サービス、治療サービス及び損害軽減サービスを供給するクリニックが国内の最も大きい刑務所の大半で開始され、2005 年までに見積もられた 50000 人の囚人が解毒治療を受けた (2005 年、Parviz)。その他に、針及び注射器交換計画並びにメタドン治療プログラム等のサービスが実行中である。」 [10ai]

26.19 CHR 報告書 2002 によると、イランには薬物使用者又は薬物注射器使用者の間で実施されているわずかな HIV 予防プログラムが存在し、そこで入手するものでは、HIV 感染者になるのを予防する方法が特定、及び／又は明確にされそうにない。薬物使用のための HIV/AIDS に関する印刷された資料は存在しなく、彼らは隠された人でありその入手するのは困難であると報告されてきた。服役中の薬物使用者に針及び注射器を配給する努力は強力な反対に合っている。 [34] しかし、最近では損害軽減指南プログラムが、注射薬物使用によって最も影響される 3 つの州、ermanshah 州、Shiraz 州及び Tehran 州で厚生省によって導入されてきた。 [34]

26.20 国家支援政策(NAP)が存在し、HIV 感染は静脈注射薬物使用者(IDU)間で最も多いが、NAP と国家薬物管理指令部の間の協働は一般的に不足している。HIV/AIDS に関するパンフレットが学校及び家族に準備されてきたが、薬物使用者に本質的に作成されたものはなかった。政策の主要な焦点は国の血液供給の管理及び、治療的注射を通した HIV 伝染の予防であるようである。薬物使用者に向けられた特定の陳述及び活動は省かれてきた。 [34] UNAIDS Global HIV/AIDS 報告書 2007 は、2001 年に AIDS と共に生きる人々 46000 人及び死亡者 1000 人であったのと比較して、成人及び児童 86000 人の HIV



患者数(うち 85000 人が 15 歳以上の成人、及び 24000 人が女性)並びに死亡者 43000 人を見積もった。[10aj]

## 26.21 2007 年の USSD 報告書によると、

「2006 年 10 月に発表された健康省統計によると、国内には 13000 人を超える登録 HIV 陽性患者が存在するが、非公式の見積もりはさらに多く、大半が男性であった。伝染は主として薬物使用者の共有された注射針を通じてであり、調査は刑務所内での注射器の共有が特に危険要因であると示した。Tehran では無料の匿名の検査クリニック、及び刑務所内を含む、ヘロイン中毒者に対しての政府が後援する低額、又は無料のメタドン治療が存在した。また、政府はいくつかの刑務所で、清潔な注射針の分配を開始した。政府は AIDS 理解のためのプログラムを支援し、民間の HIV 関連 NOG に干渉しなかった。無料のコンドームを含む、避妊法は健康センター並びに薬局で入手可能であった。それにもかかわらず、報告によると HIV に感染した人々は学校及び職場での差別に直面した。」[4t] (セクション 5) 2008 年の USSD 報告書は「報告によると HIV に感染した人々は学校及び職場での差別に直面した。政府は AIDS 理解のためのプログラムを支援し、民間の HIV 関連 NOG に干渉しなかった。」と反復した。[4a] (セクション 5)

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 精神健康

26.22 2002 年 1 月の *Psychiatric Times* 中の報告書によると、イランでは、村の中枢と共に国内 60 カ所を超える地域で村を中心とするプライマリケアシステムサービスが、周囲の病院及び医療学校と連結していた。国家健康プログラムは精神健康管理の訓練を支援する。また政府は精神障害の防止のための 4 つの地域センターを創立した。[27]

26.23 WHO Mental Health Atlas of 2005 は、精神健康政策は、提案に基づいて変更された 1995 年及び 1997 年に評価された国家精神健康プログラムに沿って、1986 年に形成されたと述べた。1995 年に、WHO 及び Teheran 精神科協会に共同で評価された。他の関連プログラムはプライマリヘルスケア内の薬物乱用防止の統合及び損害軽減プログラムであった。精神健康は健康管理体系の一部である。[28e]

報告が付け加えるところによれば、

「国は全体の健康予算の 3%を精神健康に費やしている。主要な精神健康の資金調達源は、降順に、税制基盤、両親又は家族の個人負担、社会保険及び民間保険...である。国は、精神障害を持つ人々への疾病手当を有す。2001 年以来、他の無料サービスを受けられない場合、障害を持つ精神病患者は 1 月当たり約 30 ドルの給付金を受ける権利がある。すでに、約 10000 人の障害を持った患者が傷害手当金を受けており、その数は増加している。施設の世話は、障害を持つ精神病患者には請求を免叙している。[28e]

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)



## 活動の自由

- 27.01 2009 年 2 月 25 日に発表された米国 State Department の人権実践国別報告書 2008(USSD 報告書 2008)が述べるところによれば、

「憲法は国内、海外旅行、移民及び本国送還内での移動の自由を規定するが、政府はこれらの権利にいくつかの制約を設けた...政府は全国民に海外旅行のための出国許可を要求する。特に供給不足にある技術を取得しているもの、政府の費用で教育を受けているものは、出国許可を取得するために債務証書を提示しなくてはならない。政府はいくつかの宗教指導者及び少数民族の宗教メンバー及び国家機密にかかわる分野の科学者の海外旅行を制限し、ジャーナリスト、学者及び活動家を旅行禁止及びパスポート没収の標的にした...女性はパスポートを取得するために夫、父親又は他の男性の親戚から許可を取得しなければならない。婚姻女性は出国前に夫から成文化された許可書を受け取らなくてはならない。」 [4a] (セクション 2d)

- 27.02 2000 年 9 月のイランへの事実調査使節団のデンマーク報告書が記録するところによれば、

「代表者は、イラン外務省傘下の Passport and Visa Department の長官である Mohammad Ali Mirkhani と面会した。また、イランのパスポート発行状況を Tehran に本部を置くイラン警察パスポート部(法執行部隊—LEF)と討論した。Mohammad Ali Mirkhani によると、イラン警察(LEF)はパスポート発行の責任を負う政府機関である。LEF によると、省は Tehran 及びイランの他の都市にさらなる 49 カ所の官庁内に 9 つのパスポート発行事務所を有する。Mr. Mirkhani によると、18 歳を超えたイラン国民はイランパスポートの資格が与えられるが、当該パスポートの所有により、その所持者がイラン出国を許可されたことを意味しない。パスポート発行時にパスポート申請者がイラン当局と解決すべき問題を有すると立証された場合、従って関係者は報告されることになる。同時に、申請者は問題を解決するために関連する機関と接触することを要求されることになる。この事が一度だけ行われた場合は、申請者はパスポートの発行をされることができ。

「パスポートの申請時、申請書に全て記入しなくてはならない。用紙に提供された詳細は、申請と共に提出しなければならない申請者のイラン身分証明書に記載のものと同一でなければならない。また、イラン人男性は兵役を完了したことを証明する軍業務日誌を提出しなければならない。パスポートを申請する任意のイラン国民は、申請用紙を提出するため、及びパスポートが用意された時、受け取るための双方とも LEF に本人が行かなくてはならない。パスポートは申請用紙が提出されてから 48 時間以内に発行されることができる。イランのパスポートは 5 年間有効である。さらに 5 年延長することができる。5 年間以外の有効期限は存在しない。」 [86c] (6 頁)

- 27.03 1997 年付 CIRB からの報告書は、女性は、例えば、未亡人という特定の事情以外では、父親、夫又は法的な保護者からの成文化され公証された許可書を有さないといけない。未成年が両親又は保護者以外と旅行する特別な事情以外では、18 歳未満の者にはパスポートは発行されない、と述べている。 [2c] (20 頁)

- 27.04 2005 年 8 月の「2005 年 4 月の イラン国別報告書についてのコメント」の中で UNHCR が述べるところによれば、

「父親又は父方の祖父の同意のない未成年を伴った母親の出国に関する特別条項は存在しない。パスポート法によると、保護者からの成文化された委任は、未成年又は親戚のパスポートの未成年の名前の包括のためのパスポートの発行に要求される。ACCORD 報告書によると、「女性が彼女の未成年児童のために旅行書類を取得しようとする場合は、彼女は帰国後すぐに判決され得る違法な行動に基づいた罪でおそらく訴えられるだろう。例えば彼女は夫の委任を偽造し、パスポート事務局にそれを提出し得るため、2 カ月から 2 年までの禁固刑を宣告されるだろう。」(2001 年 1 月、ACCORD、104 頁)

- 27.05 2001 年 6 月、Berlin、UNHCR 欧州出身国情報セミナー、最終報告書によると、

「革命後の初年以來、出国手続きは相当緩和されてきた。以前はパスポートの取得は困難であったが、近年においてははるかに容易になってきた。しかし、出国手続きは依然として、名前及び番号が一致しない偽造パスポートを持つものが、出国することは全くあり得ないだろう。空港の警察官は容疑者又は指名手配者リストを所有しており、出国を希望する旅客が出国を妨げられ、security department に照合するよう言うことは珍しくない。一般的に、Tehran 空港のセキュリティーチェックは依然非常に厳しく、また、イランで政治犯罪のため安全保障記録及び有罪判決のあるものが法的に飛行機で出国できることは疑わしい。さらに、金額を査定するのは困難だが、買収行為は確かに存在し、個人的事例において、人々は空港からの逃げ道を賄賂で買収でき得る...しかし、パキスタン国境を超えて出国することは、トルコ及びアゼルバイジャンへ向かうことはかなり容易で、常に起こっている。」[3c] (107 頁)

- 27.06 2006 年 4 月 3 日付 CIRB 情報要求はイランパスポートの偽造は闇市場では質により変動する価格で容易に購入することができるが、当局は広くパスポート発行を追跡する法的施行データベースの「ダブルチェック」方法により、これらの書類の鑑定に熟達していると報告した。[2x]

- 27.07 1997 年 5 月及び 2001 年 6 月にそれぞれ、CIRB 及び UNHCR によると、イランを不法に出国しようとする人々はかなり最も一般的にトルコ、パキスタン又はアゼルバイジャンを通る陸路で実行に移る。[2c] (21 頁) [3c] 違法文書又は偽造文書での出国の様な出国法違反、又は違反未遂についての処罰は、1 か月から 3 年の禁固刑及び／又は罰金刑に及ぶ。[2c] (24 頁) 実際の処刑は個人の事情によるものである。(2001 年 8 月、FCO)[26e]

- 27.08 2007 年の USSD 報告書によると、

「時折、外国から帰国した国民は、政府当局により海外での反政府活動の証拠のために捜索及び広範囲な質問の対象になることがあった。記録資料及び印刷資料、個人の手紙及び写真は没収の対象になった。」[4t] (セクション 2d)

- 27.09 European COI Seminar Berlin 報告書 2001 によると、Amnesty International が受け取った情報の根拠によると、通常帰国した人は渡航の理由を聞かれることになる。もし答えが全く「仕事を探そうとしただけである」であった場合は、おそらく家族の許に帰宅を許可されることになるだろう。概して、それは、帰還者に関してどのような種類の資料が存在するのか、そして対象となる個人が庇護を申請する国における実際の取り組みはどのようなものであるかに左右される。 [3c]
- 27.10 European COI Seminar Berlin 報告書 2001 によると、最近、帰国と同時の実施は、Dubai からの CD 及び他の西洋の製品等の海外購入物の占有及び没収に関してより寛容になってきた。たいていそれは当局が探しているものによる。彼らが、人が米国の様な国から帰国したと想定される場合は、間違いなくこの人は質問され厳重なチェックを受けることになるが、通常はより長い時間は抑留されない。 [3c]
- 27.11 2002 年 9 月 2 日の BBC 監視サービスにより、2002 年 9 月に外務省大臣代理はイランの事前同意を得て外国の市民権を取得したイラン人が、再びイラン国民になり、さらに不法出国の疑いを晴らしたと発表したと報告された。 [21bg]
- 27.12 FCO によると、帰国させられた庇護希望者の場合、(世間的に大きく注目を浴びた場合は困難に直面し得るが、)失敗した志望者、違法にイランを出国した人々又は国外追放者が、イランに帰国して任意の重大な問題に直面したという証拠はないようであると観察者によって報告された。 [26f] 1999 年 7 月報告の中で CIRB によると、
- 「最近何度か、政府官僚が全ての外国在住イラン人は復讐の恐れなしに帰国を歓迎されると明言した...そして外務省の領事局は、海外庇護希望はイランでは犯罪ではないと正式に認めた。」 [2t]
- 27.13 この意見とは対照的に、また同一の情報源において、
- 「(政治学を学び Association of Iranian Writers in Exile のメンバーであるイラン人の al-Moujez と共に編集者である英国 London の Centre for Arab Iranian Studies (CAIS) 代表者の)彼は、この唯一の例外が、極度に危険な及び／又は武力の使用を通じて政府の打倒を提唱する人々であると思うと述べて、例として Mujahedin-e-Khalq Organization を挙げた。代表者はこれらの人々の家族は出国の困難に直面し得ると述べたが、Mujahedin の指導者である Massoud Rajavi の息子は、イランに住んでいて現地の大学に通っていると付け加えた。また、...イラン国外にいる大きく注目を浴びた避難要求者の親戚はいくつかの困難に直面し得る。」 [2t] と述べた。
- 27.14 Durham 大学のイラン研究センターの Dr Reza Molavi 及び Dr Mohammad M Hedayati-Kakhki によって行われた、2008 年 4 月の COI Service's Iran COI 報告書に関する 2008 年 9 月 23 日付の Advisory Panel on Country Information (APCI) の評論 (APCI Report 2008) が述べるところによれば、

第 34 条によると、有効なパスポート又は旅行書類のない、不法に出国した任意のイラン人は 1 年から 3 年の禁固刑を受けることになるか、100,000 から 500,000 リアルの罰金刑を受けることになる。不法出国に関する事例を処分するために、特別裁判所が Tehran の Mehrabad 空港に設置されている。その枝番号は 1610 である。パスポート又は任意の有効な旅行書類を持たないイラン人が帰国した場合、職員は彼らを逮捕してこの裁判所につれていく。裁判所はこの人物の背景、出国の日付、彼らの不法出国の理由、任意の組織又は団体との関連及びその他の事情を評定する。裁判官は、第 34 条の制限内で処罰の量刑を決定することになる。また、本手順は出国審査を含むパスポート不所持でイランに送還された人々にも適用し、本事例においては、イラン大使館が彼らの国籍を確認した書類を発行する...多くの場合、違法出国は他の、無関係な犯罪と共に起訴される。当該方法は、(不法に出国する決断は、過去の不法行為についての起訴／警察捜査から逃亡したいという思いを暗示しているため)それが、最終的には潜在する犯罪の発見をもたらし、結果的には結合された起訴を導びくことになる、容易に目につき立証できる違法出国罪の周辺の事実、すなわち当該行為の動機についての取り調べを示唆しているようである。」 [6a] (76 頁)

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## イラン国外の亡命者／反体制派

27.15 2008 年 4 月 1 日付 Jane's Sentinel によると、

「イランは... Shapour Bakhtiar 前首相の 1991 年のパリ自宅での殺害、並びに 1992 年の Berlin のレストラン、及び 1990 年の Vienna での 4 人の著名なイランのクルド人活動家の射殺など不名誉な例を有し、過去に亡命中のイラン人敵対人物を暗殺してきた。最も最近は、2006 年 11 月 10 日、アルゼンチン裁判員は Hashemi Rafsanjani 及びその他 8 人のイラン人職員に対して逮捕状を発行した。アルゼンチン当局は、前首相、並びに 85 人が殺害され 300 人がけがを負った 1994 年の Buenos Aires にあるユダヤ人センターへのテロ攻撃命令について彼の先の支援を非難した。裁判官は、Hizbullah がイラン政府要人の命令で爆破を行ったと判決した。全体的に見て、1990 年代は、実際主義者たちによる西洋諸国との緊張緩和の努力と同時に...彼らの考える「敵対国家」の真の廃除を内包した、イラン対外政策の矛盾が存在した。」 [125a]

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 海外避難民

28.01 2009 年 2 月 25 日に発表された、米国 State Department の人権実践国別報告書 2008、イラン(USSD 報告書 2008)が述べてところによれば、

「法律は、難民の地位に関する 1951 年 UN 会議及びその 1967 年付属書に従って資格を有する希望者について庇護又は難民の地位を授与する措置を提供し、政府は難民への擁護を提供する体系を有す。政府は、生命又は自由が脅威にさらされるであろう国々への難民の追放又は送還について保護を常に提供しなかった。



「12月1日に、UNHCRは国内には915,000人の登録アフガニスタン人難民が存在すると見積もり、UNHCRはその年を通じてそのうちの3,166人をアフガニスタンに送還した。政府は三者間本国送還合意を一新するための審議を継続的に延期したが、11月Kabulで開催された再定住及び本国送還に関する国際会議において、政府は登録されたアフガニスタン難民が自発的に帰国するまで又は海外へ再定住するまで彼らに滞在することを許可することを口頭で約束した。

「915,000人の登録アフガニスタン難民に加えて、UNHCRは移民労働者として国内に違法に居住する150万人ものアフガニスタン人を見積もった。政府は不法なアフガニスタン移民を継続的に国外退去させた。3月4日、政府は難民書類を欠く全てのアフガニスタン人を海外退去させると発表し、UNHCRは403,000人のアフガニスタン人が国外退去させられたと報告した。先の数年間にわたって集団国外退去に含まれた数名の登録難民の報告が存在するが、これらの報告書は公式に記録されていない。HRWによると、海外退去者の多くは、退去されそうであるという警告を受けておらず、多くは家族から引き離されたり、所有物や給料をかき集める時間がほとんどなかった。退去前、打たれたり、拘束されたり、数日間の強制労働をするよう求められたりしたと主張している退去者もいる。国外退去者の中にはアフガニスタンに到着して人道的支援を要求した脆弱な人及び家族が存在した。Kabulでのアフガニスタン難民に関する11月の会議では、イラン人代表者は、アフガニスタン難民は「尊重される客人」として継続的にもてなされるだろうと述べ、2つの国はアフガニスタン労働者に300,000通の査証発行を議論していると述べた。しかし、年末までに新たな査証の合意は発表されなかった。

UNHCRによると、2007年以来、当局はアフガニスタン難民に国内19カ所の「立入り禁止地域」を主張している。難民は政府が承認した地域に登録及び再定住するよう求められている、そうしない人は、未登録であると考えられ、国外退去の対象であり続ける。アフガニスタン難民及びイラク難民は仕事の機会の不足し、時の政府は彼らに居住又は労働の許可を承認せず、効果的に健康保険制度を取得することを阻んでいる。

「UNHCRによると、全体で58,091人のイラク人が通年で国内に難民として登録された。政府の2007年の登録は2005年以前に到着したイラク人のみを受け入れた。UNHCRは以降の到着者を登録した。イラク人による任意の本国帰還は過去2年間にわたり増加した。UNHCRは、2006年には任意のイラク人帰還者を支援しなかったが、2007年に238人を支援し、本年を通じては2,376人を支援した。しかし、UNHRは大半の本国帰還者が2007年以前にイラクを脱出した人々であり、新たなイラク難民は国内に継続的に到着している。大部分のイラク人難民が都市部に住んだが、推計5,000人のイラク人が12の集落に住み、UNHCR及び世界食糧計画の支援を受けた。」 [4a] (セクション 2d)

28.02 2008年6月19日に発表された難民及び移民世界難民調査  
2008(USCRI2008)のための米国委員会によると、



「大半(のアフガニスタン人)は町及び都市に住むが、およそ 25,000 人が Alien and Foreign Immigrant Affairs (BAFIA)事務局に登録された 6 つのキャンプ又は定住地に住んだ。2 月に、UN High Commissioner for Refugees (UNHCR)の事務所並びにイラン政府及びアフガニスタン政府は 2008 年 3 月まで難民についての任意の帰国計画の支援を延期する 3 国間協定に署名した。2002 年計画の開始以来、UNHCR の援助を受けた 846,000 人を含む、150 万人を超えるアフガニスタン人が本国に帰還した。アフガニスタンでの安全悪化に伴い、2007 人はわずか約 7,500 人が帰国した。」 [35a]

28.03 USCRI2008 調査は、さらに、イランは 914,700 人のアフガニスタン人及び約 57,400 人のイラク人を含む、1,003,100 人の難民及び庇護希望者を受け入れたと報告した。政府はさらに 1500 万人の未登録アフガニスタン人が不法に居住すると見積もった。 [35a]

28.05 USCRI 2008 調査は、イランが信仰の深い学生、戦争による障害者、犠牲者の親戚、又はイラン人と婚姻したアフガニスタン難民に人により多くの特権を与える特別身分証明書(SID)を発行したと述べた。学校に行く年齢に達すると、児童は難民カードを受け取る。 [35a]

28.06 2008 年 4 月に発行された、イランの第 2 世代のアフガニスタン人に関する Afghanistan Research and Evaluation Unit による報告書は、事務局によって発行される異なる身分証明書を Aliens and Foreign Immigrants Affairs (BAFIA)に説明した。

「ID カードは、個人の身元の外層を構成し、個人の私的な特徴を記録している。1970 年後半にアフガニスタンに到着以来、BAFIA は多様な色でいくつかの身分証明書を発行してきた。例えば、1972～92 年から、イランに入国する大半のアフガニスタン人は、自らの意思によらない移民又は mohajerin としての地位を示した「青いカード」を発行された。青いカードの所有者は法的にイランに滞在する不確定の許可を承認された。1995 年まで、青いカード所持者は助成金の与えられた健康管理及び食糧を入手する権利、並びに無料の初等教育及び中等教育を受ける権利を有したが、自身の職業を持つこと又は路面商人として働くことを妨げられ、彼らの雇用は低賃金の肉体労働に制限された...ID カードは学校に児童を登録ために、及びカードに登録された居住地の外を旅行するために必要とされた。応答者は BAFIA から多様な色のついた ID カード(ピンク、赤、緑、金)を支給され、それぞれの色は一定の発行年及び有効期限を表した... 応答者が保持しているものとして挙げられるカードの特徴は、以下の通りである。

「・ Amayesh 身分証明書(ピンクカード) : 2003 年以来 BAFIA に発行され、イランの大半のアフガニスタン人が Amayesh 身分証明書を所持していると言われている。

・ Amayesh 身分証明書(金カード)BAFIA によって発行され、これらのカードはイランで銀行口座を有すること等のさらなる権利を与え、アフガニスタンの聖職者、及び政府の地位を持つ人々等の身分の高い人物に発行されている。

・ 教育的パスポート : 学生として全日制の登録を示すためにアフガニスタン人の学生に大学及び宗教学校により発行される。

・イラン人証明書(shenasnameh)BAFIA により、アフガニスタンからのパスポートを有するアフガニスタン人の親の雑婚で誕生した 18 歳以上の児童に発行される。」 [110] (49 頁)

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 市民権及び国籍

- 29.01 市民権の基準に関する 2001 報告書の中で **Personnel Management** の米国事務局によると、市民権は一般的に、イラン領土内での誕生が自動的に市民権を与えるものではないと規定するイラン民法に基づいている。18 歳に達した直後に若者が少なくとも 1 年間イラン国内に継続して住む場合、誕生により市民権を与えられる事例は、児童が不明の両親から生まれた時、誕生して非市民になる児童の時、イラン国内で生まれた児童の時、又は外国籍の父親から誕生した児童の時である。生まれた国にかかわらず、父親がイラン人である児童は血筋によりイラン人である。[32] 2006 年 9 月 24 日にイランの国会はイラン人の母及び外国の父親を持つ児童が 18 歳に達した後イラン国籍を取得すること承認する法律を通過させた。(2006 年 9 月 25 日、[Gulfnews.com](http://Gulfnews.com))[20a]国の民法によると、市民権は国内で誕生してから又は男性の親から得られる。市民権は以下の基準の充足において取得され得る。少なくとも 18 歳であり、5 年を上回って国内に住み、兵役脱走者でなく、出身国又は居住国で大きな犯罪で有罪とされていない人々。(2008 年 3 月 11 日、USSD) [4t] (セクション 2d)
- 29.02 市民権の基準についての 2001 年の報告書の中で米国 **Personnel Management** 事務局は、市民権は以下の基準の充足において取得され得る。少なくとも 18 歳であり、継続的又は断続的であっても、5 年を上回って国内に住み、兵役脱走者でなく、任意の国で大きな犯罪又は非政治的な犯罪で有罪とされていない人々。[32] [68a] また市民権を与えられた市民の妻及び 18 歳未満の未成年児童はイラン市民と考えられる。2 重の市民権は認められていない。[32]

## 偽造及び不正取得文書

30.01 2006 年 4 月 3 日の CIRB 報告書が以下の様に規定するところによれば、

### 「不正又は偽造パスポート」

「Tehran の UNHCU 職員との協議を基に UNHCR 事務局は偽造イランパスポートが闇市場では「偽造作業の質により」流動的な価格で比較的容易に購入することができるが、当局は広くパスポート発行を追跡する法的施行データベースでの「ダブルチェック」方法によるこれらの書類の鑑定に熟達している。(2006 年 3 月 31 日、UN)1988 年修正されたパスポート法第 15 条(1)の下、不正又は偽造パスポートを作成した罪が見つかった人は 18 カ月の禁固刑を受ける(同書)。しかし、また UNHCR 事務局は「イスラム刑法は偽造行為に関与した者には他の処罰を規定している(同書)。」例えば、イスラム刑法第 525 条(2)の下、パスポートに「偽造のスタンプ」を使用して捕まったものはみな「1 年から 10 年の禁固刑の対象」になり得る(同書)。  
[2x] (2 頁)

出国及び入国手続き及び不正行為も参照のこと

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 出国及び帰国

31.01 2006 年 4 月 3 日の CIRB 報告書が以下の様に規定するところによれば、

### 「パスポートの特徴及び手続き」

2006 年 2 月 2 日の電話インタビューで、Ottawa のイラン大使館職員はイランパスポートについての以下の情報を示した。要求の量に応じて、申請がされた後パスポートの取得に約 1 カ月を要する。パスポートは 5 年間有効である。パスポートを取得するためには、申請者は誕生証明を有することが重要である。申請者は本人がパスポートを申請し、取りに行かなくてはならない。」 [2x] (1 頁)

報告書が付け加えるところによれば、

「...イラン人警察、法執行部隊(LEF)はイランのパスポート発行機関であり、Tehran に 9 カ所、並びに国中の他の都市に 49 カ所のパスポート事務局を有する(同書)。パスポートを申請するためには、18 歳を超えた個人本人が LEF パスポート事務局に出頭し、申請書を完成させ提出し、必要とされる身分証明書類を提出しなくてはならない(同書)。「パスポートを取得することは特定の人物、すなわち「イラン当局と解決しなければならない問題を有するもの、又はパスポートの申請をするために夫にまず許可を取得しなければならない既婚女性にはより複雑であるが、2000 年報告書は宗教上の少数派及び少数民族はパスポートを取得する上で任意の困難に直面しないと述べた(同書)...」 [2x] (2 頁)

報告書はさらに付け加えるところによれば、

「デンマーク移民サービスの 2000 年事実調査使節団は、先述の情報を部分的に強調し、Tehran 空港のイラン人当局によると、パスポート管理事務局は厳重な管理手続き及び「偽造が疑われた場合、旅行書類を精査するための専門の設備」を有していると述べた。(2000 年 10 月 1 日、デンマーク)また、報告書は、空港及び国境地域のパスポート管理当局は不正旅行書類を認知するように訓練されたと述べた(同書)。...2005 年 8 月、Iranian Police Passport Department の司令長官は、2005 年 3 月に新たなパスポート申請体系を創設以来、偽造パスポートの報告は存在しない。(2005 年 8 月 21 日、Iran Daily)」 [2x] (2 頁)

31.02 2006 年 4 月 3 日付 CIRB からの別の報告書が以下の様に報告するところによれば、

### 「出国許可と出国スタンプの相違」

「2006 年 3 月 1 日の電話インタビューで、Ottawa のイラン大使館職員は出国許可と出国スタンプの相違について以下の情報を示した。海外へ旅行を希望するイラン人は出国許可を申請しなければならない。申請者の背景の検査後、申請者が外国を出国することを許可したことを示して申請者のパスポートにスタンプが押される。しかし、イランへの入国及びイランからの出国の日付を示した入国／出国スタンプは出国許可スタンプではない。



この入国／出国スタンプは、パスポート所持者の出国日又は帰国日を示すために他の国々で使われているものと同様である。

「情報を強調することは **Research Directorate** によって意見を聞かれた情報源の間では見られなかった。

### 「出国許可」

「**International Air Transport Association (IATA)**によって発行された **2006 年 3 月旅行情報手引き (TIM)**によると、出国許可には以下のことが求められる。

「1. (海外で発行された) 入国査証を有するイラン人ではない外国人は併用入／出国許可を与えられない。彼らは内務省外国人課から出国許可を取得しなければいけない。外国人はイラン(に)入国後 **48 時間**内に登録しなくてはならない。

「2. 警察局から出国許可を裏書きされたパスポートを取得しなければならないイラン国民。a)緑の出国スタンプ、パスポートの有効期限と同じ期間だけ有効、b)青の出国スタンプ、記述された期間だけ有効、c)赤い出国スタンプ、1 度の出国のみ有効、とする **3 種類**の出国許可が存在する。」(2006 年 3 月、TIM,228)

「同様に、イランについての **2005 年 8 月米国(US)Department of State** 領事の情報シートが述べるところによれば、

「アメリカ系イラン国民を含む、全イラン国民は、パスポートに出国許可をスタンプされなくてはならない。イランパスポートが発行された時スタンプはそれの **11 又は 13 ページ**に押されるべきであり、パスポートの有効期限の日付まで有効である。(2005 年 8 月 25 日)」

「イランについての **2000 年デンマーク移民局報告書**は、全イランパスポート所持者は海外を旅行するために「出国査証」スタンプを要求されると説明した(2000 年 10 月 1 日、デンマーク、9-10)。報告書はこの「出国査証」はイランパスポートの **10 ページ**にスタンプされると加えた。(同書)。

「しかし、**2006 年 3 月に Research Directorate** への書状は、国連難民高等弁務官 (**UNHCR**)[の事務所]からの職員は、出国査証はイラン国民には要求されないが、「原子力エネルギー又は軍事産業等の国家機密にかかわる分野で働く」人は「イラン出国を希望するたび」出国許可を申請しなくてはならないと述べた。(2006 年 3 月 21 日、セクション 3)」さらに、パスポート申請時に、既婚女性は、夫が妻に許可したイランからの出国回数の概略も述べる、夫の成分化された同意を必要とする。(2006 年 3 月 31 日、**UNHCR**)」 [2y] (1 頁)

### 31.03 2008 年 9 月 23 日の **APCI** 報告書が述べることによれば、

「...過去に、すなわちおよそ **2006 年 12 月**より前に、単独の、緑のスタンプは旅行の全般的な権利を許可するために発行時にパスポートに物理的に含まれ、用語的にある混乱を招き、それを「出国証書／スタンプ」と呼び、

これをパスポートの発行の前提条件にしている現行手順は本過程の本質をより正確に反映している。」 [6a] (72 頁)

31.04 2006 年 4 月 3 日付 CIRB 報告書は以下のことを概要するために付け加えた。

「特定の申請者の制約」

「特定の種類の申請者に適用される制約について、国別報告書 2005 は「政府は、政治的に疑われる徴兵年齢の男性及び市民に海外旅行について出国許可を必要とする」と主張している。(2006 年 3 月 8 日、セクション 2. d) さらに、同じ報告書は「特に供給不足である技術を有するもの、政府の費用で教育を受けたものの中には出国許可を取得するために債務証書を掲示しなくてはならない市民もいると加えた。(2006 年 3 月 8 日、Country 報告書 2005、セクション 2. d)[2y] (2 頁)

31.05 APCI 報告書が述べるところによれば、

「パスポート発行時に、男性又は女性にパスポートの発行を阻み得る目立つ正当な理由等、その他目立った安全保障問題に関連して、調査が実施される。これは上記で説明した様な任意の特定の「出国スタンプ」を発行する時よりむしろ一般のパスポート申請時に行われる。これは、以下に説明される検問所で旅行の適格性の最終検査が実施される時に、空港で同様のシステムが用いられる専門のデータベースを使用して行われる。女性が関係する場合、既婚者には夫婦の同意の確認に加えて、これが行われる。」 [6a] (73 頁)

31.06 報告書が付け加えるところによれば、

「しかし、実際には、調査を受けているもの、釈放中であるもの、裁判所に召喚されているもの、又は実際に出国禁止の発令以前の他の段階にいるものよりむしろ、特定の出国禁止命令の対象となった人のみが、本システムにおいて「旗で合図」されることを明確にしない。...出国禁止は、人が国から脱出しようとして未遂に終わったと信じられる非常に特定の理由が存在しない場合、非常にまれにしか発令されない。」 [6a] (74 頁)

31.07 2006 年 4 月 3 日付別の報告書において、CIRB は以下の事について報告した。

「入国及び出国手順」

Research Directorate への 2006 年 3 月 31 日の書簡において、a 国連難民高等弁務官 (UNHCR) 職員は Tehran にいる UNHCR 職員との諮問を基にして以下の情報を示した。

「地上国境及び空港の出国地点でのパスポート及び文書の検証は、出国手続きの最終段階で実施される。これは、空港でチケットがチェックされ荷物が航空会社に届けられた後、且つ出国の待合わせエリアに入る前に、パスポートが偽造でないか、及び事務員の前に立っている人がパスポート上の名前を持ち写真に写っている同一人物かどうかを NAJA(法執行)データベースで検証する Disciplinary Forces 事務官によってチェックされることになる。

「また UNHCR 事務移管は、パスポート検証が地上国境も同様の方法で実施されると言及した。(2006 年 3 月 31 日)

「デンマーク移民局によって 2000 年に出版された報告書は Mehrabad 国際空港から出国しようとする人が通過するよう要求される一連のチェックポイントについての包括的な情報を示した。

「空港到着時に、旅客は出発エリアへの立入り権利を取得するために彼らのパスポート及びチケットを見せる。これは関係する人が有効なパスポート及び問題になっている便のチケットを有しているかを確認するために行われる。

「次いで、旅客は第 1 の手荷物検査地点に到着する。全ての手荷物は検査され、旅客は金属探知機を通過して歩く。また、パスポート及びチケットはこの検査地点で見せられる。

「手荷物審査地点を通ると、旅客は、手荷物が人の手でチェックされる関税手続きエリアに進む。これらのチェックは国内から持ち出されてはいけない品目の輸出を防止することを目的とする。また、パスポートはこのチェックポイントで見せられる。

「次いで、旅客はパスポート、チケット及び手荷物を見せる、航空会社のチェックインデスクに進む。パスポート及びチケットがチェックされると、搭乗券が発行される。

「すべてのチケットチェックはイランの国営航空会社である Iran Air の代表者によって実施される

「しかし、他の航空会社を含む便の場合、それらの航空会社の代表者が居合わせ、何人かがチェックインデスクで査証のチェックを実施する。

「チェックイン後、旅客は二階へ上がる。ここで彼らは実際の出国管理になる最終パスポートチェック地点に到着する。ここでは旅行書類が詳細に検査される。2 人のパスポート検査官が各パスポート管理ブースに座る。通常、各検査員は対応するべき別の列を有する。通常、旅客は職員からのさらなる指示を待つことなしにどちらか一方の列に立つことができる。

旅客がパスポート検査ブースに到着すると、2 人のパスポート検査官にパスポートを渡す。しかし、夫婦は共に対応される。イラン国民の場合、パスポートに含まれる情報は、検査官がアクセスしたコンピューターシステムに蓄積されるデータに対してチェックされる。コンピューターシステムに蓄積されるデータはイラン国民及びイランに居住を許可された人々の両方を包括する。

「パスポート検査官及びイラン警察(LEF)によると、このシステムで個人旅客がイラン当局と任意の未決着事項を有しているかが判明する。もしその場合、当事者はイラン出国の許可を拒否される。しかし、目立った事項を有している場合でさえ、人は出国を許可されることができる。当該場合に

において、裁判官からの令状を提出しなくてはならない。出国許可が承諾されるかは個々の場合の性質による。

「全ての手続きがチェックされ、合法であると判明されると、出国スタンプがパスポートに押され、次いで旅客は免税店、ラウンジ等があるトランジットホールに進むことができる。

「旅客がトランジットホールを出て航空機へ歩いていく時も 1 つの手荷物検査が存在する。

「この手荷物検査までに女性用の出口及び男性用出口が存在する。旅客が職員によって配置されたブースへ向かう間、手荷物が検査される。ここでは出発ラウンジへ進む前に旅客は身体検査される。

便の出発の準備が整った時、旅客は航空会社がパスポート及び査証をチェックし搭乗券を集めるデスクまで行く。次いで旅客は Mehrabad 空港に設置された 4 つのボーディングブリッジのうちの 1 つ又は航空機まで輸送するバスのいずれかを經由して、航空機に直行する。(2000 年 10 月 1 日、デンマーク、11 - 12)

「出国手続きに関しては、「格付けの高い空港職員」と引用している  
「2000 年報告書は、飛行機から降りると、全ての旅客は「入国審査場」を通じてチェックされると述べている。(同書 15)特に、イラン国民の記録は彼らが「イラン当局と任意の非常に目立つ事件を有して」いないかを判断するため検証される。(同書)問題であることが判明され人が「当局と解決すべき事柄」のため旗で合図された場合、前記の人は逮捕又はパスポート没収という 2 つのうち 1 つの行為に直面することになる。いずれの場合も、イラン国民が放免されるか、又はパスポートを取り戻す前に当局との質疑において問題を解決する必要があるだろう。(同書)」[2z] (1 頁)

#### 31.08 2005 年 12 月 7 日付報告書で、CIRB が報告するところによれば、

「イラン女性はパスポートを取得するために夫の許可を取得しなくてはならない…。2 つの人権に関する情報源はパスポートを取得するための夫の許可は国のパスポート法の第 18 条のもと規定される法的必要事項であると述べた。(同書; WFAFI 2005) さらに、国別報告書 2004 によると、また女性がパスポートを取得するための許可は「かれらの父親又はもう 1 人の男性の親戚」によっても与えられることができるが、「既婚女性は、出国を許可されそうになる前に夫から成文化された許可を受け取らなくてはならない」(2005 年 2 月 28 日、セクション 2. D) [2aa] (1 頁)

#### 31.09 2008 年 9 月 23 日の APCI 報告書が述べるところによれば、

「女性にパスポートを受領し、夫により特定された別段の方法でない場合、省略してイラン国外への旅行を許可する授權は、海外旅行への同意として見なされる。しかし、本同意が、パスポートに存在し、実証できるスタンプ等のそれ自身ある種の日に見える特質であるということは一般的な誤解である。実際、旅行の同意はパスポートの発行について必要条件であるので、当該パスポートの女性の所有のまさにその事実が、国境にいる関係す

る検査官にとっての夫の同意の後に与えられる別個の「スタンプ」への必要なしに、彼女は実際には旅行が許可されているという指標を務める。男性及び女性ともに共通する本事実について唯一の指標は、新たな形式のパスポートの 6 頁にある(「発行日...本パスポートの所持者は複数の登録基準に基づき、国境を超えるために、各場合において出国料の支払いの対象である権利が授与される」という文のついた囲みを含むあらかじめ印刷された通告である。)[6a] (72 頁)

31.10 2005 年 11 月 17 日付報告書で CIRB が報告するところによれば。

「Ottawa にあるイラン・イスラム共和国の大使館の第 1 顧問である 検査理事会との 2005 年 11 月 10 日及び 16 日の電話インタビューで、以下の情報が与えられた。

「未成年児童は父親の同意でのみイランを出国することができる。母親は夫の同意なしに国外へ児童を連れ出すことはできない。父親が児童を国外へ連れて行くことを決めた場合、父親の同意は必要とされない。父親の同意は児童がパスポートを取得する時に与えられなくてははいけない。児童のパスポートを取得するためには、父親が妻に児童を国外へ連れて行く許可を承認する場合において、父親本人が申請しなくてははいけない。児童のパスポートは、母親がその期間において国外へ児童を連れだせる(多くの場合は 5 年間の)有効期限を表示するスタンプが押される。一般的に、空港であっても、児童を国外へ連れ出すために母親に要求されるさらなる手順は存在しない。しかし、父親はいかなる時もパスポートのスタンプの有効期限を帳消しにすることが決定でき、それによって母親が未成年児童と共にイランを出国することを禁止できる。」顧問はパスポートのスタンプの有効期限を帳消ししたいと希望する父親によって進められなくてははいけない手続きについてのさらなる詳細を提供することはできなかった。

「...顧問は、イラン市民の(18 歳未満の)未成年児童は、「例え母親がイランの裁判所から完全な養育権を承認されていても」、イランから出国するには父親の許可が必要とされると加え、さらに、イラン国民と婚姻したイラン国民ではない女性はイスラム教に改宗しイラン市民権を取得しなければならないので、彼らもまた出国するために夫からの許可を取得しなければならないと加えた。」

[2ab] (1 頁)

31.11 2008 年 9 月 23 日 APCI 報告書は以下の様な事が存在すると述べた。

「(a)」...国を出られるようにするために支払わなくてははいけない管理費の要求。この手順は、婚姻関係の有無にかかわらず男女ともに適用され、保証手順でなく、管理手順である。

「...スタンプは保安／入国検査措置ではなくむしろ賦課的な集金的なものであるという事実により一致するように、2006 年の終わりまでに実施される当今の措置は、職員にパスポートの添付されない個別の紙片に、確認を示す、別途の受領書を発行することを要求している。支払いが起きたことを証明するために受領／確認を国境職員に手渡すので、法的に、及び本措置に従って出国した人は、本支払いの証拠を持たないことになる。依然と



して、支払い措置は、出国のためにパスポートに「スタンプを押すこと」と、よく間違っで見なされる[6a] (73 頁)

31.12 2006 年 4 月 3 日付報告書で CIRB は以下のことを論評した。

#### 不法入国及び出国

「Tehran の UNHCR 職員は不法入国及び出国に関して以下の情報を提供した。

「国境地域に住むアフガニスタン人及びパキスタン人は容易に及び連続的に国境を超えるという事実のため、パキスタン及びアフガニスタンに入国することはより容易である。イラン南東部の貧困に傷ついた地域に住む大半の住民が物資及び人間の不法売買などの儲けのよい行為にたよっている。

「イランとトルコの間の国境の両側に住んでいるクルド人は人々を手伝って国境を通過する。この場合、クルド人が常に国境を越えているということ、並びにクルジスタン山岳地帯における国境を管理することが困難であることにより、密輸業者にとって商品や人を密輸するのが容易になっている。

「おそらく当該移動が一般的でないので、UNHCR はアゼルバイジャンへ及びアゼルバイジャンから移動することについての任意の情報を受けていない。

「オマーン及びアラブ首相国連邦について、イラン南部地域からそれらの国々へ地方特有のボートを使用して移動することは長い間伝統的である。湾の両側に住む人々は最低限の道具を用いて自身のボートを組立て、自身の船舶活動のためにそれらを使用する。(2006 年 3 月 31 日)

「明らかに地域の社会情勢不安のため、旅行情報ウェブサイトはイランとパキスタンの間を陸路で移動しないよう強く勧告している。(2006 年 1 月 27 日、カナダ：2006 年 3 月 9 日、英国：日付なし Yahoo! Travel Guide) また、Lonely Planet 旅行ガイドのウェブサイトは、イランにおいて「道路での移動は一年のうちいつでも、最も頻繁には一方の側の主要都市でだが、時々パキスタン及びアフガニスタン国境近くの遠隔地の一帯に点在して、道路封鎖によって阻まれ得る」と報告した。(日付なし)

「海上での移動については、報告によると連絡船がアラブ首相国連邦、バーレーン、クウェート及びカタールへまたはそれらからペルシャ湾を航行している。(Yahoo! Travel Guide、日付なし) また、「アゼルバイジャンの首都である Baku と Baku and Bandar-é Anzal の間を通る不定期な貨物船でカスピ海を航行することも可能である。」(同書)

「多様な地上国境及び海上国境を超える不法入国及び出国についての大半の情報は、不法移住労働者について (2004 年 12 月 23 日、UN、パラグラフ 12 : 2005 年 9 月 8 日、BBC) 及び人身売買についての報告書(2005 年 6 月 3 日、USSD 人身売買報告書 : 2006 年 1 月 29 日、Iran Daily)から引き出される。移住労働者の人権に関する 2004 United Nations (UN) 特別報告者の報告書が述べるところによれば、

「地理的な位置により、主にバングラディッシュ、アフガニスタン及びパキスタンからの多くの人々が不法にイランに定住しようとして、又は不法にイランを通過しようとして国境を越えるが、主要な入国地点は、彼らが近隣のアラブ諸国へ行くことを希望するため、**Balouchistan** 州又はオマーン海である。国境で逮捕された場合、不法移民たちは国外退去させられ出身国の行政機関に引き渡されるより前に、最初に警察によって「特別キャンプ」又は「閉鎖キャンプ」に留置される。イラン国内で逮捕された場合は、国外退去させられるより前に裁判官の前に連れて行かれ、罰金刑に直面し得る。(パラグラフ. 12, 7、2004 年 12 月 23 日)」[2x] (3 頁)

買収及び偽造及び不正に取得した公文書も参照のこと。

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 雇用の権利

- 32.01 2008 年 11 月 21 日付 Freedom House の報告書「脅威の下での結社の自由—イラン」が述べるところによれば、

「International Labor Organization (ILO)への加盟、並びに結社の自由及び労働組合を組織する権利を要求する ILO 会議 87 の批准にもかかわらず、イランには自由な労働組合が存在しない。集团的交渉の権利を否定され、労働者は調停及び仲裁の権利により保護されていない。当局はほぼ児童労働法を施行せず、児童は安全でない状況で労働を強いられている。既存の労働組合は公共の国家労働組合である、Workers' House を含む、国家によって厳重に監視されている。Ahmadinejad 政府は労働組合の監視を強め、彼らの投票に関与するようになった。例えば、2006 年 8 月に、社会労働省はジャーナリスト労働組合について選挙を禁止したが、団体は以前に 6 回当該選挙を実施してきた。

「一運輸労働者、教師及び工場従業員により最も著名な—ストライキ及び作業休止は一般的だが、違法であり概して鎮圧される。また、Workers' House によるデモンストレーションは抑制されており、団体は 2003 年に国際労働の日を記念するための集会開催を妨げられた。教職員組合はストライキを行い、長年にわたる低賃金に抗議するため結集し、一連の結集は 2007 年、労働組合の書記長及び国中の非常に多くの教師の逮捕に終わった。Vahed バス運転手労働組合の代表者である Mansur Osanlu は、数百万人のバス運転手、労働組合組織者及び彼らの家族が禁固刑に処されるという結果に終わった、2005 年 12 月のバス運転手のストライキを組織したことに對して、2006 年及び 2007 年の大半を刑務所で過ごした。[112e]

- 32.02 2009 年 2 月 25 日に公開された米国 State Department の人権実践国別報告書 2008(USSD 報告書 2008)は、

「法は労働者に労働組合を創設する権利を与えているが、実際には政府は独立した労働組合を許可しなかった。Workers' House として知られている国家組織はただ一つの認可された国家労働組織であった。それは労働者に対する政府管理のための導管として主として任務を果たした。Workers' House の首脳部は 35 人を超える労働者からなる産業、農業、及びサービス組織のイスラム教労働者評議会との活動を調整した。労働者の代表者及び経営陣の代表者からなるこれらの評議会は、また政府管理の手段として機能したが、それでもなお頻繁に労働者の要求を支援して一時解雇及び解雇を阻止した。連合する労働者の能力に対する制約は通年継続した…。法律は公共セクターのストライキを禁止し、政府は民間セクターでのストライキを含む、不法な任意のストライキは経済及び労働政策の反対と考えるとしたが、ストライキは起きた。10 月の UNGA 報告書によると、いくつかの労働者組合を作る試み、及び賃金に対する労働ストライキを実施する試みは警察官による自由裁量により逮捕及び暴力に遭遇してきた。[4a] (セクション 6)

- 32.03 同じ報告書は、「労働者は独立して組合を組織する権利又は自由に集团的交渉合意を話し合う権利を有していないと述べた。International Trade Union Confederation によると、労働条例は輸入加工区で適用されない。[4a] (セクション 6)

#### 32.04 また、USSD 報告書 2008 が述べるところによれば、

「労働法は児童によるものを含む、あらゆるの形態の強制労働を禁止しているが、当該実施が起こったという報告書が存在する。イラン女性は強制売春の目的で国内で売買された。強制的な商業的性的搾取並びに物乞い及び労働者の様な不本意な強制労働の目的でイラン児童は国際的に売買され、アフガニスタン児童は国内に売買された。法は 15 歳未満の未成年児童の雇用を禁止し 18 歳未満の未成年児童に対して制限を設けているが、政府は児童労働に関係する法を十分に施行せず、児童労働深刻な課題になった。法は児童が農業、家事使用人及びいくつかの零細企業での労働を許可しているが、重労働又は夜勤における未成年の雇用を禁止している。これらの規制の施行に関する情報は存在しない。

「政府情報源によると、家族が労働を強制するため、300 万人の児童が教育を受けることを妨げられている。非公開の情報源はこの数字はほぼ 5 百万であると主張している。2007 年イラン政府は報告によると、いくつかのストリートチルドレンのためのシェルターを開設した。報告によると、主要な都市部では露天商として労働する非常に多くの—特にアフガニスタン人及びイラン人の児童が存在する。多くのアフガニスタン児童は誕生証明書又は身分証明書を欠いているため学校に出席できず、それらは報告によると、政府が不法な移民を抑制する目的で発行を拒否している。」 [4a] (セクション 6)

#### 32.05 さらに述べるところによれば、

「法律は最高労働評議会に公的な機能を与え、各産業セクター及び地域に対して年間最低賃金水準を確立した。3 月に Ahmadi-Nejad 大統領は最低賃金水準を 20% 引き上げ、1 カ月当たり 220 万リアル(約 220 ドル)に増加させたが、労働者及び彼らの家族に人並みの生活水準を供給するものではないと、労働者団体が述べた。賃金設定の仕組みに関する情報は存在しなく、最低賃金が施行されているか不明であった。特に国内で不法に働くアフガニスタン労働者には、よく最低賃金を下回る金額が支払われた。

「法律は、通常は金曜日である、毎週 1 日の休息日、並びに少なくとも 12 日の有給年間休暇及び数日の有給法定休日と共に最大 6 日、48 時間の週間勤務時間を確立した。

法律に従って、労働大臣又は彼の代理人により議長を務める安全評議会は職場の安全及び健康を保護した。国外の労働者組織は、危険な労働環境は国内で一般的であり年間数千人の労働者の死亡をもたらしていると主張した。安全性の質の基準の施行は不明で、労働者が雇用喪失のリスクを伴うことなく危険な状況を除去できているのかは不明であった。」 [4a] (セクション 6)

経済及び児童を参照のこと

目次に戻る  
出典リストへ

## 付録

### 付録 A: 事件年表

この年代記は起こり得たすべての事象の詳細又は総合的な記録になるように設計されているのではなく、必要であると考えられるさらなる調査を通知することができる包括的な枠組みを提供することを意図する。

- 1925** Reza Khan が軍事クーデターによりペルシャの政権を握る。後にシャーに選出。
- 1935** ペルシャをイランに改名する。
- 1941** 英国及びソビエトがイランを占領。シャーは強制的に皇太子に王位を継承する。
- 1946** 戦争終結後、占領軍が撤退する。
- 1963** シャーは「白色革命」に着手する。地主及び保守的聖職者から改革反対を受ける。
- 1964** Ayatollah Khomeini、反対活動のためイラクから追放。
- 1965** 伝えるところによれば、Khomeini の支持者により Mansur 首相暗殺される。
- 1977-1978** 反政府ストライキ及びデモンストレーションが行われる。
- 1979**
  - 1月：シャー、国外に追放される。
  - 2月：Khomeini、帰国し、政権を握る。
  - 4月：イランはイスラム共和国樹立を宣言する。聖職者、先の権力者 Khomeini により任命され、Walih Faqih に最高権力が与えられる。
  - 11月：学生グループが Tehran の米国大使館で人質を取り占拠。
- 1980**
  - 2月：Bani-Sadr が大統領に選ばれる。
  - 9月：イラクがイランを侵略する。イランによる強い抵抗が起き、戦争勃発。
- 1981**
  - 1月：米国人人質が解放される。
  - 6月：Bani-Sadr の支持する MEK と革命革命防衛隊の間の衝突により Bani-Sadr を解任、7週間の潜伏の後、1981年7月末、フランスへ亡命。
  - 7月：Muhammad Ali Rajaei が大統領に選出。Muhammad Javad Bahonar が首相になる。
  - 8月：大統領及び首相が爆破で殺害される。MEK 非難。
  - 10月：Hojatoleslam Ali Khamenei が大統領に選出される。Mir Hussein Moussavi を首相に任命。
- 1979-** 反政府分子への激しい弾圧。



- 1985**
- 1987** イスラム共和党、解散。  
7月20日：UN安全保障理事会が決議案598を採択。
- 1988** イラン／イラク戦争の停戦が宣言される。
- 1989** 6月3日：Ayatollah Khomeini、死亡。前 Khamenei 大統領が後任となる。  
7月：Rafsanjani 大統領になる。首相職を廃止する。
- 1993** Rafsanjani が僅差で再選される。
- 1994** 2月：Rafsanjani、BKO による暗殺を逃れる。
- 1997** 5月：Rafsanjani、自ら辞任。Seyed Mohammad Khatami 大統領選で圧倒的勝利を収める。  
6月：Kabul のイラン大使館閉鎖、その後、イランによる対アフガニスタン輸出禁止。  
8月：Khatami が就任する。  
10月：Khatami は前 Moussavi 大統領を特別顧問に任命する。  
9月のイラク南部爆破事件に対するイランとイラク間の緊張を緩和させるため、アメリカ船舶がペルシャ湾に停泊。  
12月：イスラム諸国会議機構の会議が Tehran で開催。
- 1998** 3月：イランの天然ガス及び石油産業が初めて外国人投資家に向けて解放される。  
6月：イラン国会による Interior Minister の弾劾の後、次いで新設された副大統領職へ Khatami により即座に再任される。  
7月：Tehran の前市長、Gholamhossein Karbaschi に汚職及び横領の罪が発覚する。5年の禁固刑及びその他の処罰の判決を受ける。  
Solidarity Party of Islamic Iran が新たな政党として承認及び登録される。  
大赦が革命裁判により服役中の1,041人の囚人に発布される。  
8月：イラン人がイラクの Shi'a Muslim の聖地へ18年間で初めて訪れることを許可される。  
British Airways が Tehran 直行便を再開する。  
外交官を含むイラン人がアフガニスタン北部で Taleban に拘束される。  
9月：イラン政府は英国に対して、Salman Rushdie の生命又は彼の作品に関係するものを脅かすいかなる活動、及び他者への同行為の奨励又は支援をする意思がないことを保証した。また、彼らは fatwa を実施するよう奨励したことを否認し、それを支援していないと述べる。  
10月：8月 Taleban に拘束されたイラン人が殺害されたの受け、イラン軍がアフガニスタン国境へ集結。迫撃砲及び砲兵射撃による銃撃戦となる。
- 1999** 2月：国政及び地方選挙が革命以来、初めて行われる。  
7月：新聞改革に対する学生デモンストレーションは、Tehran 大学寄宿寮への警察の奇襲攻撃を招いた。6日間に及ぶ道路での暴動は革命以来最悪な状況を招く。
- 2000** 2月：Khatami 及び彼の自由／改革主義の支持者が Majlis で290議席中170議席を獲得する。保守派は革命以来、初めて議会の支配権を失う。

4 月：新たな新聞条例が採択される。16 紙の改革新聞が禁止される。

8 月：Fatwa 宗教的命令は女性が女性礼拝者の宗教的集会の主導を許可することを公布する。

2001 6 月：Khatami は得票率 77 パーセントを獲得し、2 期目の再当選を果たす。

2001 8 月：Khatami が宣誓就任する。

2002 1 月：米国大統領が一般教書演説でイラク、イラン及び北朝鮮を「悪の枢軸」と述べた。これは開発中と言われる長距離ミサイルの拡散及びテロリズムと同様に米国に対して危険であると考えられる予測される脅威に対する言及である。本声明はイランの政治的スペクトラム全体から抗議の声が上がる。

2 月：イランは Tehran への新たな英国特使団の提案を拒否する。

9 月：米国からの強い抗議にも関わらず、ロシアの専門家は Bushehr にイラン最初の原子炉の建設を開始する。

イランは先の志願者の拒否に関する外交論争を終結させるため、新たな使節団の指名を受入れる。

英国 Foreign Secretary である Jack Straw はイラク危機に焦点が当てられるが予測される会談のために、中東歴訪の最後にイランを訪れる。

12 月：Richard Dalton、新英国大使が 2002 年 12 月 1 日就任する。

イランとイラクが貿易を開始したと考える。

2003 2 月：軍用機が国内南東部で墜落し、搭乗者前 302 名が死亡。イラクで最悪の航空機事故となる。

3 月：イランの地方選挙は保守派候補者の賛成へ揺れ、改革主義者 Khatami 大統領への打撃となる。

イランの改革護憲派は故 Ayatollah Khomeini の死後 14 年後に英国人作家 Salman Rushdie への死刑宣告を再び発布する。

イラン Foreign Minister の Kamal Kharrazi は、自国はイラク戦争ではどちらの側でもないと言う。

6 月：数千人が学生主導の Tehran での聖職者組織に対する抗議に参加する。

8 月：1994 年ユダヤ人センター爆破事件に共謀したという容疑でアルゼンチン政府によって捜索された、駐アルゼンチン前イラン大使の逮捕を巡って英国と外交紛争。

9 月：UN 核監視機関はイラン政府に核兵器開発計画を実施していないことを証明するよう数週間を与える。

10 月：Shirin Ebadi がイランで最初のノーベル平和受賞者となる。法律家及び人権活動家はイランで最初の女性判事になったが、1979 年の革命後、辞職させられた。

11 月：イランはウラン濃縮プログラムを中止し、核施設に対する UN 査察の強化を容認するつもりであると発言する。

国際 Atomic Energy Agency (IAEA) 報告書は、イランは平和的目的で高純度プルトニウムを製造していることを認めたが、核兵器プログラムの証拠は存在しないと結論付けたと述べた。

12 月：イラン南東部の地震で 40,000 人が死亡、Bam の町は混乱状態になる。

- 2004** 2月：保守派は問題の選挙で国会での支配権を獲得する。数千人の改革派候補者が選挙を前に強硬な護憲評議会により資格をはく奪された。  
6月：イランは IAEA により原子力活動の調査の完全な協力を誤ったとして非難される。  
3機：英国海軍艦艇及びそれらの乗組員が、申し立てによるとイラン領海へ侵入後、拘束される。8人の軍人が4日後に解放される。  
11月：イランは EU 協定の一部として大半のウラン濃縮を中止することに合意する。
- 2005** 2月：核開発計画に関して米国政府との緊張の最中、イランは、米国からの圧力下にあるもう一つの家であるシリアとの共同戦線を形成する。  
400人を超える人々が南部の州 Kerman での地震で死亡。  
6月：Tehran の超保守派 Mahmoud Ahmadinejad 市長が大統領選挙での決選投票で勝利し、聖職者及び前大統領の Akbar Hashemi Rafsanjani を破る。  
8月：イラン政府はウランの転換を再開したと言っているが、計画は平和的目的であると主張する。IAEA の結論は、イランは核不拡散条約に違反していると結論付ける。  
12月：軍用機が Tehran 近郊で墜落する。100人を超える人が死亡。
- 2006** 1月：イランは Natanz 核調査施設での IAEA の封鎖を破る。  
ここ数カ月間散発的に不安の状況が続いている、南部の町 Ahvaz での爆破攻撃で8人が死亡、40人を超える人が負傷。  
2月：IAEA はその核活動に対してイランを UN 安全保障理事会に報告するよう提案する。イランは Natanz でのウラン濃縮を再開したと述べる。  
3月：地震のため Lorestan 州では多くの人が亡くなり、数千もの人がホームレスになった。  
4月：イランは Natanz 施設でのウラン濃縮に成功したと述べた。  
8月31日：UN 安全保障理事会はイランが核燃料の研究を中止するべきデッドラインを示す。IAEA はイラン政府がプログラムを中止しなかったと述べる。  
12月：イランはホロコーストについての問題の多い会議を開催する。  
代表にはホロコースト否定者を含む。  
UN 安全保障理事会 投票は問題の核物質及び核技術におけるイランの貿易に制裁を課す投票を行う。イランは議決及び投票を非難しウラン濃縮作業を加速させる。
- 2007** 2月：IAEA はウラン濃縮を中止するデッドラインを守らなかったとして述べ、イラン政府に可能な新たな制裁を課した。  
3月 - 4月：イランは、イランとイラクを隔てる Shatt al-Arab 水路河口をパトロールしていた 15人の英国船員及び海兵を拘束する。外交上の孤立は2週間後の解放で終了した。  
4月：Ahmadinejad 大統領は、イランは工業規模で核燃料を製造できると述べた。  
6月：政府が起こり得る UN 制裁を懼れてガソリン配給制を課して激しい抗議が起こる。  
7月：イランは視察団を Arak 原子力発電所に訪問することを受入れ、続く IAEA との協議に同意する。  
8月：前 Akbar Hashemi Rafsanjani 大統領が(任命、監視及び最高指導者の罷免をすることができる団体である)専門家会議(Assembly of Experts)の議

長、すなわちさらにイラン上層部内での退役警察の役割を強化させる地位に選出されるが、さらに現職大統領との関係を悪化させる。

10 月：米国はイランに対して約 30 年前に初めて制裁を賦課して以来、最も過酷な包括的な新制裁を発表する。

12 月：新たな米国機密報告書はイランによって課された知覚できる核の脅威を軽視する。

**2008** 2 月：イランは新たに建設された宇宙センターの開設を記念して調査ロケットを発射させる。アメリカ政府は発射を「残念なことである」と述べる。

3 月：Ahmadinejad 大統領は前例のないイランへの公式訪問を行い、外国部隊の撤退を要求した。また、イラン政府によるイラク再建の支援を希望すると強調し、多くの協力合意に調印する。

保守派が国会選挙で 3 分の 2 を上回る議席を獲得し勝利するが、多くの改革推進派の候補者は立候補を取り下げられていた。保守派には Ahmadinejad 大統領支持者並びに、彼の対立的な外交政策に反対するより実利的な保守派も含まれる。

5 月：IAEA はイランが依然として核開発計画に関する情報を差し止めていると述べる。

イランの新たに発足した国会は前核問題交渉担当者であった Ali Larijani を議長に選出する。

6 月：EU 外交政策代表である Javier Solana が貿易上の特権の提案をするが、イラン政府は考慮するが、ウラン濃縮の停止を EU が要求した場合は拒否することになると述べる。

7 月：イランは新型 Shahab-3 の試験射撃を実施する。この長距離ミサイルはイスラエルの攻撃目標を撃ち抜くことが可能であると述べられている。

8 月：原子力活動中止の見返り要因案に対するイランの反応は、回答のないまま西欧諸国により非公式に定められた期限切れを迎える。

イランは人工衛星を宇宙に運ぶことのできる試験ロケットの打ち上げに成功したと述べる。

9 月：UN 安全保障理事会はイランがウラン濃縮中止することを要求するが新たな制裁を課しないと再確認する新議決案を満場一致で可決させる。その本分は、ロシアがそれはさらなる制裁を支持しないことになると述べた後で合意された。

11 月：国会は、彼の前述した Oxford University 名誉博士号が虚偽であったことを認める Ali Kordan 内相の罷免投票を実施する。

この異動は、翌年の大統領選挙を控える Ahmadinejad 大統領への打撃となる。

前例のない行動として、Ahmadinejad 大統領は米国大統領に選出された Barack Obama に選挙での勝利について祝辞を述べる。Mr Obama は核兵器開発計画についてイランとの無条件での対話の開始を申し出た。

12 月：警察は強制捜査を行いノーベル平和賞受賞者の Shirin Ebadi をリーダーとする人権団体事務所を封鎖する。当局はセンターが不法な政治組織として活動していたと述べる。

**2009** 2 月：イランのイスラム教革命 30 周年のスピーチで、Mahmoud Ahmadinejad 大統領は彼らが「相互尊重」に基づいている限りは、米国との相談を歓迎するだろうと述べる。

3 月：Ali Khamenei 最高指導者は反イスラエル集会で米国 Obama 大統領は中東において Bush 大統領と「同じ誤った軌跡」を追随していると話した。

4月：イラン裁判所はイラン系アメリカ人ジャーナリストの **Roxana Saberi** に米国のスパイ行為で有罪と判決を下す。8年間の禁固刑を宣言される。

5月：イランは、依然として世界中で「最も活動的なテロ支援国家である」と述べた米国 **state department** 報告書を否定する。

刑務所に服役中のイラン系アメリカ人ジャーナリストの **Roxana Saberi** が釈放され米国に帰国する。

6月：Mr **Ahmadinejad** は6月12日の大統領選挙で完全な勝利を遂げたと宣言する。対立候補は選挙の不正行為を主張し、結果の妥当性を調査する。それに続いて抗議の波に乗った、彼らの支持者が街頭で抗議活動を行い、約20人が殺され、1,000人を超える人々が逮捕される。

緊張の段階的拡大のため、最高指導者 **Ayatollah Ali Khamenei** は Mr **Ahmadinejad** を支援するが、強力な護憲評議会は結果を確認し、いかなる取り消しもあり得ないとする。イラン当局は外国の干渉は不安を掻き立てるものと非難し、英国政府を非難の対象とする。

(BBC News, Timeline: Iran) [21dc]

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)



## Annex B: Political organisations

The following comprises a list of parties and movements listed by Iranian name with English translation.

### a) Political parties:

- Affiliate of Nehzat-e Azadi (Liberation Movement of Iran)
- Ansar-e-Hizbollah (Helpers of the Party of God)
- Fedayin-e Khalq (Warriors of the People)
- Hezb Democrat Kordestan Iran (Democratic Party of Iranian Kurdistan)
- Hezb-e Hambastegi-ye Iran-e Islami (Islamic Iran Solidarity Party)
- Hezb-e Kargozaran-e Sazandegi (Servants of Construction Party)
- Hezb-e Komunist Iran (Communist Party of Iran)
- Hezb-e-sabz Hayeh Iran (Green Party of Iran)
- Hezbollah (Army of God)
- Jebbeh-ye Masharekat-e Iran-e Islami (Islamic Iran Participation Front)
- Komala-ye Shureshgari-ye Zahmat Keshan-e Kordestan-e Iran (Revolutionary Organisation of the Toilers of Iran)
- Majma-e Niruha-ye Khat-e Imam (Assembly of the Followers of the Imam's Line)
- Mudjahedin-e Khalq (Holy Warriors of the People)
- National Council of Resistance
- Nehzat-e Azadi (Liberation Movement of Iran)
- Do-e Khordad (Second Khordad Front)
- Rahe Azadi (Democratic People's Party of Iran)
- Rahe Kargar (Organisation of Revolutionary Workers of Iran)
- Sarbedaran (Union of Communists of Iran)
- Tudeh Party of Iran (Party of the Masses)
- Worker-Communist Party of Iran

### Monarchist groups:

- Babak Khorramdin Organisation (BKO)
- Constitutionalist Movement of Iran-Front Line (CMI)
- Derafsh-e Kaviani (Organisation of Kaviani Banner)
- Iran Paad
- Movement of National Resistance (MNR)
- Negahbanane Irane Djawid (NID) (Guardians of Eternal Iran)
- Shahin
- Shora-e Saltanat-talaban-e Iran dar Kanada (Iranian Monarchist Council of Canada) (IMCC)
- Sultanat Taliban

### b) Political organisations

The following comprises a list of organisations with a short description of their political leanings.

### Ansar-e-Hizbollah (Helpers of the Party of God)

Formed 1995, seeks to gain access to the political process for religious militants, and includes vigilante activities. Has aligned with some members of the clergy. A public physical assault on two reformist government ministers in September 1998 was attributed to this group. Members were instrumental in the clashes with students in July 1999.

**Ahwazi Democratic Popular Front (known as Ahwazian Arab People's Democratic Popular Front until 17 January 2007)**

An Arabic group which is dedicated to the autonomy/independence of the mainly Arabic province of Khuzistan in south-western Iran.

**Association for the Defence of Freedom and the Sovereignty of the Iranian Nation (ADFSIN)**

Affiliate of Nehzat-e Azadi.

**Babak Khorramdin Organisation**

Monarchist, strongly anti-clerical. Has claimed responsibility for armed attacks within Iran, including an attempt to kill President Rafsanjani in February 1993.

**Baluch National Movement**

Seeks greater provincial autonomy.

**Fedayin-e Khalq (Warriors of the People)**

Urban Marxist guerrillas. Spokesman Farrakh Negahdar. In June 1980, the Fedayin split into at least two factions, namely Fedayin-e Khalq Aksariat (Majority, Moscow-oriented and affiliated to the Tudeh Party) and Fedayin-e Khalq Aghalliat (Minority, independent from the former Soviet Union).

**Fraksion-e Hezbollah**

Formed 1996 by deputies in the Majlis who had contested the 1996 legislative elections as a loose coalition known as the Society of Combatant Clergy. Leader Ali Akbar Hossaini.

**Hezb-e Komunist Iran (Communist Party)**

Formed 1979 on grounds that Tudeh Party was Moscow-controlled. Secretary General is Azaryun.

**Iran Nation Party**

An unregistered party previously tolerated by the Iranian authorities. Was led by Dariush Forouhar until he and his wife Parvaneh were murdered by unknown assailants on 22 November 1998. Current leader Bahram Namazi arrested with two other activists in July 1999.

**Iran Paad**

A self-proclaimed monarchist support organisation within the United Kingdom and other countries outside Iran. It is based in London and claims to have thousands of members. The group conducts meetings and has held some anti-Iranian regime demonstrations, mainly in London.

**Islamic Iran Participation Front**

One of a number of new political parties established in 1998. A reformist political group of cultural and political figures. Founded on search for freedom of thought, logical dialogue and rule of law in social behaviour.

**Islamic Republican Party (IRP)**

Formed 1978 to bring about Islamic revolution under Khomeini. Disbanded 1985.

**Komala, or Komaleh, or Revolutionary Organisation of the Toilers of Iran**

Established 1969, merged with Union of Communist Fighters in 1983 to form Communist Party of Iran. Two members of Komala reportedly executed in 1992.

**Kurdistan Democratic Party of Iran (KDPI)**

Largest Kurdish opposition group. The KDPI Congress in July 2004 changed the party's demands and replaced their previous aim of 'democracy for Iran and autonomy for Kurdistan' with the aim of 'federalism for Iran and national rights for Kurds.' Based in Iraq. At present, the party is led by its Secretary-General, Moustapha Hedjri. Former Secretary General Sadiq Sharifkandeh assassinated Berlin 1992.

**KDPI Revolutionary Leadership/Command (KDPI RL)**

Split from KDPI in late 1980s. Engaged in military operations. Reunited in January 1997.

**Majma-e Hezbollah**

Formed 1996 by deputies in the Majlis who supported Rafsanjani and who had contested the 1996 legislative elections as a loose coalition known as the Servants of Iran's Construction. Leader Abdollah Nouri.

**Mojahedin-e Khalq (MEK)**

Otherwise People's Mojahedin of Iran. Islamist/Marxist guerrilla group formed 1965. Member of National Council of Resistance. Leaders are Masud Rajavi and Maryam Rajavi, based in Iraq since 1986 with offices in Paris.

**Movement of National Resistance**

Monarchist, led by late Shapur Bakhtiar, forced into exile in Revolution 1978-1979. Paris-based. No longer very active.

**Nehzat-Azadi (Liberation Movement of Iran/Iran Freedom Movement)**

Nehzat-e Azadi (the Iran Freedom Movement). Nehzat-e Azadi descends from the movement that, in 1951, brought to power the democratic nationalist government of Mohammad Mossadegh, which was overthrown two years later by the Shah in a CIA-backed coup d'état. In 1979, the group was at the forefront of the Islamic revolution; tolerated by the Islamic regime, although it was declared "illegal" in 1991, after applying for registration in 1989. Supports constitutional rule by political parties within an Islamic framework; does not agree with a role for clerics in government. Led by Mehdi Bazargan and Secretary General, Dr Ibrahim Yazdi. Ten members of the Freedom Movement were arrested in April 2001 in the campaigns leading up to the June elections. The Freedom Movement was banned in March 2001 and officially dissolved in July 2002.

**National Council of Resistance**

Formed in Paris by former president Bani-Sadr and Masud Rajavi in 1981, following failed uprising. Initially a broad coalition, including MEK, KDPI, National Democratic Front, Hoviyat Group offshoot of the minority Fedayin and several small leftist groups. Bani-Sadr left 1984. Now under control of MEK.

**National Liberation Army of Iran**

Armed militant wing of MEK. Established in Iraq 1985. In July 1988 briefly held Iranian towns of Kerand and Islamabad Gharb. Driven back into Iraq by Iranian troops within days. At least 2,500 political prisoners executed in Iran as a result, not all linked to MEK. No other major military encounters with Iranian army.

#### **Organisation of Kaviyani Banner/Kaviyani Flag or Derafsh Kaviani**

Changed name in 1992 to Organisation for Human Rights and Fundamental Liberties for Iran. Emerged from defunct Iranian Salvation Front. Led by Manoucher Gandji, a former minister under the Shah. Main operation consists of broadcasts from radio station "Voice of Kaviyani Banner of Iran." Claims network of resistance cells and distributes audio and videotapes within Iran. Not involved in the armed struggle.

#### **PJAK Kurdistan Independent Life Party**

Affiliated to the Turkish PKK, which reportedly began operations in 2004.

#### **Peykar**

Minor communist opposition group.

#### **Rah-e Kargar Worker's Road**

Minor communist opposition group.

#### **Rastakhiz Party**

Formed 1975 to run one-party state under Shah. Inoperative since 1979 revolution.

#### **Sarbedaran**

Minor communist opposition group.

#### **Solidarity Party of Islamic Iran**

Officially recognised on 7 July 1998. It was set up by a group of Majlis deputies and executive officials. The party was registered in accordance with the provisions of the Interior Ministry's Article 10 pertaining to political parties. The Interior Ministry has approved the party manifesto and details of its founders. Secretary General Ebrahim Asgharzadeh.

#### **Tudeh Party**

Communist. Formed 1941, banned 1949, came into open 1979, and banned 1983. First Secretary Central committee Ali Khavari.

#### **United Baluch Organisation**

Seeks greater provincial autonomy.

#### **Jebhe Ettihad E Melli Mihani Iran (United Front of Iranian Nationalists)**

A European-based political organisation (established December 1997) which is believed to be the result of the National Front Party and the National Unity Party joining forces after the revolution. It appears to be Nationalist in outlook broadly supporting democracy, gender equality, secularism and the defence of Iran's borders. It purports to have an active presence within Iran, but to date it has proved extremely difficult to obtain any corroborative evidence. It has a UK office and supports a website which claims membership both within Iran and in some other countries. It produces a magazine called *Bamdad*.

## Annex C: Prominent people: past and present

The listing as compiled is by its nature subjective and general in content and is to a degree informed by current public events and news-orientated reports. It does not purport to provide a comprehensive listing of famous Iranians.

### **POLITICAL LEADERSHIP**

**Leader of the Islamic Republic and of the Nation:** Supreme Leader Ayatollah Seyyed Ali Khamenei

**Head of State:** President Mahmoud Ahmadinejad

**President:** Mahmoud Ahmadinejad

**First Vice-President:** Parviz Davudi

**Vice-President and Head of the National Youth Organisation:** Ali Akbari

**Vice-President and Head of the Atomic Energy Organisation:** Gholamreza Aqazadeh

**Vice-President and Head of the Management and Planning Organisation:** Mansur Borqei

**Vice-President and Head of the Foundation for the Affairs of Martyrs and War Veterans:** Brigadier General Hossein Dehqan

**Vice-President and Head of the Environmental Protection Organisation:** Fatemeh Javadi

**Vice-President and Head of Iran's Cultural Heritage and Tourism Organisation:** Esfandiyar Rahim-Mashai

**Vice-President and Head of the Physical Education Organisation:** Mohammad Aliabadi

**Vice-President for Legal and Parliamentary Affairs:** Mohammad Reza Rahimi

**Vice-President for Executive Affairs:** Ali Saidlu

**Minister of Agricultural Jihad:** Mohammad-Reza Eskandari

**Minister of Commerce:** Massud Mir-Kazemi

**Minister of Communications and Information Technology:** Mohammad Soleymani

**Minister of Co-operatives:** Mohammad Abbasi

**Minister of Culture and Islamic Guidance:** Mohammad Hossein Saffar-Harandi

**Minister of Defence and Armed Forces Logistics:** Mostafa Najjar

**Minister of Economic Affairs:** Shamseddin Hosseini

**Minister of Education:** Alireza Ali-Ahmadi

**Minister of Energy:** Parviz Fattah

**Minister of Foreign Affairs:** Manuchehr Mottaki

**Minister of Health, Treatment and Medical Education:** Kamran Baqeri-Lankarani

**Minister of Housing and Urban Development:** Mohammad Saidi-Kia

**Minister of Industries and Mines:** Ali Akbar Mehrabian

**Minister of Intelligence:** Gholam Hossein Mohseni-Ezhei

**Minister of the Interior:** Ali Kordan

**Minister of Justice:** Gholam-Hossein Elham

**Minister of Labour and Social Affairs:** Mohammad Jahromi

**Minister of Oil:** Gholamhoseyn Nozari

**Minister of Roads and Transport:** Hamid Behbahani

**Minister of Science, Research and Technology:** Mohammad Mehdi Zahedi

**Minister of Welfare and Social Security:** Abdolreza Mesri

**Governor, Central Bank of Iran:** Tahmasb Mazaheri

**Permanent Representative to the United Nations:** Mohammad Khazaei

(Jane's Sentinel, 6 October 2008) [125d]



## OTHERS

**Aghajari Hashem**

Political activist and university lecturer.

**Bani-sadr Abolhasan**

President 1980-1981. Dismissed by Khomeini and exiled to France.

**Batebi Ahmad**

Iranian student leader who shot to prominence during the Tehran University uprising of 1999. After being pictured on the front cover of the *Economist* waving the bloodied clothing of an injured contemporary, the 21-year-old undergraduate was sentenced to death in camera by a Revolutionary Court for sullyng the name of the Islamic Republic. The tariff was subsequently commuted to 15 years in prison. Given temporary release in early 2005 following an outcry from human rights groups, Batebi skipped bail and went on the run. He was reportedly re-arrested on 27 July 2006 and taken to an undisclosed place of detention, believed to be Evin Prison in Tehran.

In 2007, Batebi was released from prison for medical treatment. When ordered to return in March 2008, he escaped to Iraq with the help of Kurdish guides and now has humanitarian parole status in the US. (New York Times, 13 July 2008) [77c]

**Bazargan Dr Mehdi**

Leader of Liberal Movement of Iran Nehzat-Azadi. Prime Minister in provisional government Feb-Nov 1979. Died in January 1995.

**Ebadi Shirin**

Awarded the Nobel Peace Prize in 2003 for her work defending the rights of Iranian women.

**Ebtekar Ma'sumeh**

One of seven vice presidents appointed in 1997 and the first woman appointed to such a senior government post since the Islamic Revolution.

**Ganji Akbar**

Jailed dissident. Journalist Akbar Ganji, who was released from jail on 17 March 2006, had become a symbol of resistance for Iran's reformists. Ganji, the state's most prominent political dissident had continued his criticism of Iran's ruling clerics from behind bars. His case had drawn international concern – and powerful allies. US President George W Bush and then UN Secretary General Kofi Annan were among those who had called for his release.

**Hashemi-Shahrudi Mahmoud**

Head of the judiciary and close to both the president and the supreme leader. He has promised to co-operate with President Khatami in reforming the judiciary. He is broad-minded and relatively untouched by the factionalism which affects the ruling clerics in Tehran.

**Hedjri Moustapha**

Secretary-General, of KDPI.

**Karbaschi Gholamhossein**

The former mayor, who took office in 1989, was convicted on embezzlement charges and sentenced in July 1998 to five years in prison, later reduced to two years on

appeal. He was also barred from any public function. Mr Karbaschi, who was hated by Iran's conservatives, insisted that his conviction was politically motivated. His jail term began in May 1999, following a trial that was widely seen as a witch hunt by conservatives trying to settle scores with the reformist President Mohammad Khatami. The mayor's support helped the president win the election in 1997.

**Kazemi Zahra**

Canadian photojournalist who was beaten to death at Evin in summer 2003.

**Khamenei Hojatoleslam Ali**

President 1981-1989. Supreme Leader of the Islamic Revolution, Chief of State and Commander-in-Chief of the armed forces, 1989.

**Kharrazi Kamal**

Former Foreign Affairs Minister.

**Khatami Seyed Mohammad**

President August 1997-2005 following landslide election victory in May 1995.

**Khomeini Ruhollah**

Ayatollah. Exiled 1964-1979. Supreme leader 1979-1989. Died 3 June 1989. Traditionalist Muslim: issued fatwa against Salman Rushdie.

**Montazeri Hussein Ali**

He is one of Iran's highest ranking theologians and has a mass following among religious reformists. He was once nominated to succeed Ayatollah Khomeini, but was sacked by him for disagreeing on policy issues including human rights on which he took a softer line. He was put under house arrest in the holy city of Qom after criticising Ayatollah Khamenei for interfering in secular matters. He was finally freed from house arrest on January 2003 amid concern over his deteriorating health.

**Moussavi Mir Hussein**

Prime Minister 1981-1989; post abolished. Senior adviser to President Khatami, October 1997-2005.

**Nateq-Nuri Ali Akbar**

Majlis Speaker in 1997; unsuccessfully opposed Khatami in 1997 Presidential elections, despite backing of Khamenei.

**Osanlu Mansur**

The leader of the Syndicate Worker's of Tehran Bus Company.

**Pahlavi Mohammad Reza**

Shah of Iran 1941-1979. Died in Egypt, July 1980.

**Pourmand Hamid**

A colonel in the Iranian army from the city of Bushehr, imprisoned solely on account of his religion, stemming from legal discrimination against Christians in Iran.

**Rafsanjani Ali Akbar Hashemi**

President 1989-1997. One of seven vice-presidents appointed in 1997 [1997-]. In 2005 he tried to win a third term in office, but lost on the second ballot to Tehran Mayor Mahmoud Ahmadinejad in the 2005 Iranian presidential election.

**Rajavi Massoud**

Leader of MEK. Active in overthrow of Shah and led unsuccessful coup in 1981. Fled to France 1981.

**Rahjavi Maryam**

Wife of Massoud Rajavi; significant figure in MEK.

**Rajani Muhammad Ali**

Prime Minister 1979-1981. Elected President July 1981; assassinated late August 1981.

**Soltani Abdolfattah**

Jailed lawyer.

**Yazdi Mohammad**

The former head of the judiciary, which he turned into a bastion of the right. One of his changes was to establish general courts which gave total power to the judge and did away with many of the safeguards for the defendant. He was deputy speaker in parliament under Rafsanjani for several years. He is now a member of the powerful Council of Guardians.

## Annex D: List of abbreviations

---

|                 |                                                                           |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------|
| <b>AI</b>       | Amnesty International                                                     |
| <b>CEDAW</b>    | Committee on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women |
| <b>CPJ</b>      | Committee to Protect Journalists                                          |
| <b>EU</b>       | European Union                                                            |
| <b>EBRD</b>     | European Bank for Reconstruction and Development                          |
| <b>FCO</b>      | Foreign and Commonwealth Office (UK)                                      |
| <b>FGM</b>      | Female Genital Mutilation                                                 |
| <b>FH</b>       | Freedom House                                                             |
| <b>GDP</b>      | Gross Domestic Product                                                    |
| <b>HIV/AIDS</b> | Human Immunodeficiency Virus/Acquired Immunodeficiency Syndrome           |
| <b>HRW</b>      | Human Rights Watch                                                        |
| <b>IAG</b>      | Illegal Armed Group                                                       |
| <b>ICG</b>      | International Crisis Group                                                |
| <b>ICRC</b>     | International Committee for Red Cross                                     |
| <b>IDP</b>      | Internally Displaced Person                                               |
| <b>IFRC</b>     | International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies          |
| <b>IMF</b>      | International Monetary Fund                                               |
| <b>IOM</b>      | International Organisation for Migration                                  |
| <b>MSF</b>      | Médecins sans Frontières                                                  |
| <b>NA</b>       | Northern Alliance                                                         |
| <b>NATO</b>     | North Atlantic Treaty Organisation                                        |
| <b>NGO</b>      | Non Governmental Organisation                                             |
| <b>OCHA</b>     | Office for the Coordination of Humanitarian Affairs                       |
| <b>ODIHR</b>    | Office for Democratic Institutions and Human Rights                       |
| <b>ODPR</b>     | Office for Displaced Persons and Refugees                                 |
| <b>OECD</b>     | Organisation of Economic Cooperation and Development                      |
| <b>OHCHR</b>    | Office of the High Commissioner for Human Rights                          |
| <b>OSCE</b>     | Organisation for Security and Cooperation in Europe                       |
| <b>RSF</b>      | Reporteurs sans Frontières                                                |
| <b>STD</b>      | Sexually Transmitted Disease                                              |
| <b>STC</b>      | Save The Children                                                         |
| <b>TB</b>       | Tuberculosis                                                              |
| <b>TI</b>       | Transparency International                                                |
| <b>UN</b>       | United Nations                                                            |
| <b>UNAIDS</b>   | Joint United Nations Programme on HIV/AIDS                                |
| <b>UNESCO</b>   | United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization          |
| <b>UNHCHR</b>   | United Nations High Commissioner for Human Rights                         |
| <b>UNHCR</b>    | United Nations High Commissioner for Refugees                             |
| <b>UNICEF</b>   | United Nations Children's Fund                                            |
| <b>UNODC</b>    | United Nations Office on Drugs and Crime                                  |
| <b>USAID</b>    | United States Agency for International Development                        |
| <b>USSD</b>     | United States State Department                                            |
| <b>WFP</b>      | World Food Programme                                                      |
| <b>WHO</b>      | World Health Organization                                                 |

## Annex E: References to source material

*The Home Office is not responsible for the content of external websites.*

*Numbering of source documents is not always consecutive because some older sources have been removed in the course of updating this document.*

- [1] **Europa World Online:**
- a Iran  
<http://www.europaworld.com/entry/ir>  
**Date accessed: 22 May 2009**
- [2] **Documentation, Information and Research Branch, Immigration and Refugee Board, Canada**
- b Iran: Chronology of Events August 1994-February 1995 [April 1995]
  - c Human Rights in Iran: Update on Selected Issues [May 1997]  
**Date accessed: 11 September 2003** Via UNHCR website
  - d Women in the Islamic Republic of Iran [June 1994]
  - e Canadian Immigration and Refugee Board, REFINFO, 23 February 2001, IRN36431.E, on abortions
  - j Canadian Immigration and Refugee Board, REFINFO, 1 February 1998, IRN28636.E, Update on the situation of homosexuals  
Via  
<http://www.unhcr.org/refworld/country,,IRBC,,IRN,,3ae6aaa940,0.html>
  - l Canadian Immigration and Refugee Board, REFINFO, 8 May 1998, IRN29331.E, legal penalties for enticing someone into adultery
  - m Canadian Immigration and Refugee Board, REFINFO, 2 July 1998, IRN29543.E, whether sexual relationships of divorced woman considered as adultery
  - o Canadian Immigration and Refugee Board, REFINFO, 16 July 1999, IRN31893.E, Treatment of lesbians
  - t Canadian Immigration and Refugee Board, REFINFO, 9 July 1999, IRN32264.E, treatment of refugee status claimants in Iran
  - v Canadian Immigration and Refugee Board, REFINFO, 11 July 2000, IRN34691.E whether non-students are still being sought by authorities; those arrested and/or sentenced by the authorities
  - w Canadian Immigration and Refugee Board, REFINFO, 28 August 2001, IRN37557.E Whether people detained during the week following the student demonstrations of July 1999 have been released; whether there have been further arrests; situation of those arrested
  - x Canadian Immigration and Refugee Board, IRN101054.E. 3 April 2006.  
The passport; its features and procedures for application including whether an applicant who was refused a passport would be notified and have recourse; the use and prevalence [sic] of fraudulent or counterfeit passports to exit Iran; ease of illegal entry into and exit from Pakistan, Turkey, and Azerbaijan overland, and Oman and the United Arab Emirates by sea; whether authorities seize passports from certain individuals to prevent their departure from the country (2004–February 2006)  
<http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/ndp/ref/?action=view&doc=irn101054e>  
**Date accessed: 11 July 2008**



- y Canadian Immigration and Refugee Board, IRN101053.E. 3 April 2006. Types of exit permits issued to individuals for travel abroad; the difference between an exit permit and an exit stamp; how these permits are obtained and whether they are placed inside the passport or take some other form; restrictions applied to certain categories of applicants; the criteria for multiple and single-exit permission; exit fees; whether exit permission is set for a specified time period and the penalties, if any, for overstay; countries that Iranians can travel to without a visa (2004–February 2006) . <http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/ndp/ref/?action=view&doc=irn101053e>  
**Date accessed: 29 September 2006**
- z Canadian Immigration and Refugee Board, IRN101052.E. 3 April 2006. Exit and entry procedures at airports and land borders, particularly at Mehrabad International airport; identity documents such as birth certificates, and marriage and divorce certificates; incidence of bribery of Iranian border officials to facilitate departure by individuals with fraudulent travel documents or outstanding financial, military or legal obligations, or who are sought by the government for political reasons; the punishment for border officers caught taking such bribes (2004–February 2006) . <http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/ndp/ref/?action=view&doc=irn101052e>  
**Date accessed: 29 September 2006**
- aa Canadian Immigration and Refugee Board, IRN100757.E. 7 December 2005. Information on passport procedures for women; including the issuance of passports and exit permits for unaccompanied Iranian women and children, specifically the requirements for consent by the husband/father or other male relative (2003 – 2005) . <http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/ndp/ref/?action=view&doc=irn100757e>  
**Date accessed: 29 September 2006**
- ab Canadian Immigration and Refugee Board, IRN100450.E. 17 November 2005. Documentation required and procedures to be followed by a parent wishing to travel abroad with a minor child in the absence, or without the consent, of the second parent (January 2003–November 2005) . <http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/ndp/ref/?action=view&doc=IRN100450e>  
**Date accessed: 29 September 2006**
- ad Canadian Immigration and Refugee Board, IRN101299.E. 20 June 2006. Arrest warrants and other court documents; trial in absentia in criminal cases; punishment for persons charged with helping anti-revolutionaries; procedure when someone acts as surety; which competent authority or court has legal jurisdiction to issue a death sentence to a convicted criminal; circumstances under which a ‘warning to seal’ document is issued and the consequences for the person named in the document; circumstances under which a private home is ‘sealed’; whether it is pursuant to a court order and, if so, legal documents issued to the person concerned or availability of these documents through legal representatives; impact of a sealing on the resident (2004–2006) . <http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/ndp/ref/?action=view&doc=IRN101299e>  
**Date accessed: 29 September 2006**
- ae Canadian Immigration and Refugee Board, IRN101297.FE. 26 June 2006. The treatment of student protestors or activists since 2002. <http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/ndp/ref/?action=view&doc=IRN101297fe>

**Date accessed: 29 September 2006**

- af Country Fact Sheet – Iran, December 2007  
Via <http://www.unhcr.org/refworld/docid/47de29a50.html>
- ag Iran: Enforcement of the Official Dress Code (2005-Dec. 2007),  
IRN102671.E, 10 January 2008  
Via <http://www.unhcr.org/refworld/docid/47d65459c.html>

- [3] **UNHCR** <http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/home>
- c UNHCR/ACCORD: 7th European Country of Origin Information Seminar  
Berlin, 11-12 June 2001 – Final Report
  - f UNDP to set up women's information centre in Iran. UNHCR News  
Stories, 10 March 2004
  - h UNHCR Comments on the Iran Country Report of April 2005, August  
2005
  - j UNHCR Global Report 2006, June 2007  
<http://www.unhcr.org/publ/PUBL/4666d2420.pdf>  
**Date accessed: 29 September 2006**
  - k UNHCR Ankara, Country of Origin Information team, Chronology of  
Events in Iran, revised March 2005  
Via <http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/rsd/rsddocview.pdf?tbl=RSDCOI&id=447fef1e4>  
**Date accessed: 29 September 2006**

- [4] **US State Department Bureau of Democracy, Human Rights and Labor**  
<http://www.state.gov/>
- a Country Report on Human Rights Practices for 2008, 25 February 2009  
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/nea/119115.htm>  
**Date accessed: 12 June 2009**
  - e International Religious Freedom Report for 2008, 19 September 2008  
<http://2001-2009.state.gov/g/drl/rls/irf/2008/108482.htm>  
**Date accessed: 12 June 2009**
  - h Country Report on Human Rights Practices for 2000, February 2001
  - q Country Report on Human Rights Practices for 2005, March 2006  
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2005/61688.htm>  
**Date accessed: 16 March 2009**
  - t Country Report on Human Rights Practices for 2007, March 2008  
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2007/100595.htm>  
**Date accessed: 16 March 2009**
  - u Background Note: Iran. Bureau of Near Eastern Affairs, March 2008  
<http://www.state.gov/r/pa/ei/bqn/5314.htm>  
**Date accessed: 1 June 2009**
  - v Trafficking in Persons Report 2008, 4 June 2008  
Via <http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain?docid=484f9a1ec>  
**Date accessed: 16 March 2009**

- [5] **Reuters** <http://www.reuters.com/>
- a UK, Iran order tit-for-tat diplomatic expulsions, 23 Jun 2009  
[Http://Www.Reuters.Com/Article/Gc08/Idustre55m4gu20090623?PageNumber=2&VirtualBrandChannel=0](http://www.reuters.com/article/Gc08/Idustre55m4gu20090623?PageNumber=2&VirtualBrandChannel=0)  
**Date accessed: 24 June 2009**
  - ap Iranian Authorities Ban Women, Youth from Smoking Narguileh, Reuters  
Business Briefing, IPR Strategic Business Information Database, 11  
August 2002

- [6] **Advisory Panel on Country Information (APCI)**  
<http://www.apci.org.uk/index.html>  
 a APCI.11.2 - Evaluation of the August 2008 Country of Origin Information Report on Iran. Reza Molavi, BBA ( U. S. A. ), PhD (Dunelm) And Mohammad M. Hedayati-Kakhki LLB (Tehran), PhD (Durham) Centre for Iranian Studies (CIS) ,, Institute for Middle Eastern and Islamic Studies (IMEIS) Durham University, 23 September 2008.  
[http://www.apci.org.uk/PDF/eleventh\\_meeting/APCI.11.2%20Iran.pdf](http://www.apci.org.uk/PDF/eleventh_meeting/APCI.11.2%20Iran.pdf)  
**Date accessed: 24 November 2008**
- [7] **Country Studies, information sourced from US Library of Congress**  
 a Iran: A Country Study, Helen Chapin Metz, ed., Washington: GPO for the Library of Congress, 1987  
<http://countrystudies.us/iran/95.htm>
- [8] **Human Rights Watch**  
 a Private Homes Raided for 'Immorality', 28 March 2008  
<http://www.hrw.org/english/docs/2008/03/28/iran18385.htm>  
 c Iran: The Last Holdouts: Ending the Juvenile Death Penalty in Iran, Saudi Arabia, Sudan, Pakistan, and Yemen, 10 September 2008  
[http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/crd0908web\\_0.pdf](http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/crd0908web_0.pdf)  
**Date accessed: 24 November 2008**  
 d Iran: Attacks Escalate Against Women's Rights Activists, 29 October 2008  
<http://www.hrw.org/en/news/2008/10/29/iran-attacks-escalate-against-women-s-rights-activists>  
**Date accessed: 25 November 2008**  
 f World Report 2009 - Iran, released 15 January 2009  
[http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/wr2009\\_web.pdf](http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/wr2009_web.pdf)  
**Date accessed: 15 June 2009**  
 g Iran Hangs Seventh Juvenile Offender This Year, 4 November 2008  
<http://www.hrw.org/en/news/2008/11/04/iran-hangs-seventh-juvenile-offender-year>  
**Date accessed: 20 November 2008**  
 h Iran: Freedom of Expression and Association in the Kurdish Regions, 9 January 2009  
 Via <http://www.unhcr.org/refworld/docid/4967579a2.html>  
**Date accessed: 11 June 2009**  
 j 'Like the Dead in Their Coffins', Torture, Detention, and the Crushing of Dissent in Iran, 7 June 2004  
<http://hrw.org/reports/2004/iran0604/iran0604.pdf>  
**Date accessed: 29 September 2006**  
 m -  
 t Iran: Two More Executions for Homosexual Conduct, 22 November 2005  
[http://hrw.org/english/docs/2005/11/21/iran12072\\_txt.htm](http://hrw.org/english/docs/2005/11/21/iran12072_txt.htm)  
**Date accessed: 29 September 2006**  
 x -  
 aa Iran: Denying the Right to Education, 25 October 2006  
<http://www.hrw.org/backgrounder/mena/iran1006/iran1006web.pdf>  
**Date accessed: 23 March 2007**  
 ab Iran: Halt Mass Deportation of Afghans, 19 June 2007  
[http://hrw.org/english/docs/2007/06/18/iran16206\\_txt.htm](http://hrw.org/english/docs/2007/06/18/iran16206_txt.htm)  
**Date accessed: 23 March 2007**  
 ac The issue is torture, 31 March 2008

- <http://hrw.org/english/docs/2008/03/31/iran18401.htm>
- ad Netherlands: Threat to Return Gay and Lesbian Iranians, 8 March 2006  
<http://www.hrw.org/english/docs/2006/03/08/nether12779.htm>
- ae Netherlands: No Deportations of LGBT Iranians to Torture, letter to Minister Verdonk, Minister of Alien Affairs and Integration, 5 October 2006  
[http://www.ministerievanjustitie.nl/images/landgebonden%20asielbeleid%20Iran\\_6401\\_tcm34-22265.pdf](http://www.ministerievanjustitie.nl/images/landgebonden%20asielbeleid%20Iran_6401_tcm34-22265.pdf)
- af Iran: Revoke Death Sentence in Juvenile Case, 3 November 2007  
<http://hrw.org/english/docs/2007/11/03/iran17242.htm>
- ag Netherlands: Threat to Return Gay and Lesbian Iranians, letter to Minister Verdonk, Minister of Alien Affairs and Integration, 8 March 2006  
<http://www.hrw.org/english/docs/2006/03/08/nether12776.htm>
- ah Iran: Judiciary must prevent imminent executions by stoning, 6 February 2008  
Via <http://www.unhcr.org/refworld/docid/47b1bf99c.html>
- ai World Report 2008 - Iran, 31 January 2008  
Via <http://www.unhcr.org/refworld/docid/47a87c06c.html>

[9] **Amnesty International**

- a Amnesty International Report 2008 - Iran, 28 May 2008  
<http://www.amnesty.org/en/region/iran/report-2008>  
**Date accessed: 4 June 2009**
- b Iran: Human rights abuses against the Baluchi minority, MDE 13/104/2007, 17 September 2007  
Via <http://www.unhcr.org/refworld/docid/46ee3dd22.html>  
**Date accessed: 4 June 2009**
- c Death sentences and executions in 2008, 24 March 2009  
Via <http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain?page=country&docid=49cb43182&skip=0&coi=IRN&querysi=executions&searchin=title&p;display=10&sort=date>  
**Date accessed: 8 June 2009**
- d Challenging Repression: Human Rights Defenders in the Middle East and North Africa, MDE 01/001/2009, 11 March 2009  
Via <http://www.unhcr.org/refworld/docid/49b8d9662.html>  
**Date accessed: 15 June 2009**
- e Iran: Human rights abuses against the Kurdish minority, July 2008  
Via <http://www.unhcr.org/refworld/docid/489174f72.html>  
**Date accessed: 16 June 2009**
- f Iran: New government fails to address dire human rights situation, AI Index: MDE13/010/2006, 16 February 2006  
<http://web.amnesty.org/library/Index/ENGMDE130102006?open&of=ENG-IRN>  
**Date accessed: 17 February 2006**
- g Iran's presidential election amid unrest and ongoing human rights violations, 5 June 2009. <http://www.amnesty.org/en/news-and-updates/news/iran-presidential-election-amid-unrest-and-ongoing-human-rights-violations-20090605> **Date accessed: 17 June 2009**
- h Annual Report 2009, released on 28 May 2009,  
<http://thereport.amnesty.org/en/regions/middle-east-north-africa/iran> **Date accessed 30 May 2009**

- I Iran: Journalists detained as news restrictions tighten, 26 June 2009,  
<http://www.amnesty.org/en/news-and-updates/news/iran-Journalists-detained-as+news-restrictions-tighten-20090626> **Date accessed 2 July 2009**
- w Fear for Safety/Fear of Torture or Ill-Treatment, AI Index MDE 13/016/2003, 26 June 2003
- x Thousands of Students Arrested in Iran, the Wire, August 2003
- ax
- aaa
- aac Iran: The last executioner of children, AI Index: MDE 13/059/2007, 27 June 2007  
<http://www.amnesty.org/en/library/info/MDE13/059/2007>  
**Date accessed: 18 July 2008**
- aad Iran: End executions by stoning, AI Index: MDE 13/001/2008, 15 January 2008  
[http://www.amnesty.org/en/alfresco\\_asset/2b087fb2-c2d2-11dc-ac4a-8d7763206e82/mde130012008eng.pdf](http://www.amnesty.org/en/alfresco_asset/2b087fb2-c2d2-11dc-ac4a-8d7763206e82/mde130012008eng.pdf)  
**Date accessed: 28 July 2008**
- aae Iran: Execution of Child Offender Makwan Mouloudzadeh is a Mockery of Justice, 6 December 2007  
<http://www.amnesty.org/en/for-media/press-releases/iran-execution-child-offender-makwan-moloudazdeh-mockery-justice-2007120>
- aaf Iran: Stop imminent public execution by stoning, 20 June 2007  
[http://www.amnesty.org.uk/actions\\_details.asp?ActionID=289](http://www.amnesty.org.uk/actions_details.asp?ActionID=289)
- aah Iran: Women's rights defenders defy repression, 28 February 2008  
Via <http://www.unhcr.org/refworld/docid/47c7c1f02.html>
- aam Sexual Minorities and the Law: A World Survey, updated July 2006  
<http://www.ai-lgbt.org/texts/lgbt2006.rtf>  
**Date accessed 1 December 2008**

**[10] United Nations: Documentation**

- a Report of the Secretary-General on the situation of human rights in the Islamic Republic of Iran, 1 October 2008  
Via <http://www.unhcr.org/refworld/docid/490032342.html>  
**Date accessed: 10 November 2008**
- b Report on the Situation of Human Rights in the Islamic Republic of Iran, 28/1/98
- c Country visits by Special Procedures Mandate Holders since 1998 F-M  
<http://www2.ohchr.org/english/bodies/chr/special/countryvisitsf-m.htm>  
**Date accessed: 9 December 2008**
- d Judicial reform in Iran, undated  
[http://www.unodc.org/iran/en/judicial\\_reform.html](http://www.unodc.org/iran/en/judicial_reform.html)  
**Date accessed: 10 December 2008**
- e Iran: Government takes hard line on supporters of rights of women – UN experts, 27 November 2008  
<http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=29103&Cr=human+rights&Cr1=defenders>  
**Date accessed: 9 December 2008**
- f UN Human Rights Council's Report of the Working Group on Enforced or Involuntary Disappearances, covering the period 1 December 2007 to 30 November 2008, released 25 February 2009  
Via: <http://www.unhcr.org/refworld/country,,,IRN,,49c778772,0.html>  
**Date accessed: 2 June 2009**
- j Further Promotion and Encouragement of Human Rights, 29/7/98
- n -



- p Situation of Human Rights in the Islamic Republic of Iran. E/CN.4/2002/42. Special Rapporteur, 16 January 2002
- q Civil and Political Rights, including the Question of Conscientious Objection to Military Service. E/CN.4/2002/188, 24 April 2002
- v Committee on the Rights of the Child Initial State Party report - CRC/C/41/Add.5, July 1998, 9 December 1997
- w Committee on the Rights of the Child – Twenty-fourth session. CRC/C/15/Add.123 Concluding Observations/Comments
- ac Report of the Special Rapporteur on adequate housing as a component of the right to an adequate standard of living, Miloon Kothari, Addendum Mission to the Islamic Republic of Iran (19–31 July 2005)  
Via <http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain?page=country&docid=45377b220&mp;skip=0&coi=IRN&quersy=qashqai&searchin=fulltext&mp;display=10&sort=date>  
**Date accessed: 5 December 2008**
- ad Integration of the Human Rights of Women and a Gender Perspective: Violence against Women, Report of the Special Rapporteur on violence against women, its causes and consequences, Yakin Ertürk. Addendum Mission to the Islamic Republic of Iran (29 January to 6 February 2005) <http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/G06/104/76/PDF/G0610476.pdf?OpenElement>  
**Date accessed: 29 September 2006**
- af United Nations Children's Fund (UNICEF) <http://www.unicef.org/infobycountry/iran.html>  
**Date accessed: 19 June 2008**
- ag Committee on the Rights of the Child, thirty-eighth session CRC/C/15/Add.254, concluding observations: The Islamic Republic of Iran, 31 March 2005 <http://www.crin.org/docs/Iran%20COs.doc>
- ah Ratifications and Reservations <http://www2.ohchr.org/english/bodies/ratification/index.htm>  
**Date accessed: 19 November 2008**
- ai UNAIDS epidemic update 2007, Regional Summaries – Iran, 16 April 2008 [http://data.unaids.org/pub/Report/2008/jc1531\\_epibriefs\\_mena\\_en.pdf](http://data.unaids.org/pub/Report/2008/jc1531_epibriefs_mena_en.pdf)
- aj 2008 Report on the global AIDS epidemic [http://data.unaids.org/pub/GlobalReport/2008/jc1510\\_2008\\_global\\_report\\_pp211\\_234\\_en.pdf](http://data.unaids.org/pub/GlobalReport/2008/jc1510_2008_global_report_pp211_234_en.pdf)
- ak [Statement by the Minister of Foreign Affairs to the UN General Assembly on Children, 10 May 2002](#)
- al [Cartographic section, Middle East Region, August 2004](#) <http://www.un.org/Depts/Cartographic/map/profile/mideastr.pdf>
- am [Cartographic section, Iran \(Islamic Republic of\), January 2004](#) <http://www.un.org/Depts/Cartographic/map/profile/iran.pdf>

**[11] Iran Human Rights Voice (IHRV)** <http://www.ihrv.org/inf/>

- a Increase in Child Abuse and Child Labor in Iran, 24 September 2008 <http://www.ihrv.org/inf/?p=1002> -  
**Date accessed: 15 June 2009**

- [12] **Carnegie Endowment for International Peace**  
<http://www.carnegieendowment.org/>  
 a Ahmadinejad's Uncertain Future: Assessing Iran's Presidential Elections, 2 June 2009.  
<http://www.carnegieendowment.org/events/?fa=eventDetail&id=1351&prog=zgp&proj=zted>  
**Date accessed: 15 June 2009**
- [13] **ALJAZEERA.NET** <http://english.aljazeera.net/>  
 a Iran detains British Embassy staff, 28 June 2009.  
<http://english.aljazeera.net/news/middleeast/2009/06/200962881141633165.html>  
**Date accessed: 15 June 2009**
- [14] **Time Magazine**  
 a The Last of the Zoroastrians, 9 December 2008  
<http://www.time.com/time/world/article/0,8599,1864931,00.html>  
**Date accessed: 15 June 2009**
- [15] **The Times**  
 a Condom Factory, Sunday Times, 17 May 1998  
 i Gays should be hanged, says Iranian minister, 13 November 2007
- [16] **The Guardian**  
 a Iran's dash for foreign scapegoats, 22 June 2009  
<http://www.guardian.co.uk/commentisfree/2009/jun/22/iran-west-relations>  
**Date accessed: 29 December 2007**  
 b Iran elections: Ahmadinejad to be sworn in as president by August, 23 June 2009. <http://www.guardian.co.uk/world/2009/jun/23/iran-guardian-council-results>  
**Date accessed: 29 December 2007**  
 f A fatwa for freedom, 27 July 2005  
 h Sex changes and a draconian legal code: gay life in Iran, 25 September 2007 <http://www.guardian.co.uk/print/0,,330817607-103681,00.html>  
**Date accessed: 29 December 2007**  
 i The secret lives of us, 2 January 2008  
<http://www.guardian.co.uk/world/2008/jan/02/iran.kateconnolly>  
 j Iranian minister backs temporary marriage to relieve lust of youth  
<http://www.guardian.co.uk/world/2007/jun/04/iran.roberttait>  
 k Rushdie honour insults Islam, Iran says, 18 June 2007  
<http://www.guardian.co.uk/world/2007/jun/18/iran.booksnews>
- [17] **Keesings Record of World Events**  
 a Volume 51, August, 2005 Iran, Page 46800  
[http://www.keesings.com/search?kssp\\_search\\_phrase=nejad&kssp\\_sortby=Relevance&kssp\\_time\\_start\\_value\[m\]=8&kssp\\_time\\_start\\_value\[y\]=2005&kssp\\_time\\_stop\\_value\[m\]=7&kssp\\_time\\_stop\\_value\[y\]=2008&kssp\\_date\\_range\\_type=publication&kssp\\_a\\_id=46800n01irn&kssp\\_selected\\_tab=article&kssp\\_rspn=1&kssp\\_v\\_id=51](http://www.keesings.com/search?kssp_search_phrase=nejad&kssp_sortby=Relevance&kssp_time_start_value[m]=8&kssp_time_start_value[y]=2005&kssp_time_stop_value[m]=7&kssp_time_stop_value[y]=2008&kssp_date_range_type=publication&kssp_a_id=46800n01irn&kssp_selected_tab=article&kssp_rspn=1&kssp_v_id=51)  
 c News Digest December 1998  
 e News Digest January 2003

- [18] **Euronews** <http://www.euronews.net/>  
 a Expulsions deepens Iran's election row with the West, 23 June 2009  
<http://www.euronews.net/2009/06/23/expulsions-deepen-iran-s-election-row-with-west/>  
**Date accessed: 23 June 2009**
- [19] **European Union (EU) Council**  
 a Situation in Iran, Netherlands Ministry of Foreign Affairs, December 1998  
 CIREA 13 – 5649/13 – 2 February 1999
- [20] **Gulfnews.com**  
 a Citizenship for children of foreign paternity, 25 September 2006  
<http://archive.gulfnews.com/articles/06/09/24/10069977.html>  
**Date accessed: 23 March 2007**
- [21] **British Broadcasting Corporation (BBC) News**  
 a  
 b UN approves new sanctions on Iran, 4 March 2008  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle\\_east/7274902.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/7274902.stm)  
**Date accessed: 8 December 2008**  
 c Iranian leader backs Ahmadinejad, 24 August 2008  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle\\_east/7580290.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/7580290.stm)  
**Date accessed: 8 December 2008**  
 d Iraqi Kurds split between Iran and US, 10 May 2007  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle\\_east/6638255.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/6638255.stm)  
**Date accessed: 11 December 2008**  
 e Tehran homeless women find refuge, 17 November 2006  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle\\_east/6156142.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/6156142.stm)  
**Date accessed: 11 December 2008**  
 f Marry or lose job, says Iran firm, 10 June 2008  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle\\_east/7447227.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/7447227.stm)  
**Date accessed: 11 December 2008**  
 g  
**Date accessed: 11 December 2008**  
 k Iran executes juvenile offender, 12 June 2008  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle\\_east/7450322.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/7450322.stm)  
**Date accessed: 12 June 2008**  
 l Iran hangs second teenage killer, 27 August 2008  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle\\_east/7584018.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/7584018.stm)  
**Date accessed: 27 August 2008**  
 w WTO agrees entry talks with Iran, 26 May 2005  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle\\_east/4582081.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/4582081.stm)  
 x Iranian rapist faces death fall, 19 July 2002  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle\\_east/2139221.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/2139221.stm)  
 y UK names Iran Ambassador, 24 September 2002  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle\\_east/2279057.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/2279057.stm)  
 z Iran launches anti-vice crackdown, 12 November 2007  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle\\_east/7091272.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/7091272.stm)  
**Date accessed: 11 November 2007**  
 ag Iran's 'diagnosed transsexuals', 25 February 2008  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle\\_east/7259057.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/7259057.stm)  
 ah Gay Iranian deportation reviewed, 13 March 2008  
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/europe/7294908.stm>  
 ax Iran: Guardian Council rejects amendment to election law, 2 April 2003

- ay Iran stops stoning of women adulterers, 27 December 2002  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle\\_east/2609597.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/2609597.stm)
- bb Iran manufactures generic AIDS drugs, market to be supplied soon, 13 February 2003
- be Iran hires first woman bus driver, 2 November 2002  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/not\\_in\\_website/syndication/monitoring/media\\_reports/2391703.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/not_in_website/syndication/monitoring/media_reports/2391703.stm)
- bf Constitution watchdog approves bill giving women rights to divorce, 1 December 2002
- bg Iran: Foreign Ministry official says expatriates will be given passports, 2 September 2002
- bi Iranian Protests Fail to Bring Change, 22 June 2003  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle\\_east/3011132.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/3011132.stm)
- bj Iran Students Ordered Released, 7 August 2003  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle\\_east/3132637.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/3132637.stm)
- bo Iran: Khatami says Twin Bills not to be sent to Expediency Council, 13 August 2003
- bq Iranian Women workers said to Face Twice as many Problems as Men, 2 August 2003
- by Iran's Policewomen return to the Beat, 4 October 2003  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle\\_east/3164946.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/3164946.stm)
- cf How Iran votes, 3 February 2004  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle\\_east/3441601.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/3441601.stm)
- cg Q&A: Iran election crisis, 1 February 2004  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle\\_east/3389017.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/3389017.stm)
- ch Predicted win for Iranian hardliners, 25 February 2004  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle\\_east/3486284.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/3486284.stm)
- cp Iran MPs push for women's rights, 10 May 2004  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle\\_east/3701743.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/3701743.stm)
- cq Iran 'forced' Afghans to go home, 21 January 2005  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south\\_asia/4193567.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/4193567.stm)
- cs Iran liberalises laws on abortion, BBC News 12 April 2005  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle\\_east/4436445.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/4436445.stm)
- cy Profile: Iran's dissident ayatollah, 30 January 2003  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle\\_east/2699541.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/2699541.stm)
- cz Iran bans female 'Schumacher', 19 February 2008  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/programmes/this\\_world/7250826.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/programmes/this_world/7250826.stm)
- da Country profile: Iran, 3 June 2008  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle\\_east/country\\_profiles/790877.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/country_profiles/790877.stm)
- db US and EU issue new Iran warning, 10 June 2008  
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/europe/7445370.stm>
- dc Timeline: Iran  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle\\_east/country\\_profiles/806268.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/country_profiles/806268.stm)

[22] **The Economist**, [www.economist.com](http://www.economist.com)

- a. A hollow victory, 2 July 2009,  
[http://www.economist.com/displayStory.cfm?story\\_id=13962558](http://www.economist.com/displayStory.cfm?story_id=13962558)  
**Date accessed 2 July 2009**

[23] **The Centre for Applied Linguistics** <http://www.cal.org/>

- a Kurdish as an Iranian Language, 18 February 2004  
<http://www.cal.org/co/kurds/klang.html>  
**Date accessed: 3 December 2008**

- [24] **Economist Intelligence Unit** <http://www.economist.com/index.cfm>
- a Iran Country Profile 2008, 1 October 2008  
[http://www.eiu.com/report\\_dl.asp?issue\\_id=943832679&mode=pdf](http://www.eiu.com/report_dl.asp?issue_id=943832679&mode=pdf)  
**Date accessed: 10 November 2008**
  - b Iran Country Report, September 2005  
[http://www.eiu.com/report\\_dl.asp?issue\\_id=199426005&mode=pdf](http://www.eiu.com/report_dl.asp?issue_id=199426005&mode=pdf)
  - c A sorry election, 23 February 2004  
[http://www.economist.com/agenda/displaystory.cfm?story\\_id=E1\\_NQVG\\_RST](http://www.economist.com/agenda/displaystory.cfm?story_id=E1_NQVG_RST)  
**Date accessed: 11 July 2008**
  - d Iran Country Report, December 2008  
[http://www.eiu.com/report\\_dl.asp?issue\\_id=904071275&mode=pdf](http://www.eiu.com/report_dl.asp?issue_id=904071275&mode=pdf)  
**Date accessed: 6 February 2009**
- [25] **War Resisters' International** <http://www.wri-irg.org/from-off.htm>
- a Refusing to bear arms: a world survey of conscription and conscientious objection to military service  
<http://www.wri-irg.org/co/rtba/index.html>  
**Date accessed: 29 September 2006**
- [26] **Foreign and Commonwealth Office**  
<http://www.fco.gov.uk/servlet/Front?pagename=OpenMarket/Xcelerate/ShowPage&c=Page&cid=1007029390554>
- a FCO Correspondence: Medical Facilities in Iran, 23 January 2002
  - b Annual Report on Human Rights 2008 - Iran, 26 March 2009  
Via: <http://www.unhcr.org/refworld/docid/49ce361a2.html>  
**Date accessed: 2 June 2009**
  - d FCO Country Profiles – Iran, 19 March 2009  
<http://www.fco.gov.uk/servlet/Front?pagename=OpenMarket/Xcelerate/ShowPage&c=Page&cid=1007029394365&a=KCountryProfile&aid=1018535850291>
  - e FCO Correspondence: Penalties for Illegal Exit from Iran, 20 August 2001
  - F FCO Correspondence: Treatment Returned Asylum Seekers, 5 September 2002
  - k FCO Human Rights Annual Report 2007, March 2008  
<http://www.fco.gov.uk/resources/en/pdf/human-rights-report-2007>
  - l Letter dated 15 April 2008 on homosexuality  
Hard copy only
- [27] **Psychiatric Times**  
Mental Health Care in the Developing World, January 2002  
<http://www.psychiatrictimes.com/display/article/10168/52476>
- [28] **World Health Organisation**
- b World Health Organisation: Project Atlas 2002
  - d World Health Organisation: Country Brief, April 2006  
[http://www.who.int/countryfocus/cooperation\\_strategy/ccsbrief\\_irn\\_en.pdf](http://www.who.int/countryfocus/cooperation_strategy/ccsbrief_irn_en.pdf)
  - e Mental Health Atlas 2005  
[http://www.who.int/mental\\_health/evidence/atlas/profiles\\_countries\\_e\\_i.pdf](http://www.who.int/mental_health/evidence/atlas/profiles_countries_e_i.pdf)
- [29] **Committee to Protect Journalists**
- a Attacks on the Press in 2008 - Iran, 10 February 2009  
Via <http://www.unhcr.org/refworld/docid/4992c49626.html>  
**Date accessed: 12 June 2009**



- [30] **Coalition to Stop the Use of Child Soldiers**  
 a Child Soldiers Global Report 2008 – Iran, 20 May 2008  
[http://www.childsoldiersglobalreport.org/files/country\\_pdfs/FINAL\\_2008\\_Global\\_Report.pdf](http://www.childsoldiersglobalreport.org/files/country_pdfs/FINAL_2008_Global_Report.pdf)  
**Date accessed: 3 June 2009**
- [31] **The Washington Post**  
 a Class Is Pivotal In Iran Runoff, 24 June 2005  
[http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2005/06/23/AR2005062301774\\_pf.html](http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2005/06/23/AR2005062301774_pf.html)  
**Date accessed: 5 December 2008**
- [32] **US Office of Personnel Management – Citizenship Laws of the World, March 2001**  
<http://www.opm.gov/extra/investigate/IS-01.pdf>
- [33] **Landinfo, landinfo.no**  
 a Chrisitans and converts in Iran, 10 June 2009,  
[http://www.landinfo.no/asset/920/1/920\\_1.pdf](http://www.landinfo.no/asset/920/1/920_1.pdf)  
**Date accessed 30 June 2009**
- [34] **Revisiting ‘The Hidden Epidemic’ A Situation Assessment of Drug Use in Asia in the Context of HIV/AIDS, January 2002**  
**Gary Reid, principal author of report, The Centre for Harm Reduction**  
<http://www.ahrn.net/index.php>  
**Date accessed: 1 February 2006**
- [35] **U.S. Committee for Refugees and Immigrants**  
 a World Refugee Survey 2008 – Iran, 19 June 2008  
<http://www.refugees.org/countryreports.aspx?id=2145>  
**Date accessed: 19 June 2008**
- [36] **World Bank Group**  
 a Iran: Overview, 2006.  
<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/COUNTRIES/MENAEXT/IRANEXTN/0,,menuPK:312964~pagePK:141132~piPK:141121~theSitePK:312943,00.html>  
**Date accessed: 29 September 2006**  
 b Country Brief, September 2006  
<http://siteresources.worldbank.org/INTIRAN/Resources/IRAN-BRIEF-2006AM.pdf>  
**Date accessed: 29 September 2006**
- [37] **OldCarpet.com**  
 a Where are Qashqai? Undated  
<http://www.oldcarpet.com/qashqai.htm>  
**Date accessed: 16 June 2009**
- [38] **Reporters sans Frontières / Reporters without Borders (RSF)**  
 a Press freedom violations recounted in real time, 2 July 2009, accessed via UNHCR’s refworld database,  
<http://www.unhcr.org/refworld/country,,,IRN,,4a4dec0214,0.html> Date accessed 2 July 2009  
 b World Report 2009 - Iran, 1 May 2009

Via <http://www.unhcr.org/refworld/docid/49fea979c.html>

**Date accessed : 12 June 2009**

**[39] Habitat International Coalition**

- a Iran confiscating minorities' land says UN report, 17 August 2005  
<http://www.hic-net.org/articles.asp?PID=329>

**Date accessed: 5 December 2008**

**[40] [www.exchangerate.com](http://www.exchangerate.com)**

- a Pound vs Iranian Rial exchange rates in June 2009,  
[http://www.exchangerate.com/past\\_rates.html?letter=U&cont=&cid=238&year=&month=&currency=112&action=Submit](http://www.exchangerate.com/past_rates.html?letter=U&cont=&cid=238&year=&month=&currency=112&action=Submit) **Date accessed 2 July 2009**

**[41] -**

**[42] Radio Free Europe / Radio Liberty (RFE/RL)**

- a Iran: Human rights groups condemn cases of stoning, 4 July 2001  
<http://www.rferl.org/content/Article/1096859.html>
- b Iran: Iraqi Refugees leaving Iran, 31 March 2004  
<http://www.rferl.org/content/Article/1143128.html>
- c Iran Jails Four Women's Rights Activists, 3 September 2008  
[http://www.rferl.org/content/Iran\\_Jails\\_Four\\_Womens\\_Rights\\_Activists/196043.html](http://www.rferl.org/content/Iran_Jails_Four_Womens_Rights_Activists/196043.html)  
**Date accessed: 20 November 2008**
- d EU Takes Iranian Group Off Terror List, But Status Still Disputed, 26 January 2009  
[http://www.rferl.org/Content/EU\\_Takes\\_Iranian\\_Group\\_Off\\_Terror\\_List\\_But\\_Status\\_Still\\_Disputed/1374990.html](http://www.rferl.org/Content/EU_Takes_Iranian_Group_Off_Terror_List_But_Status_Still_Disputed/1374990.html)  
**Date accessed: 8 April 2009**
- e Iran: Technocrats and Reformists Square Off Against Conservatives and Labor over WTO Membership, 28 June 2005  
<http://www.rferl.org/content/Article/1059553.html>
- f Iran: Is There An Anti-Homosexual Campaign? 1 September 2005  
<http://www.rferl.org/content/Article/1061077.html>
- m Iran: Traditional Azeri Wedding Leads To Groom's Arrest in Iran, 25 July 2008  
[http://www.rferl.org/content/Traditional\\_Azeri\\_Wedding\\_Leads\\_To\\_Arrest\\_In\\_Iran/1186350.html](http://www.rferl.org/content/Traditional_Azeri_Wedding_Leads_To_Arrest_In_Iran/1186350.html)  
**Date accessed: 11 December 2008**
- n Iraqi army besieges Iranian exile camp, 16 March 2009  
 Via <http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain?page=country&docid=49c26a9628&amp;skip=0&amp;coi=IRN&amp;querysi=mko&amp;searchin=fulltext&amp;display=10&amp;sort=date>  
**Date accessed: 10 June 2009**
- p Iran: Secretive Assembly Of Experts Begins Fourth Term, 20 February 2007  
<http://www.rferl.org/content/Article/1074823.html>  
**Date accessed: 5 August 2008**
- q Iran: President Ahmadinejad Comes under Fire, 19 January 2007  
<http://www.rferl.org/content/Article/1074152.html>  
**Date accessed: 5 August 2008**
- r Iran: Tehran Launches Plan To Expel Illegal Afghan Workers, 6 November 2006

- <http://www.rferl.org/featuresarticle/2006/11/6EE3813B-A2C2-4404-BE72-DD55858E048F.html>  
**Date accessed: 5 August 2008**
- s Iran: Student Activists Detained on Anniversary of Unrest, 9 July 2007  
<http://www.rferl.org/content/Article/1077524.html>  
**Date accessed: 5 August 2008**
- t Iran: Iranian Students Protest During Ahmadinejad Speech, 8 October 2007  
<http://www.rferl.org/featuresarticle/2007/10/127E1D9B-927F-4211-9349-377EE2E19D64.html>  
**Date accessed: 5 August 2008**
- u Iran: Speaker for Pro-Reform Student Group Detained In Iran, 8 November 2007  
<http://www.rferl.org/featuresarticle/2007/11/FF2FC53F-562E-42DE-943E-702E3279E53C.html>  
**Date accessed: 5 August 2008**
- v Iran: Protests Lend Momentum To Students' Struggle, 9 December 2007  
<http://www.rferl.org/featuresarticle/2007/12/523EDA7A-3597-49B3-93F7-C89950781879.html>  
**Date accessed: 5 August 2008**
- x Iran: Child Offenders Face 'Imminent Execution' On Death Row, 15 January 2008  
<http://www.rferl.org/content/Article/1079355.html>  
**Date accessed: 5 August 2008**
- Y US Human rights activists urge action against Iran, dated 30 June 2009  
[http://www.rferl.org/content/US\\_Human\\_Rights\\_Activists\\_Urge\\_Action\\_Against\\_Tehran/1766718.html](http://www.rferl.org/content/US_Human_Rights_Activists_Urge_Action_Against_Tehran/1766718.html)  
**Date accessed 2 July 2009**
- aa Iran: Criminals Lose Hands And Feet As Shari'a Law Imposed, 7 January 2008  
<http://www.rferl.org/content/article/1079325.html>  
**Date accessed: 5 August 2008**
- ab Iranian Cleric Says Fatwa Against Rushdie 'Still Alive', 22 June 2007  
<http://www.rferl.org/content/Article/1077274.html>  
**Date accessed: 5 August 2008**
- ac Iranian Labor Activists' Prison Sentences Upheld, 30 October 2007  
<http://www.rferl.org/featuresarticle/2007/10/A0DE78BB-8D6E-46CA-9D6F-519D0F0F9731.html>  
**Date accessed: 5 August 2008**
- ad Iran: Government's Jobless Figures Questioned, 12 October 2007  
<http://www.rferl.org/featuresarticle/2007/10/6B17FB59-022B-4D47-82F6-B567EFE5C7CB.html>  
**Date accessed: 5 August 2008**
- ae Iran: Persian Gay and Lesbian Activist Urges Tolerance, 17 May 2007  
<http://www.rferl.org/content/Article/1076544.html>
- ag Iran: Judiciary Chief Seeks Curb On Public Executions, 31 January 2008  
<http://www.rferl.org/featuresarticle/2008/01/8f82188c-4c90-4336-88d7-9a90348e5fd3.html>
- ah Iran: Supreme court upholds principle of morality killings, 23 April 2007  
<http://www.rferl.org/content/Article/1076041.html>  
**Date accessed: 18 July 2008**
- aj Iran: Voters see little choice, less democracy in parliamentary poll, 13 March 2008  
<http://www.rferl.org/content/Article/1079633.html>  
**Date accessed: 24 July 2008**
- am Iran Report, 22 October 2001

Via <http://www.globalsecurity.org/wmd/library/news/iran/2001/40-221001.html>

- [43] **Report on the Mission to Iran – 16 May – 6 July 2002 – CEDOCA**
- [44] **US Central Intelligence Agency** <https://www.cia.gov/>
  - a The World Fact Book: Iran, updated 18 December 2008  
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ir.html>  
**Date accessed: 18 December 2008**
- [45] **International Monetary Fund**
  - a Public Information Notice (PIN) No. 08/86, 18 July 2008  
<http://www.imf.org/external/np/sec/pn/2008/pn0886.htm>  
**Date accessed: 6 February 2009**
- [46] **Asia Times Online**
  - a Iran's Clerics take the First Round, 5 June 2003  
[http://www.atimes.com/atimes/Middle\\_East/EF05Ak03.html](http://www.atimes.com/atimes/Middle_East/EF05Ak03.html)
  - b Iran: Invisible hands guide military ambitions, 28 May 2004  
[http://www.atimes.com/atimes/Middle\\_East/FE28Ak05.html](http://www.atimes.com/atimes/Middle_East/FE28Ak05.html)  
**Date accessed: 1 February 2006**
- [47] -
- [48] -
- [49] **ReliefWeb**
  - b Iran to strip Afghans of Refugee Status, promises new curbs, Agence France-Presse, 10 March 2004
  - c Iran: UNHCR to assist 150,000 Afghan returnees in 2006, 2 March 2006  
<http://www.reliefweb.int/rw/RWB.NSF/db900SID/RURI-6MHS2S?OpenDocument>  
**Date accessed: 2 March 2006**
- [50] **Islamic Penal Code: Excerpts Relating to Women. Afkhami, Mahnaz and Erika Friedl, eds. In the Eye of the Storm: Women in Post-Revolutionary Iran. Syracuse, New York: Syracuse University Press, 1994**  
<http://www.learningpartnership.org/resources/legislation/nationallaw/iran>  
**Date accessed: 1 February 2006**
- [51] **A Wedding, Tehrani Style by B Bagheri**
- [52] -
- [53] **Payvand News**
  - a Iran to exercise its inalienable right to peaceful N-technology: UN envoy, 28 October 2008  
<http://www.payvand.com/news/08/oct/1281.html>  
**Date accessed: 8 December 2008**
  - b Iran's minorities hail approval of law on equal blood money, 29 December 2003
  - f Iran's Nobel laureate hails approval of better child custody rights, 2 December 2003
  - h Analysts: Iran Parliamentary Election Crucial For Iranian President, 15 January 2008

<http://www.payvand.com/news/08/jan/1139.html>

**Date accessed: 28 January 2008**

[54] -

[55] -

[56] **FIDH - Fédération Internationale des Ligues des Droits de l'Homme  
(International Federation for Human Rights)**

<http://www.fidh.org/spip.php?rubrique2>

- a Sentencing of four women human rights defenders to six months in prison, 19 September 2008  
[http://www.fidh.org/IMG/article\\_PDF/article\\_5866.pdf](http://www.fidh.org/IMG/article_PDF/article_5866.pdf)  
**Date accessed: 5 December 2008**
- c Appraisal of the EU Human Rights Dialogues: Assessment of the Human Rights situation in Iran, July 2004  
[http://www.fidh.org/IMG/pdf/ir\\_ue072004a.pdf](http://www.fidh.org/IMG/pdf/ir_ue072004a.pdf)
- d Iran – written intervention, 61<sup>st</sup> session Commission on Human Rights 14 March – 22 April 2005, 11 February 2005  
<http://www.fidh.org/spip.php?article2552>
- e UN General Assembly – Third Committee 60th session, Briefing note on the human rights situation in the Islamic Republic of Iran, October 2005  
[http://www.fidh.org/IMG/pdf/ir\\_un2005a.pdf](http://www.fidh.org/IMG/pdf/ir_un2005a.pdf)  
**Date accessed: 1 February 2006**
- g Arbitrary arrests and sentences against women's rights defenders in Iran: the Observatory urges the international community to react, 3 September 2007  
[http://www.fidh.org/IMG/pdf/Iran\\_women\\_activists\\_.pdf](http://www.fidh.org/IMG/pdf/Iran_women_activists_.pdf)  
**Date accessed: 29 September 2007**
- h Human rights situation in the Islamic Republic of Iran, 18 March 2009 (via UNHCR's refworld database)  
<http://www.unhcr.org/refworld/country,.../IRN,,49d1ce0a2,0.html>  
**Date accessed: 2 June 2009**
- i Iran/Death Penalty: a State Terror Policy, 28 April 2009 (via UNHCR's refworld database) <http://www.unhcr.org/refworld/docid/49f9ad372.html>  
**Date accessed: 5 June 2009**

[57] **LifeSiteNews.com**

- a Iran Rejects Easing of Abortion Law, 9 May 2005  
<http://www.lifesitenews.com/ldn/2005/may/05050909.html>  
**Date accessed: 11 December 2008**

[58] **Iran Chamber Society**

Iranian Calendar Converter

[http://www.iranchamber.com/calendar/converter/iranian\\_calendar\\_converter.php](http://www.iranchamber.com/calendar/converter/iranian_calendar_converter.php)

**Date accessed: 6 February 2009**

[59] -

[60] -



- [61] **Agence France-Presse**  
 a Four Iranian men sentenced to execution by stoning, 11 November 2003, reported in *Hindustani Times*  
 c Iran to hang 20 rapists and thugs soon, 10 July 2007  
 Via <http://www.mywire.com/a/AFP//3940407?extID=10051>  
**Date accessed: 5 December 2008**
- [62] **Transparency International**  
 a Corruption Perceptions Index 2008  
[http://www.transparency.org/policy\\_research/surveys\\_indices/cpi/2008](http://www.transparency.org/policy_research/surveys_indices/cpi/2008)  
**Date accessed: 10 March 2009**
- [63] -
- [64] -
- [65] -
- [66] **Mission for Establishment of Human Rights in Iran (MEHR IRAN)**  
 a Islamic Penal Code of Iran, ratified 28 November 1991, Book Five (Ta'azirat) ratified 22 May 1996  
[http://mehr.org/Islamic\\_Penal\\_Code\\_of\\_Iran.pdf](http://mehr.org/Islamic_Penal_Code_of_Iran.pdf)  
**Date accessed: 11 March 2009**
- [67] -
- [68] **NETIRAN.com**  
 a Interview with Shahram Mohammadzadeh about Iran's Citizenship Laws, 26 June 2002
- [69] -
- [70] -
- [71] **Arab Times Online**  
 a Nine 'thugs' publicly flogged, 19 October 2008  
<http://www.arabtimesonline.com/pdf08/oct/19/page%2007.pdf>  
**Date accessed: 16 March 2009**
- [72] **Center for Contemporary Conflict**  
 a Iranian Politics After the 2004 Parliamentary Election. Strategic Insights, Volume III, Issue 6 (June 2004)  
 b Op/Ed: The Causes and Consequences of Iran's June 2005 Presidential Election. Strategic Insights, Volume IV, Issue 8 (August 2005)  
<http://www.ccc.nps.navy.mil/si/2005/Aug/qasiorowskiAug05.asp>  
**Date accessed: 1 February 2006**
- [73] **Feminist Majority Foundation Online**  
 a Iran's Parliament Approves Draft of Abortion Bill, 22 July 2004
- [74] -

**[75] IRINNEWS.ORG**

- a Iran: Reformists propose equal inheritance rights for women, 22 June 2004
- b Iran: Iraqi refugees use new border crossing, 16 July 2004
- d Iran: Activists condemn execution of gay teens, 25 July 2005  
<http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=48274&SelectRegion=Asia&SelectCountry=IRAN>  
**Date accessed: 29 September 2006**

**[76] Iran Focus**

- a Iran leader urges police to keep up social vice crackdown, 8 November 2007  
[http://www.iranfocus.com/en/index2.php?option=com\\_content&do\\_pdf=1&id=13087](http://www.iranfocus.com/en/index2.php?option=com_content&do_pdf=1&id=13087)  
**Date accessed: 5 December 2008**
- b Women not permitted in cabinet of Iran's new president, 7 August 2005  
<http://www.iranfocus.com/modules/news/article.php?storyid=3216>  
**Date accessed: 1 February 2006**
- c Iranian hardliners reject bill to ease abortion ban, 9 May 2005  
<http://www.iranfocus.com/modules/news/article.php?storyid=2043>  
**Date accessed: 1 February 2006**
- d Amnesty: Two sisters to be stoned to death in Iran, 8 February 2008  
<http://www.iranfocus.com/modules/news/article.php?storyid=14104>
- e Iran wants to keep sexes apart in hospitals, 8 May 2007  
<http://www.iranfocus.com/en/women/iran-wants-to-keep-sexes-apart-in-hospitals.html>  
**Date accessed: 11 March 2009**

**[77] New York Times**

- c Dissident's Tale of Epic Escape From Iran's Vise, 13 July 2008  
<http://www.nytimes.com/2008/07/13/world/middleeast/13dissident.html?pagewanted=3&n=Top/News/World/Countries%20and%20Territories/Iran&r=1>
- d Iran Exonerates Six Who Killed in Islam's Name, 19 April 2007  
<http://www.nytimes.com/2007/04/19/world/middleeast/19iran.html?r=2>  
**Date accessed: 2 December 2008**

**[78] US Congressional Research Service [www.crs.gov](http://www.crs.gov) (the Service's products are not made available online, and have to be accessed via alternative websites)**

- a Iran's 2009 Presidential Elections, 22 June 2009. R40653 (accessed via opencrs.com) [http://assets.opencrs.com/rpts/R40653\\_20090622.pdf](http://assets.opencrs.com/rpts/R40653_20090622.pdf)  
**Date accessed: 22 June 2009**
- b Iran: US Concerns and Policy Responses, 2 July 2009,  
[http://assets.opencrs.com/rpts/RL32048\\_20090702.pdf](http://assets.opencrs.com/rpts/RL32048_20090702.pdf) **Date accessed 2 July 2009**
- c Iran's Economic Conditions: US Policy Issues, 15 June 2009  
[http://assets.opencrs.com/rpts/RL34525\\_20090615.pdf](http://assets.opencrs.com/rpts/RL34525_20090615.pdf) **Date accessed 20 June 2009**

- [79] **Library of Congress – Federal Research Division**  
<http://www.loc.gov/rr/frd/>  
 a Country Profile Iran, May 2008  
<http://lcweb2.loc.gov/frd/cs/profiles/Iran.pdf>  
**Date accessed: 7 August 2008**
- [80] **GlobalSecurity.org**  
 h [Ban on MKO chief's entry to UK expected to remain in force, 28 January 2009](#)  
**Date accessed: 15 June 2009**  
**Date accessed: 15 April 2009**
- [81] -
- [82] **US Energy Information Administration**  
 a Country Analysis Brief, October 2007  
<http://www.eia.doe.gov/emeu/cabs/Iran/Background.html>  
**Date accessed: 7 August 2008**
- [83] -
- [84] **International Crisis Group**  
 a Iran: What Does Ahmadi-Nejad's Victory Mean?, 4 August 2005  
[http://www.crisisgroup.org/library/documents/middle\\_east\\_north\\_africa/iraq\\_iran\\_gulf/b18\\_iran\\_what\\_does\\_ahmadi\\_nejad\\_victory\\_mean\\_web.doc](http://www.crisisgroup.org/library/documents/middle_east_north_africa/iraq_iran_gulf/b18_iran_what_does_ahmadi_nejad_victory_mean_web.doc)  
**Date accessed: 1 February 2006**
- [85] -
- [86] **Danish Immigration Service**  
 a Report from the fact-finding mission to Teheran and Ankara: 'On certain crimes and punishments in Iran', 22 January to 29 January 2005  
 Via <http://www.unhcr.org/refworld/country,,DIS,,IRN,,4476d5534,0.html>  
 b Human Rights Situation for Minorities, Women and Converts, and Entry and Exit Procedures, ID Cards, Summons and Reporting, etc.', released April 2009  
<http://www.unhcr.org/refworld/type,FACTFINDING,,,49fff6102,0.html>  
**Date accessed 1 June 2009**  
 Via <http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain?page=country&docid=49fff6102&skip=0&coi=IRN&querysi=desertion&searchin=fulltext&p;display=10&sort=date>  
**Date accessed: 3 June 2009**  
 c Danish fact-finding mission to Iran – September 2000
- [87] **The Beckley Foundation Drug Policy Programme**  
 a Briefing Paper Eight, The Rise of Harm Reduction in the Islamic Republic of Iran, July 2005

- [88] **US Commission on International Religious Freedom**  
<http://www.uscirf.gov/>  
 b Annual Report of the United States Commission on International Religious Freedom, May 2009  
[http://www.uscirf.gov/index.php?option=com\\_content&task=view&id=2260&Itemid=35](http://www.uscirf.gov/index.php?option=com_content&task=view&id=2260&Itemid=35)  
**Date accessed: 12 June 2009**
- [89] -
- [90] **The International Confederation of Free Trade Unions (ICFTU)**  
 a Iran: Annual Survey of Violations of Trade Union Rights (2005) , 18 October 2005  
<http://www.icftu.org/displaydocument.asp?Index=991222265&Language=EN&Printout=Yes>  
**Date accessed: 1 February 2006**  
 b Iran: Annual Survey of Violations of Trade Union Rights (2006) , 7 June 2006  
<http://www.icftu.org/displaydocument.asp?Index=991223908&Language=EN&Printout=Yes>  
**Date accessed: 29 September 2006**
- [91] -
- [92] -
- [93] -
- [94] **Center for Iranian Studies at Tel Aviv University**  
 a A Mid-Term Assessment of Ahmadinejad's Gender Policy, 26 September 2007  
[http://www.tau.ac.il/site/DocServer/iran\\_pulse\\_16.pdf.pdf?docID=2341](http://www.tau.ac.il/site/DocServer/iran_pulse_16.pdf.pdf?docID=2341)  
**Date accessed: 28 December 2007**
- [95] **Bureau of International Narcotics and Law Enforcement Affairs**  
 a International Narcotics Control Strategy Report 2007  
 Released by the Bureau of International Narcotics and Law Enforcement Affairs, Africa and the Middle East, March 2007  
<http://www.state.gov/p/inl/rls/nrcrpt/2007/vol1/html/80861.htm>  
**Date accessed: 28 December 2007**
- [96] -
- [97] -
- [98] -
- [99] **The International Gay and Lesbian Human Rights Commission (IGLHRC)**  
<http://www.iglhrc.org/site/iglhrc/>  
 a IGLHRC Condemns Iran's Continued Use of Sodomy Laws To Justify Executions and Arbitrary Arrests, 18 July 2007  
<http://www.iglhrc.org/site/iglhrc/section.php?id=5&detail=752>  
**Date accessed: 28 December 2007**

- [100] **IPS-Inter Press Service International Association**  
<http://www.ipsnews.net/>  
 a IRAN: Temporary Marriages Just a Way to Degrade Women – Critics, 26 June 2007  
<http://ipsnews.net/print.asp?idnews=38316>  
**Date accessed: 28 December 2007**
- [101] **Emad aldin Baghi, Iranian independent journalist and writer**  
<http://www.emadbaghi.com/en/>  
 a The Issue of Executions of under-18 in Iran, 9 July 2007  
<http://www.emadbaghi.com/en/archives/000924.php>  
**Date accessed: 28 December 2007**
- [102] -
- [103] -
- [104] **International Lesbian and Gay Association**  
 State Homophobia April 2007  
[http://www.ilga.org/statehomophobia/State\\_sponsored\\_homophobia\\_ILGA\\_07.pdf](http://www.ilga.org/statehomophobia/State_sponsored_homophobia_ILGA_07.pdf)
- [105] **UK Lesbian and Gay Immigration Group (UKLGIG)**  
 State Homophobia April 2007  
[http://www.uklgig.org.uk/docs/annual\\_reports/Annual\\_Report\\_2007\\_lightversion.pdf](http://www.uklgig.org.uk/docs/annual_reports/Annual_Report_2007_lightversion.pdf)
- [106] -
- [107] **New Internationalist**  
 Sexual Exiles, Issue 229, March 1992  
<http://www.newint.org/issue229/sexual.htm>
- [108] **San Francisco Bay Times**  
 Sweden to Deport Gay Iranian, 12 October 2006  
[http://www.sfbaytimes.com/index.php?article\\_id=5592&sec=article](http://www.sfbaytimes.com/index.php?article_id=5592&sec=article)
- [109] **Iranian Minorities' Human Rights Organisation (IMHRO)**  
 a Education in Mother tongue is forbidden for Minorities in Iran, 18 February 2008 - Hard copy only
- [110] **Afghanistan Research and Evaluation Unit**  
 Second-generation Afghans in Iran: Integration, Identity and Return, April 2008  
 Via <http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain?docid=4846b2062>
- [111] **CIA World Factbook**  
 Iran, last updated 14 May 2009  
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ir.html>  
**Date accessed: 2 June 2009**
- [112] **Freedom House**  
 a Countries at the Crossroads 2007 – Iran, 25 September 2007



Via <http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain?page=country&docid=4738692564&amp;skip=0&coi=IRN&querysi=suffrage&searchin=fulltext&amp;display=10&sort=date>

- b Discrimination and Intolerance in Iran's Textbooks, 27 March 2008  
Via <http://www.unhcr.org/refworld/docid/484901281a.html>  
**Date accessed: 10 June 2009**
- c Freedom in the World 2008 – Iran, 2 July 2008  
<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2008&country=7413>  
**Date accessed: 12 June 2009**
- d Freedom of the Press 2008 - Iran, 29 April 2008  
Via <http://www.unhcr.org/refworld/docid/4871f60c18.html>  
**Date accessed: 12 June 2009**
- e Freedom of Association Under Threat - Iran, 21 November 2008  
Via <http://www.unhcr.org/refworld/docid/492a7518c.html>  
**Date accessed: 9 June 2009**
- f Freedom on the Net 2009 - Iran, 1 April 2009  
Via <http://www.unhcr.org/refworld/docid/49d47592c.html>  
**Date accessed: 11 June 2009**

**[113] British Council**

Education in Iran

<http://www.britishcouncil.org/iran-discover-iran-education-in-iran-education-system.htm>

**Date accessed: 24 June 2008**

**[114] -**

**[115] The Global Campaign to Stop Killing and Stoning Women**

Stoning and Human Rights

<http://stop-stoning.org/node/10>

**Date accessed: 5 June 2009**

**[116] Christian Solidarity Worldwide (CSW)**

a Religious Freedom Profile: Iran, July 2008

<http://dynamic.csw.org.uk/article.asp?t=report&id=97>

**Date accessed: 15 June 2009**

b Iran Bio, undated

<http://www.cswusa.com/Countries/Iran.htm>

**Date accessed: 15 June 2009**

**[117] Compass Direct News**

b Iran: 'Apostasy' Bill Appears Likely To Become Law, 23 September 2008

<http://www.compassdirect.org/en/display.php?page=news&lang=en&length=long&id=5599>

**Date accessed: 4 June 2009**

**[118] -**

**[119] Hands off Cain**

c 2008 World Report, 24 July 2008

<http://www.handsoffcain.info/bancadati/index.php?tipotema=arg&idtema=10314693>

**Date accessed: 9 June 2009**

[120] -

[121] **Constitution Finder, University of Richmond**

Iran

<http://www.servat.unibe.ch/law/icl/ir000000.html>

Date accessed: 11 July 2008

[122] -

[123] -

[124] **The Daily Mail**

a Sharia UK: What exactly does it mean?, 8 February 2008

<http://www.dailymail.co.uk/news/article-512973/Sharia-UK-What-exactly-does-mean.html>

[125] **Jane's Sentinel Country Risk Assessments**

a Iran: External Affairs, 1 April 2008

[http://www4.janes.com/subscribe/sentinel/GULFS\\_doc\\_view.jsp?Sent\\_Country=Iran&Prod\\_Name=GULFS&K2DockKey=/content1/janesdata/sent/gulfsu/irans080.htm@current](http://www4.janes.com/subscribe/sentinel/GULFS_doc_view.jsp?Sent_Country=Iran&Prod_Name=GULFS&K2DockKey=/content1/janesdata/sent/gulfsu/irans080.htm@current)

b Iran: Army, 5 January 2009

[http://www4.janes.com/subscribe/sentinel/GULFS\\_doc\\_view.jsp?K2DockKey=/content1/janesdata/sent/gulfsu/irans110.htm@current&Sent\\_Country=Iran&Prod\\_Name=GULFS&QueryText=%3CAND%3E%28%3COR%3E%28%28%5B80%5D%28+iran+%3CAND%3E++conscription%29+%3CIN%3E+body%29%2C+%28%5B100%5D+%28%5B100%5D%28+iran+%3CAND%3E++conscription%29+%3CIN%3E+title%29+%3CAND%3E+%28%5B100%5D%28+iran+%3CAND%3E++conscription%29+%3CIN%3E+body%29%29%29%29#toclink-j2381118844245183](http://www4.janes.com/subscribe/sentinel/GULFS_doc_view.jsp?K2DockKey=/content1/janesdata/sent/gulfsu/irans110.htm@current&Sent_Country=Iran&Prod_Name=GULFS&QueryText=%3CAND%3E%28%3COR%3E%28%28%5B80%5D%28+iran+%3CAND%3E++conscription%29+%3CIN%3E+body%29%2C+%28%5B100%5D+%28%5B100%5D%28+iran+%3CAND%3E++conscription%29+%3CIN%3E+title%29+%3CAND%3E+%28%5B100%5D%28+iran+%3CAND%3E++conscription%29+%3CIN%3E+body%29%29%29%29#toclink-j2381118844245183)

Date accessed: 3 June 2009

c Iran: Non-state Armed Groups, 23 January 2009

[http://www4.janes.com/subscribe/sentinel/GULFS\\_doc\\_view.jsp?K2DockKey=/content1/janesdata/sent/gulfsu/gulfa014.htm@current&Sent\\_Country=Iran&Prod\\_Name=GULFS&QueryText=%3CAND%3E%28%3COR%3E%28%28%5B80%5Dkomala+%3CIN%3E+body%29%2C+%28%5B100%5D+%28%5B100%5Dkomala+%3CIN%3E+title%29+%3CAND%3E+%28%5B100%5Dkomala+%3CIN%3E+body%29%29%29%29](http://www4.janes.com/subscribe/sentinel/GULFS_doc_view.jsp?K2DockKey=/content1/janesdata/sent/gulfsu/gulfa014.htm@current&Sent_Country=Iran&Prod_Name=GULFS&QueryText=%3CAND%3E%28%3COR%3E%28%28%5B80%5Dkomala+%3CIN%3E+body%29%2C+%28%5B100%5D+%28%5B100%5Dkomala+%3CIN%3E+title%29+%3CAND%3E+%28%5B100%5Dkomala+%3CIN%3E+body%29%29%29%29)

Date accessed: 11 June 2009

d Iran: Political Leadership, 6 October 2008

[http://www4.janes.com/subscribe/sentinel/GULFS\\_doc\\_view.jsp?Sent\\_Country=Iran&Prod\\_Name=GULFS&K2DockKey=/content1/janesdata/sent/gulfsu/irans020.htm@current](http://www4.janes.com/subscribe/sentinel/GULFS_doc_view.jsp?Sent_Country=Iran&Prod_Name=GULFS&K2DockKey=/content1/janesdata/sent/gulfsu/irans020.htm@current)

e Iran: Security And Foreign Forces, 23 January 2009

[http://www4.janes.com/subscribe/sentinel/GULFS\\_doc\\_view.jsp?K2DockKey=/content1/janesdata/sent/gulfsu/irans140.htm@current&Sent\\_Country=Iran&Prod\\_Name=GULFS&QueryText=%3CAND%3E%28%3COR%3E%28%28%5B80%5Dbasij+%3CIN%3E+body%29%2C+%28%5B100%5D+%28%5B100%5Dbasij+%3CIN%3E+title%29+%3CAND%3E+%28%5B100%5Dbasij+%3CIN%3E+body%29%29%29%29](http://www4.janes.com/subscribe/sentinel/GULFS_doc_view.jsp?K2DockKey=/content1/janesdata/sent/gulfsu/irans140.htm@current&Sent_Country=Iran&Prod_Name=GULFS&QueryText=%3CAND%3E%28%3COR%3E%28%28%5B80%5Dbasij+%3CIN%3E+body%29%2C+%28%5B100%5D+%28%5B100%5Dbasij+%3CIN%3E+title%29+%3CAND%3E+%28%5B100%5Dbasij+%3CIN%3E+body%29%29%29%29)

Date accessed: 1 June 2009

f Iran: Armed Forces, 2 December 2008

[http://www4.janes.com/subscribe/sentinel/GULFS\\_doc\\_view.jsp?K2Dockey=/content1/janesdata/sent/gulfsu/irans140.htm@current&Sent\\_Country=Iran&Prod\\_Name=GULFS&QueryText=%3CAND%3E%28%3COR%3E%28%28%5B80%5Dbasij+%3CIN%3E+body%29%2C+%28%5B100%5D+%28%5B100%5Dbasij+%3CIN%3E+title%29+%3CAND%3E+%28%5B100%5Dbasij+%3CIN%3E+body%29%29%29%29](http://www4.janes.com/subscribe/sentinel/GULFS_doc_view.jsp?K2Dockey=/content1/janesdata/sent/gulfsu/irans140.htm@current&Sent_Country=Iran&Prod_Name=GULFS&QueryText=%3CAND%3E%28%3COR%3E%28%28%5B80%5Dbasij+%3CIN%3E+body%29%2C+%28%5B100%5D+%28%5B100%5Dbasij+%3CIN%3E+title%29+%3CAND%3E+%28%5B100%5Dbasij+%3CIN%3E+body%29%29%29%29)

g Iran: Internal Affairs, 30 April 2009

[http://www4.janes.com/subscribe/sentinel/GULFS\\_doc\\_view.jsp?Sent\\_Country=Iran&Prod\\_Name=GULFS&K2DockKey=/content1/janesdata/sent/gulfsu/irans070.htm@current#toclink-j0011080002805](http://www4.janes.com/subscribe/sentinel/GULFS_doc_view.jsp?Sent_Country=Iran&Prod_Name=GULFS&K2DockKey=/content1/janesdata/sent/gulfsu/irans070.htm@current#toclink-j0011080002805)

Date accessed: 11 June 2009

[126] -

[127] -

[128] **Los Angeles Times**

a Till (His) Death Do They Part in Iran, 14 July 2002

<http://articles.latimes.com/2002/jul/14/news/adfg-husband14>

[129] -

[130] -

[131] **Mappery**

Pocket map of Tehran, 1998

<http://mappery.com/map-name/Tehran-Iran-Map>

Date accessed: 10 March 2009

[132] **The Ohio State University Department of Astronomy**

Lecture 11: The Calendar, 29 September 2007

<http://www.astronomy.ohio-state.edu/~pogge/Ast161/Unit2/calendar.html>

Date accessed: 10 March 2009

[133] **Austrian Centre for Country of Origin and Asylum Research and Documentation (ACCORD)**

a Iran: Which court is responsible if 'dowry'

(Mahr/Mehr/Mehryeh/Mahrieh/Mahriyeh) is not paid by the groom, what is the punishment for this offence, 28 October 2004

Via [http://www.ecoi.net/file\\_upload/response\\_en\\_63497.html](http://www.ecoi.net/file_upload/response_en_63497.html)

Date accessed: 19 November 2008

[134] **The Daily Telegraph**

a Hanged for being a Christian in Iran, 11 October 2008

<http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/middleeast/iran/3179465/Hanged-for-being-a-Christian-in-Iran.html>

Date accessed: 19 November 2008

[135] **The International Herald Tribune**

a Iran bill to ease polygamy angers women, 4 September 2008

<http://www.iht.com/articles/ap/2008/09/04/africa/ME-Iran-Polygamy.php?pass=truehttp://www.iht.com/articles/ap/2008/09/04/africa/ME-Iran-Polygamy.php?pass=true>

Date accessed: 26 November 2008

**[136] Women News Network**

- a Iran Women Say No to Polygamy, 23 September 2008  
<http://womennewsnetwork.net/2008/09/23/iran-women-say-no-to-polygamy/>  
**Date accessed: 26 November 2008**

**[137] Women's Learning Partnership**

- a Facing strong opposition, Iranian government backs down on discriminatory 'Family Protection Bill', 1 September 2008  
<http://www.learningpartnership.org/en/advocacy/alerts/iranfamilybill>  
**Date accessed: 26 November 2008**